

令和2年度

# 岐阜市包括外部監査報告書

岐阜市包括外部監査人

弁護士 竹 中 雅 史



## 目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	監査の対象年度	1
3.	包括外部監査人及び補助者	1
4.	選定した特定の事件（監査のテーマ）	1
5.	選定した理由	1
6.	利害関係	2
7.	監査の期間	2
8.	監査の手続	2
9.	監査の視点	4
第2部	総論	9
第1	岐阜市の補助金等の状況	9
1.	定義	9
2.	全体の金額	9
3.	説明区分による分類	9
4.	「岐阜市の補助金、負担金及び交付金一覧表」の作成	12
第2	岐阜市の補助金等への取組み	12
1.	これまでの経過	12
2.	現在の見直し方法	13
3.	参考資料	13
第3	監査の結果（全体について）	14
1.	全体管理	14
2.	透明化	15
3.	終期の設定	15
4.	見直しシステム	15
5.	事業評価のあり方	16
6.	事業評価ツール	17
7.	加入団体負担金の見直し	17
8.	任意団体の実質	18
9.	任意団体と職務専念義務	18
10.	実行委員会・任意団体の調査把握及び公表	19
11.	説明区分	19
12.	交付金及び負担金に関する規程	20
13.	交付要綱の根拠規定	21
14.	交付要綱による手続の省略	21
15.	前金払の理由	22
16.	余剰金の返還	22
17.	実績報告の実質化	23

第3部	各論（個別の補助金等の監査の結果）	24
第1	実行委員会（類似団体含む）	24
1.	特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金	24
2.	特別展「キラキラの昆虫展 2019」開催負担金	28
3.	ぎふサイエンスフェスティバル 2019 開催負担金	31
4.	イングリッシュ・キャンプ in GIFU開催負担金	33
5.	アートライブ・ウェルカム！アーティスト開催負担金	34
6.	笑いと感動のまちづくり事業負担金	35
7.	やないづ境川ふれあい夏祭り 2019 事業負担金	38
8.	GIFUナイトビュー事業実行委員会負担金	41
9.	長良川薪能開催負担金	44
10.	こよみのよぶね実行委員会負担金	47
11.	長良川ツーデーウォーク開催負担金	48
12.	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン大会開催負担金	50
13.	国際インラインスケート岐阜長良川大会開催負担金	52
14.	MAG-CUP少年サッカー交流大会開催負担金	54
15.	市民スポーツ・レクリエーション活動推進事業開催負担金	55
16.	岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会開催負担金	56
17.	岐阜市民文化祭岐阜市文芸祭開催負担金	58
18.	岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭開催負担金	60
19.	ぎふ長良川勝手おどり実行委員会負担金	61
20.	岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～開催負担金	64
21.	さんぼ de 野外ライブ開催負担金	66
22.	フローラリー岐阜開催負担金	68
23.	エコフェスタ開催負担金	70
24.	岐阜市地球温暖化対策推進委員会負担金	71
25.	友好都市等産業交流推進委員会負担金	73
第2	外郭団体	74
26.	岐阜市シルバー人材センター補助金	74
27.	岐阜市社会福祉協議会運営費補助金	75
28.	岐阜市学校給食会運営費補助金	78
29.	岐阜観光コンベンション協会運営負担金	81
30.	外国人のための日本語講座補助金	86
31.	中心市街地まちづくり活動事業補助金	90
第3	薬科大学・女子短期大学	94
32.	受託研究交付金・共同研究交付金	94
33.	奨学寄附金交付金・寄附講座等交付金	96
34.	間接経費交付金（薬科大学）	99
35.	間接経費交付金（女子短期大学）	100
第4	政務活動費・職員互助会	103

36.	政務活動費	103
37.	岐阜市職員互助会助成金	109
第5	岐阜県・関係市町村	115
38.	木曾川右岸地帯水防事務組合負担金	115
39.	大野町1アンダーパス維持管理負担金	116
40.	名鉄高架事業県営工事負担金	117
第6	地域	118
41.	自治会連合会運営費補助金	118
42.	地区敬老会運営補助金	123
43.	新成人を祝い励ます会運営費補助金	127
44.	都市美化推進事業補助金	130
45.	自主防災組織強化対策補助金	133
46.	地域体育振興事業補助金	138
47.	交通安全活動推進団体補助金	140
48.	消防関係補助金	145
49.	消防団維持運営費負担金	149
50.	消防団分団維持運営費負担金	152
51.	地域力創生事業補助金	154
52.	岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金	157
53.	民生委員候補者推薦準備会補助金	159
54.	岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	160
55.	自治会連絡協議会運営補助金	164
56.	岐阜市公民館連絡協議会補助金	167
57.	岐阜治水会負担金	169
58.	岐阜市防犯協会運営補助金	171
59.	岐阜市まちづくりサポートセンター負担金	174
60.	単位老人クラブ運営補助金	176
61.	岐阜市老人クラブ連合会補助金	179
62.	自治公民館補助金	180
63.	コミュニティ助成事業補助金	181
64.	羽島用水土地改良区排水費負担金	182
65.	逆川、正木、蘇西、東野田排水機場維持管理費負担金	183
第7	教育・保育	184
66.	岐阜市PTA連合会補助金	184
67.	岐阜市立岐阜商業高等学校部活動振興補助金	185
68.	ふるさと大好き鶴飼事業補助金	188
69.	学校支援推進委員会負担金	190
70.	岐阜市学校保健会補助金	190
71.	岐阜市立特別支援学校生徒指導対策行動費補助金	193
72.	岐阜市中学校及び岐阜特別支援学校進路指導対策行動費補助金	195

73.	私学振興補助金	196
74.	岐阜市私立幼稚園連合会教育研究費補助金	199
75.	私立教育・保育施設補助金	201
76.	私立小規模保育事業等補助金	205
77.	保育士確保サポート奨励金	207
78.	夜間保育室事業補助金	208
第8	任意団体・社団法人・財団法人等	210
79.	岐阜市スポーツ少年団本部運営補助金	210
80.	岐阜市スポーツ指導員連絡協議会運営費補助金	211
81.	岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会運営費補助金	213
82.	岐阜市体育協会運営費補助金	215
83.	母子家庭及び寡婦支援団体運営費補助金	219
84.	文化団体補助金	221
85.	文化財関連団体補助金	224
86.	観光事業補助金	232
87.	青少年各種団体運営費補助金	236
88.	日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金	242
89.	障害児・者団体運営費補助金	244
90.	岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会補助金	250
91.	保健医療関係団体補助金	253
92.	平和啓発推進補助金	262
93.	岐阜市遺族連合会運営費補助金	264
94.	勤労者福祉事業補助金	266
95.	人権推進事業補助金	269
96.	地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	272
97.	岐阜市読書サークル協議会活動推進事業補助金	274
98.	岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金	277
99.	岐阜天文台天文教育振興補助金	279
100.	日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター事業運営負担金	280
101.	岐阜県発明協会事業負担金	281
第9	事業・個人	283
102.	コミュニティバス運行補助金	283
103.	BRTシステム導入事業費補助金	284
104.	中小企業振興補助金	285
105.	農林水産関係振興補助金	295
106.	公衆浴場設備改善対策事業等補助金（経営安定化）	297
107.	被災農業施設復旧等支援事業補助金	298
108.	市民活動支援補助金	299
109.	家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金	302
110.	地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金	302

111.	ゼロエネルギー住宅普及促進補助金	303
112.	家庭用燃料電池普及促進補助金	304
113.	ダンボールコンポスト普及促進補助金	306
114.	みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト 街角トワイライト整備事業補助金	307
115.	ブロック塀等撤去補助金	308
116.	建築物等耐震化促進事業費補助金	309
117.	耐震シェルター等設置事業費補助金	310
118.	空き家改修費補助金	311
119.	はじめての就職定住支援金	312
120.	中心市街地新築住宅取得助成金	313
121.	中心市街地活性化空き店舗活用事業補助金	315

## 第1部 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 監査の対象年度

原則として、令和元年度。但し、必要に応じて他年度。

### 3. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	竹中 雅史（弁護士）
同補助者	平松 卓也（弁護士）
同補助者	中西 敏夫（弁護士）
同補助者	磯谷 太一（弁護士）
同補助者	後藤 聡（税理士）
同補助者	小林 和実（税理士）
同補助者	片山映理子（税理士）

### 4. 選定した特定の事件（監査のテーマ）

岐阜市の補助金、負担金及び交付金

### 5. 選定した理由

岐阜市は、いわゆる給付行政の一環として、補助金を交付している。また、補助金と類似するものとして、負担金及び交付金が存在する（以下、補助金、負担金及び交付金を総称して「補助金等」という）。

補助金等は、岐阜市の会計では、19節「負担金補助及び交付金」に区分されているところ、令和元年度の一般会計の予算でみると、合計額が233億9,160万円に達しており、歳出合計額（1,762億5,635万5,000円）の約13%を占めている。補助金等は、様々な支出項目の中に含まれており、多数の所管課において、広範囲の事務事業に関わっている。

補助金は、対価のない無償譲渡であり、これを規律する法令も僅かであることから、従前から、既得権化されやすく、見直しがなされないまま継続する傾向が指摘されている。負担金や交付金においても、補助金と同様の傾向になるものもある。

人口減少・少子高齢化に加え、近年の大型災害や感染症拡大等を原因として、収入が減少する一方で、対策、補償、補助、生活保護費等の支出が大幅に増加することが起こっており、そのための財源を確保しておかなければならない。その意味でも、真に必要なものがある補助金等であるか否かを吟味して、残すべきものは残す、失くすべきものは失くすという措置が求められると考える。

以上から、岐阜市の補助金等について、横断的に監査する必要性は極めて高いと考えた。岐阜市では、平成 23 年度の包括外部監査のテーマに補助金等が取り上げられている。この監査報告書で指摘された事項について、その後、どのように改善等がなされたかについても監査の必要があるとともに、すでに 8 年近く経過しているため、改めて補助金等を監査する必要性は高いと考えた。また、平成 26 年度の包括外部監査（「岐阜市の外郭団体」）の中でも、外郭団体に対する補助金等が取り上げられており、この監査報告書で指摘された事項についても、その後、どのように改善等がなされたかについても監査の必要があると考えた。

## 6. 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 7. 監査の期間

令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 2 月 12 日

## 8. 監査の手続

### 概要調査票による調査

岐阜市では、補助金等を全庁的に管理することはしていなかった。そこでまず、補助金等の全体像を早期に把握するため、全ての部に対し、令和元年度に支出した補助金等についての概要調査票の提出を求めた。

### 個別調査票による調査

次に、補助金等の内容を知るとともに、監査対象を選定するため、各補助金等（旅費補助金及び出席負担金を除く。）についての個別調査票の提出を求めた。併せて、根拠となる要綱や定款等の提出も求めた。

### 監査対象の選定

個別調査票、交付要綱等を検討し、次の観点から、書類監査の対象を選定した。

ア 金額が 500 万円以上の補助金等は、原則として対象とする（但し、観光事業以外の特別会計及び企業会計におけるもの、企業会計補助金・企業会計負担金は除く。）。

イ 金額が 500 万円未満のものから、交付要綱等の内容、過去 5 年間における金額の変動の有無、開始年度の古さ、交付先等を勘案し、任意に抽出する。

ウ 平成 23 年度の岐阜市包括外部監査において取り上げられた補助金等は、原則として対象とする。

### 書類監査

選定した補助金等の一連の関係書類について、書類監査を行った。

書類監査の対象とした補助金等は、概要版の「岐阜市の補助金、負担金及び交付金一覧表」で印をつけたものであり、その数は、442件である。

### ヒアリング

書類監査を行った後、事実の聴取、疑問点等の質問をするため、次のとおり所管課のヒアリングを行った。

8月28日 15:00～15:30	行財政改革課
9月28日 13:30～17:10	議会事務局、衛生試験所、健康増進課、保健医療課、地域保健課、食品衛生課、生活衛生課、健康政策課、秘書課、監査課、選挙管理委員会事務局、会計課
9月30日 13:30～17:30	歴史博物館、文化芸術課、市民スポーツ課、文化財保護課
10月5日 10:00～15:50	まちづくり事業課、住宅課、まちづくり推進政策課、開発指導景観課、建築指導課、道路維持課、道路建設課、水防対策課、広域事業推進課、河川課、基盤整備政策課
10月8日 10:00～18:10	介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課、福祉政策課、福祉医療課、恵光学園
10月9日 10:00～17:00	政策調整課、総合政策課、職員厚生課、管財課、人事課、職員育成課、行政課、女子短期大学総務管理課、都市防災政策課、消防総務課
10月12日 13:30～18:20	都市建設政策課、市街地再開発課、駅周辺事業推進課、都市計画課、公園整備課、交通政策課、観光コンベンション課
10月14日 10:00～12:30	消費生活課、市民課、防犯・交通安全課、環境政策課、低炭素・資源循環課、環境保全課
10月16日 10:00～17:50	岐阜商業高等学校、科学館、幼児教育課、教育政策課、教育施設課、学校保健課、学校指導課、社会・青少年教育課
10月20日 9:30～18:00	畜産課、農業委員会事務局、農林園芸課、労政・経営支援課、産業振興・企業誘致課、経済政策課
10月21日 10:00～12:00	財政課、資産税課、税制課、薬科大学教務厚生課、薬科大学庶務会計課
10月23日 13:00～16:30	子ども・若者総合支援センター、子ども支援課、子ども保育課
10月26日 13:30～17:30	ぎふメディアコスモス事業課、市民活動交流センター、人権啓発センター、男女共生・生きがい推進課、社会教育課、図書館、国際課
10月27日 13:30～18:00	農地整備課、経済政策課

### 監査報告書の作成

監査の結果として、【指摘】又は【意見】を記載した。

【指摘】とは、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法

性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えられるものである。

【意見】とは、直ちに是正措置が必要であるとまでは考えないが、是正を検討することが自治体の組織及び運営の合理化に資すると考えるものである。

【事実関係】及び【規範】は、【指摘】又は【意見】の前提又は根拠となるものである。

また、他の補助金等において参考にして欲しい事項があった場合は、【参考報告】とした。

## 9. 監査の視点

### 基本的視点

#### (1) 合規性・手続きの適正

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規定である要綱等を含めて、根拠に従って事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「合規性・手続きの適正」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく事務執行は、結果として最善の結果につながるものである。また、逆に根拠に基づかない事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく事務執行が必要である。

#### (2) 公益上の必要性

地方自治法第232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定する。

地方自治法第232条の2は、公益上の必要性が客観的に認められる場合でなければ、個人又は団体から相当の反対給付を受けることなく、当該個人又は団体に対し、金銭等の供与又は供与の約束をすることはできない旨を規定するものである。したがって、「寄附又は補助」には、地方公共団体が特定の事業の遂行を目的とする任意の団体の構成員となり、当該団体の必要経費に充てるために構成員間の取り決めに従って支払う負担金も含まれると解するのが相当であるから、負担金等の支出にあたっては、公益上の必要性が客観的に認められなければならない（徳島地判平成6年5月13日参照）。

また、岐阜市補助金等交付規則第3条が規定するように、補助金等に係る予算の執行は、「補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われなければならない」。

「公益上必要がある」か否かは、全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要

であると認められなければならないとされる。

特定の事業活動への補助が公益上必要であるかの判断基準について、安本典夫教授は、次のように述べられている（判例時報 1433 号）。

補助金は、一般的には公財政資金の負担を伴い、受ける者とそうでない者との公平が問題となり、しかも私企業の自己責任にもとづく公正かつ自由な競争秩序と何らかの程度において対立関係に立つ。したがって、そのような犠牲を償うに足りるものでなければならない。

このような視点からは、特定の事業活動への補助が公益上必要であるかの判断基準として、さしあたり次のようなものが考えられよう。

- ① 補助金支出の目的、趣旨
- ② 他の行政支出目的との関連での当該補助金の目的の重要性・緊急性
- ③ 補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか
- ④ 補助金を受ける個人又は団体の性格（団体の場合には、目的・構成員・役員等の状況）、活動状況
- ⑤ 他の用途に流用される危険がないか
- ⑥ 支出手続、事後の検査体制等がきちんとしているか
- ⑦ 目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則（当該目的と補助の程度、補助を受けた者に期待する行動と補助の程度）違反等、裁量権の濫用・逸脱にならないか

#### 具体的視点

上記の基本的視点に基づき、補助金等の事務執行手続に即し、次の点を念頭に置いた。（規則は岐阜市補助金等交付規則の略）

#### <補助金>

交付要綱	交付目的は具体的に規定されているか
	補助対象事業の内容は明確に規定されているか
	補助対象経費の範囲は定められているか
	補助金の割合・上限は定められているか
	補助金の算定基準は明確に規定されているか
	暴力団排除条項はあるか
交付の目的	公益に寄与するもので、正当なものか
	形式的な定めと実質的な目的に乖離はないか
手続全体	手続きは補助金等交付規則、要綱等の法規の定め反していないか
申請 (規則第 4 条)	申請書は適切な時期（申請期限まで）に提出されているか
	補助事業の目的及び内容は明確かつ具体的に記載されているか
	必要な書類は添付されているか
	申請者と双方代理になっていないか

交付決定 (規則第5条)	「負担金・補助金」の審査基準により審査されているか
	必要に応じて現地調査等が行われているか
	申請者(交付先)の把握(目的、構成員、役員、活動状況)はなされているか
	補助事業の目的が交付の目的に適合していることを確認しているか
	経済性・効率性の見地からみて補助事業の具体的計画が適正であるか審査しているか
	補助金の算定方法・金額は事業の性質・規模に対して適切か
	収支予算書に予備費や雑費が過大に計上されていないか
	予備費や雑費の具体的使途や見込みは明確にされているか
	補助対象経費は個別具体的に定められているか
	補助対象経費の詳細が分かる内訳等を記載した書面は作成されているか
	一定の補助率や補助上限額は定められているか
	支出の効果は検討されているか
	交付先の繰越金の確認はなされているか
	何をもって補助事業の完了とみなすのか明らかにされているか
	交付決定は適切な時期になされているか
交付決定前に事業着手されていないか	
申請者に決定通知は送付されているか	
交付(前金払又は概算払) (規則第18条第1項但書、第2項)	概算払(前金払)請求書の請求理由は適切で具体的なものが記載されているか
	あらかじめ交付されなければ、補助事業の遂行が適わず交付目的を達成し得ないと認められるか
	概算払(前金払)より前に事業着手されていないか
補助事業の遂行 (規則第10条～第14条)	補助団体等への指導監督はなされているか
	補助事業の計画変更に対して適切な手続きがとられているか
実績報告 (規則第15条)	実績報告書は適切な時期(提出期限まで)に提出されているか
	補助事業の完了年月日は客観的にふさわしいものであるか
	必要な書類は添付されているか
	実績報告書の正確性(交付要綱、交付申請書との整合等)の検証はなされているか
	補助事業が交付決定どおりに遂行されているかの調査確認はなされているか
額の確定(履行の確認) (規則第16条)	補助事業の成果が交付目的達成の見地からみて交付決定の内容及び条件に適合するか調査されているか
	補助対象経費と実績が符合するか調査確認されているか
	補助金が補助対象経費以外に使用されていないか確認しているか

交付（通常払） （規則第 18 条第 1 項本文）	履行の確認は交付決定のなされた年度内に行われているか
---------------------------------	----------------------------

戻入又は精算	
通常払の場合	履行の確認によって交付決定額の戻入が生じるべきではないか
前金払の場合	履行の確認によって交付決定額の戻入が生じるべきではないか
概算払の場合	たとえゼロ精算であっても精算処理はなされているか

その他	必要な書類はすべて保存されているか
	関係書類は時系列に基づいて整理されているか
	市と交付先団体との人的関係は適切か（職務専念義務との関係）

見直し	成果の達成度を分析する事務事業評価がされているか（施策評価シート、事業評価シートは適切に作成されているか）
	毎年の「補助金の見直し基準」による見直しは適切に行われているか
	「補助金検討チーム」による再評価を行っているか
	「補助金検証委員会」での審議がなされたことはあるか
	交付先に多額の繰越金はないか
	交付先は自立可能な団体ではないか
	補助を受けた団体が他の団体又は他人に再補助をしていないか
	補助割合の低い補助金等についても、その効果はあるか
	少額の補助金について、補助効果は期待でき、補助金を支給する意味はあるか
	運営費補助→事業費補助、定額補助→定率補助に移行すべきものはないか
	目標値や経過年数等から、交付目的がすでに達成されていないか
	市の政策上、緊急性はあるか
	同じ目的の補助金等や、補助対象が類似している補助金等が他にないか
	いつまでに目標を達成したいか（補助金の終了予定はあるか）
	当初の前提条件が変化していないか
補助金ではなく委託料その他の交付が適切ではないか	

< 負担金 >

支出の根拠	明確になっているか
	法令又は契約等に基づく義務か、任意か

支出の必要性	具体的に把握されているか
	団体の構成員となっているか（開催負担金、加入団体負担金）
	事業から利益を受けることに対する経費負担となっているか

決裁手続	根拠となる法令、協定、定款等は添付されているか
	団体の予算措置が確定承認されていることを確認しているか
	予算書、決算書、事業計画書、名簿、総会議事録等は添付されているか
	支出の必要性は明確かつ具体的に記載されているか
	算出根拠の分かる資料は添付されているか
	支出先と双方代理になっていないか

前金払又は概算払	概算払（前金払）の理由は適切で具体的なものか
	喫緊に必要なのか、開催後の支出とできないのか、見積額は適切か等を総合的判断しているか

戻入又は精算	
通常払の場合	履行の確認によって支出額の戻入が生じるべきではないか
前金払の場合	履行の確認によって支出額の戻入が生じるべきではないか
概算払の場合	たとえゼロ精算であっても精算処理はなされているか

その他	補助金と同様
-----	--------

見直し	補助金と同様
-----	--------

< 交付金 >

支出の根拠	明確になっているか
	法令又は契約等に基づく義務か、任意か

支出の必要性	具体的に把握されているか
	事務の委託に対する報償となっているか

決裁手続	根拠となる法令、規則等は添付されているか
	支出の必要性は明確かつ具体的に記載されているか
	算出根拠の分かる資料は添付されているか
	支出先と双方代理になっていないか

その他	補助金と同様
-----	--------

## 第2部 総論

### 第1 岐阜市の補助金等の状況

#### 1. 定義

補助金等は、市が作成している「テーマ別研修マニュアル（負担金及び補助金）」（以下「テーマ別マニュアル」という。）では、次のように定義されている。

補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために、地方公共団体が、 <b>公益上必要が有ると認めた場合</b> に対価なくして支出する経費
負担金	法令又は契約等によって、地方公共団体が負担することになる経費
交付金	法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務処理に対する報償として支出するもの

#### 2. 全体の金額

補助金等の全体の金額（令和元年度の決算額）は、次のとおりである。

なお、市において、補助金、負担金、交付金に区別した金額は把握されていなかったため、本監査において実施した概要調査票及び個別調査票の結果から、監査人が把握した件数と金額である。件数には、旅費補助金及び出席負担金は含まない。

（円）（千円単位省略のため合計金額は概数）

	全体	一般会計	特別会計	企業会計
補助金	(300件) 103億3,264万	(291件) 93億3,008万	(8件) 10億256万	(1件) 1,167円
負担金	(586件) 909億5,451万	(514件) 56億5,892万	(49件) 843億8,500万	(23件) 9億1,058万
交付金	(36件) 65億2,851万	(32件) 62億8,186万	(1件) 2億4,069万	(3件) 595万
合計	(922件) 1,078億1,568万	(837件) 212億7,072万	(58件) 856億2,826万	(27件) 9億1,653万

#### 3. 説明区分による分類

テーマ別マニュアルでは、予算計上時に用いる説明区分により補助金等が分類して

いるが、概要調査票では、テーマ別マニュアルに記載のない説明区分の回答もあった（▲印のもの）。概要調査票の結果によれば、補助金等の数及び金額（令和元年度の決算額）は、次のとおりであった。

<補助金>

説明区分	数	合計金額
<b>開催補助金</b>	7	207万9,000円
公益又は政策上の必要から各種団体が開催する行事等に対する補助金		
<b>団体事業補助金</b>	127	11億1,670万6,284円
公益の増進を図ることを目的とする団体の事業等に対する補助金		
<b>団体育成補助金</b>	65	3億211万5,068円
公益性の高い事業を実施する団体の育成を主たる目的とした補助金		
<b>諸補助金</b>	49	26億800万3,701円
他の分類に該当しないその他の補助金		
<b>建設補助金</b>	16	14億8,031万9,100円
公共性の高い施設等の建設経費に対する補助金		
<b>維持補修補助金</b>	12	6,418万6,179円
公共性の高い施設等の維持補修に係る経費に対する補助金		
<b>医療費補助金</b>	8	1億352万3,967円
公益又は政策上の必要から特定疾患等の医療費に対する補助金		
<b>扶助的補助金</b>	7	3億6,584万7,636円
社会保障給付的な補助金		
<b>利子補給金</b>	4	163万9,274円
資金の融通を受けて行う事務事業の助成・育成のために、当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を、相当の反対給付を受けないで給付するもの		
<b>互助会補助金</b>	1	1,277万7,871円
地方公共団体で任意に設置している職員互助会に対する補助金		
<b>企業会計補助金</b>	4	42億6,903万5,251円
地方公営企業に対し、災害の復旧その他特別の理由により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から支出する補助金		
<b>旅費補助金</b>	※	641万5,179円
公益又は政策上、必要な活動のため、それに要する旅費に対する補助金		
<b>合計</b>	300	103億3,264万8,510円

※合計数に含めない。

<負担金>

種類	数	合計金額
<b>開催負担金</b>	43	1億9,291万4,200円
地方公共団体がその構成員として、加入している団体が開催する行事等に対する負担金		
<b>加入団体負担金</b>	414	5億3,690万314円
地方公共団体がその構成員として、加入している団体の運営等に対する負担金		
<b>諸負担金</b>	84	12億1,495万7,115円
他の分類に該当しないその他の負担金		
<b>事業負担金 (▲)</b>	1	2万8,543円
<b>負担金 (▲)</b>	1	1,186万6,144円
<b>建設負担金</b>	1	55万9,625円
公共施設の設置等により著しく利益を受ける場合等、その建設経費に対する負担金		
<b>工事負担金 (▲)</b>	1	53万5,200円
<b>維持補修負担金</b>	7	658万9,909円
公共施設等の維持補修に係る経費に対する負担金		
<b>流域下水道維持管理負担金 (▲)</b>	1	6億7,170万7,736円
<b>流域下水道負担金 (▲)</b>	1	1億7,881万0,354円
<b>医療費負担金</b>	7	43億507万4,849円
関係法令に基づいて医療保険や公費負担医療に係る事務に対する負担金・特定疾患等の医療費に対する負担金		
<b>保険給付費</b>	9	660億660万6,340円
公的保険において、利用者負担額が超過した場合等に支給される保険給付金		
<b>扶助的負担金</b>	0	
その他社会保障給付的な負担金		
<b>拠出金</b>	7	132億360万15円
特定の事務事業や保険給付等のために、その運営組織として、相互扶助的に拠出するもの		
<b>県営事業負担金</b>	3	1億6,693万6,701円
都道府県の実施する事業の必要経費について、その「受益の限度」において支出する負担金		
<b>事務組合負担金</b>	5	43億9,202万2,124円
地方公共団体が設置する一部事務組合に対する負担金		

企業会計負担金	1	3,228万3,438円
地方公営企業に対し、受益者負担の原則になじまない経費について地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から支出する負担金（地方公営企業法第17条の2）		
出席負担金	※	3,312万3,515円
各種研修や会合等への出席に対する負担金		
合計	586	909億5,451万6,122

※合計数に含めない。

#### < 交付金 >

種類（説明区分又は概要調査票の回答）	数	合計金額
支援費交付金	0	
医療費交付金	0	
措置費交付金	2	3億1,333万7,997円
運営費交付金	14	46億2,611万2,804円
交付金	17	15億8,311万5,562円
納付金	0	
補助交付金（▲）	3	595万円
合計	36	65億2,851万6,363円

#### 4. 「岐阜市の補助金、負担金及び交付金一覧表」の作成

監査の結果に基づき、「岐阜市の補助金、負担金及び交付金一覧表」を作成し、概要版に添付する。

岐阜市の補助金、負担金及び交付金の全体像や特徴が分かるよう、部や課を超えての横断的な整理を行い、上記の説明区分、交付目的、交付の根拠、交付先が個人や事業者か、実行委員会や協議会等の任意団体か、外郭団体かといった交付先の性質等により分類して並べている。

## 第2 岐阜市の補助金等への取組み

### 1. これまでの経過

平成13年度	包括外部監査のテーマとされた
平成14年4月	岐阜市行財政改革推進会議から「補助金の見直しに関する意見書」が提出された
平成14年度	岐阜市補助金検討委員会を設置した（～平成15年度）
平成14年度	「補助金の見直し基準」を作成した
平成15年2月	岐阜市補助金検討委員会から「岐阜市における補助金のあり方につ

	いて中間提言」が提出された
平成 15 年 11 月	岐阜市補助金検討委員会から「岐阜市における補助金のあり方について最終提言」が提出された
平成 16 年度～	補助金の見直しを開始した
平成 17 年度	「補助金の見直し基準の『評価指針』」を補足した
平成 22 年 4 月	「岐阜市版事業仕分け」がスタートした
平成 22 年 8 月	「テーマ別研修マニュアル（負担金及び補助金）」を作成した
平成 23 年度	包括外部監査のテーマとされた
平成 23 年 5 月	「事業評価シート」を作成した
平成 26 年 4 月	「補助金等ガイドライン」を作成した 「補助金等の見直し基準チェックシート」を作成した
平成 26 年度	包括外部監査において外郭団体に対する補助金等が取り上げられた

## 2. 現在の見直し方法

### ① 新設から 3 年経過した補助金等

各所管部	「補助金等の見直し基準チェックシート」に基づく評価 その結果を踏まえ、「事業評価シート」に基づく評価 「補助金等の見直し基準チェックシート」と「事業評価シート」 を行財政改革課に提出
------	--

↓

補助金検討チーム (係長級)	再評価
-------------------	-----

↓

補助金評価委員会 (副市長、部長級)	各所管部と補助金検討チームの評価結果が異なる場合、調査、 検討し、各所管部へ意見書を提出
-----------------------	---

↓

各所管部	予算書に反映
------	--------

### ② 新設から 1～2 年又は 4 年以上経過したもの

各所管部	「補助金等の見直し基準チェックシート」に基づく評価 その結果を踏まえ、「事業評価シート」に基づく評価 「事業評価シート」を行財政改革課に提出
------	--

↓

各所管部	予算書に反映
------	--------

## 3. 参考資料

「補助金等の見直し基準チェックシート」及び「事業評価シート」を参考資料として、  
巻末に添付する。

### 第3 監査の結果（全体について）

本報告書では、まず、岐阜市の補助金、負担金及び交付金の全体に関する監査の結果を記載し、次に、書類監査及びヒアリングを行った補助金等のうち、記載すべきと考えた補助金等についての監査の結果を各論として個別に記載する。

各論について、一覧表と同様、部や課を超えての横断的な整理を行い、補助金等の特徴、それぞれの違いが分かるよう、交付目的、交付先が団体か個人か、交付先の団体の性質等により分類して並べた。

なお、「指摘及び意見一覧表」を概要版に添付するが、こちらについては、措置をとる所管課の便宜のため、部、課毎に並べている。

#### 1. 全体管理

##### 【事実関係】

市は、補助金、負担金及び交付金の内容を全体として把握管理していなかった。

補助金、負担金及び交付金は、性質が異なり、義務的なものや任意的なもの等多様ではあるが、一般的に義務的であるとされる負担金の中には任意的なものが多くみられる等、区別があいまいであるように見受けられた。

##### 【規範】

「補助金の見直しに関する意見書」では、『補助金は特定の事業や研究等公益上必要がある場合に支出し、団体の自立化を促進することを趣旨としているが、ともすると補助金を受ける側では既得権化しやすく、市としても惰性的に支出されやすいことから、例外なく全ての補助金についてゼロベースを基準として見直し、廃止、縮小等を図るべきである。』、『全体として総枠を抑える「総量規制」が必要であり、新規補助金についてはスクラップ・アンド・ビルドの方式で行う』とされている。

「岐阜市における補助金のあり方について最終提言」では、『優先すべき補助事業を選別していくことが重要であり、戦略を持って補助金を見直していく必要がある』、『社会情勢の変化を的確に捉え、迅速かつ効果的に補助することが必要である』、『補助金の見直しにより削減した財源を、新規の補助事業等に有効に活用することが望ましい』とされている。

「補助金等の見直し基準チェックシート」では、見直しの視点として、『他の同種類別の団体事業に対する補助金の交付』、『他部署における補助事業との補助事業の目的の重複』が設けられている。

##### 【指摘 行財政改革課】

新型コロナウイルス関連で、市民を補助する必要性が急速に高まっており、今後もその必要性は継続すると思われる。まさに、優先すべき補助事業を選別すること、補助金等を見直しにより削減した財源を優先すべきものに活用することの重要性が、これまでになく強く求められている状況である。そのために、補助金等の全体を把握することが大前提となる。

補助金、負担金及び交付金の内容を全体として把握管理すべきである。

## 2. 透明化

### 【事実関係】

市のホームページには、「補助金一覧」としつつ、「一般対象」として63件（令和2年4月20日時点）の補助金等が掲載されているだけであった。市の補助金、負担金及び交付金の内容全体について、公表がなされていない。

### 【規範】

「補助金の見直しに関する意見書」では、『各補助金の内容を広く市民に知らせるとともに、市民の意見を求め、その意見を公開していくことが必要である。このことにより、使途、内容等について、市民の目が届き、不正も無駄もなくなるであろう』とされている。

「岐阜市における補助金のあり方について中間提言」では、『補助金の多くは市民の税金を財源としており、その使われ方については広く市民に周知すべきであり、広報誌やホームページ等により補助金の内容や金額について公表すべきである』とされている。

### 【指摘 行財政改革課】

岐阜市の補助金、負担金及び交付金の内容全体をホームページにより公表すべきである。

## 3. 終期の設定

### 【事実関係】

交付要綱等により終期を設定している補助金、負担金は、ほとんど見当たらなかった。

### 【規範】

「補助金の見直しに関する意見書」では、『補助金の既得権化を防ぐ意味からも、終期を設け、時期が来たら終わりとするか、改めて見直す機会とすることが必要である』とされている。

「岐阜市における補助金のあり方について中間提言」では、『補助金には、長期間継続して交付され、既得権化しているものが多く見受けられる。既得権化は、財政の効率的運営を阻害し、財政硬直化をまねく要因であり、昨今の逼迫した財政の健全化を図るため、補助目的に応じた補助の終期設定が必要である。』とされている。

### 【指摘 行財政改革課】

定期的に補助金、負担金を見直す仕組みを構築する一つの方法として、各所管課に対し、交付要綱に補助金、負担金の終期を設定することを指導すべきである。

## 4. 見直しシステム

### 【事実関係】

上記のとおり、市は、「新設から3年」を経過した補助金については、補助金検討チームで再評価するという見直しをしているが、4年目以降の補助金について、3年毎に見直すという方法はとっていなかった。

毎年、「補助金等の見直し基準チェックシート」と「事業評価シート」に基づく評価をして見直しているというのかもしれないが、シートをどのように活用しているのが不明であった。平成16年度から平成22年度で68件・1億6,700万円の補助金を廃止したようであるが、補助金等合計922件（出席負担金及び旅費補助金を除く）の内、開始から10年以上経過している補助金等が649件にも上り、直近3年の予算額に変動がないものが473件にも上るという事実からは、見直しが十分に行なわれているとは言い難い。

#### 【規範】

「岐阜市における補助金のあり方について中間提言」では、『補助金は元来、年度を単位として申請されるものであり、補助期間は原則として単年度であるが、その補助目的に応じて継続が必要となる場合においても、社会状況の変化を踏まえ、改めて見直していくことが必要である。そのためには、補助期間を例えば最長でも3年と設定し、全ての補助金をその期間内に一旦廃止すべきである。なお、更に継続が求められるものについては新規補助事業として改めて審査すべきである。』とされている。

「岐阜市における補助金のあり方について最終提言」では、『3年を1サイクルとして見直していくシステムとし、初年度に全ての補助金についてゼロベースから見直し、引き続き検討が必要な補助金については、次年度以降も内部組織により各担当室の対応状況や検討状況を踏まえた審査を実施することが望ましい。』『3年毎に市民等の外部委員で組織された委員会等により、見直しシステムの有効性等について検証することが必要である。』とされている。

#### 【指摘 行財政改革課】

中間提言、最終提言では、「新設から3年」ではなく、「3年毎に」見直す必要があるとしている。長期化し、前年踏襲で既得権化している補助金こそ見直すべきであるはずなのに、市は、提言に従わず、補助金検討チームによる評価をするのを、「新設から3年」に限ってしまっていた。

上記のとおり、今、優先すべき補助事業を選別すること、補助金等の見直しにより削減した財源を優先すべきものに活用することの重要性が、これまでに高く高まっている。

3年毎に全ての補助金等を廃止し、ゼロベースで見直すシステムを策定し、実行すべきである。

## 5. 事業評価のあり方

#### 【事実関係】

各所管課が行財政改革課に事業評価シートを提出することになっているが、行財政改革課としては、各所管課の総合評価において、改善又は廃止とされたものを中心に評価の対象としている。但し、外部の有識者や市民から見直しの意見が出されたものも評価の対象としている。

#### 【意見 行財政改革課】

各所管課の自己評価を尊重することも分かるが、各所管課が厳格に評価しないと、

事業評価として機能しないおそれがある。各所管課としては、交付先団体との関わりやこれまで経緯から、厳格に評価しきれないことも想定される。

負担が大きくなることは承知の上であるが、上記のとおり見直しの重要性に鑑み、各所管課の自己評価に関わりなく、全ての補助金等について第三者的に評価する方法に改めることが望ましい。

## 6. 事業評価ツール

### 【事実関係】

現在、各事業共通の「事業評価シート」で補助金等を事業評価している。「補助金等の見直し基準チェックシート」が用意されているが、新設から4年を経過した補助金等については、行財政改革課への提出はなされていない。

「事業評価シート」の項目は、市の直営事業や委託事業では書きやすいが、補助金等では書きにくいと思われる。例えば、支出、収入、収支、コストバランスというのは補助金等にはそぐわないし、資源投入により算出した活動（アウトプット）、アウトプットによりもたらされた成果（アウトカム）の指標設定も、補助金等では容易ではない。その結果、補助金等の事業評価シートでは、補助金等の額や数を資源投入により算出した活動（アウトプット）に書いているものがあったりする等、不統一である上に、理解に苦しむものが多かった。

「補助金等の見直し基準チェックシート」は、見直し視点と評価項目毎に点数を記入することになっているが、その点数を記入した根拠がよく分からなかった。合計点数が低いものもあったが、その結果どうしたのかもよく分からなかった。

### 【意見 行財政改革課】

補助金等については、市の直営事業や委託事業と共通の事業評価シートではなく、「補助金等の見直し基準チェックシート」の視点と評価項目を踏まえた、独自の事業評価ツールを作成して評価することが望ましい。

## 7. 加入団体負担金の見直し

### 【事実関係】

平成23年度の包括外部監査において、基盤整備部と都市建設部の加入団体負担金について、加入の意味と効果を検討することが望まれるとの意見が出された。これに対する措置状況報告として、基盤整備部は、『加入の意味や効果を検討し、加入の必要性を再度確認した』として措置済みとし、都市建設部は、『加入による効果を再検討し、継続して加入することの効果は薄れている2つの団体から脱会した。今後も当初予算作成時や年度の切換え時期等に見直しを行い、加入による効果や有効性について継続的に検討する』として措置済みとしていた。

しかし、基盤整備部と都市建設部だけでなく市全体でみると、加入団体負担金は、414件もあり、その内、10年以上加入し続けているものが331件もあった。

決裁書類からは、加入により得られる効果は明らかになっておらず、加入の可否を検討した形跡もなかった。ヒアリングによれば、加入により得られる効果として、情報

を得ることができるというものが多かった。

また、同じ団体に対し、複数の課が加入団体負担金を支払っているものがあつた。

#### 【指摘 行財政改革課】

加入団体負担金（市が構成員として会費を支払うもの）の全てについて、加入により得られる効果を洗い出し、加入を継続することの可否について、各所管課と協議し、その過程を記録に残しておくべきである。

## 8. 任意団体の実質

#### 【事実関係】

補助金等の交付先には、〇〇実行委員会、〇〇協議会、〇〇協会等、個人でも法人格のある団体や組合でもなく、国・県・市町村関連でもない任意団体に対するものが約440件あつた。

交付先の事務所が市の所管課内にある等、市の施設内にあるものは、184件もあつた。交付先団体の会計事務を行う等、市の職員が交付先（対象事業）に関与しているものは、248件もあつた。

また、団体の構成員名簿や規約の徴収をしておらず、市が交付先団体の構成員を正確に把握していないものもあつた。

#### 【規範】

補助金等は市の貴重な財源を交付するものであるから、補助金が補助目的に従って、補助対象経費に充てられるよう管理・運用されることが必要である。それゆえ、交付先団体は補助金の管理能力がある団体でなければならない。

#### 【指摘 行財政改革課】

任意団体が交付先であるときには、補助金の管理担当者及びその能力の確認が必要である。所管課の職員が自ら補助金申請、実績報告を行い、補助金を管理し、しかもその審査もするというのでは、市としてのチェック機能は働かず、実効性がない審査になる。公金である補助金を管理する能力を有しない団体に対する補助はすべきでない。

各所管課に対し、交付先団体は、団体としての組織、多数決での運営決定等団体としての自立性が認められる「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えた団体に限るよう、指導すべきである。

## 9. 任意団体と職務専念義務

#### 【事実関係】

上記のとおり、市の職員が補助金等の交付先の事務に関与していたものが248件もあつた。当該職員について、職務専念義務免除の手続きはとられていなかった。

このことについて、市が、交付先の事務を市の職員の本来の職務と考えているのか、そうではないので職務専念義務免除の手続きをとるべきと考えているのか、明らかではなかった。

#### 【規範】

地方公務員法第35条は、職員は当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ

従事しなければならないと定めている。

**【指摘 人事課】**

各々の交付先（任意団体）の性質、事業の目的や内容、事務の内容等により、本来の職務といえるのかそうでないのかが異なり、統一的な取扱いは困難であると思われる。

交付先毎に実態を適切に把握し、補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえるものについては、その理由を書面で明らかにしておくべきである。補助金等の交付先の事務が市の職員の本来の職務といえないものについては、市の職員に従事させることを止めるか、従事させるのであれば職務専念義務免除の手続きをとらせるべきである。

## 10. 実行委員会・任意団体の調査把握及び公表

**【事実関係】**

上記のとおり、交付先について、事務所が市の施設にあるものは 184 件、市の職員が会計事務を行う等により関与しているものは 248 件もあった。団体の実質や職務専念義務との関係も曖昧であった。

また、実行委員会・任意団体の事業が実質的に市の事業といえるものでありながら、市の契約規則等の規制が及ばないことや、団体の財務規程を定めて市の規制を準用しているとしても監視機能が働いていないことも懸念された。

**【意見 行財政改革課】**

市が事務局又は会計を担当している実行委員会・任意団体を調査把握し、一覧表を作成し、ホームページで公表することが望ましい。岐阜県が実施しているので参考にされたい。

## 11. 説明区分

**【事実関係】**

どの説明区分にも属さないものとして、諸補助金が 49 件・26 億 800 万 3,701 円、諸負担金が 84 件・12 億 1,495 万 7,115 円、交付金が 17 件・15 億 8,311 万 5,562 円もあった。

補助金等は、本来、いずれかの区分の定義（これが交付の根拠や公益上の必要性を端的に表す）に当てはまるべきものであり、どれにも当てはまらないものというのは、あくまでも例外なはずであるが、余りにも例外の数が多すぎる。また、団体事業補助金と団体育成補助金と諸補助金、開催負担金と加入団体負担金と諸負担金は、区分の仕方があいまいなように見受けられた。

このような例外が多く、曖昧な区分をしているということは、補助金等の交付の根拠や公益上の必要性の検証の不十分さを伺わせた。

**【意見 行財政改革課】**

原則として、その補助金等がどのようなものなのかを明確に区分するようにし、どの区分にも属さないものというのはできる限り少なくするように指導することが望ましい。

## 12. 交付金及び負担金に関する規程

### 【事実関係】

平成 23 年度の包括外部監査において、交付金及び負担金に関する規程を整備すべきであるとの指摘がなされた。これに対する措置状況報告として、『「補助金等ガイドライン」の中で、交付金及び負担金についても記載する』とのことで、措置済みとされており、規程は設けられていなかった。

「補助金等ガイドライン」には、次の記載がある。

- ・ 補助金の見直し基準  
補助金を負担金と読み替えるものとする。
- ・ 交付金の手続き  
岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市事務決裁規則に基づき適正に支出すること。

- ・ 負担金の手続き

次の交付手順及び岐阜市事務決裁規則に基づき適正に支出すること。

① 県営事業負担金、建設負担金、維持補修負担金

支出時において、負担金の根拠となる法令、協定、覚書等を必ず添付する。

② 出席負担金

支出時において、負担金額が記載された会議等の案内文を支出負担行為書兼支出命令書に添付する。

③ 開催負担金

交付決定の際、予算書や事業計画書等を交付決定等伺書に添付する。

原則、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、速やかに収支報告を徴し、必要に応じて、剰余金の返還を求める。

④ 加入団体負担金

会費の支出にあたっては、当該団体の定款や規約又は会則、予算書、決算書、事業計画書、構成団体又は役員名簿等を、必ず支出負担行為書に添付する。

負担金の算出根拠が、定額制によるものではなく、人口割や面積割又は事業費割等による場合は、算出根拠が分かる資料を必ず添付する。

実際には、開催負担金で剰余金の返還を求めているものがあつたし、加入団体負担金で予算書は添付されているものの決算書添付されていないものがあり、団体の名簿が添付されていないものもあつた。

また、岐阜市暴力団排除条例第 7 条では、市は、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとされ、岐阜市補助金等交付規則第 5 条の 2 では、補助金等の交付の除外条件として暴力団排除条項が設けられているが、負担金及び交付金に関しては、岐阜市補助金等交付規則が適用されており、その他に規程もないため、暴力団排除条項が存在しない状態になっていた。

### 【指摘 行財政改革課】

平成 23 年度の包括外部監査の指摘内容は、個別の判断によるだけで規制がない状態の改善を求めるために、規程を整備すべきとしているのであるから、「補助金等の見直し基準」を充実させたものである「補助金等ガイドライン」に記載するのでは、指摘に

対する措置をとったとはいえない。しかも、「補助金等ガイドライン」に記載している交付手順が遵守されていない状態が存在している。

また、一般的に義務的であるとされ、法令や契約を根拠にするものである負担金の中に、任意的なものや法令や契約を根拠にしていらないもの等補助金と同じように規則に従った手続をとるほうが適切ではないかと思われるものもあった。

少なくとも負担金については、「補助金等ガイドライン」に記載するだけでなく、根拠規程を設けるべきである。

他の自治体には、補助金交付規則に負担金の一部を適用するようにしているところもある。

### 13. 交付要綱の根拠規定

#### 【事実関係】

個々の補助金でみると、交付要綱で定めている事項に大きなばらつきがあった。交付目的の記載がないもの、補助対象事業や補助対象経費の定めがないものも複数あった。ある課においては、補助対象事業や補助対象経費を具体的に定めなくても問題ないと考えているような意見もあった。

それゆえに、何が補助対象事業で何が補助対象経費か不明確なまま漫然と交付されているものや、団体の経費のほとんどすべてを補助していて、団体維持のための既得権となってしまうものがあった。

岐阜市補助金等交付規則において、交付要綱に関する規定がなかった。

#### 【意見 行財政改革課】

岐阜市補助金等交付規則において、交付金及び負担金を含め交付要綱を定めるべきこと及び交付要綱に定めるべき事項を定めた条項を設けることが望ましい。

### 14. 交付要綱による手続の省略

#### 【事実関係】

交付要綱の中には、岐阜市補助金等交付規則で定められた手続（交付申請書の提出、審査及び調査、交付決定の通知、実績報告書の提出、履行の確認、確定後の交付、前金払請求書の提出）の全部又は一部省略する定めを設けているものが複数あった。

確かに、同規則第26条では、別に定めることにより、これらの手続を統合し又は省略することができる旨の規定がある。

#### 【意見 行財政改革課】

事務の効率化、簡素化も必要性であるが、交付要綱により交付規則で定める手続を自由に省略することができるというのが適切であるのか疑問が残る。

岐阜市補助金等交付規則において、各々の手続毎に省略することができるための要件を定めることが望ましい。

## 15. 前金払の理由

### 【事実関係】

補助金の多くは、前金払により支出されていた。補助事業者に岐阜市補助金等交付規則で定められた「補助金等前金払請求書」を提出させてないものが複数あり、提出させていても請求理由に適切かつ具体的な内容が記載されていないものもあった。

また、補助事業者ではなく市が理由書を作成しているものも複数あり、その理由書に適切かつ具体的な内容が記載されていないものもあった。

請求書も理由書もなく、決裁書類に「事業の円滑な運営のため」という抽象的な一言のみが記載されているものもあった。

### 【規範】

岐阜市補助金等交付規則第 18 条第 2 項では、前金払を受けようとする者は、補助金等前金払請求書を提出しなければならないとされている。

テーマ別マニュアルでは、資金交付があらかじめなされなければ、当該補助事業等の遂行が適わず、補助金の交付目的を達成し得ないと認められる場合に限って、前金払による支出が認められるとし、前金払請求理由は適切で具体的なものでなければならないとされている。

### 【指摘 会計課】

各所管課に対し、補助事業者に適切で具体的な請求理由の記載された前金払請求書を提出させ、前金払の可否を審査することの徹底を指導監督すべきである。

## 16. 余剰金の返還

### 【事実関係】

前金払による支出がなされた後、実績報告により余剰金が発生した場合、市に返還させて戻入をしているものもあれば、市に返還させずに交付先の繰越金としているものもあった。前金払で戻入がなかった補助金等は 153 件あり、これらの中には、余剰があったものも少なからず存在した。

### 【規範】

テーマ別マニュアルによれば、補助金について、前金払としたものでも、年度末や事業終了後に、当該団体から実績報告を受けた結果、やむを得ない事情や精算により、その補助金等に余剰金が生じる事例もあり、このような場合は、当初の支出負担行為額を減額変更し、余剰金を戻入してもらうことになることとされている。負担金についても、前金払は例外的な支出であるため、当該負担金はそのイベントの主たる準備資金として喫緊に必要なのか、開催後の支出とできないのか、及び、その見積額は適切であるか等を総合的に判断した上で取り扱うべきとされている。

### 【指摘 会計課】

各所管課に対し、前金払をした補助金等に余剰金が生じた場合は、戻入をすることの徹底を指導監督すべきである。

## 17. 実績報告の実質化

### 【事実関係】

実績報告として、事業報告書と収支決算書の提出をさせているが、事業報告書において、補助対象事業とそうでない事業との区別、収支決算書において、補助対象経費とそうでない経費と区別がなされていないものがあった。

例えば、事業報告書の中に、交付先団体の構成員が第三者の開催する大会に参加したことが記載されているものがあったが、それは補助対象事業なのか、補助対象事業だとしてその公益上の必要性が認められるのか、よく分からなかった。

### 【規範】

実績報告は、補助金等が交付目的に従って補助対象事業のために適正に使用されたのかを審査するとともに、補助対象事業によりどのような効果が得られたのかを確認及び評価し、次年度の予算作成、補助金等の見直しを実施するために極めて重要な手続である。

### 【指摘 行財政改革課、会計課】

各所管課に対し、実績報告では、補助対象事業とそうでない事業との区別のなされた事業報告書と補助対象経費とそうでない経費の区別のなされた収支決算書を提出させることの徹底を、指導監督すべきである。

### 第3部 各論（個別の補助金等の監査の結果）

#### 第1 実行委員会（類似団体含む）

##### 1. 特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 歴史博物館 ※令和元年度は、教育委員会 歴史博物館					
説明区分	開催負担金					
交付先	川端康成と東山魁夷展実行委員会 ※構成員は、岐阜市教育委員会教育長、岐阜新聞社事業局長、岐阜市教育委員会事務局長、岐阜新聞社総務局長、岐阜新聞社事業局事業部長待遇、岐阜市教育委員会事務局次長、岐阜市歴史博物館長である。 ※事務局は、岐阜市歴史博物館にある。					
対象事業	特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」の開催					
根拠規定	なし					
交付目的	特別展「川端康成と東山魁夷 美と文学の森」の開催（個別調査票の文言）					
開始年度	平成30年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	—	—	3,040,000	16,960,000
	決算	—	—	—	3,040,000	16,960,000

<監査の結果>

#### (1) 負担金の根拠

##### 【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金、協賛金、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる」旨の定めはあるものの（第9条第1項）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

本実行委員会には、市と岐阜新聞社が負担金を出し合っている。予算書では、市が16,960,000円、岐阜新聞社が2,544,000円とされているが、負担割合の決定方法が不明であった。また、実行委員会から岐阜新聞社に対して広告料として2,050,000円が支払われている。なお、市によれば、岐阜新聞社は、この展覧会が共催事業であるた

め、この広告料に対する広報活動（新聞広告掲載やテレビCM放送等）を通常より多く行ったとのことである。

**【意見 歴史博物館】**

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜新聞社との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

(2) 前金払

**【事実関係】**

支出負担行為書に「なお、前金払とすることとしてよろしいか」と記載されているだけで、前金払の必要性を明らかにした記載はなかった。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、前金払は例外的な支出であるため、当該負担金はそのイベントの主たる準備資金として喫緊に必要なのか、開催後の支出とできないのか、及び、その見積額は適切であるか等を総合的に判断した上で取り扱うべきとされている。

**【指摘 歴史博物館】**

前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。

(3) 実行委員会の収入の取扱い

**【事実関係】**

予算書では、次のようになっていた。 (円)

収入		支出	
岐阜市負担金	16,960,000	委託料	16,956,000
岐阜新聞社負担金	2,544,000	その他費用	2,711,000
観覧料収入	10,480,000	岐阜市配分金	9,169,565
雑入	65,000	岐阜新聞社配分金	1,375,435
繰越金	163,712		
合計	30,212,712	合計	30,212,000

実行委員会の観覧料収入と雑入の合計額 10,545,000 円（網掛け部分）を、岐阜市と岐阜新聞社の負担金の割合で按分して算出し、これを、実行委員会の支出（配分金）、市の歳入、として取り扱っていた。

実行委員会規約第9条では、委員会の経費について、以下のとおり規定されている。

<p>第9条 委員会の経費は、負担金、協賛金、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる。</p> <p>4 委員会の経費に不足が生じた場合は、委員会の承認を得て、その他の収入をこれに充てることができる。</p>
--

**【規範】**

地方自治法第232条の2「寄附又は補助」には、地方公共団体が特定の事業の遂行

を目的とする任意の団体の構成員となり、当該団体の必要経費に充てるために構成員間の取り決めに従って支払う負担金も含まれると解するのが相当であるから、負担金等の支出にあたっては、公益上の必要性が客観的に認められなければならない。

【指摘 歴史博物館】

実行委員会の会計と負担金拠出者の会計とは別であるから、実行委員会が事業により得る収入を、負担金拠出者の歳入（収入）とみなすことは、適切さに疑問が残る。

市によれば、規約第9条第4項をもって、実行委員会の事業により得る収入は、負担金等を先に充てたものの不足した場合に経費に充てるものと考えているとのことである。しかし、規約の文言解釈から、そうは解釈できないし、事業により得られる収入よりも負担金を先に経費に充当するというのは、負担金が公金から拠出されていることからすれば適切とは言い難い。

他の実行委員会をみても、同じく岐阜新聞社と共催の「キラキラの昆虫展 2019 実行委員会」を除き、そのような取扱いはしていなかった。

他の実行委員会と同様、実行委員会の収入を適切に取り扱えば、次のような予算になったと考えられ、市の負担金は減少する。 (円)

収入		支出	
岐阜市負担金	7,789,815	委託料	16,956,000
岐阜新聞社負担金	1,168,473	その他費用	2,711,000
観覧料収入	10,480,000		
雑入	65,000		
繰越金	163,712		
合計	19,667,000	合計	19,667,000

もっとも、実行委員会の予算では、観覧料収入の見込みが10,480,000円と大幅に過剰であった（決算では5,379,400円）ため、このような負担金の予算では費用に不足する結果となる。観覧料収入の見込みが甘かったと言わざるを得ない。

実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理（実行委員会の配分金支出とする処理）をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。

例えば、観覧料収入を500万円と見積もると、次のような予算になる。 (円)

収入		支出	
岐阜市負担金	12,555,535	委託料	16,956,000
岐阜新聞社負担金	1,882,753	その他費用	2,711,000
観覧料収入	5,000,000		
雑入	65,000		
繰越金	163,712		
合計	19,667,000	合計	19,667,000

#### (4) 予算と決算の不整合

##### 【事実関係】

岐阜市配分金について、予算書では、上記のとおり、観覧料収入と雑入の合計額（網掛け部分）を按分していた。

これに対し、決算書では、次のように、収入合計から経費を控除した残額（余剰金）5,949,020円（網掛け部分）を按分していた。（円）

収入		支出	
岐阜市負担金	16,960,000	委託料	16,956,000
岐阜新聞社負担金	2,544,000	その他費用	2,381,845
観覧料収入	5,379,400	岐阜市配分金	5,173,268
雑入	239,753	岐阜新聞社配分金	775,752
繰越金	163,712		
合計	25,286,865	合計	25,286,865

##### 【意見 歴史博物館】

予算の段階では、実行委員会の収入を市の歳入（収入）とみなす処理で配分金を算定しつつ、決算の段階では、このような処理ではなく、実行委員会の余剰金の返還という処理で配分金を算定させていた。

予算と決算の処理方法は整合させるようにすることが望ましい。

#### (5) 事業評価

##### 【事実関係】

本負担金は、特別展の開催が単年度毎であることを理由として、効果測定がなされていなかった。

##### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方において、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

##### 【指摘 歴史博物館】

個別の特別展は単年度の開催であるものの、展示会自体は、毎年テーマを変えて開催されているものであるため、一連の事業であると評価できる。

事業評価シートを作成して効果測定を行うべきである。

事業評価シートにおいては、観覧者数等具体的な評価指標を定め、翌年以降の特別展開催に参考とすべきである。

なお、ヒアリングにおいて、令和2年度からは事業評価シートを作成する予定とのことであった。

## 2. 特別展「キラキラの昆虫展 2019」開催負担金

### <概要>

所管	教育委員会 科学館					
説明区分	開催負担金					
交付先	キラキラの昆虫展 2019 実行委員会 ※構成員は、岐阜市教育長、岐阜新聞社執行役員事業局長、岐阜市教育委員会事務局長、岐阜新聞社事業局事業部部長待遇、岐阜市科学館長である。 ※事務局は、岐阜市科学館にある。					
対象事業	特別展の開催					
根拠規定	特別展「キラキラの昆虫展 2019」開催に関する協約書					
交付目的	市民の科学する好奇心を高める（開催要項、協約書の文言）					
開始年度	平成 10 年度（特別展）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	15,000,000	20,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
	決算	14,735,871	19,890,975	11,993,319	11,169,037	11,363,966

### <監査の結果>

#### (1) 協約書の締結

##### 【参考報告】

市は、岐阜新聞社との間で、特別展「キラキラの昆虫展 2019」開催に関する協約書を締結しており、その中で、負担金の額を定めていた。他の実行委員会のほとんどでは、このような負担金の根拠がなかったため、参考報告とする。

##### 【意見 科学館】

負担金を受け取るのは実行委員会であるし、協約書には実行委員会の予算や業務も定めているため、実行委員会を交えた三者間の協約書にすることが望ましい。

#### (2) 実行委員会の収入の取扱い

##### 【事実関係】

実行委員会の予算と決算は、以下のとおりであった。

## (収入)

科目	予算額 (円)	決算額 (円)	内訳 (円)
分担金収入	24,000,000	24,000,000	・岐阜市 12,000,000 ・岐阜新聞社 12,000,000
観覧料収入	23,410,000	14,307,440	・観覧料収入
雑入	590,000	800,511	・物販販売等
利息	—	79	・預金利息
計	48,000,000	39,108,030	

## (支出)

節 (細節)	予算額 (円)	決算額 (円)	内訳 (円)
報償費	100,000	86,211	
旅費	30,000	300	
需用費	1,752,000	1,672,866	
(消耗品費)	1,040,000	966,318	・事務用品等
(食糧費)	10,000	4,548	・打合会等
(印刷製本費)	702,000	702,000	・ポスター、観覧券製作等
役務費	3,113,986	3,042,024	
(通信運搬費)	120,000	48,038	・案内状、ポスター等郵送料等
(広告料)	2,945,040	2,945,040	・新聞ラジオテレビ等広告料
(手数料)	48,946	48,946	・両替手数料等
委託料	18,900,000	17,895,142	・企画制作会場構成等業務 13,765,600 ・受付案内駐車場整理業務 4,129,542
使用料及び賃借料	10,000	0	
公課費	31,389	31,389	・契約書収入印紙
予備費	62,625	0	
小計	24,000,000	22,727,932	差額 1,272,068 (余剰金)
配分金	24,000,000	16,380,098	・岐阜市 8,190,050 ・岐阜新聞社 8,190,048
計	48,000,000	39,108,030	

決算額の配分金の内訳は、以下のとおりであった。

	岐阜市 (円)	岐阜新聞 (円)	合計 (円)	備考
①余剰金	636,034	636,034	1,272,068	
②観覧料収入	7,153,720	7,153,720	14,307,440	チケット売上金
③雑入	400,250	400,255	800,511	
④利息	40	39	79	
合計	8,190,050	8,190,048	16,380,098	

市は、「開催負担金余剰金」として636,034円(①)のみを戻入し、その余は「特別展観覧料配分金」として7,153,720円(②)、「特別展雑入配分金」として400,256円(③)、「特別展雑入配分金(預金利息)」として40円(④)、歳入(雑入)としていた。

規約第9条では、委員会の経費について、以下のとおり規定されている。

第9条 実行委員会の経費は、負担金収入及び助成金をもってこれに充てる。  
 2 実行委員会の経費に不足が生じた場合は、実行委員会の了承を得て、本展覧会の観覧料収入、関連商品の販売手数料、預金利息及びその他収入をこれに充てることができる。

【規範】

地方自治法第232条の2の「寄附又は補助」には、地方公共団体が特定の事業の遂行を目的とする任意の団体の構成員となり、当該団体の必要経費に充てるために構成員間の取り決めに従って支払う負担金も含まれると解するのが相当であるから、負担金等の支出にあたっては、公益上の必要性が客観的に認められなければならない。

【指摘 科学館】

実行委員会の会計と負担金拠出者の会計とは別であるから、実行委員会が事業により得る収入を、負担金拠出者の歳入（収入）とみなすことは、適切さに疑問が残る。

実行委員会規約第9条は、経費には負担金を先に充当するように定めているが、事業により得られる収入よりも負担金を先に経費に充当するというのは、負担金が公金から拠出されていることからすれば適切とは言い難い。

他の実行委員会をみても、同じく岐阜新聞社と共催の「川端康成と東山魁夷展実行委員会」を除き、そのような取扱いはしていなかった。

他の実行委員会と同様、実行委員会の収入を適切に取り扱えば、次のような予算になったと考えられる。 (円)

収入		支出	
岐阜市負担金	0	委託料	18,900,000
岐阜新聞社負担金	0	その他費用	5,100,000
観覧料収入	23,410,000		
雑入	590,000		
合計	24,000,000	合計	24,000,000

もともと、観覧料収入の見込みが23,410,000円と大幅に過剰であった（決算14,307,440円）ため、これでは負担金が発生しないという予算になってしまう。観覧料収入の見込みが甘かったと言わざるを得ない。

実行委員会が事業により得る収入を的確に見積らせた上で、その収入を市の歳入とみなす処理（実行委員会の配分金支出とする処理）をさせず、適切に負担金の額を算出すべきである。

例えば、観覧料収入を1,400万円と見積もると、次のような予算になる。 (円)

収入		支出	
岐阜市負担金	4,705,000	委託料	18,900,000
岐阜新聞社負担金	4,705,000	その他費用	5,100,000
観覧料収入	14,000,000		
雑入	590,000		
合計	24,000,000	合計	24,000,000

### 3. ぎふサイエンスフェスティバル 2019 開催負担金

<概要>

所管	教育委員会 科学館					
説明区分	開催負担金					
交付先	ぎふサイエンスフェスティバル 2019 実行委員会 ※構成員は、岐阜市教育長、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団理事長、NPO法人サイセンスものづくり塾エジソンの会理事、岐阜市教育委員会事務局長、岐阜大学教育学部准教授、岐阜聖徳学園大学教育学部教授、岐阜工業高等専門学校学科長、岐山高等学校校長、岐南工業高等学校校長、岐阜農林高等学校、小学校理科研究部会（西郷小学校校長）、NPO法人サイセンスものづくり塾エジソンの会代表、岐阜市科学館長である。 ※事務局は、岐阜市科学館にある。					
対象事業	ぎふサイエンスフェスティバルの開催 ※開催場所は、岐阜市文化センターである。					
根拠規定	なし					
交付目的	科学教育の振興を図る（実行委員会規約、開催要項の文言）					
開始年度	平成 23 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,200,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000	2,100,000
	決算	2,197,047	2,083,874	2,084,955	2,078,634	2,068,911

<監査の結果>

(1) 負担金の根拠

【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金、協賛金、助成金及びその他の収入をもってこれに充てる」旨の定めはあるものの（第 10 条第 1 項）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

実行委員会には、市と岐阜市教育文化振興事業団が負担金を出し合っており、予算書では、市が 2,100,000 円、岐阜市教育文化振興事業団が 200,000 円とされているが、負担割合の決定方法が不明であった。

【意見 科学館】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

## (2) 実行委員会の収入の取扱い

### 【参考報告】

実行委員会の予算と決算は、次のとおりであった。実行委員会の雑入を、市の歳入とみなす処理（実行委員会の配分金支出とする処理）をしていなかったため、参考報告とする。

(円)

		予算	決算
収入	岐阜市負担金	2,100,000	2,100,000
	岐阜市教育文化振興事業 団負担金	200,000	200,000
	雑入	100,000	58,203
	合計	2,400,000	2,358,203
支出	報償費	880,000	602,540
	需用費	830,000	1,009,107
	その他	680,000	712,506
	予備費	10,000	0
	合計	2,400,000	2,324,153

## (3) 事業評価

### 【事実関係】

本負担金は、事業評価シート「科学館教育活動」の中の一事業として効果測定をしているため、単独での効果測定がなされていなかった。

### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

### 【指摘 科学館】

個々の事業毎に事業評価シートを作成して効果測定を行うべきである。

他の開催負担金の多くは、事業評価シートを作成していた。

#### 4. イングリッシュ・キャンプ in GIFU開催負担金

所管	教育委員会 学校指導課					
説明区分	開催負担金					
交付先	イングリッシュ・キャンプ in GIFU ※構成員は、岐阜市教育長、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団理事長、岐阜市教育委員会事務局長、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団事務局次長、岐阜市教育委員会学校教育審議監兼学校指導課長、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団総務課長である。 ※事務局は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団にある。					
対象事業	イングリッシュ・キャンプ in GIFUの実施 ※小中学生がALTや大学生と共に英語を用いながら岐阜市少年自然の家で5日間活動する事業である。					
根拠規定	なし					
交付目的	児童生徒が、実生活の中で英語を活用する経験を積むことにより、英語や英語の学習、国際社会への興味・関心を高めるとともに、実践的な英語運用能力の向上に向け、積極的かつ粘り強い学習姿勢を身に付ける(事業評価シートの文言)					
開始年度	平成27年度					
金額 (円) 小学校分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	2,900,000	2,900,000	3,800,000	3,775,000	3,775,000
金額 (円) 中学校分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	2,900,000	2,900,000	3,800,000	3,775,000	3,775,000
	決算	2,900,000	2,775,744	3,719,543	3,745,566	3,740,228
	決算	2,900,000	2,775,743	3,719,544	3,745,567	3,740,229

#### <監査の結果>

##### (1) 負担金の根拠

##### 【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金その他の収入をもって充てる」旨の定めはあるものの(第8条第1項)、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

実行委員会には、市と岐阜市教育文化振興事業団が負担金を出し合っており、予算書では、市が7,550,000円、岐阜市教育文化振興事業団が250,000円とされているが、負担割合の決定方法が不明であった。

【意見 学校指導課】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と岐阜市教育文化振興事業団との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

(2) 実行委員会の収入の取扱い

【参考報告】

実行委員会の予算と決算は次のとおりであった。実行委員会の参加料収入を、市の歳入とみなす処理（実行委員会の配分金支出とする処理）をしていなかったため、参考報告とする。

(円)

		予算	決算
収入	岐阜市負担金	7,550,000	7,550,000
	岐阜市教育文化振興事業団負担金	250,000	250,000
	参加料	1,920,000	1,884,000
	雑入		16
	合計	9,720,000	9,684,016
支出	報償費	1,035,000	1,009,410
	需用費	2,755,000	2,728,986
	委託料	5,554,000	5,529,000
	その他	376,000	344,774
	合計	9,720,000	9,612,170

(3) 事業評価

【参考報告】

事業評価シートにおいて、評価指標として「最終日アンケート」を利用していた。交付目的に合致する評価指標と思われるため、参考報告とする。

5. アートライブ・ウェルカム！アーティスト開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金

交付先	<p>アートライブ・ウェルカム！アーティスト実行委員会</p> <p>※構成員（実行委員）は、弁護士、前岐阜大学教育学部教授、中部学院大学講師、岐阜女子大学教授、装賀きもの学院院長、岐阜県書作家協会常任顧問、岐阜市芸術文化協会副会長、加藤栄三・東一記念美術館名誉館長、劇作家、染色工芸家、読み聞かせサークル会員、岐阜商工会議所常議員、前柳津町教育委員、岐阜市市民参画部次長、岐阜市市民参画政策課長である。</p> <p>※事務局は、文化芸術課にある。</p> <p>※事務局長は、文化芸術課長である。</p> <p>※事務局員は、文化芸術課職員である。</p>					
対象事業	<p>アートライブ・ウェルカム！アーティストの開催</p> <p>※小・中学校へ音楽家・落語家等を派遣する事業である。</p> <p>※市が主催である。</p>					
根拠規定	なし					
交付目的	子どもたちが文化芸術を体感できる機会の充実と文化芸術を担う人材の育成を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	<p>平成 29 年度</p> <p>※アートライブは平成 19 年度から、ウェルカム！アーティストは平成 24 年度から開始しており、平成 29 年度から事業を統合して実施している。</p>					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	3,220,000	3,220,000	2,820,000
	決算	—	—	2,377,077	2,192,509	2,200,293

< 監査の結果 >

(1) 余剰金の返還

【参考報告】

実行委員会において、令和元年度の決算時に 619,707 円の余剰金が発生し、市に返還させていたので、参考報告とする。

## 6. 笑いと感動のまちづくり事業負担金

< 概要 >

所管	<p>ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課</p> <p>※令和元年度は、商工観光部 観光コンベンション課</p>
説明区分	諸負担金

交付先	岐阜市笑いと感動のまちづくり実行委員会 ※構成員は、各種団体の役員等 27 名である。					
対象事業	全日本学生落語選手権の開催（予選会と決勝大会の 2 日間）、有料落語会の開催（1 回）、市内小学校対象の落語講座の開催（1 校）等					
根拠規定	なし					
交付目的	落語の祖・安楽庵策伝ゆかりの岐阜市を拠り所に、日本一元気な県都・岐阜市の実現を目指す。町の活性化及び人の健康のため「笑いと感動」を切り口として、まちづくりの観点からも本事業を推進する（事業評価シートの文言） 観光産業の振興、教育文化の振興、伝統文化の普及と後継者の育成及び中心市街地の活性化等を目的とし、笑いや感動により、健康的で魅力と活力溢れる「日本一元気な県都 岐阜市」の実現（実行委員会規約の文言）					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
	決算	11,609,023	12,016,090	12,991,953	12,961,047	12,676,571

<監査の結果>

(1) 負担金の根拠

【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる」旨の定めはあるものの（第 8 条第 1 項）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

実行委員会には、市、岐阜市公共ホール管理財団、岐阜商工会議所が負担金を出し合っているが、負担割合の決定方法が不明であった。

【意見 観光コンベンション課】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との間における負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

(2) 実行委員会の収入の取扱い

【参考報告】

実行委員会のチケット代等の収入 7,915,012 円を、市の歳入とみなす処理（実行委員会の配分金支出とする処理）をしていなかったため、参考報告とする。

### (3) 余剰金の返還

#### 【参考報告】

実行委員会において、令和元年度の決算時に 323,429 円の余剰金が発生し、市に返還させていたので、参考報告とする。

### (4) 効果・経済性

#### 【事実関係】

実行委員会の収入の内訳は、有料落語会のチケット代等 7,915,012 円、協賛金 980,000 円、一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団の負担金 600,000 円、岐阜商工会議所の負担金 500,000 円、市の負担金 13,000,000 円である。

実行委員会の支出合計額 22,671,583 円のうち、NHK 関連会社への委託料 19,745,385 円が大半を占めている。これにより、市の負担金が多額になっている。NHK 関連会社への委託は一者随意契約であるが、これは、落語選手権を NHK で全国放映してもらうためである。NHK 放送の視聴率は、把握されていない。

落語選手権の出場者数は、50 の大学・大学院の学生 211 名、観覧者数は、予選会が 741 名、決勝大会が 1,108 名である。

アウトカム指標設定シートによれば、落語選手権の実施により、落語の祖・安楽庵策伝ゆかりの岐阜市として認知され、出場者・観覧者が増加し、観光客が増加し、落語の聖地として確立することで、観光関連産業の活性化が図れるという考えで、本負担金の成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝観覧者数

中間アウトカム＝観光客の増加＝岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鵜飼観覧船乗船者数

最終アウトカム＝観光地ブランドの確立＝県庁所在地認知度ランキング

#### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

出場者は、落語選手権に出場すること、策伝大賞を受賞することが目的である。観覧者の目的は、観覧することであるし、その中には出場者の関係者が相当数いるものと推察されるし、リピーターも多いようである。出場者や観覧者が、落語選手権のために市に訪れた機会を利用して、市の観光施設を訪れることもあるとは思いますが、本来的には、出場すること、観覧することを目的として市に訪れている。出場者や観覧者が増加

することで、観光客が増加するというロジックが成り立つのかは幾ばくかの疑問が残る。

また、出場者数・観覧者数は、おおむね横ばいであり、増加する見込みは低い。市は、NHKで全国放送されることを重視している。確かに、全国放送により「岐阜市が落語の祖・安楽庵策伝ゆかりの地であること」の認知は広がるかもしれない。しかし、それは、平成15年から継続していることによって一定程度は達成されていると思える。また、そのことを知ったから岐阜市に観光に行くという行動原理が成り立つのか疑問である。

落語選手権を開催すること自体に意義はあると思うが、開催することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、13,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、NHK全国放映を継続する必要があるのか（費用の削減を図ることはできないのか）、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 7. やないづ境川ふれあい夏祭り 2019 事業負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 ※令和元年度は、商工観光部 観光コンベンション課					
説明区分	開催負担金					
交付先	やないづ境川ふれあい夏祭り実行委員会 ※構成員は、柳津町商工会、自治会連合会、消防団、交通安全協会等である。					
対象事業	境川緑道公園での花火大会の開催、郷土芸能「天保宮下太鼓」「うずら太鼓」「高桑太鼓」の披露、盆踊り大会の開催（年1回）					
根拠規定	なし					
交付目的	多くの人々がともにふれあい、交流を深め地域の連帯感を醸成し、活力とにぎわいあふれる地域づくりに寄与し、地域振興を図るイベントとして、柳津地域のみならず市南部最大のイベントとして位置付けるとともに岐阜圏域の最後の花火大会を飾る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成18年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	6,500,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	決算	6,500,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000

## <監査の結果>

### (1) 負担金の根拠

#### 【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金、補助金、事業収入及びその他の収入をもって充てる」旨の定めはあるものの（第8条第2項）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

実行委員会には、市、柳津町商工会、柳津町自治会連合会、日置江自治会連合会が負担金を出し合っているが、負担割合の決定方法が不明であった。

#### 【意見 観光コンベンション課】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

### (2) 前金払の理由

#### 【事実関係】

市は本負担金の前金払をしているが、前金払の決裁文中で「事業実施にあたり支障をきたさないよう」と記載しているだけであった。

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、前金払は例外的な支出であるため、当該負担金はそのイベントの主たる準備資金として喫緊に必要なのか、開催後の支出とできないのか、及び、その見積額は適切であるか等を総合的に判断した上で取り扱うべきとされている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。

### (3) 余剰金の返還

#### 【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時に 25,564 円の余剰金が発生していたが、繰越金として返還させていなかった。

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるとの真のあり方であるとされている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

市によれば、「当該年度の負担金を入金するための運転資金（1回実行委員会経費等）が必要となるため」というのが理由であるとのことであるが、返還しないことが相当である理由とは受け取れなかった。

#### (4) 公平性、効果・経済性

##### 【事実関係】

市は、平成 18 年度の開始当初の 680 万円から若干負担金額を減らしているものの、直近 4 年間は毎年 600 万円を負担し続けている。

支出のほとんどは、打上花火にかかる委託料（8,371,520 円）である。

来場者数は、毎年 2 万人（現場目視）で一定である。

市は、来場者数をはるかに多い長良川の花火大会に補助金を支出している。「中日新聞社」35 万人・135 万円、「岐阜新聞社」35 万人・225 万円と比較して、市の負担金額がかなり多い。

また、市は、本事業と同じく地域の祭りに対して補助金を支出している。「長良川まつり補助金」(25 万円)、「岐阜祭補助金」(50 万円)、「池ノ上裸祭り補助金」(9 万円)、「ぎふ梅まつり補助金」(9 万円)、「岐阜手力火祭補助金」(90 万円) 等と比較して、はるかに高額な支出となっている。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、人と人が交流し、賑わいが創出され、観光地・旅行先として認知され、観光客が増加し、観光地ブランドが確立することで、観光関連産業の活性化が図れるという考えで、本負担金の成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝夏祭り来場者数

中間アウトカム＝観光客の増加＝岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鶺鴒観覧船乗船者数

最終アウトカム＝観光地ブランドの確立＝県庁所在地認知度ランキング

##### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

##### 【指摘 観光コンベンション課】

柳津の夏祭りに参加する人の多くは、柳津町及び周辺の住民であると思われるし、たとえ県外からの来場者が存在したとしても、柳津の夏祭りを訪れたことによって、岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鶺鴒観覧船乗船者数が増加するという考えは疑問である。

賑わいという面でも、祭りの開催によって賑わいが創出されるのは、その日だけである。会場となっている公園の存在をアピールすることによって公園が賑わうとの市の意見もあったが、休日の大きな公園は大抵、家族連れで賑わっており、祭りをきっかけにして公園を再訪したとは思えない。

地域の開催であり十分な資金がないことから、新聞社との共催の花火大会よりも多くの援助が必要となることは分かるが、そうであれば、他の地域の祭りとは違って、多額になる打上花火の費用を公金で負担することが公平適切といえるのか疑問である。

祭りを実施すること自体の意義はあると思うが、実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、打上花火の縮小又は廃止等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。他の地域の祭りとの比較、来場者数と実際の成果に鑑みれば、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金に変更するか、負担金の形で続けるとしても公平を失しない適切な負担額に留めるべきである。

## 8. G I F Uナイトビュー事業実行委員会負担金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 ※令和元年度は、商工観光部 観光コンベンション課					
説明区分	開催負担金					
交付先	G I F Uナイトビュー事業実行委員会 ※構成員は、岐阜長良川温泉旅館協同組合、観光コンベンション協会、近隣自治会連合会（4会）、岐阜市、岐阜観光策道(株)、岐阜森林管理署である。					
対象事業	手力の火祭・夏の開催、岐阜城パノラマ夜景の開催					
根拠規定	なし					
交付目的	本市の貴重な観光資源である金華山・長良川を活用した事業を実施することにより、全国から幅広く観光客の誘致を図り、地域の活性化に寄与する（事業評価シート・規約の文言）					
開始年度	平成16年度（実行委員会負担金の開始）					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000
	決算	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000

### <監査の結果>

#### (1) 負担金の根拠

#### 【事実関係】

実行委員会規約には、委員会の経費について、「負担金、寄附金及びその他の収入を

もって充てる」旨の定めはあるものの（第7条第2項）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。同委員会の収支予算書に、収入として、岐阜市からの負担金が計上されていることを根拠としているようである。

実行委員会には、市、岐阜観光コンベンション協会、岐阜長良川温泉旅館協同組合、岐阜観光索道株式会社、岐阜治水会が負担金又は協賛金を出し合っているが、負担割合の決定方法が不明であった。

**【意見 観光コンベンション課】**

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

**（2）余剰金の返還**

**【事実関係】**

実行委員会において、令和元年度の決算時に146,101円の余剰金が発生していたが、繰越金として返還させていなかった。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるのが真のあり方であるとされている。

**【指摘 観光コンベンション課】**

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

市によれば、「当該年度の負担金を入金するための運転資金（1回実行委員会経費等）が必要となるため」というのが理由であるとのことであるが、返還しないことが相当である理由とは受け取れなかった。

**（3）事業評価**

**【事実関係】**

手力の火祭・夏は、年に1回、手力雄神社で行われる手力の火祭りを、長良川において再演するものである。事業としては、平成元年度から開始している。

岐阜城パノラマ夜景は、年に76日間（令和元年度実績）、岐阜城の夜間開放を行うものである。事業としては、平成13年度から開始している。

いずれも、岐阜市の観光資源である長良川と岐阜城に夜の観光客を増加させることを目的としているとのことであるが、前者は、1回限りの火祭りの観覧、後者は、夜景の鑑賞という、異なる手法によるものである。しかし、事業評価シートは、両事業でまとめて作成されていた。

費用の面で見ても、支出合計17,474,029円のうち、前者のためには14,000,000円以上が費やされていた。ただし、実行委員会の予算書・決算書からは、いずれも事業の経費なのかが明確に判別できなかった。

## 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

## 【指摘 観光コンベンション課】

手力の火祭・夏と岐阜城パノラマ夜景は、別々に事業評価シートを作成すべきである。

## 【意見 観光コンベンション課】

手力の火祭・夏と岐阜城パノラマ夜景、各々のためにいくら支出したのかが明確に判別できるような予算書・決算書を作成させることが望ましい。たとえ、広告費等の共通経費であっても、割り振ることは可能であると考えます。

## （４）効果・経済性

### 【事実関係】

手力の火祭・夏の観覧者数は、令和元年度は 25,000 人である。平成 28 年度から平成 30 年度までは、20,000 人である。

岐阜城パノラマ夜景の入場者数は、令和元年度は通算 10,082 人（一日当たり平均 132 人）で、毎年 10,000 人前後で変わっていない。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、夜間における観光客が増加し、観光地・旅行先として認知され、観光客が増加し、観光地ブランドが確立することで、観光関連産業の活性化が図れるという考えで、成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝各イベントにおける参加者数

中間アウトカム＝観光客の増加＝岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鶺鴒観覧船乗船者数

最終アウトカム＝観光地ブランドの確立＝県庁所在地認知度ランキング

手力の火祭・夏は 30 年以上、岐阜城パノラマ夜景も 17 年以上、いずれも長期にわたっているが、岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鶺鴒観覧船乗船者数は、平成 28 年度から平成 30 年度まででほぼ横ばいであり、観光客の増加という成果がどれほど出ているのか不明である。

市は、少なくとも直近 5 年間は、16,000,000 円を支出し続けている。手力の火祭・夏には、14,000,000 円以上が費やされており、事業評価シートにおいても、「手力の火祭・夏」については、1 日のみのイベントで、……予算の大部分を使っている現状がある。」との理由で、効率性の評価としては「低」としている。

【指摘 観光コンベンション課】

長良川と岐阜城が観光地・旅行地であることの認知は既になされていると思われる。夜間に訪れたことによって、認知され、また別の機会（手力祭り・夏又は岐阜城パノラマ夜景の鑑賞以外の目的で）に観光に訪れる人が増えるといえるのか疑問である。

岐阜城パノラマ夜景については、それほど費用が使われていないが、手力の火祭・夏については、一日限りのイベントに多額の費用が使われている。

いずれの事業も実施すること自体の意義はあると思うが、実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、16,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、規模の縮小等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、各々の事業毎に、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 9. 長良川薪能開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金
交付先	長良川薪能実行委員会 ※構成員（実行委員）は、みなもと会相談役、岐阜市芸術文化協会会長、みなもと会会長、岐阜青年会議所理事長、岐阜長良川温泉旅館協同組合理事長、岐阜市教育委員会委員、岐阜青年会議所会員、NHK岐阜放送局放送部長、特定非営利活動法人花の会理事長、長良東自治会連合会会長、中日新聞岐阜支社報道部長、長良川薪能サポーター代表、岐阜市国際交流協会会長、岐阜新聞・岐阜放送事業部長、鶴匠代表、元岐阜青年会議所会員、岐阜市市民参画部部長である。 ※会長は、岐阜市長である。 ※事務局は、文化芸術課にある。 ※事務局長は、文化芸術課長である。 ※事務局員は、文化芸術課職員である。
対象事業	長良川薪能の開催（1回）、講演・公演会の開催（1回）、サポーターの研修（5回）、子どもによる連調（太鼓）の練習（3回）・披露（1回） ※市は主催である。
根拠規定	なし
交付目的	優れた芸術を鑑賞することにより、市民の芸術文化に対する関心を高め、市民とともに文化創造の活性化を図る（事業評価シートの文言） 伝統文化の継承と地域文化の振興を図る（個別調査票の文言）
開始年度	平成元年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	12,300,000	12,300,000	12,300,000	12,300,000	12,000,000
	決算	12,300,000	12,300,000	12,300,000	12,300,000	12,000,000

### < 監査の結果 >

#### (1) 余剰金の返還

##### 【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時に 1,288,930 円の余剰金が発生していたが、繰越金として返還させていなかった。

市によれば、第 1 回の実行委員会を開催し、予算の承認を得るまでは予算がなく、第 1 回実行委員会開催に向けての事務局費がないと、開催ができないため、事務局費にかかる必要経費の繰越は必要であるとのことである。

##### 【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるのが真のあり方であるとされている。

##### 【指摘 文化芸術課】

同じ実行委員会形式の負担金で、余剰金を返還させている例はいくつもある。第 1 回の実行委員会に関する経費が必要というのであれば、本来は、実行委員会の自己資金で支弁すべきであると考ええる。それがどうしてもできないということであれば、次年度の第 1 回実行委員会開催に向けての準備費用として必要な費用を当年度の予算書において支出として計上しておくべきである。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

#### (2) 運営方法

##### 【参考報告】

多くの実行委員会が、各団体の役員が集まりに過ぎず、市の職員が実際の運営を行っているところ、本実行委員会は、ボランティアのサポーターを募って、事前勉強会等も実施しつつ運営しており、市民協働の点、事業の成果をより高めるという点で、参考報告とする。

#### (3) 効果・経済性

##### 【事実関係】

実行委員会の収入合計 13,333,540 円のうち 12,000,000 円が市の負担金である。

支出の主なものは、出演者謝金や司会料等の報償費 3,311,780 円、舞台設営、会場整備等の委託料 5,986,874 円である。

薪能当日の観覧者数は、平成 29 年度は 3,500 人、平成 30 年度と令和元年度は雨天のため 1,000 人であり、講演・公演会の観覧者は、平成 29 年度と平成 30 年度は 500 人、令和元年度は 450 人であった。体験した子どもは、平成 29 年度 13 人、平成 30 年度と令和元年度は 8 人であった。サポーター参加者は、平成 29 年度は 73 人、平成 30 年度は 53 人、令和元年度は 50 人であった。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、伝統文化を身近に感じるきっかけを提供し、「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」を実現し、文化芸術の推進によるシビックプライドの醸成を図るという考えで、本負担金の成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝観覧者数・体験者数・参加者数の増加

中間アウトカム＝文化・芸術活動に取り組む環境の整備

＝市民意識調査（文化・芸術活動に取り組みやすいまちだと思ふ人の割合）

最終アウトカム＝岐阜市民であることに誇りを感じる人の増加

＝市民意識調査（岐阜市民であることに誇りを感じる人の割合）

#### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

#### 【指摘 文化芸術課】

長良川薪能は立派なイベントであるが、それがゆえに多額の費用を要し、市は、12,000,000 円もの負担金を支出している。この金額との費用対効果でみると、観覧者数が多いとはいえない印象を受ける。

「文化・芸術活動に取り組む環境の整備」というが、そのような抽象的なものではなく、「能楽」という具体的な文化・芸術で成果を図らなければ、これだけの費用のかかる事業の効果測定とは言い難い。

例えば、市内で開催された能楽の公演の参加者数や、能楽に関するカルチャースクールの受講者数等、能楽に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において能楽文化が盛んになっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、12,000,000 円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、規模の縮小等により費用の削減を図ることはできないのか、民間からの協賛金を増やすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 10. こよみのよぶね実行委員会負担金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課					
説明区分	諸負担金					
交付先	こよみのよぶね実行委員会 ※構成員（実行委員）は、日比野克彦氏、岐阜長良川温泉旅館協同組合理事、市民ボランティア、秋田屋本店代表取締役社長、NPO法人森と水辺の技術研究会理事長、岐阜県地域振興課課長、岐阜市文化芸術課長である。					
対象事業	こよみのよぶねの開催 ※市は後援である。					
根拠規定	なし					
交付目的	自然や歴史文化、伝統の技を再発見し、過行く時を振り返り、また来る時に思いを馳せる冬の風物詩である（個別調査票の文言） 本事業はNPO・市民・企業・市の協働によって実施され、市民主体の協働のまちづくりの推進に資する事業である（事業評価シートの文言） 岐阜の自然や歴史文化、伝統の技を再発見し、冬の風物詩としての定着を目指すとともに、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会を契機とする地域の絆づくりの発展につなげていく（実行委員会規約の文言）					
開始年度	平成 18 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
	決算	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

### <監査の結果>

#### (1) 負担金の根拠

##### 【事実関係】

実行委員会規約には、実行委員会の経費は負担金を充てる旨の定めはあるものの、市から負担金が拠出される旨の定めはない。

実行委員会には、市、岐阜県、岐阜長良川温泉旅館協同組合、株式会社ヒビノスペシャルが負担金又は支援金を出し合っているが、負担割合の決定方法が不明であった。

##### 【意見 文化芸術課】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、市と他の団体との負担割合の決定方法に関する定めを置くようにさせることが望ましい。

(2) 負担金の額

【参考報告】

実行委員会の支出 2,440,000 円に対し、市の負担金は 500,000 円である。

民間からの支援金・協賛金が 1,340,000 円もある。

観覧者数は、平成 29 年度は 3,500 人、平成 30 年度は 3,000 人である。

民間からの協賛金を集め、費用対効果が適切であると考えてるので、参考報告とする。

## 11. 長良川ツーデーウォーク開催負担金

<概要>

所管	健康部 健康増進課					
説明区分	開催負担金					
交付先	<p>長良川ツーデーウォーク実行委員会</p> <p>※構成員は、岐阜市長、岐阜県ウォーキング協会会長、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会専務理事、大垣歩こう会会長、岐阜市健康部長、岐阜県ウォーキング協会副会長、大垣歩こう会副会長、岐阜市商工観光部長、岐阜市教育委員会事務局長、岐阜県ウォーキング協会副会長、岐阜市保健所長、一般社団法人日本ウォーキング協会会長である。</p> <p>※事務局は、岐阜市健康部にある。</p> <p>※事務局長は岐阜市健康部健康増進課長、事務局次長は岐阜市健康部健康政策課長である。</p>					
対象事業	<p>長良川ツーデーウォークの開催</p> <p>※岐阜市の歴史や自然に触れながら、2日間5～30kmのコースから自分の歩きたいコースを選んで歩くイベント</p>					
根拠規定	なし					
交付目的	岐阜市の観光資源等のPR、市民の健康づくり啓発(事業評価シートの文言)					
開始年度	平成14年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	500,000	500,000	800,000	500,000	600,000
	決算	500,000	500,000	800,000	500,000	600,000

## <監査の結果>

### (1) 余剰金の返還

#### 【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時において、余剰金 831,165 円が発生しているが、繰越金とし返還させていない。

市によれば、6月開催（年度当初）のため、前年後半（12月～3月）に次年度開催準備の支出をするための財源となるものであるとのことである。

#### 【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第208条第2項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるのが真のあり方であるとされている。

#### 【指摘 健康増進課】

長良川ツーデーウオークは、毎年度継続して開催することが決まっているわけではなく、年度毎に開催の可否を検討すべきものである。負担金も、当年度のツーデーウオーク開催のために支出されているものであるから、当年度のツーデーウオークのために支出されなければならない。

実行委員会形式である以上、次年度開催準備は、次年度の市の予算が議決される前に実行委員会の判断で行っているものであるから、そのための支出となる財源を当然に市が負担することはできない。もし、実行委員会が次年度の開催に向けた準備を当年度に行う予定があり、そのための経費が必要なのであれば、まずは自己資金により工面する努力をさせ、それでもなお当年度の負担金収入からしか工面できないということであれば、次年度開催の必要性、有効性を説明させ、市として次年度開催（次年度の負担金支出）の可否を検討した上で、当年度の予算書において、次年度開催のための準備費用を支出に計上しておくようにさせることが必要と考える。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

### (2) 効果・経済性

#### 【事実関係】

令和元年度は1,550人、平成30年度は1,644人が参加し、岐阜市民の参加者は3割程度、7割は市外からの参加で、宿泊を伴い来訪している。

本事業の目的の一つとして市民の健康づくり啓発があるが、参加者のうち岐阜市民の参加者は約3割程度であり、事業評価シートでも「市民の健康啓発という意味では有効性が低い」との評価を行っている。

#### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効

果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【意見 健康増進課】

本事業は異なる目的が2つ掲げられている。目的の一つである岐阜市の観光資源等のPRという意味では参加者に占める市外参加者の割合が7割という数字からみて、一定の効果が上がっていると思われるし、支出2,624,874円に対し、参加費1,771,300円で、負担金600,000円であるので、費用対効果も適切と考える。

もっとも、市民の健康づくり啓発という目的については効果が低い。年1回のウォーキングで健康効果を測定することは現実的ではないという市の意見はもっともである。市民の健康づくり啓発という目的を外し、岐阜市の観光資源等のPRという目的に絞った効果測定を十分に行うことが望ましい。

## 12. 高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン大会開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	開催負担金					
交付先	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソン実行委員会 ※構成員は、岐阜県知事、岐阜市長、中日新聞社代表取締役社長、一般財団法人岐阜陸上競技会会長ほかである。					
対象事業	高橋尚子杯ぎふ清流ハーフマラソンの開催					
根拠規定	なし					
交付目的	競技力の向上及び市民のスポーツ振興に寄与する（事業評価シートの文言） 「清流の国ぎふ」づくりを進めるとともに、ふるさと岐阜を国内外へ広く発信する（実行委員会会則の文言）					
開始年度	平成23年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000
	決算	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000

## <監査の結果>

### (1) 負担金の根拠

#### 【事実関係】

会則には、本会の経費は、「主催者負担金、参加料、協賛金及びその他の収入をもって充てる」旨の定めはあるものの（第 15 条）、市から負担金が拠出される旨の定めはない。

実行委員会には、市、岐阜県、中日新聞社が負担金又は協賛金を出し合っているが、負担割合の決定方法が不明であった。ヒアリングによれば、主催者であるため、市、県、中日新聞社が均等割にしているとのことであったが、2019 年の大会ポスターには、主催者として岐阜陸上競技協会、岐阜県体育協会が名を連ねているところ、いずれの協会も負担金を拠出していない。

#### 【意見 市民スポーツ課】

交付先団体の規約又は交付先団体との協定等において、市が負担金を拠出することの根拠となる定め、負担割合の決定方法の定めを置くようにさせることが望ましい。

### (2) 前金払の理由

#### 【事実関係】

前金払の理由として、支出負担行為書には、「大会を円滑に実施するため」としか記載されていなかった。

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、前金払は例外的な支出であるため、当該負担金はそのイベントの主たる準備資金として喫緊に必要なのか、開催後の支出とできないのか、及び、その見積額は適切であるか等を総合的に判断したうえで取り扱うべきとされている。

#### 【指摘 市民スポーツ課】

前金払の必要性が明らかとなるような具体的な記載をすべきである。

### (3) 必要性、効果・経済性

#### 【事実関係】

実行委員会の目的は、対外的なもののようなものである。これに対し、事業評価シートのも目的は、「競技力の向上及び市民のスポーツ振興に寄与する」とあり、実行委員会と同様に対外的なものなのか、市民のスポーツ振興なのか、曖昧であった。ヒアリングによれば、大会の知名度が高いことを重視しているようであるから、対外的な目的のようであった。しかし、事業評価シートの成果指標に用いられているのは、沿道の応援人数であった。

本負担金は、平成 23 年度に開始されて以降、6,000,000 円で固定されており、明確な算定根拠はなく、前年踏襲である。

実行委員会の支出額は 223,697,633 円であるが、119,100,000 円の協賛金、82,300,000 円の参加料があり、市の負担割合は 3%未満である。

ヒアリングによれば、毎年、収支状況は赤字とのことであったが、開始から9年が経過し、平成28年には、国際陸上競技連盟（IAAF）ロードレースラベルの最高ランクであるゴールドラベルに認定され、全国での認知度は十分とのことであった。

**【規範】**

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

**【指摘 市民スポーツ課】**

既に大会自体の知名度は相応に上がっており、実行委員会が自立して実施していくべき大会になっていると思われる。実行委員会の会計が毎年赤字になっている点については、実行委員会において大会運営の方法を改善すべきものである。大会が岐阜市のアピールの場になる一面は否定し得ないものの、それが直ちに6,000,000円の負担金を支出する根拠とはならない。市としては、大会開催にあたって、コースとなる市道を提供していることで十分な協力といえるのではないかとも思う。

交付目的が岐阜市の認知度向上や観光客の増加にあるのであれば、その成果指標として、市外の参加者へのアンケート結果を用いることが考えられる。交付目的が市民のスポーツ振興であるのであれば、その成果指標として、マラソン大会に参加した市民の人数、市民の入賞者数を用いることが考えられる。

目的に即した適切な成果指標により効果測定をした上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、6,000,000円もの多額の公金を支出することの費用対効果は適切といえるのか、民間からの協賛金の増加や費用の削減等により自主運営をすることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

### 13. 国際インラインスケート岐阜長良川大会開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課
説明区分	開催負担金

交付先	インラインスケート岐阜長良川大会実行委員会 ※構成員は、岐阜県インラインスケート協会会長、岐阜市議会議長、岐阜市教育長、岐阜青年会議所副理事長、長良自治会連合会会長、長良西自治会連合会会長、岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会会長、岐阜市スポーツ指導員連絡協議会会長、岐阜市長ほかである。 ※事務局は、市民体育課にある。					
対象事業	国際インラインスケート岐阜長良川大会の開催					
根拠規定	なし					
交付目的	岐阜市の観光資源を全国にアピールし、ヤングファミリー等新しいタイプの観光客誘致を図る（事業評価シートの文言） 国際コンベンション都市岐阜を全国にアピールすると同時に、このスポーツを通じ、人と人が集い交流し、活力のある街づくりを目指す（実行委員会規約の文言）					
開始年度	平成6年度					
金額 （円）	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	3,300,000	3,220,000	2,800,000	2,500,000	2,000,000
	決算	2,608,784	2,735,847	2,796,513	2,345,334	1,991,136

< 監査の結果 >

(1) 効果・経済性

【事実関係】

本負担金は、平成6年度に開始されて以降、継続して交付されている。

ヒアリングでは、大会開催の必要性について、全国大会であり遠方からの参加もあるため有意義であるとの回答があったが、大会参加者は、平成29年度は210人、平成30年度は216人、令和元年度は207人である。

本負担金は令和2年度で終了し、令和3年度からは岐阜県インラインスケート協会に移管され、同協会が大会を主催し、全国大会開催のための補助金として申請を受ける予定となっているとのことである。

【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手

方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【意見 市民スポーツ課】

今後、補助金として交付するとしても、交付目的を的確に設定し、そのために補助する公益上の必要があるのかどうかを吟味し、その効果に照らして適切な補助金の額を算定することが望ましい。

#### 14. MAG-CUP少年サッカー交流大会開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	開催負担金					
交付先	MAG-CUP少年サッカー交流大会実行委員会 ※構成員は、豊田市副市長、同市建設部長、岐阜市副市長、同市基盤整備部長、大垣市副市長、同市建設部道路課長兼東海環状推進室次長、可児市副市長、いなべ市副市長、同市建設部長、八百津町建設課長ほかである。					
対象事業	MAG-CUP少年サッカー交流大会の開催					
根拠規定	なし					
交付目的	東海環状自動車沿線地域の連携交流強化（ヒアリング）					
開始年度	平成9年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	決算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

<監査の結果>

(1) 負担金の目的

【事実関係】

規約では、本負担金の目的について、「大会を円滑に開催するため、必要な事業を行うことを目的とする」（第3条）とのみ定められており、大会開催の目的は定められていない。事業評価シートが作成されておらず、個別調査票でも大会の開催に必要としか書かれていなかった。ヒアリングによれば、東海環状自動車沿線地域の連携交流強化が目的であるとのことであった。

【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【指摘 市民スポーツ課】

負担金の交付目的を明確に設定して、交付目的に沿った効果の検証を実施すべきである。

なお、「東海環状自動車沿線地域の連携交流強化」が目的であるとすれば、市民スポーツ課の予算から支出されることには疑問がある。ヒアリングによれば、同様の視点から、今後は基盤整備部において予算編成することも検討するとのことであった。

15. 市民スポーツ・レクリエーション活動推進事業開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	開催負担金					
交付先	岐阜市スポーツ・レクリエーション祭実行委員会 ※構成員は、岐阜市教育委員会、岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会、岐阜市スポーツ指導員連絡協議会、岐阜市レクリエーション協会、スポーツ関係団体ほかである。 ※事務局は、市民体育課にある。					
対象事業	岐阜市スポーツ・レクリエーション祭の開催 ※グラウンドゴルフ、インラインスケート、バレーボール、ミニテニス、ゲートボール、ジョギング・ウォーキング等の大会開催					
根拠規定	なし					
交付目的	軽スポーツの啓発・普及促進（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 25 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,530,000	2,000,000	1,630,000	1,630,000	1,527,000
	決算	1,285,594	1,688,535	1,413,587	1,100,340	1,317,291

<監査の結果>

(1) 効果・経済性

【事実関係】

本負担金は、平成 25 年度に開始されて以降、継続して交付されている。

本事業にかかる経費は、市の負担金のみで賄われている。

参加者数は、平成 29 年度は 2,109 人、平成 30 年度は 2,075 人、令和元年度は 1,797 人であった。

【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【指摘 市民スポーツ課】

「軽スポーツの啓発・普及促進」という目的に即した適切な成果指標により効果測定をした上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担額を減らすことはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 16. 岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金
交付先	岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会実行委員会 ※振込先は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団である。 ※構成員（実行委員）は、個人、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団理事長、岐阜市市民参画部長、岐阜市文化芸術課長、岐阜市教育委員会事務次長等である。 ※事務局は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団にある。 ※事務局員は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団の職員である。

対象事業	岐阜市民文化祭岐阜市美術展覧会の開催 ※日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・グラフィックデザインの作品募集・表彰・展覧 ※市は主催である。					
根拠規定	なし					
交付目的	美術を愛好する市民に広く発表の機会と場を提供するとともに、良い作品を鑑賞することを通して市民の美術文化への関心と情操豊かな市民性を育てる（事業評価シート of 文言）					
開始年度	昭和 23 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	8,500,000	8,500,000	6,649,000	7,400,000	7,400,000
	決算	7,804,317	7,134,232	6,649,000	7,400,000	5,536,000

< 監査の結果 >

(1) 余剰金の返還

【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時において、余剰金 47,649 円が発生しているが、繰越金とし返還させていない。

【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるとの真のあり方であるとされている。

【指摘 文化芸術課】

同じ実行委員会形式の負担金で、余剰金を返還させている例はいくつもある。

第 1 回の実行委員会に関する経費が必要というのであれば、実行委員会の自己資金で支弁すべきである。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

(2) 効果・経済性

【事実関係】

出品者から出品料を得ているが、719,000 円であるし、広告料収入も 380,000 円であり、収入のほとんどは、市の負担金である。

支出合計 6,587,351 円のうち、主なものは、会場設営・審査飾付業務の委託料 2,805,000 円、賞金、審査謝金の諸謝金 2,072,000 円である。

応募者数は、平成 29 年度は 489 人、平成 30 年度は 450 人、令和元年度は 410 人であり、観覧者数は、平成 29 年度は 5,411 人、平成 30 年度は 9,417 人、令和元年度は 3,542 人である。

【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5 年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【意見 文化芸術課】

形式的・習慣的であるとは思いますが、市民が応募する展覧会の公益性は認められるし、美術展覧会を継続することに意味があると思う。しかし、だからといって公金を支出続けてよいということにはならない。毎年同じような内容の事業で、効果が変わらないものに、公金から同じ額の負担金を支出し続ける必要があるのかは、検証する必要がある。

美術展覧会において新規の応募者は増加しているのか、美術展覧会により美術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において美術が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、入場料の獲得、出品料の引上げ、広告収入の増加、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。

## 17. 岐阜市民文化祭岐阜市文芸祭開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金
交付先	岐阜市民文化祭岐阜市文芸祭実行委員会 ※振込先は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団である。 ※構成員（実行委員）は、個人、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団理事長、岐阜市市民参画部長、岐阜市文化芸術課長、岐阜市教育委員会事務次長である。 ※事務局は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団にある。 ※事務局員は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団の職員である。

対象事業	岐阜市民文化祭岐阜市文芸祭の開催 ※一般の部：短編・児童文学・現代詩・歌詞・短歌・俳句・川柳・連句・狂俳、小・中学生の部：創作・誌・短歌・俳句・川柳の作品募集・表彰・展示 ※市は主催である。					
根拠規定	なし					
交付目的	市民の創作意欲を高め、文芸創作活動の振興と地域文化の向上を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	昭和 40 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,703,000	1,703,000	1,703,000	1,703,000	1,703,000
	決算	1,703,000	1,703,000	1,703,000	1,703,000	1,703,000

< 監査の結果 >

(1) 余剰金の返還

【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時において、余剰金 40,959 円が発生しているが、繰越金とし返還させていなかった。

【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるとされている。

【指摘 文化芸術課】

同じ実行委員会形式の負担金で、余剰金を返還させている例はいくつもある。

第 1 回の実行委員会に関する経費が必要というのであれば、実行委員会の自己資金で支弁すべきである。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

(2) 効果・経済性

【事実関係】

作品集頒布収入を得ているが、184,900 円であり、収入のほとんどは、市の負担金である。

支出合計 1,846,941 円のうち、主なものは、募集要項や作品集等の印刷製本費 910,463 円、審査・講評謝金等の諸謝金 648,800 円である。

応募者数は、平成 29 年度は一般 984 人小中 5,005 人、平成 30 年度は一般 970 人小中 6,347 人、令和元年度は一般 1,152 人小中 4,852 人であり、観覧者数は、平成 29 年度は 3,500 人、平成 30 年度は 2,800 人、令和元年度は 2,600 人である。

【意見 文化芸術課】

上記の美術展覧会と同様、文芸祭において新規の応募者は増加しているのか、文芸祭により文芸に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において文芸が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、出品料や入場料の獲得、作品集頒布料金の引上げ、賞金や謝金の減少、委託料の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。

## 18. 岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭開催負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課					
説明区分	開催負担金					
交付先	岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭実行委員会 ※振込先は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団である。 ※構成員（実行委員）は、個人、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団理事長、岐阜市市民参画部長、岐阜市文化芸術課長、岐阜市教育委員会事務次長等である。 ※事務局は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団にある。 ※事務局員は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団の職員である。					
対象事業	岐阜市民文化祭岐阜市民芸術祭の開催 ※邦楽・邦舞・洋楽・洋舞・演劇の公演 ※市は主催である。					
根拠規定	なし					
交付目的	岐阜市で活躍する芸術文化団体又は個人の優れた活動及び伝統芸能を多くの市民が鑑賞できる機会を作り、岐阜市の芸術文化の高揚を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	昭和 63 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	6,389,000	6,389,000	7,389,000	6,389,000	6,389,000
	決算	6,389,000	6,389,000	7,389,000	6,389,000	6,389,000

<監査の結果>

(1) 余剰金の返還

【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時において、余剰金 138,107 円が発生しているが、繰越金とし返還させていなかった。

【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるとされている。

【指摘 文化芸術課】

同じ実行委員会形式の負担金で、余剰金を返還させている例はいくつもある。

第 1 回の実行委員会に関する経費が必要というのであれば、実行委員会の自己資金で支弁すべきである。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

(2) 効果・経済性

【事実関係】

邦楽・邦舞・洋楽・洋舞・演劇の各部会において、チケット売上金及び参加者負担金として、合計 12,389,415 円の収入があり、各部会の事業費の合計 19,141,911 円に充てられている。

出演者数は、平成 29 年度は 656 人、平成 30 年度は 687 人、令和元年度 486 人であり、観覧者数は、平成 29 年度は 5,901 人、平成 30 年度は 5,641 人、令和元年度 5,320 人である。

【意見 文化芸術課】

上記の美術展覧会と同様、芸術祭において新規に演じる団体は増加しているのか、芸術祭により各々の舞台芸術に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において各々の舞台芸術が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、費用対効果が適切なものとなるよう、チケット代金や参加者負担金の引上げ、経費の削減等により負担金額を減らすことに向けた努力をすることが望ましい。

## 19. ぎふ長良川勝手おどり実行委員会負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	諸負担金

交付先	ぎふ長良川勝手おどり実行委員会 ※構成員（実行委員）は、9名（内1名は岐阜市文化芸術課長）である。					
対象事業	ぎふ長良川勝手おどりフェスティバルの開催 ※これとは別に、ぎふ信長まつり実行委員会から、ぎふ信長まつりにおける市民勝手おどりパレードの運営を受託している。					
根拠規定	なし					
交付目的	多くの市民がそれぞれの踊りを発表し、踊り文化の振興を図る（事業評価シート of 文言） 気軽に市民が参加できるおどりを創造し、普及する（実行委員会会則 of 文言）					
開始年度	平成7年度					
金額 （円）	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	決算	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000

<監査の結果>

(1) 費目の内訳

【事実関係】

収支予算書では、支出の部において、次のようにしか書かれておらず、内訳の金額は書かれていなかった。

しかも、本実行委員会は、本負担金とは別に、ぎふ信長まつりにおける市民勝手おどりパレードの運営受託収入1,900,000円があり、これに対応する支出が、事業費の「パレード参加費」にあたるが、内訳に書かれている費目が、「普及活動費」のものなのか「パレード参加費」のものなのか、区別されて書かれていなかった。

項目	金額（千円）	内訳	
事務局費	30	実行委員会、郵送費等	
事業費	2,301	会場設営費、小道具製作費、	
	普及活動費	401	印刷製本費、控室使用料、衣
	パレード参加費	1,900	装代、消耗品費等
合計	2,331		

【意見 文化芸術課】

負担金の支出が適切であるか判断するため、負担金の根拠となる費目毎の内訳を明確に記載した収支予算書を提出させることが望ましい。

## (2) 余剰金の返還

### 【事実関係】

実行委員会において、令和元年度の決算時に余剰金 82,592 円が発生しているが、繰越金としており、返還させていなかった。

### 【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルによれば、開催負担金について、あらかじめ、相手方と負担金の精算を行う旨を協議し、開催後、すみやかに収支報告を徴し、余剰金の返還を求めるのが真のあり方であるとされている。

### 【指摘 文化芸術課】

同じ実行委員会形式の負担金で、余剰金を返還させている例はいくつもある。

第 1 回の実行委員会に関する経費が必要というのであれば、実行委員会の自己資金で支弁すべきである。

当年度の収支決算時の余剰金は返還させるべきである。

## (3) 効果・経済性

### 【事実関係】

本実行委員会の事業は、各種団体に対し、踊りの発表の場を、年に 2 回提供する事業である。ぎふ信長まつりのパレード、岐阜市文化センターの 2 回である。2 回とも同じ団体が参加している。参加団体数は、平成 29 年度は 13 団体、平成 30 年度は 10 団体、令和元年度は 11 団体であり、参加者数は、500 人で一定である。

本事業は、平成 7 年度の開始であり、長期にわたっている。

少なくとも直近 5 年間は負担金の額に変動がない。

事業の目的は、「踊り文化の振興」であるとしているが、事業評価シートでは、「地域の賑わいの創出に貢献」しているとか、「信長まつりのにぎわいに貢献」しているという視点でも評価をしている。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、パレードやフェスティバルへの参加者数が増加し、おどり文化の振興と継承を図り、「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」を実現し、文化芸術活動に取り組みやすいまちづくりを図るという考えで、本負担金の成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝参加者数の増加

中間アウトカム＝文化芸術活動を行う人の増加

＝市民意識調査(日々の生活の中で何らかの生涯学習に取り組んでいる人の割合)

最終アウトカム＝文化・芸術活動に取り組む環境の整備

＝市民意識調査(文化・芸術活動に取り組みやすいまちだと思ふ人の割合)

### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

### 【指摘 文化芸術課】

同じことを繰り返しているとの印象は否めない。参加者数も増加していない。

信長まつりパレードを盛り上げることは、受託事業として行われているから、本負担金とは別の話である。

「文化・芸術活動に取り組む環境の整備」というが、そのような抽象的なものではなく、「踊り」という具体的な文化・芸術で成果を図らなければ、これだけの費用のかかる事業の効果測定とは言い難い。

踊りに対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において踊りが広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 20. 岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～開催負担金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金
交付先	岐阜文化再発見実行委員会 ※構成員（実行委員）は、岐阜市芸術文化協会会長、同協会副会長、同協会理事、劇作家、岐阜市市民参画部次長、岐阜市市民参画政策課長である。 ※事務局は、文化芸術課にある。 ※事務局長は、文化芸術課長である。 ※事務局員は、文化芸術課職員である。
対象事業	岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～ ※伝統的建造物等における民話の朗読・コンサート等の開催（8回） ※市は主催である。

根拠規定	なし					
交付目的	岐阜市に残る伝統的建造物や文化財を会場として地域に伝わる民話を市民に紹介し、地域文化を再発見してもらう（事業評価シートの文言） 子孫に残さなくてはならない伝統的建造物や文化財を会場として、そこにまつわる民話の紹介を実施し、市民の地域文化への理解を深めることを図る（個別調査票の文言）					
開始年度	平成 17 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,850,000	1,850,000	1,850,000	1,850,000	1,650,000
	決算	1,607,831	1,585,513	1,630,501	1,368,125	1,337,931

<監査の結果>

(1) 余剰金の返還

【参考報告】

実行委員会において、令和元年度の決算時に余剰金 312,069 円が発生し、返還させているので、参考報告とする。

(2) 効果・経済性

【事実関係】

本事業は、平成 17 年度から続いている。事業内容は、基本的には変わっていない。参加者数は、平成 29 年度は 489 人、平成 30 年度は 563 人、令和元年度は 466 人である。参加者の中には、繰り返し参加する人もいるとのことである。参加者にアンケートは実施していない。

令和元年度に 200,000 円予算を減らしたものの、それ以前の 4 年間は同額の 1,850,000 円である。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、地域に伝わる文化を広めるとともに継承し、「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」を実現し、文化芸術の推進によるシビックプライドの醸成を図るという考えで、本負担金の成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝参加者数の増加

中間アウトカム＝文化・芸術活動に取り組む環境の整備

＝市民意識調査（文化・芸術活動に取り組みやすいまちだと思ふ人の割合）

最終アウトカム＝岐阜市民であることに誇りを感じる人の増加

＝市民意識調査（岐阜市民であることに誇りを感じる人の割合）

## 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

## 【指摘 文化芸術課】

同じことを繰り返しているとの印象は否めない。参加者数も増加していない。

「文化・芸術活動に取り組む環境の整備」というが、そのような抽象的なものではなく、「民話」という具体的な文化・芸術で成果を図らなければ、これだけの費用のかかる事業の効果測定とは言い難い。

民話に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において民話が広まっているかどうか、地域文化に関する関心が深まっているかどうかという指標で事業評価した上で、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも参加料を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すべきである。

## 21. さんぽ d e 野外ライブ開催負担金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	開催負担金
交付先	さんぽ d e 野外ライブ実行委員会 ※構成員（実行委員）は、岐阜市芸術文化協会会長、音楽家、演出家、岐阜青年会議所副理事長、ハートフルスクエアG館長、岐阜市民会館館長、岐阜市市民参画部次長、岐阜市市民参画政策課長である。 ※事務局は、文化芸術課にある。 ※事務局長は、文化芸術課長である。 ※事務局員は、文化芸術課職員である。
対象事業	さんぽ d e 野外ライブの開催 ※ぎふメディアコスモスでの音楽コンサート（3日間）、ぎふメディアコスモス等複数会場での音楽ライブ（1日） ※市は主催である。

根拠規定	なし					
交付目的	誰もが気軽に音楽と触れ合う機会を提供するとともに、「みんなの森 ぎふメディアコスモス」を中心とした文化によるにぎわい創出を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 26 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	5,500,000	8,000,000	6,000,000	5,500,000	3,500,000
	決算	4,601,219	4,517,853	4,907,522	5,333,819	3,100,354

<監査の結果>

(1) 公益性、効果・経済性

【事実関係】

支出の大半は、会場・音響設営、警備等の委託料 2,250,270 円である。

野外ライブの参加者数は、平成 29 年度は 212 人、平成 30 年度は 173 人、令和元年度は 224 人であった。観客数は、平成 29 年度は 3,920 人、平成 30 年度は 1,970 人、令和元年度は 2,930 人であった。

アウトカム指標設定シートによれば、事業の実施により、野外ライブへの参加者と観客数が増加し、市民の文化芸術への関心が向上し、「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」を実現するとともに、音楽によるにぎわいの創出を図るという考えで、成果を次の指標で評価している。

直接アウトカム＝参加者数の増加、観客数の増加

中間アウトカム＝文化芸術活動を行う人の増加

＝市民意識調査(日々の生活の中で何らかの生涯学習に取り組んでいる人の割合)

最終アウトカム＝文化・芸術活動に取り組む環境の整備

＝市民意識調査(文化・芸術活動に取り組みやすいまちだと思ふ人の割合)

＝中心市街地のにぎわいの創出

＝市民意識調査(岐阜駅周辺や柳ヶ瀬等の中心市街地のにぎわいが高まっていると思ふ人の割合)

【規範】

補助金等ガイドライン(負担金にも適用される)によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか(効果の程度)と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する(負担効果と負担金額の比較)、5年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる(形式的、習慣的)と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【意見 文化芸術課】

音楽に触れる機会は、世の中に多数あり、公金で開催する必要のあるものかどうか、検証する必要がある。

「文化・芸術活動に取り組む環境の整備」というが、そのような抽象的なものではなく、「音楽」という具体的な文化・芸術で成果を図らなければ、これだけの費用のかかる事業の効果測定とは言い難い。

野外ライブの時に人が集まったからといって、その時限りであるのが通常であり、中心市街地に賑わいが創出できることになるのか疑問である。

音楽に対する市民の関心度が高まっているかどうか、市内において音楽が広まっているかどうかという指標で事業評価した上で、文化の振興という公益性が認められるのか、事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、少しでも出演者から費用を徴収したり、民間からの協賛金を得たりする等により負担金の削減を図ることはできないのか、種々の点から、本負担金の在り方を見直すことが望ましい。

## 22. フローラリー岐阜開催負担金

<概要>

所管	都市建設部 公園整備課					
説明区分	開催負担金					
交付先	フローラリー岐阜実行委員会 ※構成員は、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団、岐阜市他6団体である。					
対象事業	鉢花（はちばな）や苗等の販売、樹木やガーデニングについての相談会、小品盆栽（しょうひんぼんさい：手のひらサイズの盆栽）の展示、スカットボール等レクリエーション					
根拠規定	なし					
交付目的	市民に緑化に対する関心や愛着をより一層深める（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成4年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000
	決算	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000

## <監査の結果>

### (1) 効果の検証

#### 【事実関係】

岐阜市が、フローラリー岐阜実行委員会に対して、毎年84万円を支出しているものである。

平成23年度の包括外部監査では、「フローラリー岐阜は、20年近く継続した事業であり、平成21年度までは事務事業評価を行っているが、その有効性の評価が必ずしも十分であるとはいえない」との意見を受け、岐阜市としては、参加者へのアンケート調査や関係者への意見聴取を行ったとのことであった。

#### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

#### 【意見 公園整備課】

参加者や関係者へのアンケート・意見聴取としては、どのような事実を聞き取っているか不明確な部分があるが、効果検証のあり方としては、単に「参加して良かったかどうか」というものであっては意味が十分ではない。来場者は、そもそも緑化等に興味のある人であるのが大半であると思われるので、その人たちに「どうでしたか？」というだけのアンケートは効果の検証として不十分である。

長年継続して実施されているイベントであり、漫然と支出しているのではないかとの誹りを受けないためにも、その目的に十分寄与した内容となっているか、ひいては岐阜市が毎年84万円の負担金支出をしている意義が十分となっているのかを改めて検証し、そもそもの事業目的である「緑化啓発につながるイベントといえるか」の観点からのアンケート調査等を行うことが望ましい。

## 23. エコフェスタ開催負担金

<概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	開催負担金					
交付先	岐阜市エコフェスタ実行委員会 ※構成員は、岐阜市長、達目洞自然の会会長、岐阜市女性の会連絡協議会、岐阜大学流域圏科学研究センター、DREAM★Solarぎふ太陽の恵みプロジェクト、岐阜大学ESDクオリア、岐阜市環境部である。 ※事務局は、環境部にある。 ※事務局長は、環境部長、事務局次長は、環境部自然共生参与、事務局員は、環境部職員である。					
対象事業	岐阜市エコフェスタの開催 ※講演会、各団体や企業の展示・体験ブース、フードドライブ、リユース・フリーマーケット、アースレンジャー子ども会議等					
根拠規定	なし					
交付目的	市民の環境意識の向上と活動を促し、環境活動を行う人材を育成する(事業評価シートの文言)					
開始年度	平成14年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	6,800,000	6,800,000	6,800,000	6,800,000	6,400,000
	決算	6,799,771	6,799,615	6,799,869	6,799,969	6,275,909

<監査の結果>

(1) 見直し

【参考報告】

担当課において、ここ数年では平成24年、26年、28年、令和元年と、2～3年毎に内容や名称を見直している。見直しの内容は下記のとおりである。

平成24年度から	実行委員会に企画運営部会を置き、市民団体等による企画立案体制をつくる。
平成26年度	フェア当日、市内一斉に環境活動を行う企画を組み入れる。
平成28年度から	出展者の一部を公募し、参加体験型のブースの増に努める。
令和元年度から	実行委員会の人数をコンパクトにするとともに企画運営部会を廃止し、意思決定の迅速化に努める。

令和元年度事業評価シートにおいても、目標とする新規来場者数の割合が達成でき

ていない等とし、総合評価では、「一日集中型のイベントから分散型のイベントへと移行し、各個人の多様な環境意識の高揚と保全活動の実施につなげていく」として、改善が予定されている。また、アンケートも実施し、分析を改善に生かしている。見直しの実例として、参考報告とする。

## 24. 岐阜市地球温暖化対策推進委員会負担金

### <概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	諸負担金					
交付先	岐阜市地球温暖化対策推進委員会 ※構成員は、一般社団法人岐阜県トラック協会、岐阜県電器商業組合、中部電力株式会社岐阜営業所、岐阜市自治会連絡協議会、生活協同組合コープぎふ、東邦ガス株式会社岐阜支社、岐阜大学教育推進・学生支援機構、岐阜市女性の会連絡協議会、岐阜乗合自動車株式会社、一般社団法人日本自動車販売協会連合会岐阜県支部、岐阜県プラスチック工業組合、一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団、金華まちづくり研究会、一般社団法人岐阜県LPガス協会岐阜支部である。 ※事務局は、低炭素・資源循環課にある。					
対象事業	岐阜市地球温暖化対策推進事業 ※ぎふ減CO2ポイント制度、省エネ講座、タイヤ空気圧点検イベント、事業者向け省エネセミナー（施設・設備の見学、無料省エネ診断の紹介等）、エコスクールレポート事業（学校の取組みを紹介）等					
根拠規定	なし					
交付目的	地球温暖化防止に関する具体的な取り組みを企画、立案及び実践することで岐阜市の地球温暖化対策をより一層推進し、温室効果ガスを削減する					
開始年度	平成20年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	10,245,000	6,913,000	6,707,000	6,707,000	6,630,000
	決算	9,201,881	6,091,483	6,572,675	6,540,782	6,431,134

### <監査の結果>

#### (1) 余剰金の返還

##### 【参考報告】

委員会において、令和元年度の決算時に余剰金 198,866 円が発生し、返還させているので、参考報告とする。

## (2) 効果・経済性

### 【事実関係】

委員会の収入としては、企業・団体からの協賛金があるが、協賛金は下記のとおりであり、ほぼ市の負担金で賄われているのが現状である。

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	協賛金額		20,000	20,000	20,000	40,000

支出の内訳としては、令和元年度の予算額でみると、ぎふ減CO<sub>2</sub>ポイント制度にかかる啓発品・PR印刷物費用、委託料（WEB応募システム）等の合計4,911,000円が大半を占めており、その他の事業にかかる費用も、啓発品・チラシ費用がほとんどである。

事業評価シートでは、成果指標として、ぎふ減CO<sub>2</sub>ポイント制度の参加者数を用いており、平成29年度は2,279人、平成30年度は3,519人、令和元年度は3,362人である。

また、事業評価シートには、新規事業の創設、既存事業の見直しや廃止等を行いながら、より市民、事業者等の温暖化防止意識の向上に寄与する事業を展開していくと記載されている。しかし、令和元年度、令和2年度のいずれについても、継続事業で予算立てをしており、負担額はほとんど変わっていない。

### 【規範】

補助金等ガイドライン（負担金にも適用される）によれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、負担目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき負担効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている負担金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5年を超えている負担金は形式的・習慣的に負担されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

### 【指摘 低炭素・資源循環課】

ぎふ減CO<sub>2</sub>ポイント制度でいえば、かけている費用に対して、参加者数が少ない。他の事業についても、啓発の効果がどのように上がっているのかが不明である。

個々の事業を実施することによって市が所期する目的がどれだけ達成されるのか、費用対効果は適切といえるのか、協賛金を増やす等により負担額を減らすことはできないのか等の種々の点から、市として、個々の事業について検証し、その結果を書面に残しておくべきである。

## 25. 友好都市等産業交流推進委員会負担金

### <概要>

所管	経済部 産業振興・企業誘致課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課					
説明区分	加入団体負担金					
交付先	友好都市等産業交流推進委員会 ※構成員は、岐阜市、一般社団法人岐阜ファッション産業連合会、岐阜婦人子供服工業組合、公益財団法人岐阜市国際交流協会、岐阜市産業貿易協会、岐阜商工会議所、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会、JETROである。					
対象事業	在スロバキア日本国大使館主催「日本夏祭り」への出展					
根拠規定	なし					
交付目的	岐阜市と友好都市等の関係にある海外の都市との間におけるアパレル産業をはじめとする各種産業文化交流と調査研究の実施（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	200,000	200,000	5,590,000	4,429,000	4,010,000
	決算	25,497	13,083	2,358,470	2,936,876	2,616,520

### <監査の結果>

#### (1) 支出の必要性

##### 【事実関係】

令和元年度は、スロバキアの日本国大使館主催の「日本夏祭り」への出展として、岐阜市職員ら数名が参加している。参加することにより、市にどのような効用がもたらされているのかが明らかでなかった。

##### 【意見 産業振興・企業誘致課】

負担金の支出により、いかなる効果ももたらされているのか、検証をし、その結果を記録に残しておくことが望ましい。

## 第2 外郭団体

### 26. 岐阜市シルバー人材センター補助金

#### <概要>

所管	経済部 労政・経営支援課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター ※岐阜市の外郭団体である。					
対象事業	公益社団法人岐阜市シルバー人材センターの運営					
根拠規定	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター補助金交付要綱					
交付目的	公益社団法人岐阜市シルバー人材センターの円滑な運営を促進し、もって高年齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資する（要綱の文言）					
開始年度	昭和 56 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	12,280,000	10,888,000	15,888,000	19,518,000	21,366,000
	決算	12,240,000	10,888,000	15,778,000	19,516,000	21,366,000

#### <監査の結果>

##### (1) 平成 26 年度の包括外部監査に対する措置状況

###### 【事実関係】

平成 26 年度の包括外部監査において、市が公益社団法人岐阜市シルバー人材センターへ補助金を出していることについて、「本当に必要な補助金額だったのか検討した結果を、検討資料を添付した記録に残すべきである。」との指摘を受けていた。

これに対して、岐阜市では、「検討結果を記録に残す。」として措置状況の報告をしていた。

本監査においても、補助金額の検討結果が記録されている書類の提出を求めたが、資料として明確なものは存在しなかった。

###### 【指摘 労政・経営支援課】

自らが表明した措置内容を実施すべく、市において補助金支出の必要性及び相当性を検討して補助金額を決定したプロセスについて、記録に残すべきである。

なお、こうした措置の実施状況が明確にできない原因としては、当時の問題意識が、時の経過、人員の異動を原因とする情報共有・引継ぎの不十分さにも起因すると思われる。かかる観点から、包括外部監査で指摘意見された事項については、その場限りの対応とせず、継続的な問題意識をもって対処することが望ましい。

## (2) 補助の見直し

### 【事実関係】

市が昭和 56 年度から岐阜市シルバー人材センターへ支出し続けている補助金の性質は、団体育成補助金とされている。

市では、シルバー人材センターから説明を受けたままの person 費算出をもとに、シルバー人材センター全体にかかる person 費をベースにした補助金額を支出している。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

### 【指摘 労政・経営支援課】

「団体育成」補助金としての性質は、その名称のとおり、当該団体の「育成」のために支出されるものであり、補助金として支出するのであれば、当該団体の「育成」の必要があるかを、毎回、検証する必要がある。昭和 56 年から継続して支出されているとすれば、既に「育成」段階を終えたことを推認させる事情となる。

漫然と「団体育成」補助金として支出し続けることは改め、事業補助に切り替えるべきである。

## 27. 岐阜市社会福祉協議会運営費補助金

### <概要>

所管	福祉部 福祉政策課
説明区分	団体育成補助金
交付先	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。） ※岐阜市の外郭団体である。
対象事業	（人件費補助） 各支部への助成金・補助金の交付、福祉団体への助成金の交付、研修会・連絡会の開催、フォーラム・講座の開催、相談事業等 （運営費補助） 中央センター、南部センター、北部センター及び柳津支所の運営
根拠規定	岐阜市社会福祉協議会運営費等補助金交付要綱
交付目的	地域福祉の推進を図る
開始年度	昭和 60 年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	57,496,000	56,723,000	55,304,000	55,201,000	55,125,000
	決算	57,443,036	55,640,133	55,207,597	55,082,844	55,073,801

< 監査の結果 >

(1) 補助金の算定

【事実関係】

補助金の種類として、人件費補助と運営費補助がある。

人件費補助は、市社協の事務局の職員のうち、地域福祉活動（岐阜市地域支え合い活動コーディネート事業に係るものを除く。）に携わる職員に係る経費を補助対象経費としている。職員に係る経費とは、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、退職共済掛金、法定福利費及び福利厚生費をいう。

運営費補助は、中央センター、南部センター、北部センター及び柳津支所に係る管理経費を補助対象経費としている。管理経費とは、光熱水費その他需用費及び委託料をいう。

人件費補助の補助金の額は、「要綱別表」により、以下の算定方法となっている。

補助金の基準額は次の各号に掲げる社協の事務局の職員の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 正規職員

職員数（職員が社協の自主事業に係る事務等を兼務している場合にあつては、兼任割合を乗じて得た職員の数）に地方交付税の単位費用の福祉活動専門員設置事業費を乗じて得た額

(2) 常勤嘱託員及び非常勤嘱託員並びに臨時雇用員（以下、「嘱託員等」という。）

社協の補助対象経費に係る実支給額

補助金の額は、次の各号に掲げる社協の事務局の職員の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 正規職員

正規職員の基準額と社協の実支給額（職員が社協の自主事業に係る事務等を兼務している場合にあつては、兼任割合を該当職員に係る実支給額に乘じて得た額）を比較していずれか少ない額

(2) 嘱託員

嘱託員の基準額

これによると、補助金の額は、正規職員は、基準額と実支給額を比較して低い額、嘱託員は、実支給額（＝基準額）となっている。

一方、「平成 31 年度社会福祉協議会運営費補助金所要額調書」によると、当初予算で、地域福祉活動に携わる職員は、正規職員 9 人（うち兼任 2 人）、嘱託員 2 人で、市補助所要額は、以下のように計算されている。

・基準額	正規職員	※6,814,000×0.5（兼任割合）×2人+6,814,000×7人
	嘱託員	6,845,273（2人の実支給額合計）
	合計	61,357,273円
・実支給額	正規職員	47,733,286（兼任割合考慮後）
	嘱託員	6,845,273
	合計	54,578,559円
・市補助所要額	54,578,559円（少ない方）→ 54,578,000円	
※（参考）福祉活動専門員設置事業費 6,814,000円		

しかし、正規職員の内訳をみると、兼任している2人（事務局長、総務課職員）については、兼任割合考慮後の実支給額が基準額を上回っている。それ以外の正規職員については、いずれも実支給額が基準額を下回っているため、合計で見ると実支給額が少ない結果となる。

（表 兼任割合考慮後の実支給額と基準額の比較）

所属	実支給額	比較	基準額
事務局長	5,436,993円	>	3,407,000円
総務課職員	4,770,676円	>	3,407,000円
小計	10,207,669円	>	6,814,000円
その他職員	44,370,890円	<	54,543,273円
合計	54,578,559円	<	61,357,273円

【指摘 福祉政策課】

上記「要綱別表」において、補助金を算定する際の基準額と実支給額の比較において、合計で判断するという記載はどこにもない。むしろ、個々の職員毎に基準額と実支給額を比較して算定する方法となっている。

現状の算定方法は誤っていることになるため、実支給額が基準額を上回っている職員については、基準額を適用すべきである。

これによると、当初予算の市補助所要額は、51,184,000円となり（前表の網掛部分の合計、千円未満切捨）、現状の算定方法よりも3,394,000円、減少する結果となる。

（2）補助の見直し

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は、昭和60年度から続いており、長期にわたっている。

市社協は、昭和33年の発足であり、令和2年3月末期における地域福祉事業に関する基金が621,925千円、積立金が92,861千円も計上されている。

市社協の運営費補助金については、以前の包括外部監査においても度々取り上げられている。交付の目的についてもその都度説明されているが、再度、簡略に表すと以下のとおりとなる。

(目的)

「市社協は、地域福祉の推進を図るため設立された団体であり、昭和 33 年の発足以来、現在では市内全域に 50 の支部を設置し地域福祉活動を展開している。地域住民や社会福祉関係団体等で構成され、自主性と公共性を併せもった団体であり、地域のボランティアと協力しながら創意工夫を凝らした事業を行っている。そのような中で、地域福祉推進の中核的な役割を果たすため「地域福祉推進計画」を実行し、各種福祉サービス事業の充実を図り、誰もが住み慣れた地域でいきいきと生活ができる社会福祉の実現を目的として、市社協実施事業のうち地域福祉推進事業に関わる人件費及び各事務所の管理経費の補助を行うものである。」

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 福祉政策課】

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、市社協の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようすべきである。

## 28. 岐阜市学校給食会運営費補助金

< 概要 >

所管	教育委員会 学校保健課
説明区分	団体事業補助金 ※概要調査票では、団体育成補助金となっていた。
交付先	公益財団法人岐阜市学校給食会
対象事業	学校給食用物資の調達及び供給並びに学校給食の普及充実及び食育支援に係る人件費の支出
根拠規定	公益財団法人岐阜市学校給食会補助金交付要綱
交付目的	岐阜市の学校給食の円滑な実施及び充実向上（要綱の文言）

開始年度	昭和 31 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	7,150,000	7,150,000	7,150,000	7,150,000	7,150,000
	決算	7,150,000	7,150,000	7,150,000	7,150,000	7,150,000

< 監査の結果 >

(1) 補助金の額

【事実関係】

平成 26 年度包括外部監査の措置状況について、「人件費の算定方法を見直した」とされていた。市によれば、「人件費を、業務量及び業務に係る時間等で公益目的事業会計と法人会計費用で按分（8：2）し、公益目的事業会計の人件費に2分の1を乗じた額」としているとのことであった。

しかし、交付要綱では、補助金の額について、予算の範囲内で、学校給食用物資の調達及び供給に係る人件費及び学校給食の普及充実及び食育支援に係る人件費の2分の1以内とすると定められている（第3条）だけであり、上記の算定方法の記載はない。

学校給食会では、業務会計と物資会計があり、本補助金は業務会計の歳入とされている。物資会計から 21,772,000 円が業務会計に繰り出されている。業務会計にかかる令和元年度の収支状況は、以下のとおりである。

(歳入)

科目	収入済額 (円)	説明
物資会計繰越金	21,772,000	物資会計より
基本財産受取利息	2,269	基本財産受取利息
岐阜市補助金収入	7,150,000	市より補助金（人件費）
預金利息	21	普通預金利息
繰越金	674,660	前年度繰越金
合計	29,598,950	

(歳出)

科目	支出済額 (円)	不用額 (円)
役員報酬	3,206,590	54,410
給料手当	16,045,542	132,458
雑給	0	88,000
退職給付費用	970,000	0
法定福利費	3,211,215	41,785
福利厚生費	50,069	931
旅費交通費	892,936	97,064
消耗品費	140,680	0
燃料費	14,758	4,242
食料費	3,974	2,026
印刷製本費	181,130	25,190
光熱用水費	82,751	32,249
修繕費	0	76,000
通信運搬費	252,792	27,208
支払手数料	529,658	77,342
保険料	56,810	190
委託料	1,132,512	488
リース料	412,859	16,141
備品購入費	0	50,000
負担金	60,028	29,972
公租公課	1,598,900	100
合計	28,843,204	755,796

補助金 7,150,000 円の算定過程が明らかとなる書類の提出はなかった。

本補助金は、昭和 31 年度から開始しており、長期にわたっている。

少なくとも平成 18 年以降は、変わることなく 7,150,000 円を交付している。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインによれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）と、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

#### 【指摘 学校保健課】

市が見直したとする人件費の算定方法が明らかになる資料を残した上で、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できる

かどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その記録を残すべきである。

## 29. 岐阜観光コンベンション協会運営負担金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 ※令和元年度は、商工観光部 観光コンベンション課					
説明区分	諸負担金					
交付先	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会 ※昭和 25 年度 岐阜市観光協会設立 平成元年 5 月 24 日 岐阜コンベンション・ビューロー設立 平成 14 年 4 月 1 日 岐阜コンベンション・ビューローと岐阜市観光協会が組織統合 平成 25 年 4 月 1 日 公益財団法人に組織変更					
対象事業	(コンベンション振興事業) 国内外コンベンション主催者への誘致活動、コンベンション支援事業等 (環境基盤整備事業) ホスピタリティ講座・観光セミナー・MICEセミナーの開催等 (観光振興事業) 国内外観光客の誘致、観光パンフレットの作成、各種キャンペーンの実施、各種イベント行事への助成等 (鵜飼観覧船支援事業) おまかせパック、風流屋形船の実施					
根拠規定	なし					
交付目的	本市におけるコンベンション及び観光客の誘致(事業評価シートの文言)					
開始年度	昭和 25 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	55,434,000	57,334,000	57,334,000	56,214,000	56,744,000
	決算	55,434,000	57,334,000	57,334,000	56,214,000	56,744,000

<監査の結果>

(1) 平成 23 年度及び平成 26 年度の包括外部監査の措置状況

【事実関係】

本負担金については、平成 23 年度の包括外部監査において、負担金額の決定について、下記の指摘と措置状況報告がなされていた。

平成 23 年度の包括外部監査	
指摘	措置状況報告
様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである	検討中（平成 24 年度） 負担金額の決定にあたっては、事業内容のみならずスタッフの配置を含め、今後も協会と連携を図りながら協議を継続する。

これに対し、平成 26 年度の包括外部監査において、依然として適切な措置対応がなされていないと判断され、下記の指摘がなされ、市は、下記の措置状況報告をした。

平成 23 年度の包括外部監査	
指摘	措置状況報告
	措置済み（平成 27 年度） 協会の設立時に、行政と民間の協議により、協会が担うべき業務やそれに必要となる予算を精査して負担金額を決定した。以降、これをベースとして事業の改廃状況による事業費の増減を加味した上で負担金額を決定している。今年度から定期的な協議の場を設け、従来より密な連携を図ることにより、事業内容の把握に努めている。

平成 26 年度の包括外部監査	
指摘	措置状況報告
平成 23 年度の監査指摘に対して、措置状況は、適切に回答すべきである。具体的には、①平成 23 年度監査の指摘に対して、観光コンベンション課としては、どのように判断したのか、②現在の負担金決定方法が適切であるとするのであれば、その理由について、明確に回答すべきである。	措置済み（平成 27 年度） ① 負担金の積算方法にかかる指摘であると認識した。 ② 負担金のベースは、協会設立時において協議した負担金額であるが、定期的な協議により事業内容の把握を行っており、事業の改廃を加味して負担金額を決定しているため、決定方法は適切であると考えている。

本監査において、負担金額について、どのように決定しているのかについてヒアリングをしたところ、協会が作成した事業毎の予算の内訳を詳細に記載した資料を基に、事業の必要性・相当性について担当者間で多数回の協議を経た上で決定しているとの回答であった。

しかし、具体的な協議内容が分かる資料は存在せず、市が予算作成時に作成する付表3や支出負担行為の決裁資料に添付されている予算書では、コンベンション事業負担金と観光事業負担金に分けて記載されているだけで、内訳は明らかにされていなかった。

平成27年度からのコンベンション事業負担金と観光事業負担金の金額は下記のとおりである。  
(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
コンベンション	18,376	20,276	20,276	20,276	20,393
観光振興	37,058	37,058	37,058	37,058	35,938

**【指摘 観光コンベンション課】**

観光協会の設立は昭和25年度であり、コンベンション・ビューローと統合したのは平成14年である。「設立時に合意した金額をベースにする」ことが適切であるとは言い難い。

「事業費の増減を加味して決定している」というが、平成27年度から令和元年度までの5年間で、それほど変動がない。協会から事業計画と予算の説明があり、それに対して、市のほうから事業内容や経費の額について修正を求める意見を出したというような交渉をした形跡は確認できなかった。コンベンション事業と観光振興事業は手法が異なるものであり、各々の事業において個別の事業があるが、個別の事業毎に効果を検証し、効果から見て費用の妥当性を検討した形跡もなかった。「事業の改廃状況による事業費の増減を加味した上で負担金額を決定している」というためには、協会が経費を積算して作成した資料を確認しただけでは足りない。

これでは、協会が説明するままの負担金額となっているようにも見受けられ、「各事業内容を精査した上で」との指摘に対する措置をとったとは言い難い。

協会からの説明を踏まえて、市が、何を検討し、どのように考えて負担金額を決定したのかのプロセスが明確になる資料を作成すべきである。

なお、措置の実施状況が適切でない原因としては、時の経過、人員の異動を原因として、問題意識の情報共有・引継ぎの不十分さがあると思われる。かかる観点から、包括外部監査で指摘意見された事項については、その場限りの対応とせず、問題意識の情報共有・引継ぎを徹底することが望ましい。

**(2) 事業評価**

**【事実関係】**

本負担金で作成されている事業評価シートでは「アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）」として、「市内コンベンション開催件数」とされている（目標値300件、実績値275件）。

アウトカム指標設定シートでは、次の指標を用いている。

直接アウトカム＝コンベンション開催増＝コンベンション開催件数

中間アウトカム＝観光客の増加＝岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鶺鴒観覧船乗船者数

最終アウトカム＝観光地ブランドの確立＝県庁所在地認知度ランキング

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインによれば、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（負担効果と負担金額の比較）と示されている。

**【指摘 観光コンベンション課】**

観光振興事業の事業評価がなされていない。

コンベンション事業と観光振興事業は、手法が異なるので、別々に事業評価すべきである。

**【意見 観光コンベンション課】**

岐阜城入場者数・長良川温泉旅館宿泊数・鵜飼観覧船乗船者数のいずれも、岐阜市民が多分に含まれていると思われる。市民の利用も観光と評価できるのかは見解が分かるとは思うが、観光振興事業の成果という意味では、市民以外の人々の利用数を把握する必要はあると考える。

利用者に対するアンケート調査や車両ナンバー確認の結果等、観光振興により市民以外の人々の利用や訪問が増加したかどうかを判断できる指標を用いることが望ましい。

**【意見 観光コンベンション課】**

観光振興の最終的な成果として、市の認知度向上が適切とは言い難い。協会の定款にあるように、「国際相互理解の増進」「地域経済の活性化」「文化の向上」が観光振興の目的であると思う。

観光振興の目的に即し、市民以外の人々の認識ではなく、市民の認識や市の状況に基づいた指標を用いることが望ましい。

**（3）見直し**

**【事実関係】**

協会の予算書によれば、本負担金がどの経費に充てられたのかは明らかではなく、実質的には公益事業全体の負担金となっている。

市は、本負担金のほかに、協会に対し、観光案内所の委託をしている（令和元年度の委託料は 12,396,000 円）し、令和元年度からは、協会が鵜飼のオフシーズンにおける観覧船の民間活用推進のための補助金交付事業を始め、市は、協会に対し、そのための負担金（間接補助）を交付している。

市は、外郭団体である観光コンベンション協会に対する負担金及び委託とは別に、観光振興を目的としたイベント行事の主催者（実行委員会等）に対する負担金・補助金の交付、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」に基づく補助金の交付等、観光政策のための様々な支出をしている。

令和元年度の決算額でみると、商工観光部所管のもので、大河ドラマ関係259,300,000円は特殊であるが、協会に対する負担金・委託料58,121,500円のほかに、その他合計で49,549,629円を支出している。

また、これらの負担金・補助金が交付されている団体の中には、協会からも別途助成を受けているものもある（具体的には、「タクシー運営協議会」「道三まつり」「信長まつり」「G I F Uナイトビュー」の事業等）。市は、団体直接と協会を通じての間接と重複して同一の団体に補助をしている結果となっているように見受けられる。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインによれば、「必要性」の見直し基準の考え方として、社会経済情勢の変化による必要性（行政目的達成の支援度合、社会的需要の有無）が示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準を挙げ、その考え方として、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）、同種類別の補助事業の実施状況と示されている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

ウィズコロナの時代になり、観光客は激減し、ここ数年多かった外国人観光客の戻りも見通しが立たず、観光そのものが今後も厳しい状況が続くと予想される。市は、観光振興というものを一から見直すべき状況にある。従前の観光振興事業は果たして効果があるのか、継続する必要があるのか、観光振興の目的で公金をどれだけ使うことが適切であるのか、見直さなければならない。その上で、他の補助金・負担金と同時並行的に、観光振興事業を全体的に捉え、効率的かつ実効性のあるものとするためにどうすべきかを検討することが急務である。

事業補助の補助金に切り替え、「岐阜市観光事業補助金交付要綱」を根拠にすべきである。

市によれば、定款の目的を達成するにあたり、協会の自主性・独自性の確保の観点から、事業補助ではなく運営負担の給付の形がふさわしいのではないかと考えているとのことであるが、事業補助だと自主性・独自性が損なわれるとは思えないし、上記の観光船の民間活用推進のための補助金のように、市が必要としている事業にのみ補助金を出す形の方が協会の自主性・独自性をより尊重できるのではないかと考える。

もし、協会の運営費の一部を負担する必要性及び相当性を吟味した上で、必要性及び相当性が認められ、現状の負担金という形で継続するのであれば、これまでの経緯を取っ払ったゼロベースで、負担金額を決定するとともに、一定割合の負担率等を定めた負担金の根拠規程を設けるべきである。

#### 【意見 観光コンベンション課】

補助金に移行するにしても、負担金額を見直すとしても、協会の行う事業、市が行う事業、双方の内容と公益性・必要性・有効性等を洗い出すとともに、他の観光振興に関連する補助金・負担金と同時並行的に検討して、重複の解消、効率化、有効化を図る等、前年踏襲的に観光振興事業を行うのではなく、市民のために本当に必要なものとなるよう、事業の改廃・統合を検討することが望ましい。

### 30. 外国人のための日本語講座補助金

#### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 国際課 ※令和元年度は、市民参画部 国際課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	公益財団法人岐阜市国際交流協会 ※市が基本財産の9割以上を拠出している市の外郭団体である。					
対象事業	外国人のための日本語講座					
根拠規定	岐阜市外国人のための日本語講座補助金交付要綱					
交付目的	外国人市民のために実施する日本語講座の充実を図る（要綱の文言）					
開始年度	平成17年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	決算	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000

#### <監査の結果>

##### (1) 交付目的

##### 【事実関係】

交付要綱では、交付の趣旨（目的）として、「外国人市民のために実施する日本語講座の充実を図る」と記載されている（第1条）。個別調査票においても、同様の回答であった。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、「補助金等の交付の目的に従って」公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

##### 【指摘 国際課】

「日本語講座の充実を図る」というのは、補助金を交付することと同義であり、手段であって目的ではない。「ある目的」があり、そのための手段が、外国人市民のための日本語講座事業に補助金を交付するということである。そして、その目的を前提として、その補助金に公益上の必要があるといえるか否かが問われることになる。

補助金を交付する目的を正しく設定した上で、交付要綱に記載すべきである。

## (2) 補助金交付対象団体

### 【事実関係】

交付要綱では、補助目的は「外国人市民のために実施する日本語講座の充実を図る」とされ（第1条）、補助対象事業は「岐阜市内で実施される出席者の過半数が外国人市民である日本語講座」とされ（第3条）ており、広く日本語講座の実施を補助するものであると受け取ることができる。

しかし、補助金交付対象団体について、市は、交付要綱において、「公益財団法人岐阜市国際交流協会」に特定している（第4条）。

この点につき、市の説明は、ボランティア等が実施する日本語講座については、公益財団法人岐阜市国際交流協会が民間の団体又は個人に対して行う草の根交流助成金の対象となること、同法人の実施する日本語講座は、優良な講師の講座でありながら受講料が民間の講座よりも低いということが、その理由であるとのことであった。

### 【指摘 国際課】

交付要綱だけをみれば、なぜ公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施する日本語講座のみを補助するのかが分からず、補助の必要性、公平性に疑念を持たざるを得ない。

交付要綱において、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施する日本語講座のみを補助することの必要性、合理性が明らかとなるような記載をすべきである。

## (3) 補助対象経費

### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は「日本語講座に係る経費」「市長が必要と認める経費」とされている（第5条）。

### 【規範】

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 国際課】**

上記の定めは、補助対象経費を定めていないのと同じである。  
補助対象経費を具体的に定めた上で、交付要綱に記載すべきである。

(4) 補助金等交付申請書

**【事実関係】**

補助金等交付申請書の「補助事業等の目的及び内容」欄には、「外国人市民に対し、  
・・・日本語を習得できる場の提供を目的に、日本語講座を開設する」と記載されている。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、補助事業等の目的及び内容の欄は出来るだけ明確かつ具体的に記載させることとされている。

**【指摘 国際課】**

「日本語を習得できる場を提供する」というのは、「日本語講座を開設する」ことを言い換えているにすぎず、目的ではない。

補助金等交付申請書には、補助事業等の目的を正しくかつ明確に記載させるべきである。

(5) 補助対象事業の確認

**【事実関係】**

交付要綱では、補助対象事業は、岐阜市内で実施される「出席者の過半数が外国人市民である」日本語講座とされている（第3条）。同要綱では、「外国人市民」とは、外国籍を有する者か、日本語を母語としない日本国籍を有する者であって、日本で生活する上で一定の支援が必要な者であって、岐阜市に在住し、在勤し、又は在学する者とされている（第2条）。

補助事業等実績報告書を見る限り、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施した日本語講座の受講生の過半数が交付要綱の定める外国人市民に該当しているのかどうかを確認できない。

**【規範】**

岐阜市補助金等交付規則では、報告書等の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定及び内容等に適合するものであるかを調査しなければならないとされている（第16条）。

**【指摘 国際課】**

実施した日本語講座の受講生の過半数が交付要綱の定める外国人市民に該当しているのかどうかを確認できる資料を提出させるべきである。

## (6) 必要性、効果・経済性

### 【事実関係】

令和元年度の収支決算書によると、公益財団法人岐阜市国際交流協会の実施した日本語講座は、事業の経費が合計 1,816,113 円（内、講師賃金が 1,680,000 円）であり、これに対し、市からの補助金 240,000 円のほかに、公益財団法人岐阜県国際交流センターからの助成金 435,000 円を受け取り、受講料等 619,820 円を受領し、不足する部分 521,293 円を、公益財団法人岐阜市国際交流協会の自己資金で補っている。

公益財団法人岐阜市国際交流協会の財産状況は、令和 2 年 3 月 31 日現在において、流動資産 9,667,573 円、固定資産 224,906,907 円を有し、正味財産 230,640,392 円を有している。

本補助金は、平成 17 年から続いており、直近 5 年間の予算額及び決算額は 24 万円に変動していない。

平成 26 年度の岐阜市包括外部監査報告書では、監査の結果として、この 24 万円の算定根拠を明確にすることが望ましいとの意見がなされ、これに対する「措置状況報告書」では、要綱を改正し、補助事業とする要件を追加したほか、補助金の算出方法を明確化したとされているが、24 万円の算定根拠は明確にされていない。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインによれば、「必要性」の見直し基準の考え方として、補助金額を上回る繰越金がある団体や事業については、自主的運営に委ねることができる可能性が高いものと判断できる（機能分担の妥当性）が示されている。また、「効果・経済性」の見直しの考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

### 【指摘 国際課】

先に述べた交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである。

### 31. 中心市街地まちづくり活動事業補助金

#### <概要>

所管	まちづくり推進部 まちづくり事業課 ※令和元年度は、まちづくり推進政策課
説明区分	団体事業補助金
交付先	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社
根拠規定	岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金交付要綱
交付目的	中心市街地の価値の向上に寄与する（要綱の文言）

対象事業	柳ヶ瀬あい愛ステーションの運営					
開始年度	平成 20 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	12,500,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
	決算	12,500,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000

対象事業	柳ヶ瀬プレイスメイキング事業					
開始年度	令和元年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	—	4,322,000
	決算	—	—	—	—	4,322,000

#### <監査の結果>

##### (1) 補助事業の実施主体

##### 【事実関係】

「柳ヶ瀬プレイスメイキング事業」について、補助事業者であるにぎわいまち公社は、株式会社Aに対し、業務を委託している。委託契約書によると、委託している業務内容は、次のとおりであった。

##### (1) プレイスメイキング事業

- ・ 出店者の誘致と調整
- ・ パブリックファニチャーのレイアウト及び配置
- ・ 道路空間活用の運営
- ・ 出店者へのアンケート調査
- ・ 商店街との調整

## (2) 報告書の作成

- ・ 出店者へのアンケートに基づく検証
- ・ 報告書の作成

委託費は 2,090,000 円であり、支出額合計 4,653,880 円の約 45%を占めている。また、支出の残りのほとんどは消耗品費 2,243,340 円である。

市に提出されている実績報告書は、株式会社 A の作成した報告書であった。

委託契約書では、にぎわいまち公社が株式会社 A の業務の遂行に協力するとの定めがあった。

### 【規範】

補助事業者は、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない（岐阜市補助金等交付規則第 10 条）。

テーマ別マニュアルによれば、補助金の交付決定をするための審査基準として、補助事業者が補助事業等を遂行する能力を具えているかというものが挙げられている。

### 【指摘 まちづくり事業課】

補助事業者が事業及びその会計の事務全般を第三者に委託している場合、その事務処理が補助事業者の指揮命令に基づくことが必要であり、そうでなければ適法ではない。事務処理が補助事業者の指揮命令に基づいてなされているといえるためには、補助事業者自らが、事業計画書、事業実施工程表を作成し、事業計画実施に必要な業務及び会計を整理分類し、これに基づいて事業実施に必要な事務の内容、事業との関係、事務処理の時期を記載した指示書を作成し、これらの書類を事務の受託をしている第三者に示して説明して理解させ、その後は、現場に赴き、あるいはメールや電話で指揮監督し、報告書や業務日誌を提出させる等がなされていることが必要であるが、そのような事実は確認できなかった。

上記の契約内容、業務内容、支出内容からしても、補助事業者であるにぎわいまち公社が補助事業を行っているとは認め難い。

補助事業を行っているとは認め難い補助事業者に対する補助金の交付は止めるべきである。

## (2) 措置状況

### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象事業を、「基本方針の実現に著しく寄与する事業又は先導的に中心市街地の魅力を高める事業」としたうえで、「ハード事業」と「ソフト事業」の二つに分けている。

平成 26 年度の包括外部監査にて、「本来、補助金は、補助するために支給するものであり、経費のすべてを支給するのは補助金とはいえない。・・・要綱に補助金の上限を定めることが望ましい。」との意見がなされている。

これに対して、市では、当該意見に対する措置として、「平成 28 年度から要綱を改正して、補助金の限度額を設ける。」と表明している。

しかし、「岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金交付要綱」は、平成 26 年以

後も、随時、一部改正がなされているものの、「ソフト事業」に対する補助金額の上限設定はなされていない。

**【指摘 まちづくり事業課】**

岐阜市としては、自ら「補助金の限度額を設ける。」と表明した以上、当該要綱の「ソフト事業」に対する補助金額の上限設定を設けるべきである。

**(3) 補助対象事業**

**【事実関係】**

交付要綱第1条では、この要綱は、「岐阜市の中心市街地の価値の向上に寄与する事業」を実施する団体に対して本補助金を交付するものと規定し、補助対象事業を実質的に規定している。他方、交付要綱第3条では、補助対象事業を「基本方針の実現に著しく寄与する事業又は先導的に中心市街地の魅力を高める事業」として規定しており、両者が同じことを指しているのかどうか判然としない。また、「ハード事業」と「ソフト事業」の定義がない。

**【指摘 まちづくり事業課】**

交付要綱において、補助対象事業を明確かつ具体的に定めるべきである。

**(4) 効果の検証**

**【事実関係】**

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」は、主に、「交流拠点機能（休憩場所、ギャラリースペース等）」「情報発信機能（ラジオ放送、セミナー等）」「公益的機能（相談窓口、トイレ等）」を提供するものである。

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営については、平成20年度に整備された当初は、商工観光部が、中小企業振興補助金交付要綱に基づいて、「商店街情報拠点整備事業」補助金を交付していた。平成26年度の包括外部監査において、交付要綱の目的と事業の目的が異なるとの指摘や、まちづくり推進部への移管の意見がなされ、現在の形になっている。

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営経費については、平成20年度から平成22年度までの3年間は、国からの補助金があったため、市の補助金は500万円程度であったが、国からの補助金が終了した後は、ほぼ全額が市の補助金で賄われている。

なお、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」は令和2年3月末をもって閉館となっている。令和2年度からは、別拠点で、まちなか活性化活動拠点運営支援事業として補助を行うとのことである。

**【規範】**

岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金交付要綱第1条「この要綱は、岐阜市の中心市街地の価値の向上に寄与する事業を実施する団体に対し予算の範囲内で交付する岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金に関し、岐阜市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。」

同第3条「補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、岐

阜市中心市街地活性化基本計画に掲げる基本方針の実現に著しく寄与する事業又は先導的に中心市街地の魅力を高める事業とする。」

**【意見 まちづくり事業課】**

市によれば、開館から延べ約 77 万人の方に利用され、中心市街地のにぎわいの創出に寄与したとのことであるが、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の利用者によって柳ヶ瀬のにぎわいが創出されたことのエビデンスがない。11 年間にわたって、毎年 1,200 万円もの金額が支出されてきたという費用対効果の面からしても、当該支出に見合うだけの「中心市街地の価値の向上に寄与」されたかどうかは疑問が残る。

本事業は令和元年度で終了しているが、十分な効果検証した上、令和 2 年度以降の事業に生かされることが望ましい。

### 第3 薬科大学・女子短期大学

#### 32. 受託研究交付金・共同研究交付金

< 概要（受託研究交付金） >

所管	薬科大学 庶務会計課					
説明区分	交付金					
交付先	岐阜薬科大学において受託研究を担当する教員					
対象事業	受託研究 ※岐阜薬科大学において外部の団体等から委託を受けて公務として行う研究でその費用を委託者が負担するものをいう。					
根拠規定	岐阜薬科大学受託研究取扱規程、岐阜薬科大学受託研究取扱規程実施細目、岐阜薬科大学研究交付金交付要綱					
交付目的	岐阜薬科大学における研究を奨励し、学術の振興に寄与する					
開始年度	不明					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	33,538,462	33,540,000	33,540,000	58,693,000	150,923,000
	決算	20,282,512	36,962,402	68,241,311	109,532,375	127,822,687

#### ※受託研究費の流れ

委託者→岐阜薬科大学の学長	受託研究の申込み
岐阜薬科大学の学長	申込みの承認
委託者⇄市	受託研究契約の締結
委託者→市	受託研究費の納付（市の歳入）
岐阜薬科大学の教員→市長	受託研究交付金の申請（使途計画書の提出）
市長→岐阜薬科大学の教員	交付決定、交付（市の歳出）
岐阜薬科大学の教員→市長	使途報告書の提出

#### ※直接経費と間接経費

受託研究費は、直接経費（研究遂行に直接必要な経費）と間接経費（本来の教育研究活動のために有する組織や設備等を利用するための経費）に分かれる。間接経費は、原則として直接経費の30%に相当する額とされている。また、間接経費は、岐阜市における間接経費と岐阜薬科大学における間接経費に分かれる。

例えば、直接経費及び間接経費の合計 1,300,000 円の受託研究費を岐阜市が受け入れた場合、原則として次のように取り扱われる。

直接経費	1,000,000 円		
間接経費	300,000 円	うち 210,000 円	岐阜市の間接経費
		うち 90,000 円	岐阜薬科大学の間接経費

<概要（共同研究交付金）>

所管	薬科大学 庶務会計課					
説明区分	交付金					
交付先	岐阜薬科大学において共同研究を担当する教員					
対象事業	共同研究 ※岐阜薬科大学において民間機関等（共同研究機関）から研究員及び研究経費又はそのいずれかを受け入れて、岐阜薬科大学の教員と民間機関等が共通の課題について共同して行う研究をいう。					
根拠規定	岐阜薬科大学共同研究取扱規程、岐阜薬科大学研究交付金交付要綱					
交付目的	岐阜薬科大学における研究を奨励し、学術の振興に寄与する					
開始年度	不明					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	63,636,364	72,728,000	72,728,000	72,728,000	72,728,000
	決算	63,144,551	59,728,383	53,035,516	76,286,884	69,397,668

※研究費の流れは、受託研究と同様である。

<監査の結果>

(1) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況

【事実関係】

平成 23 年度包括外部監査報告における指摘・意見及びこれに対する措置状況報告は、以下のとおりである。

平成 23 年度包括外部監査報告	措置状況報告
他の研究に研究交付金が流用されないように、庶務会計課は研究者に対し注意を喚起することが望ましい。(意見)	研究費の経理に関する学内説明会を毎年開催し、研究費の不正使用等について注意喚起をしている。
研究費を財源として物品等の発注を行った場合に、その検収を研究室に配置された事務職員が行っているが、時には庶務会計課を通じた検収を行うことを検討することが望ましい。(意見)	購入した備品の一部について、備品台帳と現物の確認を実施した。備品の数が多いため、定期的、循環的に実施していく。
備品の現物確認を定期的に行い、備品台帳に記載されている備品が紛失していないか現物実査を行うべきである。(指摘)	研究費で購入した備品の一部について、備品台帳と現物の確認を実施した。備品の数が多いため、定期的、循環的に実施していく。

上記のうち、研究費の流用に対しては、「岐阜薬科大学研究費執行マニュアル」が作成されており、説明会においてその解説がなされている。上記指摘・意見に対しては、概ね適切に対応がなされていた。

## (2) 余剰金の返還

### 【事実関係】

岐阜薬科大学研究交付金交付要綱には、受託研究交付金や共同研究交付金に余剰が生じた場合の返還規定は存在しない。

市によれば、実態として、研究交付金に余剰が生じて返還を行うことになった事案は（消費税の関係で返還した例を除き）過去に存在しないとのことである。また、「学長は、前条の規定により決定のあった金額の変更を受けようとするときは、市長の承認を受けなければならない。この場合の手続については、第3条の規定を準用する。」という決定額の変更規定があるから不要であると考えているとのことである。

### 【規範】

岐阜薬科大学研究交付金交付要綱では、「研究交付金は、交付決定を受けた研究に必要な経費以外に使用してはならない。」（第7条）と定められている。

受託研究契約や共同研究契約の条項には、返還規定が設けられているのが一般的である。

### 【意見 庶務会計課】

交付された研究交付金の全額が研究に使用しきれず、余剰が生じることはありうるものと思われる。

決定額の変更規定は、事情変更により申請額に変更があった場合にそれを申請して市長の承認を得るという手続を規定するものであり、余剰金の返還手続とは異なる手続きであるし、「市長の承認を得なければならない」という文言からすれば、申請額では不足することが判明した場合に増額を申請することが想定されているように読める。

一般的な受託研究契約や共同研究契約の条項に設けられているように、余剰金の返還規定を設けておくことが望ましい。

なお、このような規定は、交付金の不正使用防止の機能を持たせることも期待できる。

## 33. 奨学寄附金交付金・寄附講座等交付金

### <概要（奨学寄附金交付金）>

所管	薬科大学 庶務会計課
説明区分	交付金
交付先	岐阜薬科大学の学長

対象事業	学術研究、図書、機械等の購入等					
根拠規定	岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱、岐阜薬科大学奨学寄附金交付金取扱規程					
交付目的	岐阜薬科大学における学術及び教育研究の奨励、充実及び強化を図る					
開始年度	不明					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	66,500,000	66,500,000	66,500,000	66,500,000	66,500,000
	決算	39,174,140	49,174,156	47,625,700	48,975,000	64,328,892

※奨学寄附金の流れ

寄附申込者→（岐阜薬科大学の学長）→市長	奨学寄附金の申込み
市長→寄附申込者	受入れの決定
寄附申込者→市長	奨学寄附金の納付（市の歳入）
岐阜薬科大学の学長→市長	奨学寄附金交付金の交付申請
市長→岐阜薬科大学の学長	交付決定、交付（市の歳出）
岐阜薬科大学の学長→研究担当教員	交付金の配分
岐阜薬科大学の学長→市長	使途、受払状況等の報告

※管理経費

奨学寄附金受入額の5%に相当する額は市長が施設管理経費として徴収するとしているが、特別の事情がある場合等の免除規定が置かれている。また、奨学寄附金の10%に相当する額は、学長が奨学寄附金管理費に充てるとしているが、特別の事情がある場合等の免除規定が置かれている。

<概要（寄附講座等交付金）>

所管	薬科大学 庶務会計課
説明区分	交付金
交付先	岐阜薬科大学の学長
対象事業	寄附講座及び寄附研究部門 ※講座において行われる教育研究で、民間等からの寄附金等により教員給与、研究費等が賄われるものを寄附講座という。 ※研究部門において行われる研究で、民間等からの寄附金により教員給与、研究費等が賄われるものを寄附研究部門という。
根拠規定	岐阜薬科大学寄附講座等交付金交付要綱、岐阜薬科大学寄附講座及び寄附研究部門規程
交付目的	岐阜薬科大学における教育研究の進展及び充実を図る

開始年度	不明					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	27,610,730	17,040,960	26,076,081	36,591,000	64,139,000
	決算	20,893,730	21,691,120	21,691,120	33,909,328	39,270,428

※寄附講座等交付金の流れ

寄附申込者→（岐阜薬科大学の学長）→市長	寄附の申込み
市長→寄附申込者	受入れの決定
寄附申込者→市長	寄附金の納付（市の歳入）
岐阜薬科大学の学長→市長	寄附講座等交付金の交付申請（使 途計画書の提出）
市長→岐阜薬科大学の学長	交付決定、交付（市の歳出）
岐阜薬科大学の学長→市長	使途報告書の提出

<監査の結果>

（１）余剰金の処理

【事実関係】

岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱にも、岐阜薬科大学寄附講座等交付金交付要綱にも、交付金に余剰が生じた場合の処理を定めた規定がない。

市によれば、奨学寄附金の目的の範囲内の経費は幅広く、余剰が生じることはない、寄附講座等交付金については、存続期間が原則として2年以上5年以下の期間とされ、各年度で寄附金に余剰が生じた場合、「元気なぎふ応援基金」に組み入れ、翌年度に執行を行うとのことである。また、余剰金が多い場合は、寄附者からの翌年度の寄附金を減額することにより調整を図ることもありうるとのことである。

【規範】

岐阜市立大学奨学寄附金取扱要綱では、「学長は、奨学寄附金交付金をその原資となる奨学寄附金の目的に従って、使用しなければならない。」（第10条）と定められている。

岐阜薬科大学寄附講座等交付金交付要綱では、「寄附講座等交付金は、交付決定を受けた寄附講座及び寄附研究部門に必要な経費以外に使用してはならない。」（第7条）と定められている。

【意見 庶務会計課】

奨学寄附金交付金も、寄附講座等交付金も、余剰金が生じる可能性が無いわけではない。その場合に備え、余剰金の処理方法に関する定めを設けておくことが望ましい。

なお、このような規定は、交付金の不正使用防止の機能を持たせることも期待できる。

### 34. 間接経費交付金（薬科大学）

<概要>

所管	薬科大学 庶務会計課					
説明区分	交付金					
交付先	岐阜薬科大学の学長					
対象事業	科学研究にかかると間接経費の支出					
根拠規定	岐阜薬科大学科学研究費間接経費に関する取扱要綱、間接経費の取扱い要領					
交付目的	本学の研究開発環境の改善及び本学全体の機能の向上					
開始年度	不明					
金額（円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算		21,000,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000	21,000,000
決算						
科学研究費 基金		13,212,000	12,465,000	14,205,000	11,925,000	13,152,484
科学研究費 基金分担金		465,000	690,000	645,000	579,000	672,000
科学研究費 補助金		3,780,000	8,490,000	5,400,000	8,388,000	12,102,000
科学研究費 補助金分担金		240,000	180,000	120,000	30,000	1,244,652

※科学研究費の流れ

国、日本学術振興会等	岐阜薬科大学の教員	科学研究費補助金の交付
岐阜薬科大学の学長	→ 市長	科学研究費補助金のうち間接経費の納付申し出
市長	→ 岐阜薬科大学の学長	申し出の承認
岐阜薬科大学の学長	→ 市長	科学研究費補助金のうち間接経費の納付（市の歳入）
岐阜薬科大学の学長	→ 市長	間接経費の交付申請（使途計画書の提出）
市長	→ 岐阜薬科大学の学長	間接経費の交付決定、交付（市の歳出）
岐阜薬科大学の学長	→ 岐阜薬科大学の教員	間接経費の配分（20%）
岐阜薬科大学の学長	→ 市長	使途報告書の提出

<監査の結果>

(1) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況

平成 23 年度包括外部監査報告における指摘・意見及びこれに対する措置状況報告は以下のとおりである。

平成 23 年度包括外部監査報告	措置状況報告
<p>考えられる不正の危険に対し、何らかの内部統制を構築し、不正を防止する環境を作ることが望ましい。</p> <p>庶務会計課で作成されている会計帳簿と研究室で作成されている帳簿との整合性のチェック、購入した備品の実査を行っているが、これに限定することなく、監査の幅を広げることが望ましい。(意見)</p>	<p>不正防止については、「岐阜薬科大学研究活動不正行為等防止規程」を制定して、不正行為に関する通報窓口の設置をしている。その他にも研究費の管理・監査に係る責任者の責任範囲、権限等を定めて、責任・管理体制を明確にし、不正防止に努めている。</p> <p>不正リスクについては、「岐阜薬科大学研究活動不正行為等防止計画」で不正発生要因を想定し、対応する不正防止計画を策定している。</p> <p>監査体制を強化するために、備品台帳と現物の確認を定期的、循環的に実施する。</p>

上記のうち、通報窓口は庶務会計課に置かれており、通報方法等が岐阜薬科大学ホームページ上で公表されている。通報者は、原則として氏名等を明らかにしたうえで通報を行うこととされているが、その後の手続きにおいて匿名を希望できるとされているほか、匿名による通報があった場合にも、通報に準じた取扱いがなされるものとされている。通報があった場合の予備調査及び本調査について、「岐阜薬科大学研究活動等の調査に関する規程」、「岐阜薬科大学研究活動不正行為等に関する予備調査細則」が定められており、その方法が詳細に定められている。

不正防止に関する制度設計はなされているものと評価できるため、当該制度が常時機能するように努めることが必要である。

### 35. 間接経費交付金（女子短期大学）

<概要>

所管	女子短期大学 総務管理課
説明区分	交付金
交付先	岐阜市立女子短期大学の学長
対象事業	科学研究費補助金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための間接経費の支出

根拠規定	岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金取扱規程、科学研究費補助金に係る間接経費に関する取扱い要綱、研究交付金執行要領					
交付目的	科学研究費補助金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、科学研究費補助金をより効果的・効率的に活用する。 間接経費を、科学研究費補助金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。					
開始年度	昭和 61 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,304,000	1,540,000	1,206,000	1,306,000	1,659,000
	決算	1,419,000	735,000	249,000	1,101,000	1,662,000

< 監査の結果 >

(1) 使途計画表の詳細

【事実関係】

交付申請書に添付された使途計画書(内訳)は、下記のとおりであり、詳細の記載はない。

使途	金額(円)
研究関連備品費	1,350,000
研究関連図書費	12,000
研究関連消耗品費	300,000
合計	1,662,000

この使途計画書の詳細については、学長、副学長等で構成される「執行部会議」において使用目的に合致するか審議されているとのことである。

【規範】

科学研究費補助金に係る間接経費に関する取扱い要綱では、「学長は、市長から間接経費の交付を受けようとする時は、間接経費交付申請書に間接経費使途計画書を添付して市長に申請しなければならない。」(第4条)とされ、「間接経費は、本学の研究開発環境の改善や本学全体の機能の向上に活用するために必要となる経費以外に使用してはならない。」(第8条)とされている。

【意見 総務管理課】

間接経費交付金は、市が、学長に対し、交付するものである。学長等が詳細を審議するのは、交付を受ける側のことであり、交付をする側である市として、使用目的に合致するかどうかを判断できる程度の具体的な計画を添付させる等詳細を審査したことの分かる資料を残しておくことが望ましい。

## (2) 使用に関する方針

### 【事実関係】

間接経費交付金は、文部科学省の外郭団体である日本学術振興会から交付される科学研究費補助金の直接経費の30%に当たる間接経費が交付されるもので、競争的資金の交付を受けた研究者等が所属する研究機関の管理等に必要な経費として交付されるものである。

流れとしては、研究機関の代表者（学長）が、日本学術振興会から補助金（直接経費＋間接経費）の交付を受け（代理受領）、研究者に全額を納付し、その後、研究者から学長に対し、間接経費が納付され、研究機関の管理等の経費に充てられることになるのであるが、間接経費は市の会計を通す必要があるため、手続きとしては、学長から市へ納付され、市から学長に納付する（本負担金）ということになっている。

間接経費の用途については研究機関の長の責任の下決められ、一部を研究者、一部を研究機関と配分する大学等もあるが、女子短期大学の場合、間接経費は全て大学に譲渡され、間接経費管理用の学長口座にて管理、使用されている（岐阜市立女子短期大学における科学研究費補助金取扱規程第7条）。

また、使用用途について、研究者への説明は特になされていないが、研究を所管する教育・科学研究委員会の委員長を兼任する附属図書館長を構成員とする執行部会議で、審議されているとのことである。

### 【規範】

文部科学省が公開している「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」4. 間接経費運用の基本指針（2）は、「被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保すること。」としている。

また、同指針6. 間接経費の用途として、「間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。」としている。

### 【意見 総務管理課】

間接経費の使用に関する方針を定めることが望ましい。

間接経費は研究機関に配布されるもので、管理費等に利用できるものであるが、「競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善」、「研究機関全体の機能の向上」のために交付されるものである。直接経費を獲得した研究者らに使用方針を示し又は使用した結果を示すことにより、大学側の研究者らに対するサポート内容が具体化すると思われる。ただし、文部科学省のホームページの間接経費の使用結果に関する報告の様式例によれば、方針の作成は必須ではないようであるため、意見とする。

## 第4 政務活動費・職員互助会

### 36. 政務活動費

<概要>

所管	議会事務局 議会総務課					
説明区分	交付金					
交付先	会派又は議員					
対象事業	議員の調査研究活動等					
根拠規定	岐阜市議会政務活動費の交付に関する条例 岐阜市議会政務活動費の交付に関する規則					
交付目的	岐阜市議会議員の調査研究その他の活動に資するため（条例の文言）					
開始年度	平成13年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	73,500,000	68,400,000	68,400,000	68,400,000	68,400,000
	決算	54,711,230	42,568,950	40,508,392	44,428,699	41,303,752

岐阜市では、政務活動費として、議員1人につき月15万円（会派の場合、1人あたり月15万円）を交付している。

年度毎に精算、戻入を行っており、令和元年度は27,096,248円の戻入がされている。各人毎の令和元年度の交付額、決算額、戻入額、執行率は下記のとおりである。

（単位：円）

	氏名	交付額	決算額	戻入額	執行率
4月のみ (※)	郷 英明	150,000	13,818	136,182	9.21%
	須賀敦士	150,000	98,147	51,853	65.43%
	丸山慎一	150,000	86,410	63,590	57.61%
	信田朝次	150,000	150,000	0	100.00%
	國井忠男	150,000	0	150,000	0.00%
	渡辺 要	150,000	36,816	113,184	24.54%
	浅井武司	150,000	84,767	65,233	56.51%
4月～令和2 年3月 (1年分)	共産党	5,250,000	3,304,991	1,945,009	62.95%
	渡辺貴郎	1,800,000	1,664,948	135,052	92.50%
	長屋千歳	1,800,000	755,325	1,044,675	41.96%
	黒田育宏	1,800,000	1,631,596	168,404	90.64%
	原菜穂子	1,800,000	1,310,159	489,841	72.79%

	富田耕二	1,800,000	358,424	1,441,576	19.91%
	鷲見守昭	1,800,000	1,784,075	15,925	99.12%
	石川宗一郎	1,800,000	735,584	1,064,416	40.87%
	若山貴嗣	1,800,000	1,249,013	550,987	69.39%
	石井浩二	1,800,000	1,800,000	0	100.00%
	谷藤錦司	1,800,000	1,591,378	208,622	88.41%
	大野一生	1,800,000	160,899	1,639,101	8.94%
	小堀将大	1,800,000	995,827	804,173	55.32%
	江崎洋子	1,800,000	456,174	1,343,826	25.34%
	高橋和江	1,800,000	1,641,058	158,942	91.17%
	和田直也	1,800,000	1,742,309	57,691	96.79%
	須田 眞	1,800,000	777,779	1,022,221	43.21%
	浅野裕司	1,800,000	802,787	997,213	44.60%
	竹市 勲	1,800,000	1,224,061	575,939	68.00%
	杉山利夫	1,800,000	174,534	1,625,466	9.70%
	西垣信康	1,800,000	627,061	1,172,939	34.84%
	辻 孝子	1,800,000	335,658	1,464,342	18.65%
	山口力也	1,800,000	743,208	1,056,792	41.29%
	松原和生	1,800,000	1,700,952	99,048	94.50%
	柳原 覚	1,800,000	1,800,000	0	100.00%
	西川 弘	1,800,000	242,032	1,557,968	13.45%
	松岡文夫	1,800,000	340,962	1,459,038	18.94%
	松原徳和	1,800,000	1,800,000	0	100.00%
	田中成佳	1,800,000	1,031,132	768,868	57.29%
	服部勝弘	1,800,000	1,440,862	359,138	80.05%
5月～ 令和2年3月	石原宏基	1,650,000	349,567	1,300,433	21.19%
	小森忠良	1,650,000	1,643,008	6,992	99.58%
	浅野雅樹	1,650,000	1,540,450	109,550	93.36%
	箕輪光顕	1,650,000	1,313,194	336,806	79.59%
	道家康生	1,650,000	1,222,120	427,880	74.07%
	高橋 正	1,650,000	542,667	1,107,333	32.89%
	合計	68,400,000	41,303,752	27,096,248	60.39%

岐阜市議会では、平成 13 年 3 月 30 日に岐阜市議会政務調査費に関する条例、規則、の制定及び要綱、申し合わせを作成し、その後必要に応じ下記のとおり改定している。

平成 25 年 2 月 28 日	<p><u>地方自治法の一部改正法公布（平成 24 年 9 月 5 日）</u></p> <p>① 「政務調査費」から「政務活動費」に名称変更</p> <p>② 交付目的に「その他の活動」が追加され、「議員の調査研究その他の活動に資するため」に変更</p> <p>③ 議長に、政務活動費についての使途の透明性の確保の努力義務を課す旨の規定</p> <p>以上を踏まえて、条例、規則を改正</p>
平成 25 年 6 月 7 日	<p><u>各会派幹事長会議決定</u></p> <p>1) 上記、法改正の内容を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「政務調査費」を「政務活動費」に修正</li> <li>・ 「その他の活動に資する」活動を追記し、旅費の支出対象となる活動区分を拡大</li> </ul> <p>2) 収支報告書等について追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての領収書を提出する（提出書類の議長の保管）</li> <li>・ 政務活動費として使用したものは、交付額を超える場合もすべて報告する</li> </ul> <p>3) 「4. 情報公開について」を新設（改正前の「申し合わせ」内の要点を整理）</p> <p>以上を踏まえて、申し合わせを改正</p>
平成 26 年 2 月 12 日	<p><u>各会派幹事長会議決定</u></p> <p>岐阜市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱を作成</p>
平成 29 年 2 月 27 日	<p><u>各会派幹事長会議決定</u></p> <p>1) 領収書（原本）の添付（領収書に準ずる書類の定義を追記）（平成 28 年度交付分から運用開始）</p> <p>2) 人件費の廃止、事務所賃借料の廃止（平成 29 年度交付分から運用開始）</p> <p>3) 平成 29 年度交付分から、収支報告書、実績報告書、領収書等をホームページで公開することを決定</p> <p>以上を踏まえて、要綱、申し合わせを改正</p>

< 監査の結果 >

(1) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況

**【事実関係】**

平成 23 年度包括外部監査報告における指摘・意見及びこれに対する措置状況報告は以下のとおりである。

平成 23 年度包括外部監査報告	措置状況報告	確認等
<p>議長に提出された収支報告書等は、権限はないものの議会事務局により点検がなされているが、収支報告書及び添付資料を閲覧すると、単純な形式面の不備が見受けられる。より注意を払って点検を実施すべきである。(指摘)</p>	<p>各議員の主たる担当者が収支報告書等の点検を行った後、担当者以外の職員による複数回の点検を実施することで、点検漏れの防止と、点検精度の均質化を図った。</p> <p>また、在職年数等による職員間の制度に対する理解度の差異を低減し、点検精度と点検速度の向上を図るため、職員用に「政務調査費の手引き」を作成し、その内容について職員研修を複数回実施した。</p>	<p>確認できた。</p>
<p>現在、政務調査費について、調査権限の規程がなく、点検として議会事務局が不備の修正を依頼するに留まっている。政務調査費の調査権限を有するものがチェックを行い、目的外の支出が存在した場合、これを是正できるようにすることが望まれる。(意見)</p>	<p>調査権限の法定化の有無に関わらず、いずれの地方自治体においても、議会事務局が政務調査費の点検調査における中心的役割を担っている。</p> <p>地方自治法第 100 条第 15 項で収支報告書の提出先が首長ではなく議長とされている理由の一つは、議会の自律性や独立性を担保するためであると言われている。</p> <p>そうした中、議会事務局による点検体制の更なる充実を図るとともに、適切な情報提供等を通じて各議員の意識の向上を進めていくことによって、引き続き、議会として自律的かつ適正に政務調査費の執行に努めていく方針である。</p>	<p>確認できた。</p>

<p>政務調査費の範囲の問題や収支報告書及び添付資料の不備の多くは、議員が収支報告書の作成方法を含めた政務調査費の取扱いについて、必ずしも十分な理解がされていないことも一因であると考えられる。手引き等を配布し、政務調査費の制度が十分理解されることが望まれる。(意見)</p>	<p>平成 24 年 3 月 22 日付け岐阜議第 597 号議長通知「平成 23 年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、全議員に制度の理解を深めるよう周知徹底した。新任議員を対象に、平成 23 年中に 2 回にわたり政務調査費に関する研修を開催し、また、全議員に、議会事務局が点検事務の際に用いる手引きを一部改変したものを参考資料として配布する等、制度や報告書類の作成方法等に関する周知に努めている。</p>	<p>新任議員研修会にて、解説書をもとに政務活動費に関する研修を開催している。更に、解説書の変更(最新では平成 29 年 3 月)の都度、全議員に配布している。</p>
<p>調査研究活動と政党活動やその他議員活動等で共通して発生する経費等の按分率は、合理的な根拠を持って説明できないものについては、他都市の判例等を参考に定めることが望まれる。(意見)</p>	<p>平成 24 年 3 月 22 日付け岐阜議第 597 号議長通知「平成 23 年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、全議員に合理的に説明しうる比率を用いるとともに、その根拠を報告書類に記述したり、資料等を添付したりする等、報告書類の作成において適正な比率であることの証明に努めるよう周知徹底した。</p>	<p>令和元年度の収支報告書を抽出確認したところ、議員各人がそれぞれの按分率にて按分を行っていた。例えば、事務費について、最も低い議員で 50%、最も高い議員で 100%の按分率であった。</p>

<p>多くの議員が市政報告を行い、その印刷代、郵送代を広報広聴費として支出しているが、按分率の妥当性をチェックするためには、市政報告の印刷物は必要であると考えられる。今後は市政報告の印刷物も収支報告書への添付資料とすることが望ましい。(意見)</p>	<p>平成 24 年 3 月 22 日付け岐阜市議第 597 号議長通知「平成 23 年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、成果物や証拠書類を添付したりする等して、政務調査費として合理性、必要性を備えた支出であることの証明に努めるよう周知徹底した。</p>	<p>市政報告の印刷物の写しが添付資料とされていた。また、これに関する按分率も、最も低い議員で 50%、最も高い議員で 100%の按分率であった。</p>
<p>政務調査費運用指針の最終の改正が平成 20 年 3 月であるが、その後、政務調査に関わる多数の判例が出ており、これらを運用指針に反映させることが適切と考える。また、今後も新しい判例により、一般に政務調査費として認められるものが明確化していくと考えられるため、定期的な見直しを行うことが望ましい。(意見)</p>	<p>当該運用指針は、岐阜市議会各会派幹事長会議において決定されたものであり、同様に改定についても同会議で決定するものである。議会事務局においては、現行の政務調査費運用指針との比較・検証のため、判例や裁判例、他の地方議会における運用指針の策定・改定状況等に関する情報の収集を進めるとともに、各議員への情報提供に努めた。</p>	<p>運用指針は、その基となる申し合わせに合わせ、改定された。政務活動費に関する申し合わせの主な改定内容は、上記のとおりである。</p>
<p>政務調査費は、情報公開請求の対象であり、市民により内容のチェックをされるものである。常に、市民の目を意識して、政務調査費の使用及び報告を行うことが望ましい。(意見)</p>	<p>平成 24 年 3 月 22 日付け岐阜市議第 597 号議長通知「平成 23 年度包括外部監査結果等を踏まえた今後の政務調査費の支出に当たっての留意点について」により、成果物や証拠書類を添付したりする等して、政務調査費として合理性、必要性を備えた支出であることの証明に努めるよう周知徹底した。</p>	<p>以下のとおり改定され、現状においては市民の目による確認ができる状態となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 26 年 2 月「岐阜市議会政務活動費収支報告書等の閲覧等に関する要綱」が作成され、平成 25 年度以降の収支報告書等につき閲覧が可能（過去 5 年度分）になっている。</li> <li>・平成 29 年度交付分以降の収支報告書等がホームページで公開されている。</li> </ul>

【意見 議会事務局】

「政務活動費に関する解説書」に記載の判例によれば、「議員事務所で使用するものについては、政務調査活動以外の政治活動も行われていると推認される」（平成 25 年 3 月 21 日広島高裁）、「議員活動においても、調査活動に費やす時間に比べて一般的な政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的活動に費やす時間の方が圧倒的に多く」（平成 25 年 3 月 21 日名古屋高裁）とされている。つまり、政務活動費としての按分比率は、議員活動か私的活動かの按分ではなく、議員活動、政務活動、私的活動等の全体のうち、政務活動の占める比率である。

按分率が適正な比率であることについて（100%の按分率とされているような場合は特に）、個別に検証をした形跡を残すことが望ましい。

（2）図書・備品台帳

【事実関係】

令和元年度の収支報告書において、パソコン及び図書購入者の支払伝票等を確認したところ、「図書・備品台帳」は報告書類に含まれておらず、耐用年数内の購入かどうかの確認ができなかった。

【規範】

政務活動費に関する申し合わせでは、収支報告書等について、「購入した備品及び図書は、それぞれ備品台帳及び図書台帳に記載し、収支報告書を議長に提出する際に提示する。」とされている。

また、「政務活動費に関する解説書」の留意事項では、「備品とみなすものは、備品台帳に記載し管理します。耐用年数内に同一種別の備品を再び購入した場合、当該経費に充てることはできません。」とされている。

【意見 議会総務課】

「備品購入は、議員退職後の所有権や備品管理等複雑な問題が多いので、慎重に判断する必要があります」と同解説書にもある。

購入に対する自律的な判断を促し、また、耐用年数内に備品を購入したかどうかの確認を促すため、図書・備品台帳を報告書類に含めることが望ましい。

### 37. 岐阜市職員互助会助成金

<概要>

所管	行政部 職員厚生課
説明区分	互助会補助金
交付先	岐阜市職員互助会
対象事業	職員の福利厚生事業

根拠規定	なし					
交付目的	職員の福利厚生事業の充実を図る					
開始年度	昭和 37 年 12 月					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	11,954,000	12,149,000	12,500,000	12,679,000	12,790,000
	決算	11,858,226	12,015,753	12,199,597	12,662,032	12,777,871

岐阜市職員互助会は、市の補助金及び職員の掛金を主な収入源としており、その補助率等の経緯は下記のとおりである。

	補助率	掛金
～平成 18 年度	3.5/1000	3.5/1000
平成 19 年度～平成 21 年度	2/1000	4/1000
平成 22 年度～	1/1000	4/1000

平成 22 年度からの補助率は、平成 21 年度岐阜市職員互助会への公費負担のあり方検討委員会で決定されたものである。

#### <監査の結果>

##### (1) 根拠規程

##### 【事実関係】

本補助金に交付要綱はない。

ただし、次のような根拠はある。

- ①地方公務員法第 42 条「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」
- ②平成 28 年 8 月 22 日付の岐阜市決裁「岐阜市職員互助会助成金の支出について」
  - 1) 上記平成 21 年度岐阜市職員互助会への公費負担のあり方検討委員会の審議結果を踏まえ、会員の給料月額総額に 1,000 分の 1 を乗じた額を市が助成すること、この助成は岐阜市職員互助会規約第 8 条の規定に基づき同額を支払う
  - 2) 岐阜市職員互助会規約に定める助成額の変更にあたっては、所属団体と職員互助会が協議の上、組合会の議決をもってこれを変更することができるものとする
  - 3) 助成金の支払いにあたっては、岐阜市補助金等交付規則第 26 条の規定に基づき、同規則第 4 条 (交付申請)、第 5 条 (交付決定)、第 7 条 (決定通知)、第 15 条 (実績報告)、第 16 条 (交付額の決定) 及び第 18 条 (前金払等) の各条に定める手続きは省略する

##### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「原則、補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のない場合を除き、補助目的・補助対象・補助金額・補助率・交付手続（岐阜市補助金

等交付規則と異なる方法の場合)等を記載した要綱を定めること」とされている(4. 補助要綱の整備)。

【指摘 職員厚生課】

本補助金の交付要綱を設けるべきである。

(2) 補助対象事業

【事実関係】

予算書添付資料によれば、本補助は、「職員の福利厚生事業の充実を図るための福利事業を実施するため」補助するとあるが、補助対象事業の定めはい。

岐阜市職員互助会規約第6章には、福利事業として次のとおり規定されている。  
第6章 福利事業

(福利事業)

第23条 本会は、会員の福祉を増進するため、次の事業を行う。

- (1)文化、教養に関すること。
- (2)保健体育に関すること。
- (3)その他必要と認めたもの

(融資事業)

第23条の2 本会は、会員の生活安定を図るため、次の事業を行う。

- (1)生活資金貸付に関すること。
- (2)その他必要と認めたもの

(厚生事業)

第23条の3 本会は、会員の生活、文化の向上を図るため、次の事業を行う。

- (1)生活必需品の購入、あっせん等購買に関すること。
- (2)食堂、喫茶の運営に関すること。
- (3)委託に関すること。
- (4)その他必要と認めたもの

岐阜市職員互助会の会計は、一般会計、給付会計、生活資金貸付会計、厚生事業部会計に区分されており、本補助金は、一般会計に充てられて、執行されている。

一般会計の内容は下記のとおりとなっている。(円)

歳入	会費	35,196,140	職員掛金
	助成金	17,579,602	市助成金 特別会計等の分含む
	財産運用収入	14,601	利息・配当
	繰入金	9,500,000	別途積立金取崩
	雑入	854,860	福利事業参加費等
	歳入合計	63,145,203	
歳出	事務費	632,201	事務所費
	福利事業費	49,206,935	※内訳は下記のとおり
	繰出金	9,500,000	厚生事業会計赤字補てん

	積立金	14,601	別途積立金積立
	歳出合計	59,353,737	

(※) 福利事業費の内訳

(円)

慰安行事費	10,187,800	①テーマパークチケット補助 チケット数 4,508 枚 (ディズニーリゾート、U S J、レゴランド、ナガシマスパーランド) ②鵜飼観覧 参加数 213 人
施設利用補助金	19,696,120	①指定旅館 計 724 部屋分 ②定額補助施設 計 154 人 ③通年利用施設 (リゾートトラスト割引) 計 278 件
文化事業費	2,219,580	①観劇会 (名古屋四季劇場) 3 日間計 110 人参加 ②映画鑑賞補助 参加者計 744 人 ③F C 岐阜観戦 前売り券 1/2 補助 計 412 人 ④大河ドラマ館 計 805 人
教養事業費	637,816	①通信教育、カルチャーセンター受講補助 43 人 ②退職準備説明会 参加者 98 人
体育費	2,943,361	①ソフトボール大会 参加者 390 人 ②バレーボール大会 参加者 315 人 ③ウォーキング補助 J R 東海主催事業交通費補助 参加者 1,212 人
厚生助成金	1,420	ボランティア助成 2 人
広報費	365,312	①退職者ガイドブック印刷 130 部 ②福利厚生ニュース印刷 5,800 部 + (特集号) 5,500 部
負担金補助及び 交付金	1,917,281	①職員みこしパレード ②体育会運営補助 (運営費、遠征費補助)
保健事業費	11,238,245	①人間ドック補助 (@6,700) 213 人 ②インフルエンザ予防接種補助 (@2,000 上限) 2,944 人 ③オプション検査受診補助 (@3,000 上限) 1,135 人 ④精密検査受診補助 (@3,000 上限) 590 人

市によれば、テーマパークのチケット助成には、補助金が充てられていないとのことであるが、書類上は、そう認識することができなかつたし、「職員の福利厚生事業の充実を図る」とする補助金で、「福利事業費」の中にテーマパークのチケット助成が含まれている以上、補助金が充てられていると受け取られても仕方がない状況である。

【指摘 職員厚生課】

補助対象事業・経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が明

確になり、補助金の残余金の有無が明確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金から補助する公益上の必要性を認め難い経費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、例えば給付事業に充てていないため各職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出側、互助会双方にとって必要なことであると考える。

具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。

### (3) 実績報告

#### 【事実関係】

本補助金は実績報告がなされていない。

岐阜市補助金等交付規則第 26 条では、市長は、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 15 条、第 16 条又は第 18 条の規定にかかわらず、「別に定めるところにより、」当該各条の手続を統合し、又は省略して補助金等を交付することができるとされており、上記の平成 28 年 8 月 22 日付の岐阜市決裁「岐阜市職員互助会助成金の支出について」により、補助金等交付規則の各手続きが省略されているためである。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

#### 【指摘 職員厚生課】

単なる決裁では規則の適用を除外する別の定めとはならない。

交付要綱で定めるまでは、補助金等交付規則に従った手順をとるべきである。特に、実績報告を求め、使用実績が補助目的に合致しているか、補助対象事業以外に使用されていないかを確認すべきである。

### (4) 余剰金の返還

#### 【事実関係】

互助会において、令和元年度の一般会計決算書では、本補助金を含めた助成金額収入合計が 27,113,462 円、助成金支出額合計が 26,774,908 円であり、残高 338,554 円は、市に返還されることなく、積立金に繰り入れられていた。

市によれば、「厚生事業部会計の赤字補填として、過去の補助金の積立金から 9,500,000 円を取り崩して一般会計に繰り入れて、厚生事業部会計に繰り出している。そのため、実質的には 9,161,446 円の補助金が不足している。単年度で補助金を精算した場合、約 9 百万円の追加補助が必要となる。互助会事業は年度末まで実施しているため、年度内に不足額を確定し、補助金を追加で支出することは事実上困難である。このため、決裁により補助金の額は給料の 1/1000 とし、剰余金が生じた場合は積立金とすることにより、不足時の対応に充当せざるを得ない状況である。」とのことである。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるかとされている。

**【指摘 職員厚生課】**

市の見解は、互助会側に立ったものである。補助金を交付する側の市としては、補助金は単年度使用が原則であり、補助金の積立金であるとか、追加補助が必要になるという考えは適切ではない。互助会の積立金（繰越金）は、補助金ではなく掛金で構成されていると扱うべきである。

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

## 第5 岐阜県・関係市町村

### 38. 木曾川右岸地帯水防事務組合負担金

<概要>

所管	基盤整備部 水防対策課					
説明区分	事務組合負担金					
交付先	木曾川右岸地帯水防事務組合					
対象事業	水防に関する事務の処理					
根拠規定	木曾川右岸地帯水防事務組合同規約第13条					
交付目的	水防に関する事務を共同処理する（岐阜市厚見、長森南、長森北、長森西、長森東及び茜部並びに旧柳津町の境川以東の区域、羽島郡笠松町、同郡岐南町、各務原市（旧蘇原町、旧鶺沼町及び旧川島町を除く））（規約の文言）					
開始年度	昭和37年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	16,598,000	16,115,000	16,559,000	16,164,000	16,816,000
	決算	16,598,000	16,115,000	16,559,000	16,164,000	16,816,000

<監査の結果>

(1) 負担金額の適否

【事実関係】

市は、平成31年4月1日付け負担金請求書を同月2日に受領し、同日、支出負担行為書を決裁している。

支出負担行為書には、事務組合の平成31年2月5日に開催された定例会の議案書及び令和元年度の予算書が添付されているが、平成30年度の決算に関する資料は添付されていない。

【規範】

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

【意見 水防対策課】

負担金額の必要性及び相当性を判断するためには、事務組合から提出された予算書の内容が適切であるかを確認する必要がある。そのためには、前年度の決算内容を確認する必要がある。年度開始後の定例会において承認された決算書の提出を受けた後

に、本年度の負担金を支出するのが最も望ましい。事務組合の決算承認よりも前に負担金による収入が必要不可欠であるような場合であっても、年度開始時に決算見込みを提出することはできるはずであるので、決算見込書を提出させて、前年度の決算内容及び本年度の予算内容の確認をした上で、負担金を支出することが望ましい。

市によれば、2月の定例会前に開催される市町協議会において、当該年度の決算見込みについての資料配布及び説明を受け、翌年度の予算案の内容が適切であるかを確認しているとのことであるが、記録上、それが確認できなかった。

支出負担行為書には、前年度の決算書（決算見込書）を添付することが望ましい。

### 39. 大野町1アンダーパス維持管理負担金

<概要>

所管	基盤整備部 道路維持課					
説明区分	維持補修負担金					
交付先	各務原市					
対象事業	大野町1アンダーパスの管理					
根拠規定	大野町1アンダーパスの管理に関する協定書第3条					
交付目的	行政区画の境界にかかる大野町1アンダーパスの管理（協定書の文言）					
開始年度	令和元年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	—	—	—	0
	決算	—	—	—	—	95,195

<監査の結果>

(1) 予算計上

【事実関係】

平成30年度に協定締結となったため、平成30年度の予算計上はなかったが、令和元年度及び2年度の予算計上もなされていない。

【指摘 道路維持課】

協定書に基づき、毎年度恒常的に支払が必要となる負担金であることから、予算を立てるべきである。

(2) 裏付け資料の確認

【事実関係】

岐阜市が支出する金額は、各務原市の計算によるものとなっているが、各務原市の計算の裏付け資料（委託契約書等）が支出負担行為書に添付されていない。

**【規範】**

テーマ別マニュアルによれば、負担金についても、個々事業毎に「必要性」や「効果（受益）」の適否が判断されるべきであり、予算編成の際等に十分検討を加えて、相手方と協議の上、常に適切な見直しを図っていくべきであるとされている。

**【意見 道路維持課】**

各務原市の計算が適正なものか、市において独自に検討判断したことが分かるよう、委託契約書等の裏付け資料を支出負担行為書に添付することが望ましい。

#### 40. 名鉄高架事業県営工事負担金

<概要>

所管	都市建設部 駅周辺事業推進課					
説明区分	県営事業負担金					
交付先	岐阜県岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所長					
対象事業	名鉄名古屋本線鉄道高架化事業					
根拠規定	県の行う建設事業に対する市町村の負担金について（岐阜県議決）					
交付目的	名鉄名古屋本線鉄道高架化のため（個別調査票の文言）					
開始年度	平成 25 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	22,725,000	29,475,000	22,725,000	12,750,000	12,750,000
	決算	22,502,189	28,751,431	18,500,012	12,500,190	8,681,930

<監査の結果>

(1) 金額の根拠

**【事実関係】**

市が、鉄道沿線現地測量業務、踏切部測量業務、名鉄高架事業協議資料作成支援等業務、交差排水路予備検討業務に対する支出しているものであるが、測量費用等は、岐南町部分の区間も含んだものとして金額設定されていた。なぜ岐南町部分まで市が負担するのかは、書類上明らかでなかった。

**【意見 駅周辺事業推進課】**

岐南町部分の測量費用等についても市が負担する理由を書類上明らかにしておくことが望ましい。

## 第6 地域

### 41. 自治会連合会運営費補助金

<概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	各自治会連合会（50地区）					
対象事業	各自治会連合会の運営					
根拠規定	岐阜市自治会連合会運営費補助金交付要綱					
交付目的	自治会連合会の健全な運営を図る（要綱の文言）					
開始年度	平成11年度					
金額 （円）	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	30,837,000	30,837,000	30,837,000	30,837,000	30,837,000
	決算	30,834,700	30,834,900	30,834,400	30,835,000	30,834,500

<監査の結果>

（1）交付目的の設定

**【事実関係】**

交付要綱では、交付の趣旨（目的）として、「自治会連合会の健全な運営を図る」と記載されている（第1条）。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、「補助金等の交付の目的に従って」公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

**【指摘 市民活動交流センター】**

交付要綱において、交付目的として、健全な運営を図ることによって何を目的としているのかを定めるべきである。

（2）他の補助金との整合性

**【事実関係】**

自治会連合会に対しては、本補助金のほか、「地区敬老会運営補助金」（高齢福祉課）、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」（社会・青少年教育課）を交付している。

本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、収入として、本補助金だけでなく、これらの補助金も計上され、これらの補助対象事業に関する支出が計上されていた。他方において、これらの補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあった。

例えば、金華自治連合会の提出した収支決算書によれば、次のとおりであった。同一の団体の中で、金額が異なっていた（下線部分）。

「地区敬老会運営」

		自治会連合会補助金の決算書	地区敬老会補助金の決算書
収入	補助金（市から）	763,000	763,000
	負担金（自治会連合会から）		0
支出		<u>695,453</u>	<u>763,000</u>

「新成人を祝い励ます会運営」

		自治会連合会補助金の決算書	新成人を祝い励ます会補助金の決算書
収入	補助金（市から）	91,500	91,500
	負担金（自治会連合会から）		<u>219,895</u>
支出		<u>321,000</u>	<u>311,395</u>

【指摘 市民活動交流センター、高齢福祉課、社会・青少年教育課】

補助金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。

【事実関係】

本補助金と同じく、市が自治会連合会の世帯数に応じて算出した額を交付するものとして、都市美化推進連絡協議会各支部に対する「都市美化推進事業補助金」（低炭素・資源循環課）、各自主防災隊に対する「自主防災組織活動事業補助金」（都市防災政策課）、各地域体育振興会に対する「地域体育振興事業補助金」（市民スポーツ課）が存在する。なお、各自主防災隊に対しては、一律の金額で「自主防災組織訓練事業補助金」も交付している。また、団員の数に応じて算出した額を交付するものであるが、各消防分団に対する「岐阜市消防団分団維持運営費負担金」（消防総務課）も交付している。

本補助金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会の収入として、これらの補助金が計上されているものや、これらの補助（負担）対象事業に関する支出が計上されているものがあった。他方において、これらの補助金・負担金の実績報告書に添付されている収支決算書には、自治会連合会からの負担金収入が計上されているものがあった。

例えば、金華自治連合会、都市美化推進連絡協議会金華支部、金華自主防災隊、金華体育振興会、中消防団金華分団の収支決算書によれば、次のとおりであった。自治会連合会と各団体との間で、同一であるはずの金額が異なっていた（下線部分）。

また、別の団体である都市美化推進連絡協議会各支部や各自主防災隊の収入が、自治会連合会の収入にも計上されていた（網掛け部分）

「都市美化推進事業」

		自治会連合会補助金の 決算書	都市美化推進事業 補助金の決算書
収入	補助金（市から）	59,784	59,784
	負担金（自治会連合会から）		<u>34,216</u>
支出		<u>記載なし</u>	94,000

「自主防災組織活動事業」

		自治会連合会補助金の 決算書	自主防災組織活動事業 補助金の決算書
収入	補助金（市から）		214,000
	負担金（自治会連合会から）		<u>8,000</u>
支出		<u>記載なし</u>	222,000

「自主防災訓練事業」

		自治会連合会補助金の 決算書	自主防災訓練事業 補助金の決算書
収入	補助金（市から）	60,000	60,000
	負担金（自治会連合会から）		<u>11,429</u>
支出		<u>68,647</u>	<u>71,429</u>

「地域体育振興事業」

		自治会連合会補助金の 決算書	地域体育振興事業 補助金の決算書
収入	補助金（市から）		36,300
	負担金（自治会連合会から）		<u>222,700</u>
支出		<u>350,000</u>	259,000

「消防団分団維持運営費負担金」

		自治会連合会補助金の 決算書	消防団分団維持運営費 負担金の決算書
収入	負担金（市から）		191,000
	負担金（自治会連合会から） ※1		<u>※1,996</u>
支出	※2	<u>400,000</u>	192,996

※1 中消防団金華分団の収支決算書には、「自治会連合会」からと記載されていたが、実際は、「中消防団金華支部」からの収入とのことであった。「中消防団金華支部」とは、「中消防団金華分団」と構成員は同じであるが、それとは別の親睦会とのことであった。

※2 自治会連合会の収支決算書には、「中消防団金華支部」への支出と記載されていた。

【指摘 市民活動交流センター、低炭素・資源循環課、都市防災政策課、市民スポーツ課、消防総務課】

補助金・負担金の交付先から提出される収支決算書が正確なものであるかを確認すべきである。

【指摘 市民活動交流センター】

別の団体である都市美化推進連絡協議会各支部や各自主防災隊の収入が、自治会連合会の収入にも計上されているのは、誤りであるので正すようにすべきである。

### (3) 補助の見直し

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は平成11年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の額は、「均等割456,000円＋世帯割8,937,000円×当該自治会連合会の世帯数／総自治体連合会の世帯数」により算出される額として世帯数によって機械的に決められている。均等割の456,000円も、世帯割の8,937,000円も、少なくとも直近5年間は変動しておらず、その算定根拠は明らかではなく、ヒアリングによれば前年踏襲とのことであった。

補助対象経費は、「自治会連合会の運営に係る費用の一部」とされているだけで、具体的に定められていない。

他の補助金には見られない事務がなされている。岐阜市補助金等交付規則で要求されている、交付申請書に収支予算書を添付する義務、前金払請求書を提出する義務、補助金の額の確定手続を、交付要綱により除外している。交付申請書の「補助事業等の目的及び内容」の欄の記載は全ての自治会連合会が同一文言であった。

自治会連合会に対しては、本補助金のほか、「地区敬老会運営補助金」、「新成人を祝い励ます会運営費補助金」を交付しているが、上記のとおり、自治会連合会において、これらの補助金と本補助金が混同して扱われており、各々の補助金における補助対象経費が明確に区別されていない。

自治会連合会は、会費収入がある上、広報ぎふ配布手数料、資源分別回収事業等の収入もある。自治会連合会により金額の差異はあるものの、相当額の繰越金を有している。これらの収入や繰越金について、把握はしているものの、補助金の額の算定において考慮していない。

【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 市民活動交流センター】

世帯数により機械的に算定し、補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮することなく補助金の額を定めるのでは、市から定額の金銭の交付を受けられることを前

提にして、それで不足する分を自己資金で補うという形になってしまい、自己資金では不足するので補助を受けるという補助金の本来の在り方と異なる。岐阜市住民自治基本条例では、「市長等は、自治会の重要性を認識し、地域住民の自治会への加入及び自治会の活動への参加がしやすい環境づくり等必要に応じて支援を行う」（第15条第2項）との定めはあるが、これは、抽象的に自治会連合会の運営を支援することとは異なるものである。

自治会の重要性や特殊性は理解できるが、現状のように、補助金として維持するのであれば、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきであると言わざるを得ない。そして、補助金の額を世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきであると言わざるを得ない。もし、世帯数により機械的に算定した額を交付し、補助対象事業や補助対象経費を具体的に定めないのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更すべきである。負担金又は交付金に変更したとしても、均等割の金額及び世帯割の母数の金額について、公金の適切な支出であると市民に説明できるよう、毎年度、検証した過程及び当該金額の必要性や有効性が認められる根拠が明らかになるような書面を作成しておくべきである。

自治会連合会又は関連する団体に対する補助金等を整理すると、次のものがある。負担金又は交付金に変更するにあたっては、全体として検討されたい。

各自治会連合会	自治会連合会運営費補助金	市民活動交流センター
各自治会連合会	地区敬老会運営費補助金	高齢福祉課
各自治会連合会	「新成人を励ます会」運営費補助金	社会・青少年教育課
都市美化推進連絡協議会各支部	都市美化推進事業補助金	低炭素・資源循環課
各自主防災隊	自主防災組織活動事業補助金 自主防災組織訓練事業補助金	都市防災政策課
各地域体育振興会	地域体育振興事業補助金	市民スポーツ課
交通安全協会各支部	交通安全活動推進団体補助金	防犯・交通安全課
各女性防火クラブ	消防関係補助金	予防課
各少年消防クラブ	消防関係補助金	予防課
各消防団分団	消防団分団維持運営費補助金	消防総務課
各まちづくり協議会	地域力創生事業補助金	市民活動交流センター
各青少年育成市民会議	岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金	社会・青少年教育課
各地区民生委員候補者推薦準備会	民生委員候補者推薦準備会補助金	福祉政策課
各民生委員・児童委員協議会	岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金	福祉政策課

## 42. 地区敬老会運営補助金

### <概要>

所管	福祉部 高齢福祉課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	各自治会連合会（50 地区）					
対象事業	地区敬老会の運営					
根拠規定	岐阜市地区敬老会運営費補助金交付要綱					
交付目的	地区敬老会の健全な運営を図る（要綱の文言）					
開始年度	昭和 45 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	50,202,000	51,807,000	53,706,000	55,280,000	45,701,000
	決算	48,314,656	49,774,980	51,585,115	53,196,700	43,368,643

### <監査の結果>

#### (1) 補助対象経費

##### 【事実関係】

補助対象事業は、各地区の敬老会の開催そのものである。

補助対象経費は、地区敬老会の運営に要する費用とあるのみで、無限定である。

実際の支出額は、主に祝品費であり、他には、ホテル等の会場費、飲食費、反省会等である。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

【指摘 高齢福祉課】

交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである。

市によれば、具体的に定めると独自性を阻害するとのことであるが、そうは思えない。補助対象経費を個別具体的に定めるのは、補助金の在り方として法令の要請にこたえるための基本であると考えられる。

（２）補助金の額

【事実関係】

補助金の額は、補助対象事業（地区敬老会）の内容や経費に関係なく、固定的に算定されている。すなわち、交付要綱において、補助金の限度額は、予算の範囲内で以下に掲げる額を合算した額とされ（要綱第３条）、交付申請額及び交付決定額は、限度額と同じ額であった。

（１）10万円

（２）補助金の交付を受けようとする年度（以下「交付年度」という。）の12月30日現在において満80歳以上である者（交付年度の6月1日現在において、本市の住民基本台帳に記録されている者（当該自治会連合会の区域に住所を有する者に限る。）に限る。）の数に1,000円を乗じて得た額

各自治会連合会の提出する予算書は、この限度額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して不足する分を、自治会連合会の負担金（自己資金）で賄っていた。このような予算書の作り方であるから、決算書において支出額が減少した場合であっても、自治会連合会の負担金（自己資金）を減らすことによって収支を合わせていた。

本補助金については、平成23年度の包括外部監査でも取り上げられており、地区敬老会への参加者が少なく、補助金の大部分が祝品費に充てられていることから、敬老会のあり方について再考するよう意見が述べられていた。

なお、平成23年度と令和元年度の対象者、出席者、出席率の合計を比較すると以下のとおりである。

年度	対象者	出席者	出席率
平成23年度	42,725人	15,629人	36.58%
令和元年度	38,441人	8,491人	22.09%

対象者の減少は前述のとおり、対象年齢を引き上げたためと推察できるが、出席者数は大幅に減少しており、出席率は約14.5%も減少している。

さらに、令和元年度について、各地区の対象者数に対する招待者数、出席者数及び出席率をまとめると以下の表となる。該当者数は令和元年6月1日現在のため、若干の招待者数の変動はあるものの、明らかに該当者に対して招待者数が少ない自治会が10

地区以上あった。また、自治会によっては従来どおり 76 歳以上を招待者としているところもあれば、80 歳、88 歳のみを招待者としているところもあり、招待者数については各自治会の運用に任せている状況であった。また、出席率を見ると、分母を招待者数としても全体で 25.6% しかなかった。

(表 令和元年度 各地区敬老会開催結果)

No.	自治会連合会名	該当者数	招待者数	出席者数	出席率
1	金華	663	663	165	24.9%
2	京町	626	626	145	23.2%
3	明德	521	85	25	29.4%
4	徹明	684	684	214	31.3%
5	白山	751	751	203	27.0%
6	梅林	932	932	208	22.3%
7	本郷	969	132	97	73.5%
8	華陽	864	1,133	506	44.7%
9	木之本	806	806	197	24.4%
10	本荘	1,268	1808	352	19.5%
11	日野	587	88	28	31.8%
12	長良	841	(該当者に記念品を贈呈)		
13	長良西	1,226	121	33	27.3%
14	長良東	1,080	1,080	367	34.0%
15	島	825	115	46	40.0%
16	早田	995	129	38	29.5%
17	城西	876	876	182	20.8%
18	三里	883	883	163	18.5%
19	鷺山	1,153	1,153	485	42.1%
20	加納東	905	871	195	22.4%
21	加納西	983	983	188	19.1%
22	則武	833	827	259	31.3%
23	常磐	618	618	135	21.8%
24	長森南	1,217	1,217	230	18.9%
25	長森北	678	678	180	26.5%
26	長森西	736	525	78	14.9%
27	長森東	565	565	123	21.8%
28	木田	286	298	70	23.5%
29	岩野田	977	977	246	25.2%
30	岩野田北	551	451	248	55.0%
31	黒野	1,226	1,226	206	16.8%
32	方県	306	306	81	26.5%

33	茜部	842	842	229	27.2%
34	鶉	619	633	228	36.0%
35	西郷	545	430	103	24.0%
36	七郷	801	801	99	12.4%
37	市橋	783	783	202	25.8%
38	岩	525	525	127	24.2%
39	鏡島	1,170	1,170	221	18.9%
40	厚見	1,316	1,316	314	23.9%
41	日置江	321	321	52	16.2%
42	芥見	794	794	138	17.4%
43	芥見東	729	729	181	24.8%
44	芥見南	368	370	102	27.6%
45	藍川	581	581	154	26.5%
46	合渡	409	138	47	34.1%
47	三輪南	668	718	167	23.2%
48	三輪北	319	319	101	31.7%
49	網代	316	216	100	46.3%
50	柳津町	904	904	233	25.8%
合計		38,411人	33,197人	8,491人	25.6%

【指摘 高齢福祉課】

補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。

【意見 高齢福祉課】

長良地区では記念品の贈呈のみ行っており、地区敬老会開催の健全な運営という交付の目的には従っていない。

新型コロナウイルスの影響が今後も一定期間継続し、また高齢者にとっては更にその影響が大きいことが予想されること、地区敬老会の参加者が年々減少していることも考慮しなければならない。

高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい。

### 43. 新成人を祝い励ます会運営費補助金

#### <概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	各自治会連合会（50 地区）					
対象事業	新成人を祝い励ます会の開催					
根拠規定	岐阜市新成人を祝い励ます会運営費補助金交付要綱					
交付目的	新成人となる成年を地域社会で励まし大人としての自覚を促す（個別調査票の文言）					
開始年度	昭和 56 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	8,250,000	8,250,000	8,250,000	8,250,000	8,250,000
	決算	7,725,000	8,208,000	7,808,000	8,049,000	8,095,500

#### <監査の結果>

##### (1) 補助対象経費

##### 【事実関係】

補助対象事業は、各地区の新成人を祝い励ます会の開催そのものである。

補助対象経費は、「新成人を祝い励ます会の運営に要する費用」とあるのみで、無限定である。

支出額は、主に祝品費であり、他には、ホテル等の会場費、事務費等である。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされ

ている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 社会・青少年教育課】**

交付要綱において、具体的な補助対象経費を定めるべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第 232 条の 2 の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第 1 部の 9 で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第 3 条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要がある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費も抽象的に把握されるし、当該経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。これらを【規範】として、第 1 部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に書いてないからということで単純に判断するものではない。

(2) 補助対象事業及び補助金の額

**【事実関係】**

補助対象経費は、「新成人を祝い励ます会の運営に要する費用」とあるにもかかわらず、補助金の額は、補助対象事業（新成人を祝い励ます会）の内容や経費に関係なく、固定的に算定されている。すなわち、交付要綱において、補助金の交付額は、以下に掲げる額を合算した額とされている（要綱第 3 条）。

(1) 自治会連合会毎の均等割 20,000 円

(2) 自治会連合会毎の事務費 10,000 円

(3) 新成人となる青年で市長が認めるものの数に 1,500 円を乗じた金額

各自治会連合会の提出する予算書は、この交付額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して不足する分を、自治会連合会の負担金（自己資金）で賄っている形となっている。

令和元年度について、各地区の対象者数、出席率、自治会が負担する額（補助金を除いた額）、及び欠席者に対する記念品の取扱いをまとめると以下の表となる。出席率には自治会によって最大 41.3 ポイントの差（長良東と加納東）、自治会連合会が負担する額には最大 389,087 円の差（鶉と城西）が生じており、欠席者に対する記念品の取扱いも各自治会の運用に任せている状況であった。

(表 令和元年度 各地区新成人を祝い励ます会開催結果)

No.	自治会連合会名	該当者数 (人)	出席率 (%)	自治会連合会の 負担金 (円)	欠席者に対する取扱い (記念品)
1	金華	41	82.9	219,895	交付
2	京町	36	77.8	188,170	交付
3	明德	22	72.7	17,067	対応なし
4	徹明	23	95.7	32,228	交付
5	白山	47	68.1	54,357	交付
6	梅林	60	74.3	134,321	交付
7	本郷	62	91.9	132,788	交付
8	華陽	85	68.2	19,040	交付
9	木之本	64	59.4	29,062	交付
10	本荘	120	66.9	87,200	交付
11	日野	97	66.0	550,617	交付
12	長良	85	89.4	123,470	交付
13	長良西	144	76.8	236,670	交付(但し、自治会未加入者世帯には対応なし)
14	長良東	133	100.0	149,415	欠席者なし
15	島	154	74.5	91,949	対応なし
16	早田	110	70.9	253,456	交付
17	城西	87	88.8	5,087	交付
18	三里	186	71.0	121,000	交付
19	鷺山	114	79.3	160,817	交付
20	加納東	77	58.7	19,220	交付
21	加納西	65	67.7	6,329	交付
22	則武	90	76.9	135,000	交付
23	常磐	88	85.6	160,679	交付
24	長森南	158	71.5	11,833	交付
25	長森北	61	83.6	118,404	交付(可能な限り)
26	長森西	85	69.4	103,422	対応なし
27	長森東	74	85.1	19,064	対応なし
28	木田	41	59.5	61,378	対応なし
29	岩野田	67	70.1	35,881	交付
30	岩野田北	106	83.0	95,310	対応なし
31	黒野	149	61.7	107,566	対応なし
32	方県	18	88.9	76,931	交付
33	茜部	129	71.9	28,500	交付
34	鶉	123	63.7	394,174	交付

35	西郷	93	73.1	171,700	交付
36	七郷	140	83.6	300,000	交付
37	市橋	153	65.4	347,722	交付
38	岩	39	87.2	40,998	交付
39	鏡島	119	71.4	107,099	交付
40	厚見	124	75.8	162,380	交付
41	日置江	54	81.5	30,287	交付
42	芥見	97	79.4	137,048	交付
43	芥見東	78	88.5	43,459	交付
44	芥見南	24	83.3	23,503	交付
45	藍川	62	84.1	163,808	交付
46	合渡	79	88.6	84,776	不明
47	三輪南	108	78.7	116,642	交付
48	三輪北	30	86.7	27,038	交付
49	網代	18	94.4	55,862	交付
50	柳津町	178	72.1	35,098	対応なし
合計		4,397	75.8		

【指摘 社会・青少年教育課】

補助対象事業を新成人を祝い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。

#### 44. 都市美化推進事業補助金

<概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課
説明区分	団体事業補助金
交付先	岐阜市都市美化推進連絡協議会の各支部（50 地区） ※岐阜市都市美化推進連絡協議会は、主に各小学校区単位で 50 支部存在し、岐阜市自治会百科事典 2020 によると、昭和 62 年、地域の実情に応じた美化活動を実践するため、各地区に設けられた。 ※各自治会連合会長が、都市美化推進連絡協議会の各支部長を兼任している。
対象事業	「5・3・0（ごみゼロ）運動」（5 月）、「クリーンシティぎふの日運動」（11 月）等の地域清掃活動
根拠規定	岐阜市都市美化推進事業補助金交付要綱

交付目的	市民の手による美しく明るいまちづくりを実現する（要綱の文言）					
開始年度	昭和 61 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	3,667,612	3,653,836	3,633,340	3,618,164	3,595,176
	決算	3,667,612	3,653,836	3,633,340	3,618,164	3,595,176

#### < 監査の結果 >

##### (1) 補助金の額

###### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象事業は、「各支部が行う都市美化活動」であるとしている。他方、補助金の額は、基本額 10,700 円に、調整額 28 円に前年度の支部の区域の世帯数を乗じて得た額を加えた額としている。

基本額、調整額に明確な設定根拠はないが、市としては、基本額は、支部全体としての器具更新費や会議費等、調整費は、当日参加世帯へ支給するゴミ袋等消耗品費相当と考えているとのことである。

###### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、「補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

###### 【指摘 低炭素・資源循環課】

世帯数に応じた額を交付するのではなく、交付要綱において、「市民の手による美しく明るいまちづくりを実現する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定めるべきである。

市によれば、花壇の整備から住民の活動促進まで幅広い事業となることから、具体的な事業や経費を定めることは困難であると考えているようであるが、実績報告書を見る限り、幅広いとは見受けられなかったし、幅広いことが上記のような要請を回避することの理由とはならない。

## (2) 会計の混同

### 【事実関係】

各支部から、年度末に実績報告書（事業報告書、決算書又はこれに代わる書類、他）が市に提出されているため、令和元年分の各支部の実績報告書を確認した。併せて、各自治会連合会の決算書も確認したところ、次の2通りの異なる処理がなされていた。50支部のうち、①が37支部、②が13支部であった（決算書項目上、明確に計上が確認されなかったものもあるが、連合会決算書の収入、支出いずれかに計上されているものは①に区分した。）。

① 自治会連合会の決算書に本補助金にかかる収入又は支出が計上されていたもの。

この場合、自治会連合会の決算書に本補助金による収入のみが計上されていたり、都市美化推進連絡協議会各支部の決算書に自治会連合会からの負担金による収入が計上されているにもかかわらず、自治会連合会の決算書にはその支出が計上されていなかったりした。

② 自治会連合会の決算書に本補助金にかかる収入及び支出が計上されていなかったもの。

この場合、都市美化推進連絡協議会各支部の会計を別に管理して報告がされていたが、やはり、自治会連合会からの負担金による収入が計上されているにもかかわらず、自治会連合会の決算書にはその支出が計上されていないことがあった。

### 【指摘 低炭素・資源循環課】

自治会連合会と都市美化連絡協議会各支部を別々の団体として取り扱っているのであれば、このような会計の混同や不整合がないよう、指導をすべきである。

### 【意見 低炭素・資源循環課】

都市美化連絡協議会各支部の自治会連合会への統合等、自治会連合会の経理・報告事務の負担軽減を検討することが望ましい。

## (3) 余剰金の返還

### 【事実関係】

上記①の場合、各支部の決算書では、期末繰越金は認められなかったが、各自治会連合会の決算書では、期末繰越金が生じている支部は多くあった。上記②のうち期末繰越金が生じていた支部が4支部確認された。

### 【規範】

テーマ別マニュアルによれば、前金払としたものでも、年度末や事業終了後に、当該団体から実績報告を受けた結果、やむを得ない事情や精算により、その補助金等に余剰金が生じる事例もあり、このような場合は、当初の支出負担行為額を減額変更し、余

剰金を戻入してもらうことになる」とされている。

【指摘 低炭素・資源循環課】

補助金額の妥当性、精算については、平成 23 年包括外部監査においても意見があったところである。補助金額が基本額＋世帯数に応じた額となっており、支出見積もり等に基づいていない以上、余剰金が生じることはあり得る。都市美化連絡協議会各支部は、自治会連合会長が各支部長を兼任しており、役員も 1 年又は 2 年で交代していく性質の団体で、毎年度の都市美化活動を行うためのみの団体であることから、繰越金を必要とする団体ではない。不必要に繰越金を有すれば会計担当者の負担を増し、不正使用のリスクも生じることとなる。

市によれば、自治会連合会からの支援を受ける等により本補助金としての余剰金は発生していないと考えているようであるが、そもそも、上記のように会計の混同が生じていることが問題である。

会計の混同を解消した上で、余剰金が発生した場合は返還させるべきである。

(4) 実績報告

【事実関係】

各支部に補助金が交付され、各支部から校区内の各自治会に補助金が交付され、清掃活動等が行われている。

令和元年度の実績報告書を確認したところ、各自治会への支出という内容の項目のみ又は報告項目が 1 項目（「環境推進奨励費」）のみの決算書が散見された。なお、他支部は使用科目毎の集計がされており、美化活動消耗品の購入等が確認できた。

【指摘 低炭素・資源循環課】

報告項目が 1 項目のみでは、交付目的に合致した補助事業の遂行がされているかの確認ができない。職員が確認をしていたとしても、報告書として提出を受けなければ、客観的に真に確認をしたのかどうかがわからず、手続きの適正さが確保できない。

各支部が行う都市美化活動事業の内容、各自治会への支出が行われた場合は各自治会での具体的な活動内容及びその収支が分かる報告書を提出させるべきである。

## 45. 自主防災組織強化対策補助金

<概要>

所管	都市防災部 都市防災政策課
説明区分	団体育成補助金
交付先	各自主防災隊（団）（50 地区） ※自治会連合会を単位として組織された防災団体である。 ※隊（団）長（代表者）は自治会連合会会長である。
根拠規定	岐阜市自主防災組織強化対策補助金交付要綱

交付目的	防災体制の確立及び強化（要綱の文言）
開始年度	平成 25 年度

交付先	各自主防災隊（団）（50 地区） ※自治会連合会を単位として組織された防災団体である。 ※隊（団）長（代表者）は自治会連合会会長である。					
対象事業	防災資機材の購入、自主防災組織連絡協議会負担金の支出、防災士の受験料等の支出等（「自主防災組織活動事業」と称している）					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	16,110,000	16,110,000	13,192,000	13,192,000	13,192,000
	決算	16,110,000	16,110,000	13,192,000	13,192,000	13,192,000

交付先	各自主防災隊（団）（50 地区） ※自治会連合会を単位として組織された防災団体である。 ※隊（団）長（代表者）は自治会連合会会長である。					
対象事業	防災訓練の実施（「自主防災組織防災訓練事業」と称している）					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	決算	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

交付先	岐阜市自主防災組織連絡協議会 ※構成員は、各自主防災隊（団）の隊（団）長、自治会連合会毎に選任された者である。 ※事務局は、都市防災部にある。					
対象事業	研修会、会議等（「岐阜市自主防災組織連絡協議会活動」と称している）					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	827,000	827,000	814,000	814,000	814,000
	決算	827,000	827,000	814,000	814,000	814,000

< 監査の結果 >

（１）補助金交付対象団体（自主防災隊（団））

【事実関係】

市は、各自主防災隊（団）には誰が加入しているのか把握していなかった。各自主防災隊（団）の隊（団）長（代表者）が自治会連合会の会長であるためであると思われる。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

【指摘 都市防災政策課】

任意団体は、構成員、規約等により団体の実態を把握しなければ、補助金等交付規則第5条の2で定められた補助金等交付の除外条件（暴力団排除条項）の存否の確認ができない等、補助金交付の公正性、必要性等が判断できない。

各自主防災隊（団）の構成員名簿、規約を作成、提出させるべきである。

（2）補助対象事業（自主防災隊（団））

【参考報告】

交付要綱では、自主防災隊（団）が実施する事業に対して補助金を交付するものとされ、補助対象事業の内容が以下のように定められている（なお、令和2年度以降は、「自主防災組織防災訓練事業」が「自主防災組織活動事業」の一つとして規定されるようになった）。

交付対象事業	交付対象事業の内容	補助限度額
自主防災組織活動事業	(1) 防災知識の普及啓発に関すること。 (2) 地域防災リーダーの育成に関すること。 (3) 次に掲げる目的に資する防災資機材(備蓄用の非常食、非常用飲料水等を除く。)の購入又は維持管理 ア 情報収集伝達 イ 初期消火 ウ 救出 エ 救護 オ 給食給水 カ 避難 キ 安全管理 ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの (4) 次に掲げる施設の整備又は維持管理 ア 収納庫 イ 防災倉庫	次に掲げる額の合計額。但し、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 (1) 均等割 132,000円 (2) 世帯割 次に掲げる算式により算出した額 $6,617,000円 \times (当該自治会連合会地区の世帯数 / 市の総世帯数)$ (世帯数は、国勢調査の結果による。)

自主防災組織 防災訓練事業	自主防災組織が、当該地区内で実施する集合型、発災対応型、DIG（災害図上訓練）、部分詳細訓練等の防災訓練	60,000円
------------------	--	---------

これに対応する内容の「事業費支出内訳表」という書式を用意して、決算書とともに提出させており、単に「事業費」とするのみではなく、事業費（目）の下に訓練費、研修費、防災物品費という節を設け、その内容も付記させている。補助対象事業の具体的な定め、事業費の内訳の報告をしているので、参考報告とする。

#### 【事実関係】

交付要綱において、補助対象事業の一つとして、「防災知識の普及啓発に関すること」を定めている。

他方において、決算書の事業費支出内訳表では、この事業の具体的な内容として、「防災研修会、防災士育成費助成、自主防災組織連絡協議会負担金、地域防災訓練、その他」と印字されており、ほとんどの自主防災隊（団）では、防災士育成費助成と自主防災組織連絡協議会負担金に支出していた。

#### 【意見 都市防災政策課】

「防災知識の普及啓発」というのは、自主防災隊（団）が、地域住民に対し、行うことであると思われる。自主防災隊（団）が誰かの防災士の受験料等を支出することや自主防災組織連絡協議会の負担金を支出することが、地域住民に対する防災知識の普及啓発事業とはいえないと考える。自主防災隊（団）の構成員が防災に関する知識を得ることと地域住民に対する防災知識の普及啓発は別のことである。他の補助金においても、研修費と広告啓発費は区別されている。

交付要綱の補助対象事業と決算書とは整合するようにさせることが望ましい。

### （3）補助対象経費（岐阜市自主防災組織連絡協議会）

#### 【事実関係】

岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金は、次のように定められているが、補助対象経費の定めはない。

交付対象事業	交付対象事業の内容	補助限度額
岐阜市自主防災組織連絡協議会活動事業	（1）自主防災組織の育成強化に関すること。 （2）防災対策に関する調査研究に関すること。 （3）防災意識の普及高揚に関すること。 （4）前3号に掲げるもののほか、岐阜市自主防災組織連絡協議会の活動のため市長が必要と認める事業	814,000円

同協議会の決算書の支出の部では、次のようになっていた。開催経費というのは、会場費、講師料、資料代、お茶代等があると思われるが、内訳が不明である。

項	目	支出済額	備考
事業費	指導育成費	1,128,849 円	理事会、常設委員会、総会、各種研修会の開催経費
会議費	会議費	71,948 円	
事務費	消耗品費	251,276 円	
	通信運搬費	40,263 円	

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

**【指摘 都市防災政策課】**

交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。

**【指摘 都市防災政策課】**

支出の明細内訳を提出させ、補助対象経費とするかどうかの審査をした上で、交付すべきである。

**（4）事業評価**

**【事実関係】**

市は、各自主防災隊（団）に対する補助金と岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金を一つの事業評価シートにまとめており、評価指標として、アウトプット評価「補助金交付件数」、アウトカム評価「地域防災訓練参加者」を用いている。

**【指摘 都市防災政策課】**

各自主防災隊（団）と岐阜市自主防災組織連絡協議会とは、補助対象事業が異なるのであるから、別々に事業評価シートを作成すべきである。

**【意見 都市防災政策課】**

アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数（＝自主防災隊の数）を指標にするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい。

**（5）補助の見直し**

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。

各自主防災隊（団）に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×（当該自治会連合会地区の世帯数／市の総世帯数）により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業につい

ては、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。

各自主防災隊（団）は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。

岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。

**【指摘 都市防災政策課】**

事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊（団）及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書を提出させ、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

市によれば、自主防災組織は住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織であり、地域に応じた取り組みと自主的な活動を重んじて、団体育成補助金として交付している。補助対象事業は、地域によってどこに力を入れたいかは異なるため、それぞれの事業に上限額等の具体的な設定を行うことで地域の自主性を損なう可能性があるとのことである。しかし、その考えでは、もはや補助金として維持することが困難である。そもそも構成員が不明確であるし、実績報告書を見る限り、どの自主防災隊（団）の事業内容もそれほど大きな差異はないものと見受けられた。公金を支出する以上、どのような事業を補助するのかを市において定めなければならないし、予算上も、他の補助金との関係からも、上限の設定は必要である。その中で、各団体が、補助対象事業を実際にどのように行うのかを考え、交付申請をするのであるから、自主性を損なうことにはならない。

**46. 地域体育振興事業補助金**

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課
説明区分	団体育成補助金
交付先	各地域体育振興会（50 地区）
対象事業	地域運動会等の開催
根拠規定	岐阜市体育振興補助金交付要綱
交付目的	市民の体育振興を図る（要綱の文言）

開始年度	昭和 40 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,869,000	1,869,000	1,884,000	1,875,000	1,875,000
	決算	1,724,000	1,802,000	1,768,000	1,762,000	1,657,000

< 監査の結果 >

(1) 補助の見直し

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は昭和 40 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の額は、「自治会連合会毎に均等割＋世帯割」で算出される額によって決められている。補助金の額の算定根拠である均等割及び世帯割も変動しておらず、前年踏襲である。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

**【指摘 市民スポーツ課】**

事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を均等割及び世帯数によって機械的に算定するのではなく、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、各地域体育振興会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

(2) 交付目的と事業評価

**【事実関係】**

交付要綱には、本補助金の目的は、「市民の体育振興を図る」（第 7 条）と記載されているが、事業評価シートには、成果指標（アウトプット評価）として「補助対象の地域の数」が用いられており、交付目的との関連性は不明である。

**【意見 市民スポーツ課】**

交付目的に即した成果指標によって事業評価をすることが望ましい。

本補助金の目的が「市民のスポーツ振興を図る」であるとするれば、その評価指標は、実際に地域運動会等に参加した人数等（住民に対する参加率）を用いることが考えられる。

#### 47. 交通安全活動推進団体補助金

<概要>

所管	市民生活部 防犯・交通安全課
説明区分	団体事業補助金
根拠規定	交通安全活動推進団体補助金交付要綱
交付目的	交通安全の推進（要綱の文言）

交付先	岐阜中地区交通安全協会 ※構成員は、入会を希望した市民である。 ※自治会連合会と類似の地域に応じて 20 の支部がある。 ※事務局は、岐阜中警察署にある。					
対象事業	各支部への補助金の交付					
開始年度	昭和 52 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	3,587,616	3,590,064	3,601,361	3,616,080	3,622,128
	決算	3,587,616	3,590,064	3,601,361	3,616,080	3,622,128

交付先	岐阜南地区交通安全協会 ※構成員は、入会を希望した市民である。 ※自治会連合会と類似の地域に応じて 11 の支部がある。 ※事務局は、岐阜南警察署にある。					
対象事業	各支部への補助金の交付					
開始年度	昭和 52 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,576,856	2,606,760	2,635,303	2,668,584	2,698,488
	決算	2,576,856	2,606,760	2,635,303	2,668,584	2,698,488

交付先	岐阜北地区交通安全協会 ※構成員は、入会を希望した市民である。 ※自治会連合会と類似の地域に応じて 21 の支部がある。 ※事務局は、岐阜北警察署にある。					
-----	--	--	--	--	--	--

対象事業	各支部への補助金の交付					
開始年度	昭和 52 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	4,296,312	4,313,064	4,327,848	4,351,848	4,371,624
	決算	4,296,312	4,313,064	4,327,848	4,351,848	4,371,624

交付先	岐阜羽島地区交通安全協会柳津町支部 ※構成員は、入会を希望した市民である。 ※事務局は、岐阜羽島警察署にある。					
対象事業	街頭指導等					
開始年度	昭和 52 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	279,576	283,368	288,264	293,064	296,664
	決算	279,576	283,368	288,264	293,064	296,664

交付先	岐阜市交通安全女性連絡協議会 ※構成員は、各自治会連合会が推薦し、市が委嘱した「交通安全女性」である。 ※各自治会連合会と同じ 50 の地区に分かれている。 ※事務局は、防犯・交通安全課にある。					
対象事業	街頭啓発、調査研修（東近江市社会福祉協議会、クレフィール湖東こども交通公園）等					
開始年度	昭和 43 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	706,900	706,900	700,300	707,200	707,200
	決算	701,800	700,300	699,100	697,600	697,600

< 監査の結果 >

(1) 補助対象団体

【事実関係】

交付要綱において、交付目的を「交通安全の推進」とし、「交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体の運営を助成する」のが本補助金であるとし、補助対象団体として、岐阜中地区交通安全協会、岐阜南地区交通安全協会、岐阜北地区交通安全

協会、岐阜羽島地区交通安全協会柳津町支部、岐阜市交通安全女性連絡協議会の5団体にあらかじめ限定している。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

交通安全意識の高揚及び啓発を主たる目的とする団体は、上記5団体に限られない。あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。

**（2）補助対象事業及び補助対象経費**

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体事業補助金と位置付けているが、交付要綱には、補助対象事業が定められていない。

補助対象経費も設定されておらず、補助金の額は、次のように定められている。

岐阜中地区交通安全協会、岐阜南地区交通安全協会、岐阜北地区交通安全協会	[45,000円×支部数]+[48円×世帯数]
岐阜羽島地区交通安全協会柳津町支部	45,000円+[48円×世帯数]
岐阜市交通安全女性連絡協議会	[7,000円×地区数]+[300円×交通安全女性の定数（岐阜市交通安全女性設置基準第3条に規定）（但し、定数を満たさない地区がある場合は1人の欠員につき300円を減ずる）]

交通安全協会に対する補助金は、以前は、各地区交通安全協会の各支部に対して、本補助金を交付していたが、令和元年度から、各地区交通安全協会に交付するようになり、各地区交通安全協会は、各支部に対し、均等割額45,000円に世帯割額（48円×世帯数）を交付している。形式的な補助対象事業は、各地区交通安全協会の各支部に対する補助金の交付事業、実質的な補助対象事業は、各支部の事業である。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

交通安全協会に対する補助金について、交付要綱において、各支部の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである。

**【事実関係】**

岐阜市交通安全女性連絡協議会の支出は次の内容である。

項目		予算	決算	備考
事務費	消耗品費	65,000	48,384	啓発物品等
	印刷製本費	10,000	0	
	通信運搬費	40,000	29,822	切手代
	食糧費	72,200	91,428	飲物代等
事業費	講習会費	5,000	0	
	使用料及び賃借料	180,000	102,863	調査研修バス代等
	地区活動費	507,200	490,856	各地区活動費
	保険料	21,200	100,000	傷害・賠償責任保険
合計		900,600	863,353	

**【指摘 防犯・交通安全課】**

「食糧費 91,428 円（飲物代）」について、昼食に関しては本人から費用を徴収しているため補助金は使用されていないとのことであるが、補助対象経費が具体的に定められておらず、決算でも区別されていない以上、すべて補助対象経費になっていると受け取られてしまう。

岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金について、交付要綱において、各地区の行う事業も含め、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。

**(2) 実績報告**

**【事実関係】**

交通安全協会に対する補助金については、令和元年度からは、各支部の事業内容及び収支決算は、各地区交通安全協会が行うのみで、市は行っていない。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

交通安全協会に対する補助金について、実質的には市が補助金の審査をしていないといわざるを得ない。各支部の実績報告書（事業報告書及び収支決算書）を提出させて、確認すべきである。

**【事実関係】**

岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金については、市が事務局をしていることから、個別の支出の内容や、各地区の行う事業内容及び収支決算の把握はしているようだが、実績報告書上は、それが明らかにされていない。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金について、個別の支出の内訳、各地区の行う事業内容及び収支決算の分かる資料を実績報告書に添付させるべきである。

**(3) 補助の見直し（交通安全協会に対する補助金）**

**【事実関係】**

交通安全協会に対する補助金は、昭和 52 年度から開始しており、長期にわたっている。

市は、交通安全協会に対する補助金を団体事業補助金と位置付けているにもかかわらず、補助対象事業も定めず、実質的な補助金交付先である各支部の事業報告書の確認もしていない。

補助金の額も、補助対象事業に要する経費に基づくのではなく、固定額と世帯数に応じた額で一定の金額を機械的に交付している。固定額や世帯数に乗じる額を変更したことはあるようであるが、少なくとも直近5年間は変動がない。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

上記のとおり、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定し、補助率、補助金の上限も設けた上で、固定額や世帯数によるのではなく、各支部からの予算書及び事業計画書に基づき、交通安全協会としての活動及び各支部としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要性和効果が認められる額を積算して算定すべきである。

市によれば、交通安全協会による交通安全推進活動は、その規模、回数、人員が、当該地区の人口の多寡により変動するため、世帯数により算定するのが妥当であるとのことであるが、世帯数により活動の内容（労力）が変わることはあり得るとしても、活動に要する経費が当然に変わるわけではない。活動する人に対する報償金ではなく、団体に対する補助金等の制度としては、固定額や人数によることが適切とはいえない。このことは、第6の地域関係における他の補助金等と共通するところである。

**（4）補助の見直し（岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金）**

**【事実関係】**

岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金は、昭和43年度から開始しており、長期にわたっている。

市は、岐阜市交通安全女性連絡協議会に対する補助金を団体事業補助金と位置付けているにもかかわらず、補助対象事業も定めず、補助金の額も、補助対象事業に要する経費に基づくのではなく、固定額と人数に応じた額で一定の金額を機械的に交付している。固定額や人数に乗じる額を変更したことはあるようであるが、少なくとも直近5年間は変動がない。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

上記のとおり、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定し、補助率、補助金の上限も設けた上で、固定額や人数によるのではなく、予算書及び事業計画書に基づき、岐阜市交通安全女性連絡協議会としての活動及び各地区としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要性和効果が認められる額を積算して算定すべきである。

市によれば、岐阜市交通安全女性連絡協議会による交通安全推進活動は、その規模、回数、人員が、当該地区の人口の多寡により変動するため、世帯数により算定するのが妥当であるとのことであるが、世帯数により活動の内容（労力）が変わることはあり得るとしても、活動に要する経費が当然に変わるわけではない。活動する人に対する報償金ではなく、団体に対する補助金等の制度としては、固定額や人数によることが適切とはいえない。このことは、第6の地域関係における他の補助金等と共通するところである。

## 48. 消防関係補助金

<概要>

所管	消防本部 予防課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市消防関係補助金交付要綱
交付目的	消防体制の確立及びその強化（要綱の文言）

交付先	各女性防火クラブ（50 地区） ※構成員は、入会を希望した女性である。					
対象事業	「女性防火だより」の配布、防災訓練の参加、出初式の参加等					
開始年度	昭和 53 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000
	決算	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000	1,650,000

交付先	各少年消防クラブ（49 地区） ※構成員は、入会を希望した児童である。					
対象事業	防火パレードの参加、出初式の参加等					
開始年度	昭和 53 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	576,000	588,000	588,000	588,000	588,000
	決算	576,000	588,000	588,000	588,000	588,000

交付先	岐阜市女性防火クラブ運営協議会 ※構成員は、各女性防火クラブである。					
対象事業	各クラブの指導員に対する講習会の開催、「女性防火だより」の発行等					
開始年度	昭和 51 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	376,000	376,000	376,000	376,000	376,000
	決算	376,000	376,000	376,000	376,000	376,000

交付先	岐阜市少年消防クラブ運営協議会 ※構成員は、各少年消防クラブである。					
対象事業	各クラブ員用クリアファイルの配布、火災予防に関するポスターの募集・表彰等					
開始年度	昭和 56 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	177,000	177,000	177,000	177,000	177,000
	決算	177,000	177,000	177,000	177,000	177,000

< 監査の結果 >

(1) 補助対象団体

【事実関係】

交付要綱において、交付目的を「消防体制の確立及びその強化」とし、補助対象団体として、各自治会連合会 50 地区に設置されている女性防火クラブと少年防火クラブ、各女性防火クラブにより構成される岐阜市女性防火クラブ運営協議会、各少年防火クラブにより構成される岐阜市少年防火クラブ運営協議会の 4 団体にあらかじめ限定している。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 予防課】

交付目的と補助対象団体を限定することのつながりが不明確である。

あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。

(2) 補助対象事業

【事実関係】

交付要綱では、「補助の対象となる事業は、前項各号に掲げる団体が、年間を通して行う事業全般」としかされておらず、具体的な補助対象事業は設定されていない。

各団体の事業内容からみても、「消防体制の確立及びその強化」という交付目的達成のために、具体的にどのような事業を補助しようとしているのかが不明確である。

**【指摘 予防課】**

交付要綱で具体的な補助対象事業を設定すべきである。

(3) 補助対象経費及び補助金の額

**【事実関係】**

交付要綱では、補助金の交付限度額を次のように定めているだけで、具体的な補助対象経費は設定されていない。

各女性防火クラブ	33,000 円
各少年防火クラブ	12,000 円
岐阜市女性防火クラブ運営協議会	226,000 円に1クラブにつき3,000 円を加算した額
岐阜市少年防火クラブ運営協議会	103,500 円に1クラブにつき1,500 円を加算した額

**【指摘 予防課】**

交付要綱で具体的な補助対象経費を設定すべきである。

(4) 実績報告

**【事実関係】**

各女性防火クラブ及び各少年防火クラブから提出されている実績報告書（決算書）では、各費目における支出の内訳（何に使ったのか）は不明である。例えば、岩野田女性防火クラブ、徹明少年防火クラブの決算書は、次のようになっていた。

(岩野田女性防火クラブ)

項	目	予算額	歳出済額	備考
事業費	事業費	23,000	23,000	指導員講習会、出初式
	会議費	5,000	3,930	会議費
事務費	事務費	5,000	6,070	郵送代、コピー代
合計		33,000	33,000	

(徹明少年防火クラブ)

項	目	予算額	歳出済額	備考
事業費	事業費	24,991	28,092	消防団活動協力費、出初式、火災予防啓発活動費
	会議費	10,000	0	
事務費	事務費	1,000	1,241	事務用品購入費
合計		35,991	29,333	※

※補助金 12,000 円で不足する分は、徹明自治会連合会からの負担金 20,000 円と前年度繰越金 3,991 円で補填する予算であり、決算後の余剰金 6,658 円は次年度繰越金とされている。

なお、平成 23 年度包括外部監査の指摘意見を受け、領収書等の証憑により支出の事実の確認はしているとのことであった。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

**【指摘 予防課】**

具体的な補助対象事業及び補助対象経費を設定した上で、実績報告において、個別の支出の内訳を決算書に記載ないし添付させ、補助対象事業及び補助対象経費の該当性及びその適否の判断をすべきである。

(5) 余剰金の返還

**【事実関係】**

岐阜市女性防火クラブ運営協議会の支出は次のとおりである。

項	目	予算額	支出済額	備考
事業費	表彰費	5,000	7,700	運営協議会表彰
	啓発宣伝費	78,000	98,495	防火・住警器啓発用品
	育成指導費	155,000	177,470	指導員講習会、女性防火だより
	研修費	200,000	73,185	県女性防火クラブ指導者研修会
会議費	会議費	25,000	22,560	役員会・評議員会・支部会議
負担金	負担金	5,000	4,120	県女性防火クラブ運営協議会費
事務費	消耗品費	5,000	10,507	事務用品等
	通信運搬費	30,000	26,430	会議開催通知郵送代
	印刷製本費	5,000	28,292	封筒代
予備費	予備費	1,328	0	
合計		509,328	448,759	

収入は、予算額 509,328 円、決算額 448,759 円であり、余剰金 60,570 円が発生したが、繰越金としている。研修費が予算よりも大幅に少なくなったが、印刷製本費が予算の 5 倍以上になる等、費目間流用により、上記の支出額となっている。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるかとされている。

**【指摘 予防課】**

余剰金は返還させるべきである。

## (6) 補助の見直し

### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、昭和 51 年度、53 年度、56 年度の開始と、いずれも長期にわたっている。

市は、交付要綱の交付限度額をそのまま補助金の額として交付しており、少なくとも直近 5 年間は同一の金額である。交付限度額に算定根拠はなく、前年踏襲である。

いずれの団体も、構成員から会費を徴収していない。

各女性防火クラブや各少年防火クラブは、ほとんど市からの補助金収入のみで経費を賄っている（自治会連合会からの負担金で補填をしているが、自治会連合会にも市からの補助金が出ている。）。

### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

### 【指摘 予防課】

各女性防火クラブ及び各少年防火クラブは、そもそも自主運営することのない団体であり、市の支出は、補助金という性質に合致していない。

運営費は会費で賄い、事業費を補助する事業補助に切り替えるか、自治会連合会と統合して一部門とするか、負担金とするか、見直すべきである。

### 【指摘 予防課】

岐阜市女性防火クラブ運営協議会及び岐阜市少年防火クラブ運営協議会は、岐阜市防火協会からの助成金等助成金収入があるものの、構成員である各女性防火クラブ及び各少年防火クラブが上記のような状態であるので、助成金以外に自己財源を得る見込みはない。

事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額をクラブ数によって機械的に算定するのではなく、交付目的と補助の必要性を吟味し、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、各々の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

## 49. 消防団維持運営費負担金

### <概要>

所管	消防本部 消防総務課
説明区分	諸負担金

交付先	岐阜市中消防団、岐阜市南消防団、岐阜市北消防団 ※市町村は、その消防事務を処理するため、消防団を設けなければならない（消防組織法第9条第3号）、その設置、名称及び区域は条例で定めることとされている（同法第18条第1項）。市は、「岐阜市消防団の設置等に関する条例」により、上記の消防団の設置をしている。 ※消防団の組織は、市町村の規則で定めるとされており（同法第18条第2項）、市は、「岐阜市消防団の組織等に関する規則」により、各消防団に本部及び分団を設置している。					
対象事業	消防団の活動					
根拠規定	なし ※消防組織法第8条は、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないとしているが、これは、市町村消防の原則を経費負担の面から規定したものである。					
交付目的	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する（消防組織法第1条）					
開始年度	平成6年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	6,990,600	6,990,600	6,990,600	6,990,600	6,990,600
	決算	6,914,100	6,894,600	6,903,600	6,878,100	6,866,100

<監査の結果>

(1) 負担金の算定

【事実関係】

市が消防団に負担金を支出することを定めた根拠規定はない。市は、「団維持運営費算定基準」という資料に負担金の額の算定方法を記している。その内容は次のとおりである。

費目	1団当たりの金額の算定方法	
事業費	研修費	250円×実団員数×1回
	事務費	125,000円
	訓練費	125,000円＋(250円×実団員数×1回)
	啓発宣伝費	250円×実団員数×4回
	会議費	250円×実団員数×12回
事務費	消防協会費	各団の岐阜市消防協会費
	印刷製本費	2,500円×団本部と分団の数の合計
	消耗品費	25,000円

この算定方法は、他の負担金のように、支出先の予算書に基づいて、要する経費を積算したものではなく、固定した金額あるいは固定した額に実団員数を乗じた額によるものである。

啓発宣伝費も含め、実団員一人当たり 250 円として算定している根拠はない。ヒアリングによれば、お茶代も含んでいるとのことである。

平成 23 年度の包括外部監査においても、人員数に応じて発生するような費用項目でないのであれば、現在の算定根拠に代わり、より適切な算定根拠を導入するよう検討することが望まれるとの意見がなされていた。しかし、結局、啓発宣伝費のように人員数に応じて発生するような費用項目でないものについて、人員数で算定しており、措置済みとはいえない。

各団の決算書は、その内訳はほぼ書かれていなかったが、実際に支出した経費が計上されている。例えば、中消防団の決算書の内容は次のとおりである。啓発宣伝費が 0 円である等算定額よりも低い支出である費目が複数あるが、その分、事務費が算定額の 3 倍以上の支出である等、費目間流用により、算定額と決算額が一致する結果となっていた。

費目		算定額	決算額	備考
事業費	研修費	78,750	40,590	団長研修費 消防学校入校費
	事務費	125,000	381,937	事務用品費等
	訓練費	203,750	365,118	特別点検等
	啓発宣伝費	315,000	0	火災予防広報活動費
	会議費	78,000	34,584	お茶代等
	消防協会費	1,207,100	1,207,100	岐阜市消防協会費
事務費	印刷製本費	40,000	18,700	
	消耗品費	25,000	24,574	
合計		2,072,600	2,072,603	

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、個々事業毎に判断されるべき「必要性」や「効果（受益）」の適否の判断がないがしろにならないよう、予算編成の際等に十分に検討を加えて、常に適切な見直しを図っていくべきであり、漠然と一定の負担金を義務的経費のごとく支出し続けることは適切な公金の支出とはいえないとされている。

#### 【指摘 消防総務課】

啓発宣伝費を人員数で算定するのが適切ではない。お茶代だけでなく啓発チラシや啓発粗品等の購入費も含まれるとのことであったが、上記のとおり、啓発宣伝費の支出は 0 円である。また、「消防団」の団員というのは、「本部及び分団」の団員の合計であるから、「消防団」と「本部及び分団」の両方において人員数で算定することは重複ではないかとも思える。研修費、会議費、訓練費も、人員数で算定することが適切であるとは思えない。なお、消防団員には、岐阜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等に従い、報酬又は費用弁償が支給される。

現状の算定方法では、まさに漠然と一定の額を支出し続け、それありきで各消防団が経費を支出しており、しかも、費目間流用をすることにより、全体ですべてを使い切るという実態となっている。

負担金の額は、各消防団から提出される予算書に基づいて、各「消防団」としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要性和効果が認められる額を積算して算定すべきである。

**【意見 消防総務課】**

「消防団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。

**【指摘 消防総務課】**

適切な公金の支出といえるためには、原則として、費目間流用は認めるべきではない。上記の決算書を見る限り、余剰金を事務費等に支出して全てを使い切ろうとしていると受け取らざるを得ない。

費目毎に支出の適否を判断し、余剰金があれば、費目間流用ではなく、返還させるべきである。

## 50. 消防団分団維持運営費負担金

<概要>

所管	消防本部 消防総務課					
説明区分	諸負担金					
交付先	各消防団の本部及び分団					
対象事業	本部及び分団の活動					
根拠規定	なし ※消防組織法第8条は、市町村の消防に要する費用は当該市町村がこれを負担しなければならないとしているが、これは、市町村消防の原則を経費負担の面から規定したものである。市が各消防団の本部及び分団に負担金を支出することを定めた根拠規定はない。					
交付目的	国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する（消防組織法第1条）					
開始年度	平成6年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	13,227,000	9,951,000	9,951,000	9,951,000	9,944,000
	決算	12,982,000	9,651,000	9,681,000	9,586,000	9,539,000

<監査の結果>

(1) 負担金の額

【事実関係】

市が本部及び分団に負担金を支出することを定めた根拠規定はなく、負担金の額を算定する根拠となる規定もない。市は、「分団維持運営費算定基準」という資料を作成しており、負担金の額の算定方法を記している。その内容は次のとおりである。

費目		1分団当たりの金額の算定方法
事業費	研修費	250円×実団員数×6回
	事務費	70,000円
	啓発宣伝費	火災予防運動 250円×実団員数×5回 年末夜警 250円×実団員数×(6日+3回)
	管理費	21,000円+器具庫のある分団は7,000円×器具庫数

この算定方法は、他の負担金のように、支出先の予算書に基づいて、要する経費を積算したものではなく、固定した金額あるいは固定した額に実団員数を乗じた額によるものである。

啓発宣伝費も含め、実団員一人当たり250円として算定しているが、その実情は、上記の「消防団」と同様である。

各団の決算書は、その内訳はほぼ書かれていなかったが、実際に支出した経費が計上されている。例えば、中消防団金華分団の決算書の内容は次のとおりである。研修費が0円、事務費が0円である等算定額よりも低い支出である費目が複数あるが、その分、啓発宣伝費が算定額の2倍以上の支出である等、費目間流用により、算定額と決算額が一致する結果となっていた。

費目		算定額	決算額	備考
事業費	研修費	30,000	0	各種研修会費用
	事務費	70,000	0	事務用品購入費用
	啓発宣伝費	70,000	187,715	火災予防広報活動費
管理費	消耗品費	21,000	5,281	
予備費	予備費	1,000	0	
合計		192,000	192,996	

【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、個々事業毎に判断されるべき「必要性」や「効果(受益)」の適否の判断がないがしろにならないよう、予算編成の際等に十分に検討を加えて、常に適切な見直しを図っていくべきであり、漠然と一定の負担金を義務的経費のごとく支出し続けることは適切な公金の支出とはいえないとされている。

【指摘 消防総務課】

上記の「消防団」と同様の状態である。

負担金の額は、各々の「本部及び分団」から提出される予算書に基づいて各「本部及び分団」としての活動が要する経費を把握し、その経費毎に必要性和効果が認められる額を積算して算定すべきである。

【意見 消防総務課】

「本部及び分団」に負担金を支出する根拠となり、かつ、負担金を支出する費目や上限等を定めた規定又は消防団との協約を定めることが望ましい。

【指摘 消防総務課】

上記の「消防団」と同様の状態である。

費目毎に支出の適否を判断し、余剰金があれば、費目間流用ではなく、返還させるべきである。

## 51. 地域力創生事業補助金

### <概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	各まちづくり協議会（令和元年度は 43 地区）					
対象事業	夏まつり等の各種イベントの開催、広報誌の発行等					
根拠規定	岐阜市地域力創生事業実施要綱 ※岐阜市住民自治基本条例第7条第7項に規定される「まちづくり協議会」の認定と「まちづくり協議会」への支援（同条例第15条第3項）に関する要綱					
交付目的	「まちづくり協議会」への支援（本補助金の交付）の目的は明確に定められていないが、「まちづくり協議会」を設置する目的は、地域住民が主体となり地域のまちづくりを展開することである（同条例第7条第7項）。					
開始年度	平成20年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	8,543,000	10,343,000	11,840,000	12,740,000	13,040,000
	決算	8,460,322	9,800,000	10,722,706	11,341,000	12,415,000

### <監査の結果>

#### (1) 補助対象経費

##### 【事実関係】

実施要綱では、補助対象経費は、「総会等に要する経費」、「情報発信に要する経費」、「協約によって定められた事業に要する経費」、「運営に要する経費で市長が必要と認めたもの」とされているだけ（なお、単なる飲食を目的として経費は除外されている）

で、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用が設定されていない。

また、実績報告書に添付されている決算書では、「事業費」とされているだけで、その費用の内訳が明記されていないものがあつた。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って「公正かつ効率的に」行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

#### 【指摘 市民活動交流センター】

実施要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。

なお、単なる飲食費以外は使ってよいという定めは具体的な設定とはいえない。たとえ、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるために地域の状況に合わせて経費の内容が異なるとしても、公金を支出する補助金の交付手続としては、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。

#### 【意見 市民活動交流センター】

「事業費」とあるだけでは何に使ったのかが全く分からない。職員が領収書等を見ているようであるが、実績報告書という極めて重要な書類において内訳が分からなければ、市が真に内訳を確認し審査したのかが分からない。

個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。

## （2）補助金の額

#### 【事実関係】

実施要綱では、補助対象経費の3分の2以内の額とし、まちづくり協議会を設立した年度は10万円、翌年度以降は30万円を上限とされている。なお、地域まちづくり

ビジョンを策定し、その内容を定めた協約を締結したまちづくり協議会は補助対象経費の5分の4以内の額で、50万円を上限とされている。

市は、交付決定の際に、予算書から補助対象経費を取り上げ、その3分の2の額が30万円を超えるということで、30万円を交付決定しているのがほとんどである。

まちづくり協議会には、本補助金の他、自治会連合会からの負担金、バザー売上、協賛金等の収入、繰越金があるが、補助金の額の算定の際に、これらの収入や繰越金は考慮されていない。例えば、岩まちづくり協議会の予算書では、本補助金300,000円以外の収入として、自治会連合会負担金500,000円、雑収入3円があり、繰越金9,949円があるところ、これを考慮することなく、支出合計809,952円のうち補助対象経費800,000円の3分の2である533,333円が300,000円を超えるとして、補助金300,000円の交付決定をしていた。実績報告後、決算書では、収入が繰越金9,949円、自治会連合会負担金500,000円、雑収入2円、本補助金300,000円の合計809,951円、支出が合計684,872円、余剰金が125,079円であったところ、支出合計684,872円の3分の2である456,581円が300,000円を超えるとして、300,000円で確定していた。

**【意見 市民活動交流センター】**

補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮することなく補助金の額を定めるのでは、市から定額（補助対象経費の3分の2を上限度以上にすればそうなる）の金銭の交付を受けられることを前提にして、それで不足する分を自己資金で補うという形になってしまい、自己資金では不足するので補助を受けるという補助金の本来の在り方ではない。本補助金は、実態としても、そうになっている。

補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けることが望ましい。それがどうしても無理だというのであれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならないことは言うまでもない。

**(3) 事業評価**

**【事実関係】**

事業評価シートでは、アウトプット評価（資源投入により算出した活動）を「まちづくりのためのワークショップ実施数」を指標とし、アウトカム評価（アウトプットによりもたらされた成果）を「まちづくり協議会の数」を指標としている。

**【意見 市民活動交流センター】**

これはまちづくり協議会の設立支援の評価であり、本補助金の評価になっていない。本補助金の交付目的と補助対象事業に即して適切に評価することが望ましい。

## 52. 岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金

### <概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市青少年育成市民会議 ※各自治会連合会区域に各青少年育成市民会議があり、各ブロックに各ブロック青少年育成市民会議がある。 ※岐阜市青少年育成市民会議は、会長会、専門部会、推進員会、運営委員会、総会からなる。会長会は、各青少年育成市民会議の会長からなる。専門部会は、各青少年育成市民会議の専門部会長からなる。推進員会は、青少年推進員からなる。運営委員会は、各会の代表、青少年育成推進指導員、自治会、PTAの代表等からなる。 ※事務局は、社会・青少年教育課にある。					
対象事業	岐阜市青少年育成市民会議の事業としては、少年の主張大会、「青少年育成活動の手引き」作成、各青少年育成市民会議・各ブロック青少年育成市民会議への再委託等である。 各青少年育成市民会議は、街頭啓発等の事業を行っている。					
根拠規定	岐阜市青少年育成市民会議運営費補助金交付要綱					
交付目的	青少年の健全育成及び非行防止（要綱の文言）					
開始年度	平成 11 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	決算	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

### <監査の結果>

#### (1) 補助の見直し

##### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、平成 11 年度の開始から、長期間経過している。

交付要綱では、補助金の額は、予算の範囲内とあるのみである。少なくとも直近 5 年間は金額が変動しておらず、金額の算定根拠は明らかでない。

本団体は、各青少年育成市民会議から会費 1,250,000 円 (25,000 円×50 地域)、各ブロック青少年育成市民会議から街頭啓発物品費 100,000 円 (20,000 円×5 ブロック) の収入がある。

本団体は、令和元年度、市から、①各青少年育成事業、②ブロック活動事業、③学校と地域の夢づくり・ふれあい事業、④50周年記念事業、⑤岐阜市青年の主張大会の委託を受け（委託料合計 17,224,000 円）、①～④については、再委託をして、①各青少年育成事業 9,750,000 円、②ブロック活動事業 2,230,000 円、③学校と地域の夢づくり・ふれあい事業 4,000,000 円、④50周年記念事業 1,500,000 円の合計 17,480,000 円を支出している。

「岐阜市青少年育成市民会議の運営に要する経費」（報償費、需用費、役務費、負担金、使用料及び賃借料、市長が必要と認める経費）が補助対象経費とされているところ、市は、運営費の 200,000 円だけでなく、事業費のうち、少年の主張大会等にかかる需用費 903,000 円、賃借料 49,000 円を補助対象経費としている。

運営費のうち 180,000 円は県民会議の会費であり、残りは、需用費 10,000 円（門札代等）、役務費 10,000 円（振込手数料等）となっている。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

【指摘 社会・青少年教育課】

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第 232 条の 2 の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第 1 部の 9 で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第 3 条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要がある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費も抽象的に把握されるし、当該経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。これらを【規範】として、第 1 部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に書いてないからということで単純に判断するものではない。

### 53. 民生委員候補者推薦準備会補助金

<概要>

所管	福祉部 福祉政策課					
説明区分	諸補助金					
交付先	各民生委員候補者推薦準備会（50 地区）					
対象事業	各自治会連合会における民生委員・児童委員の適格者を岐阜市民生委員推薦会に上申する					
根拠規定	岐阜市民生委員候補者推薦準備会要綱					
交付目的	推薦会が候補者の推薦を円滑に行うとともに、地域の実情に即した適格者を得る（要綱の文言）					
開始年度	昭和 55 年度					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	150,000	900,000	150,000	150,000	900,000
	決算	42,000	720,000	135,000	15,000	719,536

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

【事実関係】

要綱では、推薦準備会に対し、「その活動に要する費用を 15,000 円の範囲で助成する」としか定められておらず、補助対象経費は定められていない。

各推薦準備会の実績報告書をもても、会議費、報償費、事務通信費等様々な費目化計上されているが、その内容は明らかでない。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 福祉政策課】

要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである。

#### 54. 岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金

<概要>

所管	福祉部 福祉政策課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市民生委員・児童委員協議会 ※各自治会連合会区域に各地区民生委員・児童委員協議会があり、各地区民生委員・児童委員協議会は 5 ブロックに分けられている。 ※岐阜市民生委員・児童委員協議会は、規約がなく、はっきりしないが民生委員・児童委員か、各地区民生委員・児童委員協議会のいずれかである。					
対象事業	各地区民生委員・児童委員協議会及び各ブロックへ補助金の交付、岐阜県の大会の参加、市の大会の開催、研修会への参加等					
根拠規定	岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金交付要綱					
交付目的	各地区民生委員・児童委員協議会の連携並びに民生委員・児童委員の活動の充実及び連携に関する事業を支援する（要綱の文言）					
開始年度	平成 4 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	21,295,000	21,295,000	21,585,000	21,585,000	21,585,000
	決算	21,295,000	21,295,000	21,585,000	21,585,000	21,585,000

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

【事実関係】

令和元年度の岐阜市民生委員・児童委員協議会の予算・決算は次のとおりである。

(収入の部)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	備考
会費	1,788,000	1,788,000	2,000円×894人
本補助金	21,585,000	21,585,000	
市社協補助金	95,000	85,000	岐阜市社会福祉協議会
県民児協補助金	150,000	150,000	3,000円×50地区
繰越金	1,455,044	1,455,044	
雑収入	956	39	
合計	25,074,000	25,063,083	

(支出の部)

(単位：円)

科目	予算現額	決算額	差引額	備考
会議費	309,000	217,686	-91,314	
研修活動費	<u>9,034,000</u>	<u>8,694,430</u>	<u>-384,570</u>	全民児連及び県民児協会費等 6,348,000円 市の民生委員・児童委員大会 854,000円 県の民生委員・児童委員大会 835,000円 研修委託費 658,000円 主任児童委員活動費 186,000円 P R活動等 153,000円
調査研究費	73,354	73,354	0	
旅費	83,000	52,640	-30,360	
補助金	13,010,000	12,972,000	-38,000	地区民児協活動補助金 10,401,000円 ブロック別活動補助金 2,609,000円
事務諸費	278,196	278,196	0	
慶弔費	200,000	159,944	-40,056	
負担金	1,962,000	1,297,300	-664,700	全国の民生委員・児童委員大会参加負担金、県単位民児協会会長研修会参加負担金等
手数料	80,000	66,476	-13,524	
予備費	44,450	0	-44,450	
合計	25,074,000	23,767,026	-1,306,974	

※下線部分は、令和元年度の収支予算・決算書を転記したが、計算が誤っていた。

交付要綱で、補助対象経費は、次に掲げる経費に相当する額となっている(第3条)。

- (1) 地区民生委員・児童委員協議会(以下、「地区民児協」という。)を指導し、及び地区民児協相互の連絡調整を図るために開催する会議等に関する経費
- (2) 民生委員・児童委員の知識の向上のために開催する大会及び研修に関する経費
- (3) 地区民児協における会議、研修その他の地域福祉活動に関する経費
- (4) 民生委員・児童委員の活動の広報に関する経費
- (5) 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者との連携並びに当該事業及び活動の支援に関する経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

市は、上記支出のうち下線部のものを補助対象経費としており、交付要綱の(1)～(5)に対応すると思われる形で、「岐阜市民生委員・児童委員協議会運営費補助金内訳」と題する資料を作成している。

以下の表にその内訳を示す。

(単位：円)

区分	内訳	金額
(1) 会議費・運営費		3,104,000
	会議費	309,000
	ブロック別活動費 @200,000円×5ブロック=1,000,000円 @1,800円×894人=1,609,200円	2,609,000 (千円未満切捨)
	主任児童委員活動費	186,000
(2) 民生委員大会・研修費		3,364,000
	民生委員大会	854,000
	研修委託費 @736円×894人=657,894円	658,000
	研修負担金 @1,550円×894人=1,385,700円	1,386,000
	全国大会参加費	420,000
	主任児童委員研修費	46,000
(3) 地区民生委員協議会活動推進費		10,401,000
	@80,000円×50民児協=4,000,000円	
	@7,160円×894人=6,401,040円	
(4) 広報活動費		153,000
(5) 関係団体連携推進費		4,563,000
	@5,104円×894人=4,562,976円	
	合計	21,585,000

## 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

## 【指摘 福祉政策課】

市は、研修負担金として、一人当たり 1,550 円で計算した額を基にした額、全国大会参加費として 420,000 円、主任児童委員研修費として 46,000 円を補助対象経費としているが、何の費用なのか明らかでないし、協議会の予算書には、そのような経費はない。協議会の予算書には、負担金として、複数の研修会や大会の参加負担金が計上されているが、何の費用なのか明らかでない。

市は、関係団体連携推進費として、一人当たり 5,104 円で計算した額を基にした額（4,563,000 円）を補助対象経費としているが、何の費用なのか明らかでないし、協議会の予算書には、そのような経費はない。

市は、協議会の予算書の「ブロック別活動費補助金」を「会議費・運営費」として、交付要綱の第 3 条（1）に該当すると扱っているようであるが、該当しないと思われる。

主任児童委員活動費、広報活動費も、何の費用なのか明らかでない。

協議会の予算書自体、何の費用なのか明らかでないし、市は、協議会の予算書とは離れて補助対象経費を積算している点が見受けられる上、何の費用を積算しているのか、その根拠は何なのか明らかでない。

協議会には、個別具体的な費用の内訳を明らかにした予算書を提出させるべきである。その上で、その協議会の予算書に基づいて、補助対象経費を審査し、補助金の額を算定した過程を記録に残すべきである。

## （2）補助対象事業

### 【事実関係】

補助金の額の半分以上にあたるのが、協議会の予算書でいうところの、地区民児協活動補助金 10,401,000 円とブロック別活動費補助金 2,609,000 円である。

ところが、事業計画書でも実績報告書でも、地区民児協の活動やブロック別の活動の内容は、よく分からなかったし、補助金を何に使うのか（使ったのか）は分からなかった。

### 【指摘 福祉政策課】

自ら事業を行わない協議会に補助金を交付するのは避けるべきであるし、いったん協議会に交付するとしても、補助金を使用して事業を行う地区民児協やブロックの個別の活動内容及び収支予算・決算の分かる書類を提出させるべきである。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は平成4年度から開始しており、長期にわたっている。

上記のように、補助金の額は、民生委員・児童委員の数に一定の単価を乗じた額で予算額を積算しているものの、少なくとも直近5年間において、予算額にほとんど変動がない。

民生委員・児童委員は、地域社会の福祉を増進するため、無報酬の公務員であり、要援護者の相談対応、自立支援等を行うものである。地域毎に設置された協議会（50地区）に参加している。令和元年度の市内の民生委員・児童委員は894人となっており、市内を5ブロックに分け、ブロック毎でも地域福祉の問題分析や担当世帯への援助方法検討、研修等を行っている。岐阜市民生委員・児童委員協議会は市内の協議会を総括する組織として、毎月1回定例会長会を開催し、全国民生委員大会等に参加している。本補助金は協議会のこれらの事業を支援するため交付されている。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

#### 【指摘 福祉政策課】

各地区・各ブロック協議会の連携、民生委員・児童委員の活動の充実及び連携という目的に照らし、岐阜市民生委員・児童委員協議会の行う事業に対する補助の必要性和効果の検証は、個別具体的にしなければならない。目的達成のために必要かつ有効な事業に補助金を交付するほうが、むしろその活動を的確に推進できると考える。

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 55. 自治会連絡協議会運営補助金

### <概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター
説明区分	団体育成補助金
交付先	岐阜市自治会連絡協議会 ※構成員は、自治会連合会会長である。 ※事務局は、市民活動交流センターにある。

対象事業	会議、住民自治推進大会の開催、岐阜市自治会百科事典・自治会加入促進チラシの作成、視察研修					
根拠規定	岐阜市自治会連絡協議会運営補助金交付要綱					
交付目的	住民自治組織及び市が連携し、市民との協働のまちづくりを推進する(要綱の文言)					
開始年度	平成 11 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	5,476,000	5,476,000	5,476,000	5,476,000	5,476,000
	決算	5,476,000	5,476,000	5,476,000	5,476,000	5,476,000

#### <監査の結果>

##### (1) 補助対象経費

###### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「市との連携を図るために開催する会議等に関する経費、住民自治推進のため開催する大会及び研修会に関する経費、住民自治推進のための啓発事業等に関する経費、市長が必要と認める経費」とされているだけで、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用が設定されていない。

実績報告書に添付されている収支決算書では、「研修費」として 1,136,356 円、「自治会長大会費」として 967,475 円が計上されているが、その内訳は明記されておらず、ヒアリングによれば、「研修費」は視察の交通費等、「自治会長大会費」は表彰記念品費等が含まれているとのことである。

また、実績報告書に添付されている収支決算書では、「会議費」として、「連絡協議会費」826,100 円、「理事会費」22,700 円と計上されているが、その内訳は明記されておらず、ヒアリングによれば、この「会議費」には飲み物代や昼食代が含まれているとのことである。記録上は、それらも含め「会議費」すべてが補助対象経費とされていた。

###### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って「公正かつ効率的に」行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例とし

て挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 市民活動交流センター】**

交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。

**【意見 市民活動交流センター】**

個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。

**【意見 市民活動交流センター】**

昼食代を補助対象経費にしないことが望ましい。

市によれば、会議が昼をまたぐ際に昼食が提供されており、このことは問題ないと考えているようであるが、昼食時間中は会議時間ではないし、昼食の提供は会議出席者が受益者となるだけであるから、公益上の必要性は認められない。会費が充てられていると考えているようであるが、記録上は、そうは読めなかった。

**（２）補助の見直し**

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は平成 11 年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の額は予算の範囲内としか定められていない。少なくとも直近 5 年間は、変わることなく 5,476,000 円を交付しているが、その算定根拠はない。

事業評価シートでは、活動指標を「定例会・理事会の開催数」とし、「各部署から自治会連合会への依頼事項が滞りなく実施されるために、また地域の課題や有益な情報について共有化され、各連合会の一定の方向性を纏めていくために現状維持は必要。」との総合評価がなされている。

**【規範】**

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

岐阜市における補助金のあり方について最終提言では、本補助金に対する意見として、『協議会の支出経費の必要性及び削減可能性についての検討が必要である。また、自治会関連の補助金を整理し直し、再構築する必要がある。』とされている。

【指摘 市民活動交流センター】

金額が変わっていないということは、事業内容もさほど変わっていないのではないかと推察される。市は、本団体は永続的な活動をするものである、持続的に活動していくために補助するものであると考えているが、そのような活動に補助金を交付し続けるのは、補助金の在り方として適切ではない。事業評価シートの記載からすると、市と自治会連合会との間及び各自治会連合会との間の情報共有が主たる必要性のようであるが、そのために 5,476,000 円もの多額の補助金を交付することが必要であるとは容易には受け入れ難い。

公金で補助金を交付する以上、自治会連合会会長が協議をすること、自治会連合会会長が視察に行くこと、住民自治推進大会（表彰や講演会）を開催すること、自治会百科事典を作成すること、各々の事業に対する補助の必要性と効果の検証を、個別具体的にしなければ、公金の適切な支出であることの説明がつかないのではないだろうか。

団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。交付要綱において、「住民自治組織及び市が連携し、市民との協働のまちづくりを推進する」という交付目的を達成するために必要かつ有効な補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 56. 岐阜市公民館連絡協議会補助金

<概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、教育委員会 社会教育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市公民館連絡協議会 ※構成員は、公民館の館長及び主事である。 ※事務局は、市民活動交流センターにある。					
対象事業	岐阜市公民館研修大会の開催、ブロック研修会の開催、館長主事合同研修会の開催、大会等への派遣、公民館ぎふの発行					
根拠	岐阜市公民館連絡協議会補助金交付要綱					
交付目的	公民館活動の振興及び公民館職員の資質の向上（要綱の文言）					
開始年度	不明 ※協議会の規約は昭和 27 年制定					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000
	決算	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「公民館活動の振興を目的とする研修及び大会に要する経費」、「公民館活動の振興を目的とする広報及び啓発に要する経費」、「公民館職員の資質向上を目的とする会議及び研修に要する経費」とされているだけで、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用が設定されていない。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って「公正かつ効率的に」行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

また、実績報告書に添付されている収支決算書では、「研修費」として296,392円、「研修大会費」として750,304円と計上されているが、その内訳は明記されていない。

【指摘 市民活動交流センター】

交付要綱において、補助対象経費として、例えば、「図書購入費」「印刷代」「事務用消耗品」といった個別具体的な費用を設定すべきである。

【意見 市民活動交流センター】

「研修費」や「研修大会費」とあるだけでは、何に使ったのか全く分からない。職員が内訳の分かる書類を見ているようであるが、書類監査ではそのような書類はなかったし、収支決算書上では、内訳は分からない。

個別具体的な費用の内訳が分かる決算書を提出させるか、決算書に添付させることが望ましい。

## (2) 補助の見直し

### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は少なくとも10年以上前から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の額は予算の範囲内とあるのみである。少なくとも直近5年間は金額が変動していない。金額の算定根拠は明らかでない。

交付目的は、公民館活動の振興と公民館職員の資質の向上という二つの目的がある。

ブロック研修会は、「研修」という名のとおり、公民館職員の資質の向上を目的とするものであるが、コンサートが行われているブロックがあった。研修大会費の約半分は講演会の講師謝金であるところ、令和元年度は元NHKアナウンサーによる講演であった。

### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

### 【指摘 市民活動交流センター】

団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、公民館活動の振興という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業と、公民館職員の資質の向上という目的達成のために必要かつ有効な補助対象事業を明確に区別し、それぞれについて、具体的な事業を定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 57. 岐阜治水会負担金

### <概要>

所管	基盤整備部 広域事業推進課
説明区分	加入団体負担金
交付先	岐阜治水会 ※構成員は、自治会連合会である。
対象事業	要望活動、協賛（手力の火祭・夏、川と海のクリーン大作戦）等
根拠規定	なし
交付目的	地域住民と連携して治水事業を促進する（個別調査票）
開始年度	平成5年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000
	決算	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000

< 監査の結果 >

(1) 多額の繰越金

【事実関係】

市は、岐阜治水会の構成員として、平成5年から毎年270万円を支出している。岐阜治水会の平成30年度の決算書は、次のとおりである。

収入		支出	
会費	1,396,000円	会議費	1,116,180円
本負担金	2,700,000円	事務所費	515,106円
雑収入	29円	事業振興費	1,549,812円
繰越金※	2,380,928円	記念事業積立金※	500,000円
		負担金補助金交付金	20,000円
合計	6,476,957円	合計	3,681,098円

※決算後の繰越金は2,795,859円となり、前年比で414,931円増加している。

※記念事業積立金の平成31年4月1日現在額は2,000,042円である。

上記のような決算内容であるにもかかわらず、市は、令和元年度も2,700,000円の負担金を支出している。

【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、個々事業毎に判断されるべき「必要性」や「効果（受益）」の適否の判断がないがしろにならないよう、予算編成の際等に十分に検討を加えて、常に適切な見直しを図っていくべきであり、漠然と一定の負担金を義務的経費のごとく支出し続けることは適切な公金の支出とはいえないとされている。

【指摘 広域事業推進課】

繰越金が年々増加しており、支出額の6割以上にも達している。市によれば、これでも繰越金は多額とはいえないと考えているとのことであるが、一般的に受け入れ難い考えである。また、市によれば、令和6年度の記念事業のために支出の増加が見込まれることも理由としているとのことであるが、記念事業のためには積立金をしている。270万円を支出する必要性・相当性がなされていないと言わざるを得ない。

団体の収支内容及び繰越金、積立金を考慮し、負担金額を見直すべきである。

## 58. 岐阜市防犯協会運営補助金

### <概要>

所管	市民生活部 防犯・交通安全課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市防犯協会 ※構成員は、岐阜中地区防犯協会連合会会長、岐阜南地区防犯協会連合会会長、岐阜北地区防犯協会連合会会長等各種団体の長である。 ※事務局は、岐阜中警察署にある。					
対象事業	「子ども 110 番の家」看板配布、新小学 1 年生に対する啓発文字入り鉛筆 2 本組配布、岐阜バス車内放送等					
根拠規定	岐阜市防犯協会運営補助金交付要綱					
交付目的	市民の安全で平穏な生活を確保する（要綱の文言）					
開始年度	平成 9 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	5,000,000	5,400,000	5,400,000	6,000,000	6,000,000
	決算	5,000,000	5,400,000	5,400,000	6,000,000	6,000,000

### <監査の結果>

#### (1) 補助対象事業

##### 【事実関係】

交付要綱は、運営補助金と称し、補助対象経費として、会議費、事務費、人件費を挙げているが、事業費も補助対象経費に挙げており、市は、本補助金を団体事業補助金と位置付けている。しかし、交付要綱に補助対象事業は定められていない。

岐阜市防犯協会の決算書の収支は次の内容である。

収入		支出			
補助金	6,000,000	事業費	地域安全対策費	845,660	
賛助団体	420,000		広報啓発費	191,540	
雑収入	15		中地区防	181,000	岐阜中地区防犯連絡協議会
繰越金	294,067		南地区防	91,000	岐阜南地区防犯連絡協議会
			北地区防	199,000	岐阜北地区防犯連絡協議会

			駅防犯モデル地区	72,000	岐阜駅周辺防犯モデル地区推進委員会
			柳ヶ瀬防犯モデル地区	180,000	柳ヶ瀬防犯モデル地区推進委員会
			安全活動費	450,000	岐阜中、南、北地区防犯協会連合会
			防犯カメラ設置費	400,000	
		管理費	給与手当	3,701,212	
			雇用保険等	97,661	
		備品費	備品費	0	
		事務費	消耗品費	7,030	
			通信費	2,720	
		会議費	会議費	907	
合計	6,714,082	合計		6,419,730	

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

#### 【指摘 防犯・交通安全課】

交付要綱において具体的な補助対象事業を定めるべきである。

#### （2）補助対象経費

##### 【事実関係】

補助対象経費として「事業費」としか定められていない。

##### 【指摘 防犯・交通安全課】

交付要綱において、事業費という漠然としたものではなく、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。

#### （3）実績報告書及び補助金の確定

##### 【事実関係】

決算書によれば、岐阜市防犯協会の自主事業にかかる経費は、「地域安全対策費」、「広報啓発費」、「防犯カメラ設置費」である。事業報告において様々な活動が記載されているが、どれが自主事業なのか判別できないし、決算書では、個別の具体的な支出の内訳が明らかでない。

残りの事業費（上記の網掛け部分）は、各団体への助成金である。市の職員が、各々の団体の総会に出席し、事業内容や収支決算を確認しているとのことであるが、本補助金の実績報告書からは、各団体へ交付した助成金が何に使われたのかが明らかでない。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

実績報告書には、自主事業にかかる個別具体的な支出の内訳、各団体へ交付した助成金による個別具体的な支出の内訳が明らかになるような資料を提出させるべきである。

**【事実関係】**

自主事業にかかる経費のうち「防犯カメラ設置費」400,000円の内容は、電気代38,000円及び保険料48,660円を除き、将来の防犯カメラの交換、修繕等のために必要な資金を内部留保としているものである。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

防犯カメラの交換時に必要な補助金を申請させ、交付するのが本来のあり方である。将来の防犯カメラの交換、修繕等が必要であることと、そのための補助金を内部留保してよいこととは別問題である。市によれば、決算書に「設置費」と記載されているが、実質は「管理費」であり、将来の防犯カメラの交換、修繕等のための費用が含まれるとのことである。そうだととしても、それが必要な時に補助金申請するのが筋であり、内部留保することは管理費とはいえない。

内部留保のための支出に対して補助金を交付すべきではない。

(4) 平成23年度包括外部監査の措置状況

**【事実関係】**

平成23年度の包括外部監査において、次の指摘がなされ、市は、次の措置状況報告をしている。

指摘	措置状況報告
交付要綱が定められておらず、補助対象経費や交付金額について明確な基準は存在しない。交付要綱に補助対象経費及び補助金の算定根拠を明示し、毎年度必要となる補助金額を算定すべきである。 また、協会の独自性を保つように、運営費補助から補助対象事業を明示した事業補助に切り替えていくべきである。	毎年必要となる補助金額を算定できるよう、補助金の算定根拠を作成し、補助対象経費を明示した要綱を作成した。 啓発物品等を補助対象として算定した事業補助を含む運営補助である。

**【指摘 防犯・交通安全課】**

補助金の算定根拠を作成し、補助対象経費を明示した要綱を作成したとはいいい難く、毎年必要となる補助金額を算定できるようにはなっていない。措置状況報告は正確に行うべきである。

(5) 補助の見直し

【事実関係】

市は、事業補助を含む運営補助と捉えているようであるが、本補助金は、平成9年から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、上記のとおり、補助対象事業が定められず、補助対象経費も漠然としている上、補助金の額は600万円を限度とすると定めている。そして、結局、この限度額が補助金の額となっている。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 防犯・交通安全課】

長期にわたる運営補助は、事業補助のみに切り替えるべきである。啓発物品の作成配布、防犯カメラの管理運営という自主事業に、上記のような人件費が必要なのかどうかの検証もすべきであるし、会費収入や寄附金等の収入を得る努力も促すべきである。

## 59. 岐阜市まちづくりサポートセンター負担金

<概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター
説明区分	諸負担金
交付先	岐阜市まちづくりサポートセンター ※構成員は、岐阜大学教授、特定非営利活動法人ぎふNPOセンター理事長、十六銀行法人営業部長、岐阜信用金庫業務推進部次長、公益社団法人岐阜青年会議所副理事長、岐阜市市民参画部長、岐阜市信用保証協会専務理事、岐阜市市民参画部参与である。 ※事務局は、みんなの森ぎふメディアコスモス内にある。 ※事務局長と事務局員は、雇用している。
対象事業	まちづくり協議会カルテの制作、まちづくり協議会活動パネル展・まちサポトークの開催等
根拠規定	なし

交付目的	負担金の根拠規定がないので負担金を支出することの目的は明確ではないが、岐阜市まちづくりサポートセンターは、市民活動交流センターと連携を図り、まちづくり協議会等の設立支援、まちづくりに関する協議会等に対する情報の提供及び活動支援を行うとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする組織である（規約第3条）。					
開始年度	平成28年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	4,000,000	4,000,000	4,000,000	3,900,000
	決算	—	3,000,000	3,500,000	4,000,000	3,800,000

<監査の結果>

(1) 効果の検証

【事実関係】

本団体の令和元年度の収支決算書によると、支出が、まちサポトーク講師等の報償費 599,860 円、事務局長及び事務員の賃金 2,045,060 円等合計 3,960,180 円、収入が、十六銀行、岐阜信用金庫、岐阜市信用保証協会からの協賛金合計 500,000 円、市の負担金 3,800,000 円、繰越金 939,990 円の合計 5,308,990 円である。

まちづくり協議会カルテの制作、まちづくり協議会活動パネル展は、まちづくり協議会に対する活動支援であるが、岐阜市住民自治基本条例では、市長等は、まちづくり協議会に対し、支援を行うものとされている。本団体は、市と市民の間における中間支援組織といえる。あえて中間支援組織を設置して事業を行うことの必要性、有効性、経済性の判断が必要不可欠である。

しかし、本負担金について、事業評価シートが作成されていない。

【規範】

補助金等ガイドラインでは、見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果がおおむね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金の妥当性を判断するという「効果・経済性」が挙げられている。

【指摘 市民活動交流センター】

事業評価シートを作成し、負担金の必要性、効果を検証すべきである。

## 60. 単位老人クラブ運営補助金

<概要>

所管	福祉部 高齢福祉課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市老人クラブ連合会 ※連合会は、補助金の交付を受けたときは、各単位老人クラブに対し、それぞれ単位老人クラブ当たりの補助金の額を支給しなければならないとされている（要綱第3条、第5条2項）。 ※単位老人クラブとは、市内の各地域において組織される老人クラブであって、次の項目のいずれにも該当するものとされている（要綱第2条）。					
	①	老人クラブの会員に、60歳以上の者が30人以上（過去にこの要綱に基づき交付された補助金の対象となった老人クラブにあっては、25人以上）あること。				
	②	自治会の活動する区域その他老人クラブの活動を円滑に行うことができる程度の区域内に居住する会員で構成されていること。				
	③	岐阜市老人クラブ連合会に加入していること。				
	※令和元年6月20日現在のクラブ数は406クラブ、会員数は22,526人となっている。					
対象事業	健康体操、コーラス、清掃等					
根拠規定	岐阜市単位老人クラブ運営費補助金交付要綱、老人福祉法第13条2項					
交付目的	単位老人クラブの活動を推進する（要綱の文言） ※国の在宅福祉事業の一環として、「地方公共団体は老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」とされている（老人福祉法第13条2項）。					
開始年度	昭和38年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	26,698,000	26,827,000	25,718,000	25,445,000	24,322,000
	決算	25,185,600	24,922,800	24,408,000	23,284,800	22,075,200

※本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1/3を国が補助している。

## <監査の結果>

### (1) 補助対象経費

#### 【事実関係】

補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている（要綱第4条）。

各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費（慶弔費を含む。）、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不相当と認められる経費を除く。

一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの合算の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。

地区老連負担金が0円となっている単位老人クラブが複数存在したが、ヒアリングによると、活動費等他の経費項目に計上されているとのことであった。

#### 【規範】

国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」となっている。

#### 【意見 高齢福祉課】

市によれば、会議費は需用費等、地区老連負担金は需用費、備品購入費等に当たると認識しているとのことであるが、直ちには理解し難いため、国の通達等その正当性を裏付ける資料を残しておくことが望ましい。

#### 【指摘 高齢福祉課】

地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである。

### (2) 補助金の額

#### 【事実関係】

補助金の額は、交付を受けようとする年度の4月1日（交付年度内に組織された単位老人クラブにあっては、その組織された日）現在の会員数に応じて、以下の表に定める金額（当年度内に組織された単位老人クラブにあっては、当該金額を12で除して得た額（以下、「月額」という。）にその組織された日の属する月から交付年度の3月までの月数を乗じて得た額、解散した単位老人クラブにあっては、月額に交付年度の4月からその解散した日の属する月までの月数を乗じて得た額）を合算して得た額とされている（要綱第5条）。

市によれば、下記の金額については、他都市の平均補助額を参考に算定しているとのことであるが、その過程は明らかではなかった。

会員数	金額
49 人以下	43,200 円
50 人以上 99 人以下	57,600 円
100 人以上	72,000 円

令和元年度の補助金の予算と決算額は以下の表のとおりである。

	予算		決算	
	49 人以下	114 クラブ	4,924,800 円	112 クラブ
50 人以上 99 人以下	308 クラブ	17,740,800 円	273 クラブ	15,724,800 円
100 人以上	23 クラブ	1,656,000 円	21 クラブ	1,512,000 円
合計	445 クラブ	24,321,600 円	406 クラブ	22,075,200 円

**【指摘 高齢福祉課】**

補助金の算定の基礎となる金額を決定した根拠や過程を書面に残しておくべきである。

**(3) 実績報告**

**【事実関係】**

各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書は、平成 30 年度までは各単位老人クラブから市に直接提出されていたが、令和元年度からは提出されなくなっている。なお、各単位老人クラブの収支決算書は連合会が保存しているとのことである。

事業報告については、連合会からは、「単位老人クラブ毎に随時行う事業・活動」として、抽象的にいくつかの活動を列挙しただけの事業報告書が提出されているに留まっている。

収支決算についても、406 単位老人クラブ合算の収支決算書と単位老人クラブ毎の補助対象経費と補助金額及び返還額が記載された表があるのみであった。

**【規範】**

岐阜市補助金等交付規則第 15 条で、補助事業者は補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて市長に対して、その定める時期までに提出しなければならない。

- ① 補助事業等に係る事業実績書
- ② 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- ③ その他市長が必要と認める書類

**【指摘 高齢福祉課】**

交付先は連合会にされているが、本補助金は、各単位老人クラブに対して交付する補助金であり、「補助事業者」は、各単位老人クラブである。市としては、各単位老人クラブが、それぞれ具体的にどのような活動を行い、どのような収支であったかを審査しなければならない。市によれば、連合会が審査しているとのことであるが、補助金を交付している以上、第三者に審査を委ねるわけにはいかないし、連合会に対する監

査だけでは、補助金等交付規則で求められている実績報告書の審査の代替にはならない。

各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。

## 61. 岐阜市老人クラブ連合会補助金

<概要>

所管	福祉部 高齢福祉課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市老人クラブ連合会 ※各地区老人クラブ連合会により構成されている。					
対象事業	老人クラブ連合会の運営					
根拠規定	岐阜市単位老人クラブ運営費補助金交付要綱					
交付目的	老人の福祉の増進を図る（要綱の文言）					
開始年度	昭和 38 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	5,851,000	5,862,000	5,984,000	6,459,000	6,392,000
	決算	5,744,000	5,744,000	5,983,000	6,459,000	6,392,000

※本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の 1 / 3 を国が補助している。

### 【参考】

「岐阜市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱」第 4 条によると、補助金の額は、①補助対象経費の合計額と②総事業費から他の補助金、会費等の自主財源を控除した額を比較して、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するとある。

また、令和元年度の補助金の算定方法が以下のように図解されており、これによると、会議費、負担金は補助対象外経費として除外されている。

図 岐阜市老人クラブ連合会運営費補助金 算定根拠

A 岐阜市老人クラブ連合会総事業費 15,156 千円

補助対象経費 (千円)			補助対象外経費 (千円)			
事務局 運営費	給料	2,468	+	活動推進費	会議費	321
	職員手当等	684			事業費	6,349
	共済費	482		その他	慶弔費	130
	賃金	1,407			負担金	1,803
	旅費	70			助成金	1
	需用費	775			予備費	10
	役務費	150			計	8,614
	使用料	165				
	備品購入費	341				
	計	6,542				

① 補助対象経費合計 6,542 千円

他の補助金、会費等の自主財源 (千円)

自主財源等	会費	2,401
	他の補助金	90
	活動費	3,866
	・	・
	・	・
	・	・
	繰越金	1
	計	8,764

② A - B 6,392 千円

B 他の補助金、自主財源等 8,764 千円

①と②を比べて少ない額は、②の 6,392 千円

## 62. 自治公民館補助金

<概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、教育委員会 社会教育課
説明区分	維持補修補助金
交付先	自治公民館の館長

対象事業	公民館の新築、増築、改築又は建物購入に係る事業、修繕又は施設改良					
根拠規定	岐阜市自治公民館補助金交付要綱					
交付目的	地域文化の発展及び社会教育活動の振興（要綱の文言）					
開始年度	昭和 43 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	6,608,000	16,449,000	15,449,000	25,158,000	10,351,000
	決算	5,934,000	15,665,000	14,856,000	24,146,000	7,272,000

(1) 交付要綱のあり方

【参考報告】

交付要綱において、補助対象事業、補助対象経費、補助金の額を個別具体的に記載していたので、参考報告とする。

### 63. コミュニティ助成事業補助金

<概要>

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	金華自治会連合会、柳津町自治会連合会					
対象事業	安宅車の緞帳の修繕・裃纏の購入、長胴太鼓等の購入・修繕					
根拠規定	市が定めたものはない 一般財団法人自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱					
交付目的	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げる（要綱の文言）					
開始年度	平成 19 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,400,000	3,200,000
	決算	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,400,000	3,200,000

### (1) 交付要綱

#### 【事実関係】

本補助金の交付要綱は作成されていない。

本補助金は、市が認めるコミュニティ組織が実施するコミュニティ助成事業に対し、一般財団法人自治総合センターが市に助成金を交付し、市が事業実施主体に補助金を交付するものである。

#### 【意見 市民活動交流センター】

他にも、市が助成金を受けて補助金を交付する形の補助金はあるが、交付要綱が作成されていた。

根拠に則った交付手続の適正さを担保するためにも、本補助金の交付要綱を作成することが望ましい。

## 64. 羽島用水土地改良区排水費負担金

### <概要>

所管	基盤整備部 基盤整備政策課					
説明区分	加入団体負担金					
交付先	羽島用水土地改良区					
対象事業	かんがい用排水施設の維持管理					
根拠規定	契約書第1項					
交付目的	羽島用水に伴う施設の適切な維持管理（個別調査票）					
開始年度	昭和54年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000	4,680,000
	決算	4,674,000	4,674,000	4,674,000	4,674,000	4,674,000

### <監査の結果>

#### (1) 負担金額の見直し

#### 【事実関係】

負担金額は、羽島用水土地改良区との間で交わされている契約書にて、その負担額が年間4,674,000円として定められており、これに基づき、毎年確定した金額を支出している。

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、個々事業毎に判断されるべき「必要性」や「効果（受益）」の適否の判断がないがしろにならないよう、予算編成の際等に十分に検討を加え

て、常に適切な見直しを図っていくべきであり、漠然と一定の負担金を義務的経費のごとく支出し続けることは適切な公金の支出とはいえないとされている。

**【意見 基盤整備政策課】**

契約に基づき毎年定額とすることは、金額確定のために要する事務処理の労力等を省略できることを意味するとともに、予算見通しが立てやすい等のメリットがある。他方で、岐阜市が支出する額が、適正に使われているのか等見直しの契機が乏しくなる部分も生じる。

以上の観点を総合考慮し、毎年、負担金額の検討をすることが望ましい。

**65. 逆川、正木、蘇西、東野田排水機場維持管理費負担金**

<概要>

所管	基盤整備部 河川課					
説明区分	維持補修負担金					
交付先	羽島用土地改良区					
対象事業	逆川、正木、蘇西、東野田排水機場の維持管理					
根拠規定	契約書第1項					
交付目的	河川施設の適切な維持管理のため（個別調査票）					
開始年度	昭和54年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	1,376,000	1,306,000	1,245,000	1,212,000	1,969,000
	決算	706,600	697,600	669,400	655,800	979,200

<監査の結果>

(1) 契約当事者の見直し

**【事実関係】**

支出の根拠となっている協定書（昭和42年締結）について、岐阜市と合併前の旧柳津町が当事者のままとなったまま、更新がなされていない。

**【意見 河川課】**

旧柳津町が消滅し、岐阜市に合併されたことから、旧柳津町の分を岐阜市が引き継ぐことになったと思われるが、協定の内容の明確化のため、協定書の更新をすることが望ましい。

## 第7 教育・保育

### 66. 岐阜市PTA連合会補助金

<概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市PTA連合会 ※構成員は、岐阜市小中学校の各单位PTAである。 ※事務局は、社会・青少年教育課にある。					
対象事業	役員会、PTA大会、実践発表会の開催					
根拠規定	岐阜市PTA連合会補助金交付要綱					
交付目的	PTA活動の促進（要綱の文言）					
開始年度	昭和23年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000
	決算	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000

<監査の結果>

(1) 補助の見直し

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は昭和23年度から開始しており、長期にわたっている。

令和元年度決算によれば、収入及び支出が約14,890,000円であるのに対し、補助金額は240,000円であり、補助率は約1.6%と極めて低い。

連合会には会費収入（令和元年度においては6,682,900円）があり、補助金額を超える繰越金（令和元年度においては904,387円）がある。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効

果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

【指摘 社会・青少年教育課】

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。

市によれば、「子どもたちの健全育成のため、保護者と学校が連携、協働し、情報共有、学び合うために必要不可欠な組織であり、PTAが持続的に活動していくために必要な補助しており、特定の事業に対する補助は適さないと考える。地域との繋がりが希薄になってきている現代だからこそ、保護者同士の交流も活発になるPTA活動は、岐阜市にとって重要な役割がある」とのことである。しかし、事業補助に切り替えるからといって、その重要性が変わるものではない。そもそも、PTAを持続的に活動させることは、目的ではなく手段であって、真の目的は、子どもたちの健全育成である。組織の活動というのは、つまり個々の事業であり、その必要性を検証するというのがまさに事業補助である。漠然と団体に補助金を交付するよりも、目的達成のために必要かつ有効な事業に補助金を交付するほうが、むしろその活動を的確に推進できると考える。そうすることにより、補助の必要性と効果の検証が個別具体的に なされることになり、市が公金である補助金を特定の組織に対して既得権的に交付していないことを示すことができる

なお、市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第232条の2の定める公益上の必要性の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第1部の9で述べたとおりである。また、補助金等ガイドラインは、この公益上の必要性を判断の指針を示すものである。これらを【規範】として、第1部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えられるものを【指摘】としている。規則に反するかどうかというだけで判断するものではない。

## 67. 岐阜市立岐阜商業高等学校部活動振興補助金

<概要>

所管	教育委員会 岐阜商業高等学校
説明区分	団体事業補助金 ※概要調査票では団体育成補助金とあった。

交付先	岐阜市立岐阜商業高等学校部活動振興会 ※構成員は、岐阜市立岐阜商業高等学校生徒の保護者（正会員）、教職員（特別会員）、本会の趣旨に賛同する者（賛助会員）である。 ※事務局は岐阜市立岐阜商業高等学校にある。					
対象事業	各種大会出場費、遠征・合宿・器具代、生徒引率旅費等を支出すること					
根拠規定	岐阜市立岐阜商業高等学校部活動振興補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市立岐阜商業高等学校の生徒の健全な育成（要綱の文言）					
開始年度	昭和 55 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
	決算	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000

#### < 監査の結果 >

##### (1) 補助対象経費

###### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「大会の出場に必要な参加料、交通費、車両借上料及び宿泊料」、「競技力の向上に必要な部活動に要する報償費（指導者に対するものに限る。）、交通費、宿泊料及び用具の購入費」、「前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた経費」とされている。

実績報告書に添付されている決算書には、支出の部として、「総務費（部活指導費、会議費、生徒奨励費）」、「振興会費（生徒引率費、大会参加料、大会出場費、設備整備費、強化費、強化指定費、助成金）」、「予備費」が挙げられているが、各部活動や大会毎の内訳は不明であり、どれが補助対象経費に該当するのか不明であった。

###### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

###### 【指摘 岐阜商業高等学校】

実績報告書では、各部活動、大会毎の支出の内訳を提出させるべきである。

##### (2) 実績報告

###### 【事実関係】

本補助金にかかる実績報告書は、決算書のほかに「部活動の記録」として全国・中

部・東海大会の出場、入賞及び県大会入賞一覧が添付されているのみである。

**【規範】**

補助金等交付規則では、補助事業者は補助事業等が完了したときには、市長に対して実績報告（成果の報告）を行わなければならない（第 15 条）、成果の報告を受けた市長は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して必要な措置を講じるよう命ずることができることとされている（第 17 条）。

**【指摘 岐阜商業高等学校】**

生徒の成績が記載された部活動の記録のみでは、実績報告として不十分である。

交付目的である「岐阜市立岐阜商業高等学校の生徒の健全な育成」に適合する成果が上がっているのかを検証できる実績報告書を作成・提出させるべきである。例えば、部活動の成績だけではなく、部活動を通じて生徒の心身がどのように成長しているのかが分かる記載を含めるべきである。

**（3）余剰金の返還**

**【事実関係】**

令和元年度決算書によれば、118,752 円の次年度繰越金が生じているものの、戻入されていない。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるとされている。

**【指摘 岐阜商業高等学校】**

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

市からは、『補助金等ガイドライン』の P6『機能分担（民間と行政）の妥当性』に、『ただし、団体の運営上、繰越金の性質が翌年度以降の事業計画での準備金である等、その必要性が認められるような場合を除く。』とあるため、その記述に基づき問題はないと考える。」との意見があったが、これは、補助の見直しにおける必要性の判断において、「補助金額が上回る繰越金がある団体や事業については自主的運営に委ねることができるか可能性が高いものと判断できる」という指針の但書であるから、補助金の余剰金の返還とは別の話である。

**（4）効果・経済性**

**【事実関係】**

本補助金は、昭和 55 年度に開始され、長期にわたっている。

平成 17 年度以降は定額の 520,000 円を交付しているが、明確な算定根拠はなく、前年踏襲である。

令和元年度決算書によれば、会費、入会金等の収入があり、収入決算額 12,404,137 円に対して補助金額は 520,000 円であり、補助率は約 4%と低い。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

### 【指摘 岐阜商業高等学校】

補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。

## 68. ふるさと大好き鶺鴒事業補助金

### < 概要 >

所管	教育委員会 学校指導課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	各小学校鶺鴒児童の会 ※構成員は、その時の対象児童及び教職員とのことであり、毎年度入れ替わる。会長は校長である。 ※事務局は、当該学校内にあるとのことである。					
対象事業	鶺鴒観覧					
根拠規定	岐阜市ふるさと大好き鶺鴒事業補助金交付要綱					
交付目的	鶺鴒観覧の体験を通して、ふるさとを理解し、愛する心を養う（要綱の文言）					
開始年度	平成 13 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	3,489,000	3,570,000	3,565,000	3,513,000	3,501,000
	決算	2,657,400	2,748,950	2,721,300	1,966,650	2,474,000

### < 監査の結果 >

#### (1) 補助金交付対象団体

#### 【事実関係】

各小学校鶺鴒児童の会は、その年に鶺鴒観覧の対象となる児童と教職員で構成され

ているとのことであるので、毎年度、構成員が入れ替わる組織である。児童（保護者）による加入脱退の手続がとられた記録はなかった。団体の規約は存在せず、意思決定手続の定めもなく、意思決定手続をとった記録もなかった。

**【規範】**

補助金等は市の貴重な財源を交付するものであるから、補助金が補助目的に従って、補助対象経費に充てられるよう管理・運用されることが必要である。それゆえ、交付先団体は補助金の管理能力がある団体でなければならない。

**【指摘 学校指導課】**

交付先団体は、団体としての組織、多数決での運営決定等団体としての自立性が認められる「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えた団体に限るべきである。各小学校鵜飼児童の会に補助金を交付するのであれば、「権利能力なき社団」として評価されるだけの実質を備えるようにすべきである。

**(2) 効果・経済性**

**【事実関係】**

補助対象事業は、市内小学校の主に5年生が鵜飼観覧をすることであり、児童については通常乗合料金1,700円の半額補助、引率者（教師や保護者）については各学級2名まで全額補助している。

鵜飼観覧は平日夜間に開催され、令和元年度における参加割合は約81%であった。

本補助金の対象事業である鵜飼観覧体験事業は、市内の全小学校で実施されており、実態としては各学校の恒例行事となっている。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

**【指摘 学校指導課】**

「小学生に鵜飼観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。

## 69. 学校支援推進委員会負担金

### <概要>

所管	教育委員会 学校指導課					
説明区分	諸負担金					
交付先	各学校支援推進委員会 ※構成員は、各学校PTA関係者、学校教員等である。 ※事務局は、各学校内にある。					
対象事業	学校運営協議会の内部組織					
根拠規定	なし					
交付目的	学校の運営及び当該運営への必要な支援（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）					
開始年度	平成20年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	30,700,000	31,800,000	35,300,000	37,200,000	28,800,000
	決算	31,200,000	32,500,000	32,764,227	33,876,023	27,228,532

### <監査の結果>

#### (1) 余剰金の返還

##### 【参考報告】

余剰金を返還させて戻入をしていたので、参考報告とする。

#### (2) 実績報告

##### 【参考報告】

実績報告書に年間行事及び参加人数等のまとめが記載しており事業評価に資する内容であったため、参考報告とする。

## 70. 岐阜市学校保健会補助金

### <概要>

所管	教育委員会 学校保健課
説明区分	団体事業補助金

交付先	岐阜市学校保健会 ※構成員は、岐阜市立学校の学校保健委員会委員、学校保健関係者である。 ※事務局は、学校保健課にある。					
対象事業	歯の優良児童表彰、学校保健研究大会、機関誌「学校保健会だより」の発行等					
根拠規定	岐阜市学校保健会補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市が設置する学校（園）の幼児、児童、生徒及び職員の健康の保持増進及び安全な環境確保（要綱の文言）					
開始年度	不明 ※交付要綱は平成 25 年に作成					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	950,000	950,000	950,000	950,000	950,000
	決算	950,000	950,000	950,000	950,000	950,000

< 監査の結果 >

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

【事実関係】

本補助金は、団体事業補助金とされているが、交付要綱には、交付の対象として、「(1) 学校保健思想の普及及び啓発、(2) 学校保健関係者に関する研修、(3) 学校保健に関する調査研究及び活動の助成、(4) 学校保健に関する広報の企画及び普及」とのみ規定されており（第 2 条）、具体的な補助対象事業が定められていない。

また、補助対象経費も、上記事業に要する経費としか規定されておらず、具体的な補助対象経費が定められていない。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 学校保健課】**

交付要綱において、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第 232 条の 2 の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第 1 部の 9 で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第 3 条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要もある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費も抽象的に把握されるし、当該経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。これらを【規範】として、第 1 部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に書いてないからというもので単純に判断するものではない。

**(2) 実績報告**

**【事実関係】**

実績報告書に添付されている収支決算書には、「事業費」の摘要として、「歯の優良児童表彰」、「全国学校保健研究大会」、「通信『学校保健だより』」等に要した個々の総額の記載があるが、それらの内訳は不明であり、何の費用で、どれが補助対象経費に該当するのか不明である。

**【規範】**

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

**【指摘 学校保健課】**

補助対象事業毎の支出の内訳を作成・提出させるべきである。

**(3) 余剰金の返還**

**【事実関係】**

令和元年度決算書によれば、49,329 円の次年度繰越金が生じているものの、戻入されていない。

**【規範】**

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるかとされている。

**【指摘 学校保健課】**

補助金に余剰金があれば返還させるべきである。

次年度当初に経費が必要なことは、公金から支出される補助金の余剰金を繰り越させる正当な理由とはならない。

市からは、『補助金等ガイドライン』のP6『機能分担（民間と行政）の妥当性』に、『ただし、団体の運営上、繰越金の性質が翌年度以降の事業計画での準備金である等、その必要性が認められるような場合を除く。』とあるため、その記述に基づき問題はな  
いと考える。」との意見があったが、これは、補助の見直しにおける必要性の判断において、「補助金額が上回る繰越金がある団体や事業については自主的運営に委ねることが  
できる可能性が高いものと判断できる」という指針の但書であるから、補助金の余剰金の返還とは別の話である。

**（４）効果・経済性**

**【事実関係】**

本補助金の開始時期は不明であるが、要綱は平成 25 年度に作成されており、少なくとも 5 年間は 950,000 円が交付されている。

950,000 円の算定根拠は不明であり、補助金の申請額が予算額と同額となっている。  
効果の検証が十分になされていたことも確認できなかった、

**【規範】**

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

**【指摘 学校保健課】**

補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。

**71. 岐阜市立特別支援学校生徒指導対策行動費補助金**

**<概要>**

所管	教育委員会 学校指導課
説明区分	団体事業補助金
交付先	岐阜市小中学校長会

対象事業	岐阜市立岐阜特別支援学校の教員が家庭訪問等をした際の交通費を支給する					
根拠規定	岐阜市立岐阜特別支援学校への生徒指導対策行動費補助金交付要綱					
交付目的	特別支援学校に在学する児童生徒の非行防止及び健全育成(要綱の文言)					
開始年度	平成 21 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	205,000	205,000	205,000	205,000	205,000
	決算	204,462	204,943	204,980	204,980	204,943

### < 監査の結果 >

#### (1) 補助金の対象

##### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象は、「児童生徒の非行に関して関係者に対し行う指導及び支援並びに関係機関と行う連絡及び協議」とされ、「配分と処理について」と題する書類では、補助金の対象行動は、「問題行動の処理行動に対する補助」「問題行動の防止行動に対する補助」とされている。

記録によれば、「オンリーワン芸術祭の下見」という行動内容が記載されていた。

市によれば、特別な支援の必要な生徒たちにとって、些細なことであっても突発的な行動、行為に至ることがあり、そうした不測の事態を未然に防ぐために、会場の配置や対応場所等を綿密に確認する必要があるとのことである。会場の配置や対応場所等を確認することが問題行動の防止行動といえるということが即座に理解することは困難であった。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

##### 【意見 学校指導課】

補助金の対象行動といえることが明らかになるような記載をすることが望ましい。

#### (2) 補助金の額

##### 【事実関係】

交付要綱では、「交通費等」に対し補助金を交付するとされ、「配分と処理について」と題する書類において、支出金は、1 kmにつき 37 円を基準とされている。

記録によれば、交通費の負担のない「スクールバスの添乗」も計上されていた。

市によれば、スクールバスを利用して登校する生徒に対して、早朝、各乗車場所に自

家用車で赴いて、スクールバスの乗車指導を実施しており、それを指しているとのことであった。

**【指摘 学校指導課】**

記録は正確に記載すべきである。

## 72. 岐阜市中学校及び岐阜特別支援学校進路指導対策行動費補助金

<概要>

所管	教育委員会 学校指導課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市中学校長会 ※岐阜市中学校校長会会長が交付を受け、各学校に配分している。					
対象事業	公共職業安定所との連絡打ち合わせ会、各高等学校説明会及び打ち合わせ会等の引率・付き添い					
根拠規定	岐阜市中学校及び特別支援学校進路指導対策行動費補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市が設置する中学校生徒及び特別支援学校中学部生徒の就職及び進学に関する指導及び支援業務の推進（要綱の文言）					
開始年度	昭和 61 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	3,236,000	3,236,000	3,236,000	3,236,000	3,236,000
	決算	3,236,000	3,236,000	3,236,000	3,236,000	3,236,000

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

**【事実関係】**

交付要綱では、補助対象経費を「岐阜市中学校長会会長が行う次に掲げる事業に要する経費」としており、個別具体的な定めはない。

- (1) 業務に関して関係機関と行う連絡及び協議
- (2) 業務に関して行う生徒引率、巡回指導
- (3) その他業務に付随して行う事務

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 学校指導課】

補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。

市によれば、県立及び私立（県外含む）高等学校受検（受験）に関する入試事務に関する旅費、職場体験先との打合せ等に関する旅費、通信費及び消耗品費が該当することであるので、そのように具体的に定めるべきである。

（２）補助金の額

【事実関係】

上記のとおり、交付要綱では、補助対象経費を「岐阜市中学校長会会長が行う次に掲げる事業に要する経費」としている。

ところが、市は、中学校については、各学校に、均等額 82,845 円に、在籍生徒数に 342 円を乗じた額を加えた額を加えた額を配分し、特別支援学校には、266,000 円とし、その合計 3,236,000 円を補助金の額としている。

これらの金額に根拠はなく、少なくとも直近 5 年間は同額であり、前年踏襲である。

【指摘 学校指導課】

交付要綱に「岐阜市中学校長会会長が行う次に掲げる事業に要する経費」とある以上、均等額と生徒数に基づくのではなく、実際に要する経費を基にして、補助金の額を算定すべきである。

市によれば、毎年生徒の受験先や職場体験先が異なるので、補助金の額（概算）を算定するのは難しいとのことであるが、前年度の実績等から概算を算定することはできるはずである。なお、今後、高等学校とデータ連携が可能になるため、令和 3 年度については、令和 2 年度の補助金額の 8 割（入学が決まった高等学校へ書類を持参していた旅費分を削減可能）を予算化しているとのことである。

## 73. 私学振興補助金

<概要>

説明区分	団体事業補助金
根拠規定	岐阜市私学振興補助金交付要綱
交付目的	国及び地方公共団体以外のものによる多様な学校教育の振興（要綱の文言）
開始年度	平成 16 年度

幼稚園・幼保連携認定こども園

所管	教育委員会 幼児教育課					
交付先	岐阜市内に私立幼稚園・幼保連携認定こども園を設置する学校法人					
対象事業	水泳指導、東山動物園への遠足等					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	35,150,000	38,850,000	38,850,000	38,850,000	29,500,000
	決算	17,951,744	19,838,887	19,276,581	19,307,792	19,029,572

小学校・中学校・高等学校

所管	教育委員会 教育政策課					
交付先	岐阜市内に私立学校を設置する学校法人					
対象事業	特色ある学校づくり事業（学校教育、部活動） （図書館システム及び機器更新代、衛生看護科の備品代、テニスコートの修繕代、陸上部の専門コーチ代等の補助）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	29,850,000	29,850,000	29,850,000	32,650,000	32,650,000
	決算	25,909,812	26,385,643	27,810,838	30,732,090	27,388,319

<監査の結果>

(1) 補助対象事業

【事実関係】

交付要綱では、補助金等交付申請書及び補助事業等実績報告書には、「特色ある学校（園）づくり事業」にかかる事業計画書又は事業実績書を添付しなければならないとされている（第4条、第5条）。

幼稚園・幼保連携認定こども園では、「絵画造形教室、サッカー教室の開催」や「学研講師による学習指導、体育講師による運動指導、スイミングクラブでの水泳指導」等を実施した園があったほか、「図書備品の充実」、「防災用品の充実」、「東山動物園への遠足」を事業とした園があった。

小学校・中学校・高等学校では、「図書館システム及び機器の更新」、「衛生看護科の備品充実」等、また部活動について、「テニスコートの修繕」、「陸上部の専門コーチ招聘」等を事業とした学校があった。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【意見 幼児教育課、教育政策課】**

「特色ある学校（園）づくり事業」に該当するといえるのか疑問な事業がいくつもあった。

公金から補助金を支出する市は、「私学の独自の建学精神に則り行う特色ある教育活動を支援することにより、市民の多様な学習ニーズに応える」という目的を達成する事業かどうかを判断する責任を有しており、市の側で「特色ある学校（園）づくり事業」に該当することの根拠を示す責任がある。

実施要綱において、「特色ある学校（園）づくり事業」の定義、判断基準を設けることが望ましい。

**（2）補助事業者**

**【事実関係】**

同じ幼保連携認定こども園を運営する法人であるにもかかわらず、学校法人は補助対象事業者としているが、社会福祉法人は補助対象事業者にしていない。

**【意見 幼児教育課】**

本補助金は、学校教育の振興を目的に設置された補助金であることから、対象者を幼稚園に限定していた経緯があるが、幼保連携型認定こども園というものができ、社会福祉法人が運営する園と学校法人が運営する園の2種類が存在し、どちらが運営しているかで幼保連携型認定こども園が区別されていない以上、実態に即して変えていくべきではないだろうか。

交付目的及び実際に補助されている事業内容に照らし、補助対象事業者の見直しを図ることが望ましい。

**（3）事業評価**

**【事実関係】**

小学校・中学校・高等学校のほうでは、事業評価シートが作成されていない。

**【指摘 教育政策課】**

事業評価シートを作成して、補助金の必要性等を検証すべきである。

なお、ヒアリングによれば、来年度から作成予定とのことであった。

## 74. 岐阜市私立幼稚園連合会教育研究費補助金

### <概要>

所管	教育委員会 幼児教育課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市私立幼稚園連合会 ※構成員は、私立幼稚園を運営する学校法人である。幼保連携認定こども園を運営する社会福祉法人は構成員になっていない。 ※事務局は、県民ふれあい会館内にある（一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会に事務委託）。					
対象事業	ラジオ番組の制作、教職員向け研修会の開催等					
根拠規定	岐阜市私立幼稚園連合会に対する助成要綱					
交付目的	加盟する私立幼稚園の教育内容の充実（要綱の文言）					
開始年度	平成元年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	決算	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000

### <監査の結果>

#### (1) 補助対象事業及び補助対象経費

##### 【事実関係】

本補助金は、団体事業補助金とされている。

しかし、助成要綱には、補助対象事業として、「申請者が幼児教育の振興を図る目的で実施する事業」としか定められておらず、具体的な補助対象事業が定められていない。補助対象経費も、かかる事業の「事業費」としか定められておらず、個別具体的な補助対象経費が定められていない。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとき

れ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では助成要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

#### 【指摘 幼児教育課】

助成要綱において、具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定めるべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第 232 条の 2 の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第 1 部の 9 で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第 3 条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要もある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費も抽象的に把握されるし、当該経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。これらを【規範】として、第 1 部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に反してないからというもので単純に判断するものではない。

## （2）効果・経済性

### 【事実関係】

令和元年度の「補助事業に係る収支決算書」によれば、支出として、ラジオ放送番組制作費 324,550 円、研究指定園補助 50,660 円、教職員研修会講師料・交通費 450,180 円、同会場費等 152,260 円とあり、全てを補助対象経費としている。

ラジオ番組については、一般社団法人岐阜県私立幼稚園連合会から保護者に対して案内がなされており、その案内では、「パーソナリティと幼稚園の先生が毎回様々なテーマについて話をしながら子どもたちの幼稚園での様子を伝えていきます。また、子育てについて参考になるお話も聞くことができます。」となっている。

本補助金は平成元年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の額について、「補助金は、300,000 円とする。」と定められ（第 3 条）、金額が固定されている。300,000 円の算定根拠は不明である。

「一般会計収支予算書」によれば、連合会には、会費収入等の収入があり、補助金額以上の繰越金 900,000 円がある。

### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

### 【指摘 幼児教育課】

ラジオ番組は保護者向けに放送されているものであり、交付目的である「加盟する私立幼稚園の教育内容の充実を図る」とする本補助金の交付目的に合致しているといえるのか、疑問が残る。

補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金額の妥当性を判断し、その過程を記録に残すべきである。

## 75. 私立教育・保育施設補助金

### <概要>

所管	子ども未来部 子ども保育課
交付先	市内に所在する私立教育・保育施設又は市内に在住する児童を入所させる私立教育・保育施設
根拠規定	岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱
交付目的	小学校就学前子どもに対する教育及び保育の推進を図る（要綱の文言）
補助対象事業	(1) 延長保育接続事業 (2) 障害児保育事業 (3) 低年齢児保育対策 (4) 運営費 (5) 延長保育事業 (6) 一時預かり事業（一般型、幼稚園型Ⅰ、幼稚園型Ⅱ）

### 延長保育接続事業

説明区分	団体事業補助金
対象事業	開所時間が11時間以上である施設の人件費
開始年度	昭和54年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	156,710,947	168,694,217	172,175,051	172,181,000	171,390,267
	決算	163,338,089	164,702,368	174,675,906	164,400,608	168,620,415

#### 障害児保育事業

説明区分	団体事業補助金					
対象事業	障害児を保育する施設の人件費					
開始年度	昭和 54 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	95,590,080	94,220,160	96,698,280	90,371,000	78,322,000
	決算	84,857,410	78,963,690	72,556,380	70,555,640	68,380,160

#### 低年齢児保育対策費

説明区分	団体事業補助金					
対象事業	0歳児から2歳児までのいずれかの保育を行う施設の人件費					
開始年度	昭和 54 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	110,500,000	100,662,000	89,172,000	80,844,000	81,346,000
	決算	74,915,500	71,337,600	69,554,160	72,307,200	59,653,440

#### 運営費

説明区分	団体育成補助金					
対象事業	(1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診 (2) 看護師配置割 (3) 環境衛生検査 (4) 腸管出血性大腸菌等対策 (5) 長期勤続職場割					
開始年度	昭和 54 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	23,872,088	23,344,204	17,430,642	13,081,002	14,020,300
	決算	10,837,948	10,457,498	10,720,008	11,100,288	11,016,927

#### 延長保育事業

説明区分	団体事業補助金					
対象事業	延長保育					
開始年度	平成 12 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	39,189,000	49,318,400	43,831,800	45,572,000	45,196,900
	決算	32,672,300	35,783,600	34,642,050	34,538,900	38,561,200

#### 一時預かり事業（一般型、幼稚園型Ⅰ、幼稚園型Ⅱ）

説明区分	団体事業補助金					
対象事業	一時預かり					
開始年度	平成 2 年度（一般型）、平成 27 年度（幼稚園Ⅰ型）、令和元年度（幼稚園Ⅱ型）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	69,371,420	56,683,360	55,140,180	57,068,000	72,699,000
	決算	41,014,090	48,591,140	48,161,850	51,089,440	62,398,900

#### < 監査の結果 >

##### (1) 補助対象事業

##### 【事実関係】

交付要綱には、補助金の対象等について、「補助金の交付の対象は、次に掲げる事業等とし、補助要件、補助対象経費、算定基準及び交付申請時期は、それぞれ別表に定めるとおりとする。」と規定し、補助対象事業の 1 つとして「(4) 運営費」を挙げている。運営費にかかる別表は、次のとおりである。

補助要件	市内に所在する私立教育・保育施設（看護師配置割、環境衛生検査割及び長期勤続職場割にあたっては、保育所に限る。）
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便、保育士等処遇改善等に係る経費

算定基準（年額）	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診費 別に定める額 (2) 看護師配置割 別に定める額（当該年度の4月1日（事業の開始が年度途中になる場合は、事業を開始する月の初日）現在で0歳児が9人以上の場合を除く。） (3) 環境衛生検査費 実費（別に定める額を限度とする。） (4) 腸管出血性大腸菌等対策費 別に定める額×（調理員数+1人） (5) 長期勤続職場割 別に定める額×実施月数
交付申請時期	1月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

**【規範】**

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

**【指摘 子ども保育課】**

眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査費、腸管出血性大腸菌等対策費を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不相当であり、個別の事業とするよう改めるべきである。

(2) 補助金の額

**【事実関係】**

補助金算定基準の別に定める額は、次のとおりである（岐阜市私立教育・保育施設補助金交付要綱別表に規定する別に定める額について定める要領）

眼科及び耳鼻咽喉科検診費（年額）	176,420 円
看護師配置割（年額）	401,280 円
環境衛生検査費（年額）	149,488 円
腸管出血性大腸菌等対策費（年額）	16,180 円
長期勤続職場割（月額）	施設型給付費の処遇改善加算率の1%で算定された額

ヒアリングによれば、同金額は、公立保育所の検診費に合わせているとのことであった。

しかし、実際には、眼科及び耳鼻咽喉科との嘱託医業務委託契約によって176,420円以下の支払いに抑えられているにもかかわらず、176,420円の実績報告書が作成され、同額の交付を受けている園があった。例えば、眼科について年額50,000円（税込）、耳鼻咽喉科について年額75,000円（税込）の合計125,000円の支払いであったにもかかわらず、176,420円の実績報告書であり、同額が交付されていた園があった。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 子ども保育課】

実際に園が支払った金額に基づいて補助金を交付すべきである。

## 76. 私立小規模保育事業等補助金

<概要>

所管	子ども未来部 子ども保育課
交付先	市内において私立小規模保育事業等を行うもの
根拠規定	岐阜市私立小規模保育事業等補助金交付要綱
交付目的	小学校就学前子どもに対する保育の推進を図る（要綱の文言）
対象事業	(1) 運営費 (2) 延長保育事業

運営費

説明区分	団体育成補助金					
対象事業	(1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診 (2) 環境衛生検査 (3) 腸管出血性大腸菌等対策					
開始年度	昭和 54 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	0	3,429,580	2,957,880	2,074,136	2,202,120
	決算	482,564	929,508	1,410,112	1,725,268	2,580,540

延長保育事業

説明区分	団体事業補助金
対象事業	事業に要する経費補助
開始年度	平成 12 年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	0	2,432,000	4,126,000	2,352,000	1,776,000
	決算	300,000	600,000	900,000	1,200,000	1,500,000

< 監査の結果 >

(1) 補助対象事業

【事実関係】

交付要綱には、補助金の対象等について、「補助金の交付の対象は、運営費及び延長保育事業とし、補助の要件、補助対象経費、算定基準及び交付申請時期は、それぞれ別表に定めるとおりとする。」(同条第 1 項)と規定し、補助対象事業の 1 つとして「運営費」を挙げている。運営費にかかる別表は、次のとおりである。

補助要件	私立小規模保育事業等を行う施設が市内に所在すること。
補助対象経費	眼科及び耳鼻咽喉科検診、環境衛生検査、調理員検便等に係る経費
算定基準(年額)	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準 (1) 眼科及び耳鼻咽喉科検診費 別に定める額 (2) 環境衛生検査費 実費(別に定める額を限度とする。) (3) 腸管出血性大腸菌等対策費 別に定める額×(調理員数+1人)
交付申請時期	1月又は事業を完了する月のいずれか早い時期

【規範】

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている(第 3 条)。

【指摘 子ども保育課】

眼科及び耳鼻咽喉科検診等を補助対象事業としているのに、運営費としているのは不適當であり、個別の事業とするよう改めるべきである。

(2) 補助金の額

【事実関係】

補助金算定基準の別に定める額は、次のとおりである(岐阜市私立小規模保育事業等補助金交付要綱別表に規定する別に定める額について定める要領)

眼科及び耳鼻咽喉科検診費(年額)	176,420 円
環境衛生検査費(年額)	149,488 円
腸管出血性大腸菌等対策費(年額)	16,180 円

ヒアリングによれば、同金額は、公立保育所の検診費に合わせているとのことであった。

しかし、実際には、眼科及び耳鼻咽喉科との嘱託医業務委託契約によって、176,420円以下の支払いに抑えられていると思われるにもかかわらず、176,420円の実績報告書が作成され、同額の交付を受けている園があった。例えば、眼科について年間顧問料20,000円（税込）及び眼科検診料100円／1名（税込）、耳鼻咽喉科について年間顧問料25,000円（税込）及び耳鼻咽喉科検診料100円／1名（税込）の業務委託契約が締結されている園があった。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

**【指摘 子ども保育課】**

実際に園が支払った金額に基づいて補助金を交付すべきである。

## 77. 保育士確保サポート奨励金

<概要>

所管	子ども未来部 子ども保育課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	私立保育園等の設置者					
対象事業	常用保育士等を6か月以上雇用し、交付申請をする日の属する年度の3月初日まで引き続き雇用すること					
根拠規定	岐阜市保育士サポート奨励金交付要綱					
交付目的	私立保育園等における保育士等の確保（要綱の文言）					
開始年度	平成29年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	—	6,300,000	7,500,000	8,100,000
	決算	—	—	7,200,000	5,700,000	7,200,000

<監査の結果>

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

**【事実関係】**

交付要綱では、交付の趣旨（目的）として、「私立保育園等における保育士等の確保」と記載されている。ヒアリングにおいても、私立保育園等における保育士等の確保が

困難となっていることを解消するための補助金であるとの説明がされた。

本補助金は、新規に保育士を雇い入れ、半年以上かつ年度末に雇用していることを要件として、奨励金として 100,000 円を交付するものである。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、「補助金等の交付の目的に従って」公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

**【指摘 子ども保育課】**

保育士等を雇用したことに対して奨励金を出すのは、保育士等の就職難の解消という目的（買い手市場）のための手段なら分かるが、保育士等の確保という目的（売り手市場）のための手段にはならないと思われる。後者の目的であれば、保育士等を募集するための行動費や広告費の補助、保育士等の人材育成のための費用の補助となるはずである。市によれば、通常の独自募集等では保育士の確保が極めて困難であるため、民間の人材紹介会社を利用しており、その際の紹介料として、当該保育士の年収の約 30% 相当額以上を人材紹介会社に支払うことが相場となっており、保育園運営の大きな負担になっているとのことである。まさに、そういった人材確保のための費用を補助するようにすべきである。

補助の目的に沿った補助対象事業、補助対象経費を設定すべきである。

## 78. 夜間保育室事業補助金

<概要>

所管	子ども未来部 子ども保育課
説明区分	団体育成補助金
交付先	夜間保育室の責任者 ※夜間保育室とは、児童福祉法の規定による認可を受けていない施設であって、市長が認定したものをいう。 ※岐阜市が補助金を交付しているのは 2 施設である。
対象事業	乳幼児保育及び延長保育
根拠規定	岐阜市夜間保育室事業補助金交付要綱
交付目的	夜間保育室の管理運営に寄与し、児童福祉の推進を図る（要綱の文言）
開始年度	昭和 42 年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	22,278,000	21,593,000	20,946,000	18,153,000	12,014,448
	決算	20,366,548	15,581,558	13,780,708	11,355,198	10,718,468

< 監査の結果 >

(1) 補助金の額

【事実関係】

交付要綱には、補助金の額について、補助の対象、補助の要件、算定基準等は、別表第2に定めるとおりとし、同表算定基準により算定された額を「補助金の交付限度額とする。」と定められている。

補助の対象及び算定基準にかかる別表第2の定めは、次のとおりである。

補助の対象	算定基準
乳幼児保育補助	補助金額（月額）
	0歳児 1人当たり 35,130円
	1歳児以上児 1人当たり 17,980円
延長保育補助	補助金額（月額）
	午前2時まで 1施設あたり 101,000円

乳幼児保育及び延長保育補助の交付申請書には、在籍児童数に関する記載のみがされ、これに機械的に算定基準額を乗じて申請額を算出した額を交付している。施設の収支予算書も決算書も添付されていない。

市は、本補助金を団体育成補助金としているが、昭和42年度から続けている。

別表第2の算定基準により算定された額は、補助金の交付限度額に過ぎないが、交付限度額が交付され続けている。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、「補助金等の交付の目的に従って」公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 子ども保育課】

補助金の額の算定にあたっては、各施設から提出される予算・決算書類を検討し、個別に補助の必要性を判断した過程を記録に残すべきである。

## 第8 任意団体・社団法人・財団法人等

### 79. 岐阜市スポーツ少年団本部運営補助金

#### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市スポーツ少年団本部 ※構成員は、日本スポーツ少年団に登録した単位団である。 ※事務局は、市民スポーツ課にある。					
対象事業	総会・懇親会、認定員養成講習会、リーダー研修会、ブロック交流大会の開催等					
根拠規定	岐阜市スポーツ少年団本部運営補助金交付要綱					
交付目的	スポーツを通じた青少年の健全な育成を図るとともに、スポーツ少年団を支援する（要綱の文言）					
開始年度	昭和41年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000
	決算	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000

#### <監査の結果>

##### (1) 補助対象事業

##### 【事実関係】

交付要綱では、「団本部が行う次の事業に要する経費」に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するとされている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 団が主催する大会及び指導者又は団員を大会に派遣する事業</li> <li>(2) リーダーの養成及び指導者の研修に関する事業</li> <li>(3) ジュニアリーダー会の育成に関する事業</li> <li>(4) 指導者を対象とした体力テストの実施</li> <li>(5) 団員及び指導者の顕彰に関する事業</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が青少年の健全な育成及びスポーツ少年団の支援のため必要と認めたもの</li> </ul> |
|---|

##### 【意見 市民スポーツ課】

交付要綱に定められた補助対象事業の内容が一義的に分かる規定に改めることが望ましい。特に、1号（「団が主催する大会及び指導者又は団員を大会に派遣する事業」）は、複数の事業が記載されているため、個々の事業毎に定めることが望ましい。

(2) 補助対象経費

【事実関係】

実績報告書に添付された収支決算書では、費目毎の金額が分かるのみで、内訳や詳細は不明である。

【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

【指摘 市民スポーツ課】

個別の補助対象事業毎の収支の内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。

## 80. 岐阜市スポーツ指導員連絡協議会運営費補助金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市スポーツ指導員連絡協議会 ※構成員は、岐阜市教育委員会認定のスポーツ指導員である。 ※事務局は、市民スポーツ課にある。					
対象事業	研修会（年2回）					
根拠規定	岐阜市スポーツ指導員連絡協議会運営補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市民のスポーツの振興並びに健康増進及び体力向上（要綱の文言）					
開始年度	昭和55年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	決算	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

交付要綱では、「協議会が行う次の事業に要する経費」を補助対象経費としている。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) スポーツ指導員向けの研修会の開催</li><li>(2) 各種スポーツ教室における指導及び助言</li><li>(3) 地域におけるスポーツ行事及び地域のスポーツ団体に対する指導及び助言</li><li>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が市民のスポーツ振興並びに健康増進及び体力向上のため必要と認めたもの</li></ul> |
|---|

実績報告書に添付された決算書では、「研修費 46,520 円」とあるだけで、内訳が不明である。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

**【指摘 市民スポーツ課】**

個別の補助対象事業毎の収支の内訳の分かる資料を作成・提出させるべきである。

(2) 余剰金の返還

**【事実関係】**

実績報告書に添付されている決算書では 88,061 円の余剰金が次年度繰越金とされている。

**【規範】**

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第 208 条第 2 項）

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるとされている。

**【指摘 市民スポーツ課】**

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

公金で支出される補助金よりも会費収入を先に経費に充当すべきであるし、団体の運転資金のためという理由で補助金を繰り越すことは認められないと考える。

(3) 補助の見直し

**【事実関係】**

本補助金は、昭和 55 年度から開始しており、長期にわたっている。

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、交付要綱は、事業補助としている。

協議会の収支は、収入「会費収入 108,000 円 (1,000 円×108 名)、繰越金 24,867 円、本補助金 52,000 円」、支出「事務局費 47,133 円、研修費 46,520 円、消耗品費 3,153 円 (尚子マラソンお茶代)」である。

【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 市民スポーツ課】

事業補助として正しく扱い、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、協議会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

### 81. 岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会運営費補助金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会 ※構成員は、岐阜市スポーツ推進委員である。 ※事務局は、市民スポーツ課にある。					
対象事業	スポーツ・レクリエーション祭、スポーツ推進委員研修会、ブロック交流会（ソフティバレーボール、グラウンドゴルフ）等の開催					
根拠規定	岐阜市スポーツ推進委員連絡協議会運営補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市民のスポーツ振興（要綱の文言）					
開始年度	昭和 42 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
	決算	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000

<監査の結果>

(1) 補助対象経費

【事実関係】

交付要綱では、「協議会が行う次の事業に要する経費」を補助対象経費としている。

- |  |
|--|
| (1) スポーツ振興に関する研修会の開催及び講師の派遣<br>(2) 協議会会員の研修<br>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が市民のスポーツ振興のために必要と認めたもの |
|--|

市は、「研修費 530,786 円(ブロック・専門活動費、全体研修会費用等)」「(第2条(1)に該当)と「派遣費 1,084,300 円(全国・東四・地区研修会派遣費等)」「(第2条(2)に該当)を補助対象経費として扱っているが、何のための経費なのか明らかでない。「ブロック・専門活動費」というのは、「スポーツ振興に関する研修会の開催及び講師の派遣」にかかる経費なのかも疑問である。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる(第232条の2)。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている(第3条)。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

#### 【指摘 市民スポーツ課】

個別の補助対象事業毎の収支の内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。

### (2) 余剰金の返還

#### 【事実関係】

令和元年度決算によれば、419,786 円の余剰金が次年度繰越金とされている。

#### 【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」(地方自治法第208条第2項)

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになる(とされている)。

#### 【指摘 市民スポーツ課】

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

公金で支出される補助金よりも会費収入を先に経費に充当すべきであるし、団体の運転資金のためという理由で補助金を繰り越すことは認められないと考える。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

本補助金は、昭和42年度から開始しており、長期にわたっている。

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、交付要綱は、事業補助としている。

協議会の収支は、収入「会費収入 2,050,000 円(20,000 円×100名、500 円×100名)、

繰越金 232,222 円、岐阜地区スポ連補助金 65,000 円、雑収入 12 円、本補助金 450,000 円」、支出「事務費 169,112 円、研修費 530,786 円（ブロック・専門活動費、全体研修会費用等）、派遣費 1,084,300 円（全国・東四・地区研修会派遣費等）、大会運営費 30,000 円、保険費 177,950 円、消耗品費 71,700 円、分担金 313,600 円」である。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

**【指摘 市民スポーツ課】**

事業補助として正しく扱い、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、協議会の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

**82. 岐阜市体育協会運営費補助金**

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 市民スポーツ課 ※令和元年度は、教育委員会 市民体育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市体育協会 ※構成員は、各種競技団体等である。 ※事務局は、市民スポーツ課にある。					
対象事業	市民スポーツ大会（ソフトボール、ソフトテニス、ライフル射撃、柔道等）、スポレク祭、市民総合体育大会等の開催					
根拠規定	岐阜市体育協会運営補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市民のスポーツの振興及び市民の体力向上を図る（要綱の文言）					
開始年度	昭和 22 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	5,200,000	5,200,000	5,200,000	5,200,000	5,200,000
	決算	5,200,000	5,200,000	5,200,000	5,200,000	5,200,000

<監査の結果>

(1) 交付目的の設定

【事実関係】

交付要綱には、交付の趣旨（目的）として、「岐阜市民のスポーツの振興及び市民の体力向上を図る」と記載されている（第1条）。

個別調査票では、交付の目的について「スポーツ競技力向上及び市民のスポーツ振興に資するため」と回答し、補助事業等の目的及び内容について「トップ選手育成の競技力向上と…幅広く市民への生涯スポーツの普及を図る」と回答している。

【意見 市民スポーツ課】

「市民のスポーツの振興」と「(トップ選手育成の)競技力の向上」は、同義ではない。

補助金を交付する目的を正確に設定することが望ましい。

(2) 補助対象事業

【事実関係】

交付要綱では、「協会が行う次の事業」を補助対象事業としている（第2条）。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 体育大会の開催及び岐阜県等が開催する体育大会への選手派遣</li><li>(2) 体育に関する講習会及び講演会の開催</li><li>(3) 体育に関する調査研究並びに資料及び情報の収集</li><li>(4) その他市長が市民のスポーツの振興及び市民の体力向上のために必要と認められたもの</li></ul> |
|---|

市は、岐阜市体育協会に対し、本補助金のほか、県スポ派遣のための旅費補助金937,000円を交付している。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

【指摘 市民スポーツ課】

交付要綱第2条(1)の「岐阜県等が開催する体育大会への選手派遣」事業は、旅費補助金の対象事業である。

補助対象事業を正確に設定すべきである。

(3) 補助対象経費

【事実関係】

交付要綱では、協会が行う上記の事業に要する経費を補助対象経費としている（第2条）。

一方、市は、決算書の下記の費用の合計5,240,538円を補助対象経費としている。

項	目	金額（円）	備考
事務局費	賃金	484,910	アルバイト賃金
	印刷製本費	117,180	総会議案等
	会議費	11,380	総会
	消耗品費	34,463	事務局消耗品
	通信費	46,235	郵送料、ハガキ等
	交際費	44,000	観光コンベンション協会賛助会費等
	手数料	66,760	ユニホームクリーニング代・振込手数料
	旅費	8,120	
	合計	813,048	
事業費	協会運営費	760,000	20,000円×38団体
	大会費	2,038,010	市民体育大会運営費等
	消耗品費	36,175	
	強化費	945,500	県スポ455人・地区251人・副賞365,000円
	表彰費	547,805	表彰用メダル等
	スポーツ少年団費	100,000	
	合計	4,427,490	

#### 【指摘 市民スポーツ課】

事務局費 813,048 円は、「協会の運営に要する経費」であり、補助対象経費に該当しない。交付要綱第 2 条（4）も、「協会の行う事業」であることが前提であるので、該当しない。

協会運営費 760,000 円は、各競技団体の数に応じた費用のようであるが、交付要綱第 2 条（1）～（3）には該当せず、（4）に該当するのかどうかは明確にはされていない。

強化費 945,500 円は、出場者の数に応じた費用のようであるが、交付要綱第 2 条（1）～（3）には該当せず、（4）に該当するのかどうかは明確にはされていない。

スポーツ少年団費 100,000 円も、交付要綱第 2 条（1）～（3）には該当せず、（4）に該当するのかどうかは明確にはされていない。

表彰費 547,805 円は、協会の表彰規程に基づく表彰にかかる費用であると思われるが、交付要綱第 2 条（1）～（3）には該当せず、（4）に該当するのかどうかは明確にはされていない。

交付要綱で補助対象経費とされた費用に対してのみ、補助金を交付すべきである。

#### 【事実関係】

大会費 2,038,010 円、消耗品費 36,175 円の内訳が、決算書においては明らかになっていない。本補助金は、実質は個々の競技のスポーツ大会の費用を補助するものであるが、その個々の大会の収支も、決算書においては明らかになっていない。

協会は、市から、市民総合体育大会等委託料として、10,447,800 円の委託料を受け取っているが、決算書の支出の部を見る限りにおいては、本補助金の補助対象経費と受託事業の経費とが区別されていないように見受けられた。

#### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

#### 【指摘 市民スポーツ課】

補助対象経費となる可能性のある費用については、内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。

#### (4) 余剰金の返還

##### 【事実関係】

令和元年度決算書によれば、347,281円の余剰金が次年度繰越金とされている。

##### 【規範】

会計年度独立の原則「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」（地方自治法第208条第2項）

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるとされている。

##### 【指摘 市民スポーツ課】

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

公金で支出される補助金よりも会費収入を先に経費に充当すべきであるし、団体の運転資金のためという理由で補助金を繰り越すことは認められないものである。

#### (5) 補助の見直し

##### 【事実関係】

本補助金は、昭和22年度から開始されており、長期にわたっている。

交付要綱は事業補助であるが、市は団体育成補助金と扱っている。なお、交付要綱が作成されたのは、平成27年である。

補助金の額を「予算の範囲内」としか定めておらず、協会からの交付申請額が予算額と一致しており、少なくとも直近5年間は、同じ5,200,000円を交付し続けているが、明確な算定根拠はなく、前年踏襲である。

##### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

##### 【指摘 市民スポーツ課】

事業補助として正しく扱い、補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、交付目的達成のために必要な事業を明確に補助金を交付するようにすべきである。

### 83. 母子家庭及び寡婦支援団体運営費補助金

#### <概要>

所管	子ども未来部 子ども支援課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市母子寡婦福祉連合会 ※構成員は、母子家庭の母及び寡婦である。 ※事務局は、岐阜市民福祉活動センター内にある。					
対象事業	福祉大会、総会、親子の集い、クリスマス会、お母さん憩い旅行等					
根拠規定	岐阜市母子家庭及び寡婦支援団体運営費補助金交付要綱					
交付目的	母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る（要綱の文言）					
開始年度	平成 11 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	決算	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000

#### <監査の結果>

##### (1) 補助金交付対象団体

##### 【事実関係】

本補助金は、「母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業を行う団体に対して」補助金を交付するものであるにもかかわらず、岐阜市母子寡婦福祉連合会にのみ交付されており、公募もされていない。

ヒアリングによれば、市の把握している母子寡婦の支援活動を行っている団体が同会しかないことが理由であった。

##### 【指摘 子ども支援課】

母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業を行う団体が本団体に限られないのであれば、公募すべきである。限られるのであれば、あらかじめ限定した補助対象団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。

##### 【事実関係】

市は、岐阜市母子寡婦福祉連合会の構成員や規約を把握していなかった。

##### 【指摘 子ども支援課】

任意団体は、構成員や規約等により団体の実態を把握しなければ、補助金等交付規則で定められた補助金等交付の除外条件（暴排条項）の存否の確認ができないし、補助の必要性も判断できない。

補助金交付対象団体の構成員名簿及び規約を作成・提出させるべきである。

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

### 【事実関係】

交付要綱では、「母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため」、「母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業を行う団体に対して」補助金を交付すると定められているのみであり、具体的な補助対象事業は定められていない。

補助対象経費は、母子家庭及び寡婦の自立の促進を目的として事業にかかる経費として、「人件費、通信運搬費、消耗品費、使用料又は賃借料、市長が必要と認める経費」とされている。

令和元年度収支決算書によれば、大会・総会講師及び各事業講師謝礼にかかる報償費が 115,000 円であるのに対し、需用費（消耗品費及び印刷費）が 1,052,574 円に上っており、そのうち消耗品費が 999,064 円である。そして、消耗品費の説明欄には、「事務用品、録音テープ、記念品（額・副賞）、写真、講師用茶菓・弁当・粗品記念品」との記載がある。

また、事業毎の運営費にかかる決算書によれば、福祉大会の消耗品費が 273,291 円、総会の消耗品費が 59,342 円であるのに対し、一日親子・若年母子の集いの消耗品費が 456,931 円、一人親家庭 1 日親子の集いの消耗品費が 172,330 円、若年母子の集いクリスマス会の消耗品費が 246,567 円、お母さん憩い旅行の消耗品費が 38,034 円となっている。

決算書の記載のみでは、本補助金が補助対象経費に使われたのか明らかでなかった。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

### 【指摘 子ども支援課】

親子の集い、クリスマス会、お母さん憩い旅行等親睦会の開催や記念品の授与が「母子家庭及び寡婦の福祉の増進」（交付目的）に資するのか、疑問である。補助対象事業を具体的に定めなければ、本補助金に公益上の必要があるのか、また予算の執行が補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行われているのか検討・判断をすることができない。

交付要綱において、交付目的に沿った補助対象事業を具体的に定めるべきである。

### 【指摘 子ども支援課】

記念品は消耗品費には該当しないと思われる。

支出の内訳について、詳細資料を作成・提出させるべきである。

(4) 事業評価

【事実関係】

本補助金は、事業評価シートが作成されていない。

【指摘 子ども支援課】

事業評価シートを作成して補助金の効果測定を行うべきである。

## 84. 文化団体補助金

<概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化芸術課 ※令和元年度は、市民参画部 文化芸術課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市文化団体補助金交付要綱
交付目的	岐阜市の文化団体の支援及び文化芸術の振興を図る（交付要綱より）

交付先	岐阜市芸術文化協会 ※構成員は、個人、団体、企業であり、市長が名誉会長である。 ※事務所は、ハートフルスクエアの公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団にある。					
対象事業	リレートーク、まちかどコンサート、ワークショップ等の開催、広報誌の発行等					
開始年度	平成2年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	576,000	576,000	576,000	576,000	576,000
	決算	576,000	528,470	576,000	576,000	576,000

交付先	小島信夫文学賞の会 ※構成員は、個人、団体、法人である。 ※事務局は、中部学院大学各務原キャンパス内にある。					
対象事業	文学賞、会報の発行					
開始年度	平成15年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	300,000	120,000	120,000	180,000	180,000
	決算	120,000	120,000	120,000	180,000	180,000

交付先	公益社団法人岐阜県交響楽団					
対象事業	演奏会、演奏活動、機関誌の発行等					
開始年度	平成 5 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	決算	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000

< 監査の結果 >

(1) 補助金交付対象団体

【事実関係】

交付要綱において、補助金交付目的を、「岐阜市の文化団体の支援及び文化芸術の振興を図る」としているが、補助金交付対象団体として、「岐阜市芸術文化協会」「岐阜県芸術文化会議」「公益社団法人岐阜県交響楽団」「岐阜平和美術展実行委員会」「小島信夫文学賞の会」の5団体にあらかじめ限定している。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

【指摘 文化芸術課】

「文化団体」の定義が明らかにされていないが、文化芸術の振興を目的とする団体を指すものと考えられ、交付要綱で特定されている団体以外にも多数存在するものと思われる。岐阜市の文化芸術の振興を図るため、文化団体を支援するという補助金の性質からすれば、補助金交付対象団体を限定すべき理由は見当たらない。

補助金交付対象団体を限定すべき理由がなければ、公募すべきである。理由があるのであれば、あらかじめ限定した団体に補助金を交付することが説明可能な交付目的を交付要綱に設定すべきである。

(2) 補助対象経費

【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「対象団体の運営に係る経費」であって、「文化芸術の発展及び振興のための事業に係る経費」「文化団体の広報活動に係る経費」「市長が必要と認める経費」とされている。

【指摘 文化芸術課】

補助対象経費は、個別具体的な費用を設定すべきである。

なお、運営に係る経費といいながら、事業に係る経費というのは、整合性がない。

### (3) 補助金額の決定

#### 【事実関係】

岐阜市芸術文化協会には、令和元年度予算書によれば、本補助金のほかに、会費収入 940,000 円、交流会会費 385,000 円等合計 1,326,000 円の収入と繰越金 538,000 円がある。

市は、支出合計 2,440,000 円のうち補助対象経費を 1,695,000 円とした上で、そこから、繰越金 538,000 円から繰越金充当事業の支出として 250,000 円を控除した残額を控除した残額 1,407,000 円の 2 分の 1 である 703,500 円が予算額 576,000 円を超えるとして、補助金の額を 576,000 円に決定しており、収入は全く考慮していない。

小島信夫文学賞の会には、令和元年度予算書によれば、本補助金のほかに、会費収入 480,000 円、応募料 10,000 円、各務原市からの補助金 50,000 円、岐阜県教育文化財団からの助成金 483,904 円の合計 1,352,164 円の収入と繰越金 328,260 円がある。

市は、支出合計 1,532,164 円すべてを補助対象経費とした上で、その 2 分の 1 である 766,082 円が予算額 180,000 円を超えるとして、補助金の額を 180,000 円に決定しており、これらの収入及び繰越金は全く考慮していない。

公益社団法人岐阜県交響楽団には、令和元年度予算書によれば、本補助金のほかに、賃貸収入 200,000 円、会費収入 7,464,000 円、公演収入 8,376,000 円等合計 19,136,000 円の収入と正味財産期末残高 124,050,000 円がある。

市は、支出合計 18,613,000 円のうち補助対象経費を 6,048,000 円とした上で、その 2 分の 1 である 3,024,000 円が予算額 400,000 円を超えるとして、補助金の額を 400,000 円に決定しており、これらの収入及び正味財産期末残高は全く考慮していない。

#### 【指摘 文化芸術課】

補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮して補助金の額を定めるべきである。

### (4) 前金払

#### 【事実関係】

上記のとおり、いずれの団体にも収入と繰越金（正味財産期末残高）があり、前金払の必要性が直ちには認め難い。

#### 【規範】

テーマ別マニュアルでは、概算払又は前金払による支出は、資金交付があらかじめなされなければ、当該補助事業等の遂行が適わず、補助金の交付目的を達成し得ないと認められる場合に限って認められるものとされている。概算払又は前金払の請求理由は、適切で具体的なものでなければならぬとされている。

#### 【指摘 文化芸術課】

前金払で交付するのであれば、適切な理由を具体的に記載した前金払請求書により、前金払が認められることを適切に判断した上で、交付すべきである。

## (5) 補助の見直し

### 【事実関係】

交付要綱では、補助金の上限を予算の範囲内とし、交付申請額は、予算額となっている。予算額の算定根拠はなく、基本的には前年踏襲である。

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は15年～30年継続して交付されており、長期にわたっている。

### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

### 【指摘 文化芸術課】

上記のとおり、補助金交付対象団体を最初から決め、各団体の収入や資産を考慮することなく、前年踏襲の予算額を補助金の額としていることから、まさに補助金の既得権化あるいは固定化された負担金になっている。

事業補助に切り替え、岐阜市文化団体補助金としての総額を予算額とし、交付要綱において、補助対象とする団体の数、補助対象事業、補助対象経費の範囲、補助対象経費に対する補助率、1団体に対する補助金の上限を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

## 85. 文化財関連団体補助金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 文化財保護課 ※令和元年度は、教育委員会 社会教育課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市文化財関連団体補助金交付要綱
交付目的	本市における文化財の保護及び活用を図る（要綱の文言）

交付先	中山道加納宿文化保存会 ※構成員は、周辺住民、加納ロータリークラブ代表等である。					
対象事業	会誌「中山道加納宿」の発行・配布、歴史講演会、神社例祭への協賛等					
開始年度	昭和54年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	決算	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000

交付先	中将姫誓願桜保存会 ※構成員は、周辺住民、芥見東自治会連合会長、芥見南自治会連合会長等である。					
対象事業	中将姫供養祭、観桜会の実施等					
開始年度	昭和 62 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	決算	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

交付先	琴塚顕彰協会 ※構成員は、周辺住民、新田自治会会長、神社総代等である。					
対象事業	琴塚古墳の清掃活動等					
開始年度	昭和 25 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	決算	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

交付先	高桑太鼓保存会 ※構成員は、高桑コミュニティ協議会会長、高桑自治会会長、高桑太鼓伝承者代表、指導員長の推薦者、高桑子ども会会計等である。					
対象事業	太鼓練習、祭りへの参加等					
開始年度	昭和 63 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	決算	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

交付先	元町一丁目織田塚保存会 ※構成員は、元町 1 丁目町内会の会員等である。					
対象事業	織田塚の草取りや献花等					
開始年度	昭和 32 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	決算	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

### < 監査の結果 >

#### (1) 補助金交付対象団体

##### 【事実関係】

交付要綱では、本補助金にかかる補助事業は、「市内にある指定を受け又は登録された文化財の承継及び普及啓発にかかる事業」とされ、補助対象者は「補助金の交付の申請をする日の属する年度前3年以上継続して、補助事業を実施した団体」とされている。

市内には 278 件（令和元年度時点）の文化財があるが、補助金交付対象団体の公募はなされておらず、上記5つの団体が固定化している。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

##### 【指摘 文化財保護課】

市内に 278 件ある文化財（令和元年時点）の中で、補助対象者を非公募としながら、特定の者に継続的に補助することは、たとえ補助対象事業を遂行する意欲と能力を備えて継続する団体が数件に限られているのだとしても、公平性の観点から疑問がある。「本市における文化財の保護及び活用を図る」という目的の補助金である以上、制度としての公正・公平を確保するためには、補助対象者を公募せざるを得ない。

交付要綱を改定し、補助金交付対象団体の選定基準あるいは補助を受けることができるための詳細な要件を設けた上で、公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における文化財の保護及び活用を図る」という目的による現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。

#### (2) 補助対象経費

##### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「公有地に所在する文化財の清掃活動に要する消耗品費、文化財及び文化財にまつわる地域の歴史の伝承又は普及啓発に要する講師謝金、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び手数料、事業の目的達成のため市長が必要と認める経費」とされている（第 4 条）。

中将姫誓願桜保存会の実績報告書に添付された会計報告では、費目毎の金額が分かるのみで、それらの内訳が不明である。

### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

### 【指摘 文化財保護課】

補助対象経費に該当する可能性のある費目については、内訳や詳細の分かる資料を作成・提出させるべきである。

## (3) 余剰金の返還

### 【事実関係】

中山道加納宿文化保存会の実績報告書に添付されている決算書では、余剰金 293,913 円が発生しているが、補助金は、前金払をした 80,000 円のままで確定させている。中山道加納宿文化保存会には、会費や広告費、事業収入等の収入がある。

中将姫誓願桜保存会の実績報告書に添付されている会計報告では、余剰金 38,981 円が発生しているが、補助金は、前金払をした 40,000 円のままで確定させている。中将姫誓願桜保存会は、会費や寄附金、雑収入等の収入がある。

高桑太鼓保存会の実績報告書に添付されている会計報告書では、余剰金 10,343 円が発生しているが、補助金は、前金払をした 30,000 円のままで確定させている。高桑太鼓保存会は、助成金や会費、雑収入等の収入がある。

元町一丁目織田塚保存会の実績報告書に添付されている会計報告書では、余剰金 2 円が発生しているが、補助金は、前金払をした 10,000 円のままで確定させている。元町一丁目織田塚保存会は、町内会費収入がある。

### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、前金払をしたものでも、実績報告を受けた結果、補助金等に余剰が生じた場合は、余剰金を戻入してもらうことになるとされている。

### 【指摘 文化財保護課】

補助金の余剰金があれば返還させるべきである。

## (4) 交付目的と事業評価

### 【事実関係】

交付要綱では、本補助金の目的は、「本市における文化財の保護及び活用を図る」とされているが（第 1 条）、いずれの補助金についても、事業評価シートには、成果指標として「補助金額」、「団体総事業費に占める市補助金割合」が用いられている。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

### 【意見 文化財保護課】

交付目的に即した適切な成果指標によって事業評価をすることが望ましい。

本補助金の目的が「本市における文化財の保護及び活用を図る」ことであるとすれば、その評価指標は、イベントや保存活動の開催回数や参加人数等を用いることが考えられる。

(5) 補助の見直し (中山道加納宿文化保存会)

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、中山道加納宿文化保存会に対する補助金は昭和54年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の申請額が予算額と同額となっている。

令和元年度決算(一般会計)は、以下のとおりであり、293,913円の繰越金が生じている。

(収入の部)

科目	予算額(円)	決算額(円)	増減	摘要
前期繰越金	515,336	515,336	0	
会費	283,000	249,000	-34,000	249名
広告費	280,000	210,000	-70,000	22社
助成金	80,000	80,000	0	岐阜市
事業収入	31,000	54,000	23,000	
雑収入	0	45,003	45,003	
合計	1,189,336	1,153,339	-35,997	

(支出の部)

科目	予算額(円)	決算額(円)	増減	摘要
事業費	800,000	773,274	-26,726	
会議費	30,000	6,300	-23,700	役員会議
事務通信費	30,000	33,452	3,452	
交通費	20,000	6,900	-13,100	出張交際費
予備費	309,336	39,500	-269,836	新年交流会(会員制)
次期繰越金		293,913	293,913	
合計	1,189,336	1,153,339	-35,997	

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる(第232条の2)。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

【指摘 文化財保護課】

中山道加納宿文化保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象

経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようすべきである。

(6) 補助の見直し (中将姫誓願桜保存会)

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、中将姫誓願桜保存会に対する補助金は昭和 62 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の申請額が予算額と同額となっている。

令和元年度会計は、以下のとおりであり、38,981 円の繰越金が生じている。

(収入の部)

科目	金額 (円)	摘要
繰越金	40,124	前期より
新規会費	25,000	新規加入 25 名
継続会費	495,000	継続 495 名
補助金	40,000	岐阜市より
寄附金	10,000	芥見東町づくり
	10,000	個人
	36,000	事業者
雑収入	94,000	五平餅 470 枚
	21,600	抹茶 54 人
	36,000	のぼり旗 12 本
	19,000	煎米 38 箱
	10,000	テレホンカードほか
収入合計	836,724	

(支出の部)

科目	金額 (円)	摘要
会議費	36,976	本部・支部会議
事務費	36,000	はがき、賞状等
印刷費	132,594	会員名簿作成
行事費	589,533	供養祭、観桜会運営費用
まちづくり協議会	2,640	まちづくり協議会
繰越金	38,981	次期会計に繰越
支出合計	836,724	

【指摘 文化財保護課】

中将姫誓願桜保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経

費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

(7) 補助の見直し (琴塚顕彰協会)

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、琴塚顕彰協会に対する補助金は昭和 25 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の申請額が予算額と同額となっている。

令和元年度の会計報告は、以下のとおりである。

	科目	決算額	補助対象	補助額 (単位:円)
収入	岐阜市補助金	40,000	—	—
	新田自治会補助金	30,000	—	—
	新田自治会追加補助	7,820	—	—
	計	77,820	—	—
支出	清掃費	33,150	○	30,000
	顕彰費	44,670	○ (印刷費等)	10,000
	会議費			
	計	77,820		

【指摘 文化財保護課】

琴塚顕彰協会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

(8) 補助の見直し (高桑太鼓保存会)

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、高桑太鼓保存会に対する補助金は昭和 63 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の申請額が予算額と同額となっている。

令和元年度の会計報告書は、以下のとおりであり、10,343 円の繰越金が生じている。

(収入の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
1. 助成金	80,000	高桑共有財産区より
2. 補助金	30,000	運営補助金 (教育委員会)
3. 会費	3,400	会員ばち・笛負担分
4. 雑収入	10,000	イベント参加お礼
5. 前年度繰越金	10,533	
合計	133,933	

(支出の部)

科目	金額	摘要
1. 事業費	119,794	イベント経費 40,794 太鼓修繕積立費 79,000
2. 事務費	3,796	インク・コピー代他
合計	123,590	

収入 133,933 円－支出 123,590 円＝差引残高 10,343 円（次期繰越金）

【指摘 文化財保護課】

高桑太鼓保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

(9) 補助の見直し（元町一丁目織田塚保存会）

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、元町一丁目織田塚保存会に対する補助金は昭和 32 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の申請額が予算額と同額となっている。

補助金額は 10,000 円と少額である。

令和元年度の収支決算書は、以下のとおりであり、2 円の繰越金が生じている。

(収入)

	金額（円）	備考
前年度繰越金	6	
町内会費	8,400	
市補助金	10,000	
合計	18,406	

(支出)

	金額（円）	備考
行事費	13,404	
管理費	5,000	樹木剪定代等
次年度繰越金	2	
合計	18,406	

【指摘 文化財保護課】

元町一丁目織田塚保存会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

## 86. 観光事業補助金

### <概要>

所管	ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 ※令和元年度は、商工観光部 観光コンベンション課
根拠規定	岐阜市観光事業補助金交付要綱
交付目的	本市観光の振興と発展（要綱の文言） 岐阜を訪れる観光客が効率よく岐阜市内及び近郊を観光できるようにすること及び観光客の立場に立って、心のこもったサービスができる観光タクシー事業の充実を図り、観光のイメージアップに寄与する事業を支援すること（事業評価シートの文言）

説明区分	団体育成補助金					
交付先	岐阜市周辺観光タクシー運営協議会 ※構成員は、市内タクシー会社 14 社、協同組合 3 社、観光コンベンション協会である。					
対象事業	観光タクシーに乗務するガイド乗務員に対する研修					
交付目的	岐阜を訪れる観光客が効率よく岐阜市内及び近郊を観光できるようにすること及び観光客の立場に立って心のこもったサービスができる観光タクシー事業の充実を図り、観光のイメージアップに寄与する事業を支援すること（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 8 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	決算	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000

説明区分	団体事業補助金					
交付先	株式会社岐阜新聞社					
対象事業	第 74 回全国花火大会の開催					
交付目的	観光客誘致、地域の活性化、観光資源の保全育成、市特有の観光資源等を広く宣伝することにより本市の観光の振興と発展を目的とする（事業評価シート）					
開始年度	昭和 52 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000
	決算	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000	2,250,000

説明区分	団体事業補助金					
交付先	株式会社中日新聞社岐阜支社					
対象事業	第 63 回全国選抜長良川中日花火大会の開催					
交付目的	観光客誘致、地域の活性化、観光資源の保全育成、市特有の観光資源等を広く宣伝することにより本市の観光の振興と発展を目的とする（事業評価シート）					
開始年度	昭和 52 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
	決算	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000

<監査の結果>

(1) 補助対象事業及び補助対象経費

【事実関係】

補助対象事業は、交付要綱で、次のように書かれている。

- (1) 観光客誘致に資する事業
- (2) 地域の活性化に資する事業
- (3) 市内の観光資源、自然等を広く宣伝できる事業
- (4) 観光資源の保全育成に関する事業
- (5) その他市長が特に必要と認めた事業

補助対象経費は、上記事業の実施に要する経費としか定められていない。

市は、食糧費以外の経費の全て（合計 1,868,259 円）を補助対象経費としており、総会の会場費も補助対象経費に加えているが、総会が上記の補助対象事業に該当するのかが不明である。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なも

のであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 観光コンベンション課】**

補助対象事業及び補助対象経費を交付要綱において具体的に定めるべきである。

市によれば、補助団体が行う事業内容によって、補助経費が多岐にわたるため、交付要綱で一律に定めるのではなく、決裁で個別具体的に判断する方が効率的とのことである。しかし、このような考えこそが、まさに手続きの公正さが確保されない要因である。決裁されればよいというのは、法律による行政の原則に反するのではないかと考える。また、交付要綱で具体的に定めたほうがむしろ効率性を高めることができる。

**（２）補助金の額（岐阜市周辺観光タクシー運営協議会）**

**【事実関係】**

補助金の額は、交付要綱において、上記事業の実施に要する経費の2分の1以内とされている。

協議会の予算書によれば、支出の合計額が2,040,000円で、収入として、岐阜県タクシー協議会岐阜支部の負担金1,200,000円、岐阜観光コンベンション協会の負担金100,000円、補助金600,000円、繰越金140,000円と計上されている。

市は、予算額600,000円が支出額合計2,040,000円の2分の1を超えないということで、同金額を補助金の額としている。

市によれば、交付先の予算額に過不足を生じさせないよう、前年度に交付先から補助申請予定額を聞き取っているとのことであったが、支出額の検討をした形跡はなかった。

**【指摘 観光コンベンション課】**

支出額のすべてが補助対象経費であるとした場合、支出額2,040,000円から補助金以外の収入1,300,000円を控除した残額である740,000円の2分の1以内（370,000円）が補助金の額となるのではないだろうか。このようにして算定している補助金もあった。

交付先から提出された事業内容及び経費の適否を検討し、補助金以外の収入がどの経費に充てられるべきかを検討し、その結果、補助金として支出する必要がある額を算定した過程を記録に残すべきである。

### (3) 補助の見直し（岐阜市周辺観光タクシー運営協議会）

#### 【事実関係】

市は、岐阜市周辺観光タクシー運営協議会に対する補助金を団体育成補助金と位置付け、平成8年度から毎年60万円を支出しつづけている。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

岐阜市周辺観光タクシー運営協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、団体の収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

### (4) 効果・経済性（岐阜新聞社及び中日新聞社）

#### 【事実関係】

本補助金は、昭和52年度から長期にわたって続いており、毎年、岐阜新聞社主催の花火大会に対する補助金額は225万円、中日新聞社主催の花火大会の補助金額は135万円と定例化されている。前年踏襲で金額設定されていると思われる、その都度、補助の必要性と金額の妥当性を検証した形跡はない。

本来であれば、交付申請をする団体が、事業内容とそれに要する経費を出し、補助金以外の収入と自己資金を充てても不足する分に対し、補助金の交付申請をするはずである。しかし、実態は、市が予算額を決め、それを両新聞社が確認し、それありきで、不足する分を自己資金で補うという逆転現象になっているように見受けられる。

岐阜新聞主催の花火大会の総事業費は約7000万円であるところ、補助額は225万円であり、補助率としては約3%である。中日新聞主催の花火大会の総事業費は約8700万円であるところ、補助額は135万円であり、補助率としては約1.5%である。

交付目的も、事業評価シートの記載を見る限り、具体的に考えられていないようであるし、効果測定も、来場者数でしか行っていないようである。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

#### 【指摘 観光コンベンション課】

補助金の既得権化、慣習化と言わざるを得ない。補助率が低いことは、そもそも当該

事業への補助の必要性が存するのかの疑問を生じさせることになる。

交付目的を具体的に定め、来場者数以外の指標により事業評価を行い、交付先の収支や財産状況も考慮し、補助の必要性が認められるかどうか、慎重に検討し、その過程を記録に残すべきである。

## 87. 青少年各種団体運営費補助金

<概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課
説明区分	団体育成補助金
対象団体	(1) ガールスカウト岐阜市連絡協議会 (2) 一般社団法人岐阜少年少女合唱団 (3) 岐阜ジュニア吹奏楽団 (4) 岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会 (5) 岐阜市シニアリーダークラブ
根拠規定	岐阜市青少年各種団体運営費補助金交付要綱
交付目的	岐阜市の青少年の健全育成（要綱の文言）

交付先	ガールスカウト岐阜市連絡協議会 ※構成員は、市内のガールスカウト団（2団）である。					
対象事業	キャンプ、講習等					
開始年度	昭和40年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000
	決算	58,000	58,000	58,000	58,000	58,000

交付先	一般社団法人岐阜少年少女合唱団					
対象事業	コンサートの開催等					
開始年度	昭和43年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	174,000	174,000	174,000	174,000	174,000
	決算	174,000	174,000	174,000	174,000	174,000

交付先	岐阜ジュニア吹奏楽団					
対象事業	演奏会等					
開始年度	昭和 57 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	87,000	87,000	87,000	87,000	87,000
	決算	87,000	87,000	87,000	87,000	87,000

交付先	岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会 ※構成員は、市内のバトントワリング少年団（4 団）である。					
対象事業	合同練習会、技能講習会等					
開始年度	平成 6 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	決算	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

交付先	岐阜市シニアリーダークラブ ※事務局は、ない。					
対象事業	インリーダー・ジュニアリーダーの定例会等への参加、研修事業の開催等					
開始年度	平成 2 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	決算	90,000	90,000	90,000	70,000	78,000

<監査の結果>

(1) 補助金交付対象団体

【参考報告】

交付要綱において、本補助金の補助金交付対象団体は、次の要件をすべてみたすものとしている。

- (1) 市内においてボランティア活動、地域貢献活動又は青少年の健全育成に寄与する活動を行っていること。
- (2) 満35歳以下の市内に在住し、在勤し、又は在学する者が、当該団体の構成員の総数の過半数を占め、かつ、その数が10人以上であること。
- (3) 規約を有し、当該団体による意思決定に基づき活動を行い、独立した経理及び監査の機能が確立していること。
- (4) 団体の活動の実績が客観的に認められること。
- (5) 団体の事務局等の活動の拠点が、市内に置かれていること。

補助金交付対象団体をあらかじめ限定するのではなく、要件を設定して決定しているので参考報告とする。

#### 【参考報告】

交付要綱において、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金交付対象団体とはしないとしている。

- (1) 専ら営利を目的として活動している団体
- (2) 特定の政党の利害に関する事業又は活動を行う団体
- (3) 特定の宗教、教派、宗派若しくは教団を支持し、又は支援する団体
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体
- (5) 国、県、市町村その他の公的機関から同種の補助金等の交付決定がされ、又は交付がなされた団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象団体として適当でないと認める団体

補助金の公益性、公正性、公平性に配慮した除外要件を設定しているので、参考報告とする。

#### 【事実関係】

平成23年度の包括外部監査の意見を受け、市は、本補助金の募集チラシを市のホームページに載せたが、その後、市への問い合わせが1件あったのみであり、毎年同じ団体が補助金交付対象団体となっている。

#### 【意見 社会・青少年教育課】

市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に見合っていない可能性も考えられる。

補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい。

#### (2) 補助対象経費

#### 【参考報告】

交付要綱において、補助対象経費は、団体の活動に係る経費で、次に掲げるものとするとしている。

- (1) 講師等への謝金（講師等の旅費を含む。）
- (2) 印刷及び製本に係る経費並びにこれらに類する経費
- (3) 文具、事務用品費等活動に必要な消耗品費及びこれらに類する経費

- (4) 切手代、はがき代等通信運搬に係る経費及びこれらに類する経費
- (5) 傷害保険料
- (6) 会場使用料、賃借料その他これに類する経費
- (7) 写真現像代、焼き増し代その他これに類する経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

補助対象経費を具体的に定めているので、参考報告とする。

#### 【事実関係】

傷害保険料を補助対象経費としている。

ガールスカウト岐阜市連絡協議会の令和元年度収支決算書によれば、収入及び支出の額 202,591 円のうち、傷害保険料が 37,350 円（450 円×83 人）である。

岐阜ジュニア吹奏楽団の令和元年度収支決算書によれば、スポーツ安全保険 42,400 円（800 円×53 人）が補助対象経費とされている。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

#### 【意見 社会・青少年教育課】

個人が契約者である傷害保険料によって利益を受けるのは契約者個人であるから、傷害保険料は補助対象経費から除外することが望ましい。

### (3) 補助の見直し（ガールスカウト岐阜市連絡協議会）

#### 【事実関係】

市は、補助金を団体育成補助金と位置付けているが、ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は昭和 40 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額 58,000 円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、年間登録料、参加費、負担金の収入がある。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例とし

て挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

#### 【指摘 社会・青少年教育課】

ガールスカウト岐阜市連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第232条の2の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第1部の9で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第3条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要もある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。また、補助金等ガイドラインは、この公益上の必要性を判断の指針を示すものである。これらを【規範】として、第1部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に反するかどうかというだけで判断するものではない。また、市によれば、「学校外での青少年育成という性質に適った取組みにかかる費用に対して補助するものであるから、事業補助に切り替えることは適合しない」とのことであるが、「学校外での青少年育成という性質に適った取組みにかかる費用に対して補助する」というのがまさに事業補助である。

#### (4) 補助の見直し（一般社団法人岐阜少年少女合唱団）

##### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、一般社団法人岐阜少年少女合唱団に対する補助金は昭和43年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額174,000円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、会費収入がある。

令和元年度の収入及び支出の1,750,315円に比して、補助金額は174,000円であり、補助率は約10%と低い。

##### 【指摘 社会・青少年教育課】

一般社団法人岐阜少年少女合唱団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。

#### (5) 補助の見直し（岐阜ジュニア吹奏楽団）

##### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は昭和57年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額87,000円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、団費、入団費、謝礼金（依頼演奏）、団員負担金等の収入がある。補助金額を超える357,526円の繰越金が生じている。

令和元年度の収入及び支出の2,386,345円に比して、補助金額は87,000円であり、補助率は約4%と低い。

##### 【指摘 社会・青少年教育課】

岐阜ジュニア吹奏楽団に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。

#### (6) 補助の見直し（岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会）

##### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は平成6年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額30,000円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、会費、個人分担金の収入がある。

令和元年度の収入及び支出の額158,254円に比して補助金額は30,000円であり、補助率は19%と高くない。

【指摘 社会・青少年教育課】

岐阜市バトントワリング少年団育成連絡協議会に対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業を具体的に定めるべきである。

(7) 補助の見直し（岐阜市シニアリーダークラブ）

【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は平成2年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額 90,000 円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、年会費、事業参加費の収入がある。

【指摘 社会・青少年教育課】

岐阜市シニアリーダークラブに対する補助金は事業補助に切り替えるべきである。そして、交付目的と補助の必要性を吟味した上で、それを踏まえた補助対象事業を具体的に設定し、シニアリーダークラブの収支や財産状況に照らして補助の必要のある額を交付するようにすべきである。

## 88. 日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金

<概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	日本ボーイスカウト岐阜市協議会 ※構成員は、市内のボーイスカウト団（10 団）である。					
対象事業	救急法講習会の開催等					
根拠規定	日本ボーイスカウト岐阜市協議会運営費補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市の青少年の健全育成を目的とする（要綱の文言）					
開始年度	昭和 40 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000
	決算	251,000	251,000	251,000	251,000	251,000

## <監査の結果>

### (1) 補助金交付対象団体の構成員

#### 【参考報告】

団体名簿の提出を受けているので、参考報告とする。

### (2) 補助対象経費

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費に「傷害保険料」が含まれている。令和元年度収支決算書によれば、収入及び支出の額504,000円のうち、傷害保険料が129,857円に上っている。傷害保険の契約者は、各団の団長とのことである。

#### 【意見 社会・青少年教育課】

個人が契約者である傷害保険料によって利益を受けるのは契約者個人であるから、傷害保険料は補助対象経費から除外することが望ましい。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は昭和40年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金額 251,000 円の算定根拠はなく前年踏襲となっており、補助金の申請額は予算額と同額となっている。

令和元年度の収支決算書によれば、協議会には助成金や団負担金の収入がある。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

**【指摘 社会・青少年教育課】**

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した補助対象事業と補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

市から、「交付規則には、具体的な補助事業を定めなければならないとは記述していないため、【指摘】となる重大な誤りではない。」との意見があったが、ここで述べていることは、地方自治法第232条の2の定める「公益上の必要性」の問題であり、公益上の必要性というのが単なる必要性や重要性だけではないことは、第1部の9で述べたとおりである。また、岐阜市補助金等交付規則第3条の定める「公正かつ効率的」を担保する必要もある。交付要綱において、補助対象事業が抽象的では、補助対象経費の必要性の判断も職員の判断にゆだねられることになってしまい、「公益上の必要性」や「公正かつ効率的」を担保することができない。また、補助金等ガイドラインは、この公益上の必要性を判断の指針を示すものである。これらを【規範】として、第1部で述べたとおり、合規性、公平性、公益性、必要性、有効性、効率性の観点から、適法性又は妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるものを【指摘】としている。規則に反するかどうかというだけで判断するものではない。

**89. 障害児・者団体運営費補助金**

＜概要＞

所管	福祉部 障がい福祉課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市障害児・者団体運営補助金交付要綱
交付目的	障害児・者の福祉の増進を図る

交付先	一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会 ※構成員は、小学校区を単位とした分会の会員である。					
対象事業	岐阜市身体障害者福祉大会の開催、機関紙・パンフレットの発行、研修旅行、相談事業（障害者生活支援センターの指定管理）、自動販売機事業等					
開始年度	昭和 46 年度（平成 20 年度から 24 年度まで廃止）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	決算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

交付先	岐阜市視覚障害者福祉協会 ※構成員は、岐阜市、山県市、本巣郡北方町及び瑞穂市に在住又は通勤する視覚障害者である。					
対象事業	体験学習、研修旅行、老人ホーム治療奉仕等					
開始年度	昭和 45 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	決算	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000

交付先	岐阜市聴覚障害者福祉協会 ※構成員は、岐阜市及び近郊地域に在住する聴覚障害者である。					
対象事業	講演会の開催、手話フェスティバルの開催等					
開始年度	昭和 45 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000
	決算	135,000	135,000	135,000	135,000	135,000

交付先	岐阜地区知的障がい者育成会 ※構成員は、知的障がい児・者を持つ保護者又は本人である。					
対象事業	会報誌の発行、研修会の開催等					
開始年度	平成 11 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
	決算	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000

交付先	岐阜市肢体不自由児者父母の会 ※構成員は、肢体不自由児者の保護者、肢体不自由児者の教育育成に協力、賛助する者である。					
対象事業	社会見学、クリスマス会等					
開始年度	平成 10 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000
	決算	63,000	63,000	63,000	63,000	63,000

< 監査の結果 >

(1) 補助金交付対象団体

【事実関係】

本補助金は、「障害児・者の福祉の増進を図る」という交付目的により、「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」に補助金を交付することとしているが、交付要綱において、交付対象団体を下記団体に特定している。

一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会、岐阜市視覚障害者福祉協会、岐阜市聴覚障害者福祉協会、岐阜地区知的障がい者育成会、岐阜市肢体不自由児父母の会、岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 障がい福祉課】

「障害児・者の福祉の増進を図る」という交付目的で「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」に補助金を交付するという現在の交付要綱であれば、補助金交付対象団体を特定の団体に限定すべき理由が認められず、公募すべきと言わざるを得ないが、公募しないのであれば、「障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。

(2) 補助金の額（一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会）

【事実関係】

一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会（以下「市福祉協会」という）は、自動販売機の管理による「収益事業」も営んでおり、令和元年度においては約 1,200 万円の収入があった。

この「収益事業」から補助金の対象となっている「管理・支援事業」に 900 万円が振替えられており、同事業費用の約 6 割を補填している形になっている。

市福祉協会の管理費・支援事業費に関する令和元年度収支決算書の概要は以下のとおりである。

## 令和元年度 収支決算書 管理費・支援事業の部

(単位：円)

科目	決算額	備考
経常収益	6,518,777	
運営助成金収入	2,000,000	岐阜市運営助成金（補助金）
開催助成金収入	781,800	なかよし運動会開催助成金他
負担金収入	300,000	相談員協議会事務負担金
参加負担金収入	3,263,000	会員研修旅行、鵜飼を見る会他
会費収入	161,400	1,614人（△93人）
その他	12,577	基本財産利息等
経常外収益	9,279,439	
繰入金収入	9,000,000	収益事業からの資金振替
前年度繰越金	279,439	前年度からの繰越金
収益計	15,798,216	
経常費用	15,261,415	
〔支援事業〕	9,594,191	
消耗品費	53,483	福祉大会 6,036
資料印刷費	665,092	福祉大会プログラム 53,946
使用料	1,171,420	福祉大会会場使用料他 23,550
会議費用弁済	94,500	福祉大会準備 4,600
雑費	1,921,620	福祉大会 186,072
研修費	4,343,712	会員、婦人の会研修旅行
その他	1,344,364	鵜飼・運動会弁当ほか
〔管理費〕	5,667,224	
人件費	2,893,200	
法定福利費	758,054	
使用料	368,618	
会議費	727,734	
その他	919,618	交際費 120,000 慶弔費 75,000
経常外費用	893	
費用計	15,262,308	
収支差引額	535,908	次年度繰越金

具体的な補助対象経費は、上記収支決算書の「支援事業」のうち、備考欄に記載した福祉大会関連費 274,204 円と広報活動費 523,200 円、及び「管理費」から交際費・慶弔費を除いた 5,472,224 円の合計額 6,269,628 円である。

補助金の額は、前述の補助対象経費 6,269,628 円に補助率 2 分の 1 を乗じて算出した補助対象限度額と市の予算 2,000,000 円を比較していずれか少ない金額となっている。

## 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、

補助をすることができる」とされている（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

**【指摘 障がい福祉課】**

運営費補助金は、補助対象経費に対して収益事業による収入や負担金等で賄えない部分に対して交付する補助金である。市福祉協会は、「収益事業」において、900 万円の振替を行ってもなお利益を出している。また、振替可能な最大額が 900 万円であるとする根拠は明らかでなく、本補助金が 200 万円（少なくとも直近 5 年間は変動していない）であることを前提にしていると思われる。

補助金として維持するのであれば、収益事業における利益部分を差引いた額を基にして、補助金の額を決定すべきである。そうしないのであれば、補助金ではなく委託事業とすべきである。

**(3) 事業評価シート**

**【事実関係】**

各交付先の行っている事業は、それぞれ具体的な内容が異なっているが、事業評価シートは、異なる交付先のものが一括して作成されている。

補助金等ガイドラインによる「補助金等の見直し基準チェックシート」については、交付先毎に作成されているものの、一部評価しない視点が空欄になっている部分を除くと、それ以外の評価はすべて同じとなっている。

**【指摘 障がい福祉課】**

たとえ要綱が同じであっても、交付先毎に事業の具体的な内容が異なり、その公益性や必要性、効果も異なるのであるから、個別に評価すべきである。

事業評価シートは交付先毎に作成すべきである。

**(4) 補助の見直し**

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は、古いもので昭和 45 年度から、新しいものでも平成 11 年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、障害児・者の自立及び社会参加を促進する事業を実施する団体に補助金を交付するとして、事業補助のようにも思えるが、補助対象事業の具体的な定めはなく、補助対象経費は下記のとおり具体的には定められているものの、網羅的に定められており、実質的に運営費補助となっている。

人件費、講師謝礼金、旅費（来賓、ボランティアその他市長が認める者に対して支出するものに限る。）、消耗品費、燃料費、食糧費（会議の茶及び来賓の食事に係る費用に限る。）、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、ボランティア保険料、会場借上料、リース料、負担金その他団体の運営又は事業の実施に必要と認められる経費
--

補助金の額は、すべて予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1の額を限度とする  
とされているが、実際の交付額は、ほとんどが予算の金額となっているため、過去5年  
間は同額で推移している。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、  
補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助  
金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運  
営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判  
断できると示されている。

【指摘 障がい福祉課】

事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必  
要性に即した具体的な補助対象事業及び個々の補助対象事業にかかる補助対象経費を  
定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 90. 岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会補助金

<概要>

所管	福祉部 障がい福祉課					
説明区分	開催補助金					
交付先	一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会 ※市内を9地域に分けた支部が置かれている。					
対象事業	不明 ※岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会開催要綱によれば、同大会の主催 者は、岐阜県、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会、一般財団法 人岐阜県身体障害者福祉協会である。					
根拠規定	交付要綱なし					
交付目的	身体障害者が運動競技をとおして体力の維持増強を図る（個別調査票の 文言）					
開始年度	昭和57年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	決算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000

<監査の結果>

(1) 交付要綱

【事実関係】

本補助金には交付要綱がなかった。他に、交付要綱のない補助金は、ほとんど存在しなかった。

【指摘 障がい福祉課】

交付要綱を設けるべきである。

(2) 補助の見直し

【事実関係】

「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会」が作成者である補助金等交付申請書の補助事業等の目的及び内容には、「体育大会を開催する」と記載されていたが、上記のとおり、岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会開催要綱によれば、同大会の主催者は、「岐阜県」、「一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会」、「一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会」であり、「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会」は記載されていない。市が作成している内部資料には、「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会」は、主管として同大会の運営を実施していると記載されているが、同開催要綱によれば、主管は、「岐阜県身体障害者福祉協会岐阜ブロック」と記載されており、これは「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会」のことなのか判然としない。

補助金等交付申請書に添付されている収支予算書は、次の内容となっていた。

(収入の部)

科目		金額	内容
助成金	運営助成金	90,000 円	岐阜市補助金
繰入金	繰入金	90,000 円	協会会計より
収入合計額		180,000 円	

(支出の部)

科目		金額	内容
事業費	各種負担金	180,000 円	地区大会各支部負担金 1支部2万円×9
支出合計額		180,000 円	

実績報告書に添付されている収支決算書は、次の内容となっていた。

(収入の部)

科目		金額	内容
助成金	開催助成金	90,000 円	岐阜市補助金
繰入金	繰入金	90,000 円	協会事業費より
収入合計額		180,000 円	

(支出の部)

科目	金額	内容
支援費	各種負担金	180,000 円
		各支部負担金 1 支部 2 万円×9 支部
支出合計額	180,000 円	

岐阜県身体障害者岐阜地区体育大会事業実施報告書の収支決算書における収入の部は、次の内容となっており、市の補助金は記載されていなかった。なお、これが誰の(どの団体の)収支決算書なのかは記載されていなかった。

	決算額	摘要
委託金	300,000 円	県身障協会委託金 (2 ブロック)
負担金	320,000 円	支部負担金 20,000 円×16 支部
合計	620,000 円	

同大会の開催要綱、補助金等交付申請書の収支予算書、実績報告書の収支決算書、同大会の収支決算書を見る限り、本補助金が対象としている補助対象事業は、「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会による支部負担金の支出」と解釈するほかない。

市は、「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会による支部負担金の支出」に対して、その半額を補助しているが、交付目的(個別調査票に記載されている交付目的は体育大会の目的である)、必要性、有効性は明らかではなかった。また、事業評価シートは、「岐阜県障害者スポーツ協会/一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会/岐阜地区知的障がい者育成会/岐阜市視覚障害者福祉協会/岐阜市聴覚障害者協会/岐阜市肢体不自由児者父母の会/岐阜県自閉症協会岐阜市ブロック/岐阜県難病団体連絡協議会岐阜支部/社会福祉法人岐阜アソシア」に対する補助金がひとまとめで作成されており、本補助金としての事業評価はなされていないと言わざるを得なかった。

本補助金は、昭和 57 年度から続いており、金額の変動もない。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができるとされている(第 232 条の 2)。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている(第 3 条)。

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか(効果の程度)、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する(補助効果と補助金額の比較)、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる(形式的、習慣的)と示されている。

【指摘 障がい福祉課】

「一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会による支部負担金の支出」に対して、その半額を補助する公益上の必要性が明らかにされていない。同協会は、上記のとおり、収益事業により利益を留保しており、同協会に補助する必要があるのかも疑問である。

補助の公益上の必要性が認められるのかどうかを慎重に吟味し、本補助金の継続の是非を検討した上で、その過程を記録に残すべきである。

なお、市は、一般財団法人岐阜市身体障害者福祉協会による開催を補助していると認識しているが、そうだとした場合も、同じことである。

## 91. 保健医療関係団体補助金

<概要>

説明区分	団体事業補助金
根拠規定	岐阜市保健医療関係団体補助金交付要綱
交付目的	本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る

所管	健康部 保健医療課					
交付先	<p>岐阜市献血推進協議会</p> <p>※構成員は、一般社団法人岐阜市医師会、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会、日本労働組合総連合会岐阜県連合会、岐阜市自治会連絡協議会、一般社団法人岐阜市薬剤師会、岐阜市赤十字奉仕団、岐阜市中央卸売市場協会、ぎふ農業協同組合、岐阜県高等学校長協会、岐阜薬科大学、岐阜市等である。</p> <p>※事務局は、保健医療課にある。</p>					
対象事業	<p>高校2年生への献血リーフレット配布、成人式での献血啓発チラシの配布、移動採血者における献血者へ啓発資材配布、広報ぎふ、岐阜市HPに献血PR掲載、ポスター掲示等</p>					
開始年度	平成8年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
	決算	180,000	180,000	178,404	180,000	180,000

所管	健康部 健康政策課					
交付先	<p>岐阜市公衆衛生協議会</p> <p>※構成員は、公益社団法人岐阜県看護協会、岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合、公益社団法人岐阜県獣医師会、岐阜県美容業生活衛生同業組合、公益社団法人岐阜県診療放射線技師会、岐阜県理容生活衛生同業組合、一般社団法人岐阜市医師会、一般社団法人岐阜市歯科医師会、岐阜市食品衛生協会、岐阜市鍼灸マッサージ師会、一般社団法人岐阜市薬剤師会、岐阜市浴場協同組合、生活衛生同業組合岐阜県映画協会、一般社団法人岐阜県助産師会、一般社団法人岐阜県栄養士会、一般社団法人岐阜県歯科衛生士会、岐阜市食生活改善推進協議会、岐阜市女性の会連絡協議会等である。</p> <p>※事務局は、健康政策課にある。</p> <p>※この会は、岐阜県公衆衛生協議会の岐阜市支部を兼ねる。</p>					
対象事業	岐阜市公衆衛生事業功労者表彰、地区保健活動配布用啓発用品の配布、犬及び猫の慰霊式への協力（献花）等					
開始年度	昭和 54 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	決算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

所管	健康部 健康増進課					
交付先	<p>岐阜市食生活改善推進協議会</p> <p>※構成員は、食生活改善推進員である。</p> <p>※事務局は、健康増進課にある。</p>					
対象事業	男の料理教室、親子ふれあい教室での試食提供、公民館まつりでの骨密度測定時の試食提供、子ども会インリーダー対象料理教室、公民館文化祭での活動紹介、減塩と野菜摂取の啓発、「今日から変える生活習慣」でリーフレットの配布と情報提供等					
開始年度	平成 18 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000
	決算	216,000	216,000	216,000	216,000	216,000

所管	健康部 食品衛生課					
交付先	岐阜市食品衛生協会 ※構成員は、岐阜市内に営業所又は事業所を有し、食品、添加物、器具、容器包装等の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、販売等を行う者等					
対象事業	食品衛生功労者表彰、食品衛生優良施設表彰、機関紙「ぎふ食協だより」の発行、食品衛生責任者講習会の実施、食品営業従事者の検便実施、食品の自主検査実施、食品衛生啓発活動（チラシ等配布、子ども一日食品衛生監視員事業）、食品営業使用井戸水の検査、食品衛生関連物資の斡旋（隔測温度計、石けん液等）等					
開始年度	昭和 49 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000
	決算	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

所管	健康部 健康政策課					
交付先	一般社団法人岐阜県医師会					
対象事業	健康増進等を周知するためのラジオ番組の放送等					
開始年度	昭和 53 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	決算	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000

所管	健康部 健康政策課					
交付先	一般社団法人岐阜市医師会					
対象事業	岐阜市医師会准看護学校の運営					
開始年度	平成 27 年					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	決算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000

所管	健康部 地域保健課					
交付先	岐阜市あけぼの会 ※構成員は、精神障がい者及びその家族である。					
対象事業	講演会、学習会等の開催、障がい者及びその家族のための相談活動、精神障がい者について、地域住民への啓発活動等					
開始年度	昭和 59 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	決算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000

<監査の結果>

(1) 補助金交付対象団体

【事実関係】

本補助金は、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という広い目的によるものであるが、交付要綱において、「補助事業、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。」として、あらかじめ補助金交付対象団体を限定している。

別表は次のとおりである。(下線は他項目と異なる表記につき加筆した)。

	補助事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
1	献血の普及及び啓発活動、献血の会場となる事業所への協力の依頼等献血を推進する事業	岐阜市献血推進協議会	事業活動費、会議費、研修費、事務費 その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、180,000円を上限とする。)
2	健康で文化的な市民生活を図るため、公衆衛生の向上を推進し、並びに公衆衛生思想の普及及び啓発活動を行う事業	岐阜市公衆衛生協議会	事業活動費、会議費、研修費、事務費 その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、50,000円を上限とする。)
3	健全な食生活を実践できる者の育成等食を通じた市民の健康増進を図る事業	岐阜市食生活改善推進協議会	事業活動費、会議費、研修費、事務費 その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、216,000円を上限とする。)

4	食品に起因する危害の発生防止及び食品衛生思想の普及を図るために啓発活動を行う事業	岐阜市食品衛生協会	当該事業に係る事業費、会議費、研修費、事務費その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、270,000円を上限とする。)
5	一般社団法人岐阜県医師会に属する医師等が、ラジオ等により市民の健康の保持、疾病の予防、疾病の早期発見等についての広報活動を行う事業	一般社団法人岐阜県医師会	事業活動費、会議費、研修費、事務費その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、350,000円を上限とする。)
6	一般社団法人岐阜市医師会准看護学校が岐阜市医師会准看護学校を運営する事業	一般社団法人岐阜市医師会准看護学校	管理費、事業運営費、会議費、研修費、事務費その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、2,000,000円を上限とする。)
7	精神障がい者の社会参加、社会復帰等に対する支援を行う事業	岐阜市あけぼの会	事業活動費、会議費、研修費、事務費その他補助事業に要する経費	補助対象経費の額 (ただし、90,000円を上限とする。)

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

#### 【指摘 保健医療課、健康政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課】

「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という広い目的によるのであれば、補助金交付対象団体をあらかじめ限定しておく合理的な理由はないと思われる。市は、上記の団体がその事業を行う唯一の団体であることをもって公募に適さないと考えているようであるが、それは、当該団体の事業に対して補助することの公益上の必要性を根拠づける一つの事実であって、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という目的で補助金を交付する団体を公募しない理由にはならない。補助金の既得権化といわれることのないよう公金支出の公正・公平の確保をするため、毎年度、各団体の事業に対して補助するかどうかを評価検証していることの説明責任を果たすため、新たな団体の発掘や育成により「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」という目的をより達成するためにも、補助金交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「本市における保健及び医療の充実及び発展並びに市民の健康増進を図る」

という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

### 【事実関係】

上記のとおり、交付要綱において、補助対象事業は、抽象的にしか定められていない。補助対象経費の「事業費」や「事業活動費」も抽象的である。

各補助事業者の決算書上、ほとんどの経費が補助対象経費となっていた。実績報告書等を確認したところ、補助金の使用実態としては、下記のとおりであった。

	補助事業者	補助金の使用実態（判断理由）
1	岐阜市献血推進協議会	運営費補助 (事業評価シートに運営費を補助するとの記載)
2	岐阜市公衆衛生協議会	事業費補助 (会費収入あり)
3	岐阜市食生活改善推進協議会	事業費補助 (会費収入あり)
4	岐阜市食品衛生協会	事業費補助 (会費・事業収入あり)
5	一般社団法人岐阜県医師会	事業費補助 (県補助金及び医師会負担金あり)
6	一般社団法人岐阜市医師会	事業費補助
7	特定非営利活動法人岐阜市あけぼの会	事業費補助 (会費収入あり)

### 【指摘 保健医療課、健康政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課】

補助対象事業が抽象的であると、当該団体の既得権益的な補助金になりがちであり、現に本補助金はそのように見受けられる。運営費補助と事業費補助では補助対象経費の範囲が異なるものである。

補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。

## (3) 補助金算定根拠

### 【事実関係】

いずれも要綱別表において上限金額が定められているが、少なくとも過去5年間は上限金額が補助金として支出されている（なお、岐阜市献血推進協議会に対する平成29年度の補助金は178,404円であり、上限180,000円未満であった。）。その算定根拠は明らかではなかった。

### 【指摘 保健医療課、健康政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課】

補助金の内容毎に補助金の算定根拠を作成すべきである。

#### (4) 終期の設定

##### 【事実関係】

交付要綱に終期に関する定めはなく、長期にわたって支出されている。

##### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

##### 【意見 保健医療課、健康政策課、健康増進課、食品衛生課、地域保健課】

補助対象者の現状把握、補助の継続、金額の妥当性、効果の把握等を行うべく、交付要綱に終期を設定することが望ましい。

#### (5) 指導監督

##### 【事実関係】

岐阜市食品衛生協会に対する補助金の補助事業の内容は「食品に起因する危害の発生防止及び食品衛生思想の普及を図るために啓発活動を行う事業」とされている。

一方、岐阜市食品衛生協会の平成30年度、令和元年度の決算書では、いずれも、岐阜市からの補助金の説明は「岐阜市からの運営費補助金」とされており、補助金が何の事業のために何の経費に使用されたのかが明らかでなかった。

##### 【指摘 食品衛生課】

要綱上は事業補助とされているが、補助団体では運営費補助として運用されている。

補助対象事業を具体的に規定した上で、当該事業の補助対象経費に補助金を使用されているかどうかの確認をしたことが分かる決算書を提出させるべきである。

#### (6) 前金払

##### 【事実関係】

岐阜市食品衛生協会の前金払請求書によれば、前金払申請の理由は「令和元年度事業は年度当初から実施しているが、会費等の収入の多くは年度中旬以降の納入となることから、5月から開催の食品衛生責任者養成講習会や食品衛生責任者講習会等の諸経費の支払い等運営費として必要なため」とされている。また、令和元年度決算報告の添付文書には、本年度末「繰越金 637 千円について、総会の費用と、4～5月分人件費の支出に必要となる」と記載されている。

一方、令和元年度末の財産目録の提出を求めたところ、財政調整基金（歳出の部「積立金」の累積に該当）残高は、3,069,259円であった。6月14日以前の支出額は、上記より、2,168,775円であり、積立金額と繰越金額を合計した額を下回る。

##### 【規範】

岐阜市補助金等交付規則第18条第2項では、前金払を受けようとする者は、補助金

等前金払請求書を提出しなければならないとされている。

テーマ別マニュアルでは、資金交付があらかじめなされなければ、当該補助事業等の遂行が適わず、補助金の交付目的を達成し得ないと認められる場合に限って、前金払による支出が認められるとし、前金払請求理由は適切で具体的なものでなければならないとされている。

**【指摘 食品衛生課】**

会費収入が入る前に支出があるというだけでは補助金を前金払する必要性は認められない。積立金 300 万円以上、繰越金 80 万円以上を有する団体に対し、27 万円の補助金を前金払する必要性があるとは認め難い。

前金払の必要性が認められる場合にのみ前金払をすべきである。

(7) 補助の見直し

**【事実関係】**

岐阜市食品衛生協会に対する補助金の額は、平成 10 年度以降毎年度 27 万円である。同協会の場合、収入金額のうち補助金の額の占める割合は約 1.5%に過ぎない。

平成 30 年度、令和元年度の資料によれば、同協会の各年度歳入歳出決算書の概要は下記のとおりである。

	平成 30 年度 (円)	令和元年度 (円)
歳入の部	18,398,750	19,610,477
(内、岐阜市補助金)	(270,000)	(270,000)
歳出の部	17,761,314	18,741,074
(内、総会費)	(193,735)	(207,255)
(内、積立金)	(70,996)	(600,000)
差引残額 (翌期繰越金)	637,436	869,403

上記のとおり、令和元年度末の財政調整基金(歳出の部「積立金」の累積に該当)残高は、3,069,259 円であった。

**【規範】**

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか(効果の程度)、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する(補助効果と補助金額の比較)、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる(形式的、習慣的)と示されている。

**【指摘 食品衛生課】**

対象団体の収支や財産状況も精査し、補助金の必要性を吟味した上で、補助の継続の可否、補助金額の検討を行い、その過程を記録に残すべきである。

(8) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況(一般社団法人岐阜市医師会)

**【事実関係】**

一般社団法人岐阜市医師会に対する補助金については、平成 23 年度の包括外部監査の対象となっており、その指摘・意見、市の措置状況、本監査での確認内容は次のとおりである。

平成 23 年外部監査 指摘・意見の内容	措置状況 (平成 26 年報告措置状況)	措置状況の確認等
(意見) 補助金の見直しの必要性和実質的な補助の必要性の検討について 収支決算書以外の決算書の入手の必要性和補助金の算定根拠を明確化することが望まれる。	平成 24 年より、収支決算書以外の資料として積立金にかかる資料を提出させ必要性について確認をしている。平成 26 年度に准看護学校が移転するため、今後の准看護学校の運営状況を確認し、見直すこととする。	令和元年度は退職引当金があったため、退職積立金につき、退職者数の確認を行ったとのことであった。

【指摘 健康政策課】

退職者数を確認するのみならず、退職積立金の算定資料を求め、退職積立金残高が適正であるか確認すべきである。

【事実関係】

平成 23 年外部監査 指摘・意見の内容	措置状況 (平成 26 年報告措置状況)	措置状況の確認等
(意見) 准看護学校へ補助する必要性について 准看護師に対する社会的なニーズの減少が生じていることから、准看護学校に対する補助の必要性を見直すことが望まれる。	現在の准看護学校への求人状況は、卒業生の数を上回り、卒業生の就業者のほとんどが本市内に就職している状況であった。今後も求人状況、卒業後の進路状況について、每期確認を行っていくこととした。	平成 26 年度以降の卒業生の就職状況等につき、資料が提出された。 下表のとおり、就業者に占める市内就職者の割合は過半数以上であった。

	就業者 (A)	うち市内 就職者数 (B)	(B) / (A)	定時制 進学者	全日制 進学者	未就 業者	その 他
平成 26 年度	29	21	72.41%	26	21	2	1
平成 27 年度	33	17	51.52%	27	12	4	0
平成 28 年度	35	21	60.00%	30	9	5	0
平成 29 年度	23	16	69.57%	24	6	5	2
平成 30 年度	16	9	56.25%	32	8	11	2
令和元年度	17	12	70.59%	21	8	2	1

## (9) 前金払の検討（一般社団法人岐阜市医師会）

### 【事実関係】

一般社団法人岐阜市医師会の前金払請求書によれば、前金払申請の理由は「上半期の運営資金に充当するため、（補助金の）前金払を要望します」と記載されているだけで、具体的な理由は記載されていない。

### 【規範】

岐阜市補助金等交付規則第18条第2項では、前金払を受けようとする者は、補助金等前金払請求書を提出しなければならないとされている。

テーマ別マニュアルでは、資金交付があらかじめなされなければ、当該補助事業等の遂行が適わず、補助金の交付目的を達成し得ないと認められる場合に限り、前金払による支出が認められるとし、前金払請求理由は適切で具体的なものでなければならないとされている。

### 【指摘 健康政策課】

抽象的な記載では、前金払の必要があると認められることが確認できない。

具体的な理由の記載がない場合は記載内容について指導した上で、前金払の必要性が認められる場合にのみ前金払をすべきである。

## 92. 平和啓発推進補助金

### <概要>

所管	市民協働推進部 男女共生・生涯学習推進課 ※令和元年度は、市民参画部 男女共生・生きがい推進課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市平和啓発推進補助金交付要綱
交付目的	岐阜市の平和に関する啓発活動の推進を図る（要綱の文言）

交付先	原水爆禁止岐阜県協議会 ※構成員は、新日本婦人の会岐阜県本部、岐阜県労働組合総連合、岐阜県商工団体連合会、岐阜県教職員組合、岐阜県民主医療機関連合会、日本共産党岐阜県委員会、岐阜県平和委員会、自由法曹団岐阜支部、日本民主青年同盟岐阜県委員会である。
対象事業	原水爆禁止世界大会・長崎大会への派遣、原爆の絵の展示、原水爆禁止大行進等
開始年度	昭和55年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	決算	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000

## < 監査の結果 >

### (1) 補助金交付対象団体

#### 【事実関係】

交付要綱では、交付対象団体は、市内に主たる事務所を有し、かつ、本市の平和に関する啓発事業に寄与する活動を行っている団体とされている。

しかし、本補助金の交付団体の公募はなされておらず、原水爆禁止岐阜県協議会にのみ補助金を交付し続けている。上記のとおり、当該協議会の構成員には、特定の政党や特定の思想に基づく団体が含まれている。

交付の決裁書では、当該団体が岐阜空襲関係資料の貸出や展示、戦争体験の聞き取りを行うことを理由にしているが、実績報告書添付の事業報告書には、その記載がない。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

#### 【指摘 男女共生・生涯学習推進課】

「岐阜市の平和に関する啓発活動の推進を図る」という交付目的、「市内に主たる事務所を有し、かつ、本市の平和に関する啓発事業に寄与する活動を行っている団体」という交付対象団体の定めからしても、本団体に特定の政党や特定の思想に基づく団体が含まれていることからしても、はじめから原水爆禁止岐阜県協議会に限定するのは公正とはいえない。交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、「岐阜市の平和に関する啓発活動の推進を図る」という現在の交付要綱ではなく、当該団体の事業を補助する公益上の必要性が認められるような要綱を策定すべきである。

### (2) 補助対象経費

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、平和に関する啓発事業に係る経費としか定められていない。市によれば、実績報告書添付の収支決算書でいえば、事業費 101,007 円（世界大会等派遣費、講師料）、旅費 88,260 円（会議交通費）、会議費 15,040 円（会場費）が補助対象経費であるとのことであるが、それらの内訳は確認しておらず、平和に関する啓発事業に係る経費に該当するのかどうかを審査したとは言い難い。

#### 【指摘 男女共生・生涯学習推進課】

個別具体的な費用の分かる予算書や決算書を提出させるべきである。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は40年近く継続して原水爆禁止岐阜県協議会に交付されており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の額は、予算の範囲内とあるのみである。少なくとも直近5年間は金額が変動していない。金額の算定根拠は明らかでない。

世界大会への派遣が岐阜市の平和に関する啓発活動といえるのか等補助対象経費としているものが補助対象事業に係る経費といえるのか疑問がある。

同団体は、事業収入、分担金収入、会費収入等があり、収入かつ支出の合計755,131円に対し、補助金50,000円であり、補助率は6.6%と低い。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

#### 【指摘 男女共生・生涯学習推進課】

団体の運営補助から事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、岐阜市の平和に関する啓発活動を行うという交付目的を達成するために必要かつ有効といえる具体的な補助対象事業を定め、補助対象事業毎に具体的な補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 93. 岐阜市遺族連合会運営費補助金

### <概要>

所管	福祉部 福祉政策課
説明区分	団体育成補助金
交付先	岐阜市遺族連合会 ※構成員は市内の35地区にある遺族会である（会員は約1,800名）。
対象事業	靖国神社参拝、慰霊祭・追悼式の開催、全国戦没者追悼式等への参加、助成金の交付等
根拠規定	岐阜市遺族連合会運営費補助金交付要綱
交付目的	岐阜市遺族連合会が行う戦没者遺族の福祉の増進その他の戦没者遺族の援護に係る事業を支援する（要綱の文言）
開始年度	昭和56年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000
	決算	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000

< 監査の結果 >

(1) 補助対象経費及び補助金の額

**【事実関係】**

補助対象経費は以下の事業に関する経費とされており、予算の範囲内でこれら経費に相当する額を交付することとされている（要綱第3条）。

- ① 戦没者遺族の福祉の増進に関する経費
- ② 英霊の顕彰に関する経費
- ③ 遺族処遇改善運動に関する経費
- ④ 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

なお、慶弔見舞金及び供物の要する経費と国、地方公共団体等からの補助金その他の給付金の対象となった経費は対象としないものとなっている。

収支決算書によれば、「会議費 307,195 円」、「靖国団体参拝費 1,165,383 円」、「参加負担金（全国戦没者追悼式、沖縄・南方諸地域戦没者追悼式）475,000 円」とあるだけで、何に使った経費なのかが不明確である。

また、「校区助成金 385,000 円」として各校区に交付されているようであるが、各校区の何に使われたのかが不明である。

全国追悼式の「参列者負担金 50,000 円」、沖縄追悼式の「参列者負担金 10,000 円」も、何の費用か不明である。

**【規範】**

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

**【指摘 福祉政策課】**

個別具体的な費用の分かる予算書や決算書を提出させるべきである。

(2) 補助の公正性

**【事実関係】**

実績報告書によれば、総理大臣が靖国神社へ参拝されるようチラシ配布を行ったとある。

**【意見 福祉政策課】**

総理大臣の靖国神社参拝は、いわゆる靖国問題として、信教の自由や政教分離等様々な争点のある事項であるところ、それを推奨する活動をする団体に補助金を交付することが公正といえるのか、検討することが望ましい。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は、昭和56年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の上限を予算の範囲内とし、交付申請額は、予算額となっている。少なくとも直近5年間は金額が変動しておらず、金額の算定根拠はなく、前年踏襲である。

戦没者遺族の福祉の増進その他の戦没者遺族の援護という目的に照らして、個別具体的な経費について、補助の必要性を検討した形跡はない。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

#### 【指摘 福祉政策課】

事業補助に切り替えるべきである。交付目的と公益上の必要に照らして、補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定した上で、交付目的達成のために必要な事業を明確にさせ、当該事業の経費を補助する必要がある補助金を交付するようにすべきである。

市によれば、「組織の活動についてその必要性を継続的に検証する中で、これまで補助する必要があるものとしてきており、構成員の高齢化も進展する中で、今なお育成補助としての終期の到来には至っておらず、今後も組織を守っていくため、あらゆる事業に対し個別及び相互間で継続的かつ全体で検証を行いながら育成を続けていく」とのことであるが、組織の活動というのは、つまり個々の事業であり、その必要性を検証するというのがまさに事業補助である。目的達成のために必要かつ有効な事業に補助金を交付するほうが、むしろその活動を的確に推進できると考える。そうすることにより、補助の必要性と効果の検証が個別具体的にないことになり、市が公金である補助金を特定の組織に対して既得権的に交付していないことを示すことができる。市が述べているように、事業を個別に検証されたい。

## 94. 勤労者福祉事業補助金

### <概要>

所管	経済部 労政・経営支援課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課
説明区分	団体事業補助金

交付先	岐阜県労働者福祉協議会岐阜支部 岐阜地区労働組合協議会 岐阜地区労働組合総連合 日本労働組合総連合会岐阜県連合会・岐阜地域協議会					
対象事業	岐阜県労働者福祉協議会岐阜支部 →ソフトボール大会、テニス大会、ボウリング大会、鯉釣大会等 岐阜地区労働組合協議会 →定期大会、高齢者懇談会、岐阜県中央メーデー・原水爆禁止世界大会・ 全国地区労交流会・護憲大会の参加等 岐阜地区労働組合総連合 →団体交渉の参加、研修会、岐阜県中央メーデー等の参加等 日本労働組合総連合会岐阜県連合会・岐阜地域協議会 →相談会、研修会、岐阜県中央メーデー等の参加等					
根拠規定	岐阜市勤労者福祉事業補助金交付要綱					
交付目的	勤労者の福祉の増進を図るため（要綱の文言）					
開始年度	昭和 63 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,500,000	1,500,000	1,400,000	1,400,000	1,200,000
	決算	938,618	1,193,696	931,803	1,003,903	785,043

< 監査の結果 >

(1) 補助金交付対象団体

【事実関係】

交付要綱において、補助金交付対象団体を上記の団体に特定し、労働福祉団体及び労働団体が実施する各種事業に対して補助金を交付するとしている。

市は、市に存在する勤労者のうち、どの程度の労働者が上記団体に加入しているかは把握していない。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 労政・経営支援課】

労働組合は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させることを目的とするものであり、かかる目的は勤労者の福祉の増進とは異なるものである。上記団体の事業に補助をすることと「勤労者

の福祉の増進」という目的にどれほどのつながりがあるのか疑問である上、組合運動をしている一部の者だけの事業に対する補助となっているともいえる。

「勤労者の福祉の増進」という目的で補助金を交付するのであれば、補助対象団体を見直すべきであるし、上記団体の事業に補助金を交付するのであれば、当該団体のみ補助金を交付する公益上の必要性が認められるかどうかを慎重に吟味した上で、適切な交付目的を設定すべきである。

## (2) 補助対象事業及び補助対象経費

### 【事実関係】

交付要綱で、補助対象事業及び補助対象経費を次のように定めている。

補助対象事業	補助対象経費
1 作品展、学習会、相談会その他の教養・文化活動に関する事業	作品の回収、展示、撤去及び返却時の係員及び助務者の手当 会場要員手当 審査員、講師及び相談員の謝礼 参加賞・賞品代 受賞者茶代 会場用事務用消耗品 審査員、講師及び相談者の食事代 ポスター、チラシ、要項、賞状等印刷代 案内状、要項等送料 審査員、講師、相談者の旅費及び日当 会場借上料 作品運搬用自動車借上料 会場設営 作品の展示、撤去、運搬等に係る経費及び保険料 看板作成料 図録用写真撮影及び印刷代並びに配布送料 その他事業運営に必要と認められる経費
2 健康の増進に関する事業	審判員謝礼 参加賞・賞品代 大会用事務用消耗品 審判員の食事代 大会用ポスター、要項、賞状等印刷代 大会開催案内状等送料 行事共済保険料 審判員の旅費及び日当 大会会場借上料 その他事業運営に必要と認められる経費
3 勤労者の祭典に関する事業	メーデー実行委員会への分担金
4 調査研究に関する事業	参加費 旅費 図書購入費 その他事業運営に必要と認められる経費
5 諸会議等対外活動事業	大会開催案内状等送料 議案書印刷代 大会会場借上料 会場用事務用消耗品 来賓の食事代 他団体会議・大会の参加費及び旅費 その他事業運営に必要と認められる経費
6 前各項に準ずる労働福祉事業として市長が認めるもの	前各項に準じ市長が認めるもの
備考	参加賞、賞品代、食事代及び旅費が別に定める額を超える場合は、その超える額について補助対象経費として認めない。

実際の補助対象事業の中には、護憲大会への参加（具体的には、「安倍政治NO」と訴える大会への参加）や、出席者が著しく少ないものもあった。

個別具体的な企業との団体交渉の参加の費用も補助対象経費とされていた。

【意見 労政・経営支援課】

護憲大会は、その活動内容として政治的な性質が強かうかがわれるところであり、当該大会への出席活動をも対象として補助金支出することについては、行政の政治的中立性に反する疑いを持たれかねない。個別の団体交渉にかかる費用を補助することに公益性が認められるのか疑問である。

公正かつ有効な補助金の交付となるよう、補助対象事業を精査することが望ましい。

## 95. 人権推進事業補助金

### <概要>

所管	市民協働推進部 人権啓発センター ※令和元年度は、市民参画部 人権啓発センター
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市人権推進事業補助金交付要綱
交付目的	人権の擁護及び人権啓発の推進（交付要綱より）

交付先	部落解放同盟岐阜県連合会岐阜市内支部					
対象事業	集会、相談、研修会、交流会等					
開始年度	平成 14 年度（現要綱の制定年度）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	563,000	563,000	563,000	300,000	300,000
	決算	563,000	563,000	300,000	300,000	300,000

交付先	自由同和会岐阜県本部岐阜支部					
対象事業	会議、学習会等					
開始年度	平成 14 年度（現要綱の制定年度）					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	463,000	463,000	463,000	463,000	463,000
	決算	463,000	463,000	463,000	463,000	463,000

## <監査の結果>

### (1) 交付目的と補助金交付対象団体

#### 【事実関係】

交付要綱では、交付目的は「人権の擁護及び人権啓発の推進」とされ、補助対象団体は、「同和問題の解決に向けた人権推進事業を実施する団体」、「人権擁護委員協議会」、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と規定されている。

実際に本補助金が交付されているのは、上記2団体である。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

#### 【指摘 人権啓発センター】

実質的には上記2団体に対する補助金となっている。同和問題が重要な人権問題であることは理解するが、人権問題が同和問題に限られるわけではない。「人権の擁護及び人権啓発の推進」という交付目的を維持するのであれば、「法令に基づき人権推進事業を実施する団体」と限定した規定ではなく、広く「人権推進事業を実施する団体」と規定した上で、交付対象団体を公募すべきである。公募しないのであれば、交付要綱において、特定の団体に補助金を交付する必要性及び相当性が明らかとなるような交付目的及び補助対象団体を定めるべきである。

### (2) 補助対象経費

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「地域住民による同和問題解決に向けての団体運営事業、啓発活動及び調査研究事業に要する費用」としか定められていない。

部落解放同盟岐阜県連合会岐阜市内支部の実績報告書添付の決算書では、「基本法活動費 60,250 円」や「全国女性集会 87,500 円」、自由同和会岐阜県本部岐阜支部の実績報告書添付の決算書では、「役員活動費 170,000 円」や「啓発事業部 226,584 円（学習会 栄同研新年の集い）」としか記載されておらず、その内訳は記載されていない。

#### 【規範】

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いずれもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

**【指摘 人権啓発センター】**

交付要綱に、個別具体的な補助対象経費を定めるべきである。

(3) 補助金の額

**【事実関係】**

部落解放同盟岐阜県連合会岐阜市内支部に対する補助金では、同団体の支出合計 1,219,375 円のうち 646,875 円を補助対象経費とし、その 2 分の 1 である 323,437 円が予算額 300,000 円を超えているとして、補助金の額を 300,000 円に確定している。他方、同団体には、収入として、同盟費 240,000 円、闘争カンパ 670,000 円があり、繰越金 9,500 円もある（合計 919,500 円）。しかし、補助金の額の確定にあたって、これらの収入や繰越金を考慮していない。

自由同和会岐阜県本部岐阜支部に対する補助金では、同団体の支出合計 941,860 円のすべてを補助対象経費とし、その 2 分の 1 である 470,930 円が予算額 463,000 円を超えているとして、補助金の額を 463,000 円に確定している。他方、同団体には、収入として、県本部ほかからの補助金 230,000 円、会費 250,000 円があり、繰越金 2,100 円もある（合計 482,100 円）。しかし、補助金の額の確定にあたって、これらの収入や繰越金を考慮していない。

**【意見 人権啓発センター】**

補助対象団体が得ている収入や財産状況を考慮することなく補助金の額を定めるのでは、市から定額（補助対象経費の 2 分の 1 を予算額以上にすればそうなる）の金銭の交付を受けられることを前提にして、それで不足する分を自己資金で補うという形になってしまい、自己資金では不足するので補助を受けるという補助金の本来のあり方ではない。本補助金は、実態としても、そうになっている。

交付要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けることが望ましい。

(4) 補助の見直し

**【事実関係】**

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は少なくとも 20 年近く継続して上記 2 団体にのみ交付されており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助対象事業を「地域住民による同和団体問題解決に向けての団体運営事業、啓発活動及び調査研究事業」と包括的・抽象的にしか規定していない。

交付要綱では、補助金の上限を「予算の範囲内」としており、補助上限額の設定がない。

交付申請額は、予算額と同額となっている。部落解放同盟岐阜県連合会岐阜市内支部に対するものは平成 30 年度から予算額が変更されているものの、自由同和会岐阜県本部岐阜支部に対するものは変動していない。

**【規範】**

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

**【指摘 人権啓発センター】**

事業補助に切り替えるべきである。そして、人権の擁護及び人権啓発の推進という交付目的又は特定の団体に補助金を交付する目的に照らして、補助対象事業を個別具体的に定め、補助対象事業毎に個別具体的な補助対象経費を定め、補助上限額も具体的に設定した上で、必要のある補助金を交付するようすべきである。

**96. 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金**

## &lt;概要&gt;

所管	教育委員会 学校指導課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	地域ぐるみ学校人権教育推進委員会 ※構成員は、学校長（4校）、人権教育担当教員（2校）、人権教育担当主事（4校）、自治会関係者					
対象事業	学習会の開催、家庭訪問、就職相談等					
根拠規定	地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金交付要綱					
交付目的	小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する（要綱の文言）					
開始年度	平成26年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000
	決算	870,000	870,000	870,000	870,000	870,000

## &lt;監査の結果&gt;

## (1) 補助の目的

**【事実関係】**

交付目的は「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」というものであるが、補助対象事業者である「地域ぐるみ学校人権教育推進委員会」は、構成員が特定

の地域の学校関係者と自治会関係者に限られており、その活動内容からしても、同和問題に関する偏見・差別を解消することを目的としている団体である。ヒアリングにおいても、そのような回答であった。

#### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

#### 【指摘 学校指導課】

交付要綱にある「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」という目的で補助金を交付するのであれば、人権教育は同和問題に限られるものではないのであるから、全ての学校と地域を対象とした、広く人権教育を推進する事業を補助する補助金にすべきである。同和問題に関する偏見・差別を解消する目的で活動する団体の事業を補助するのであれば、その必要性及び相当性を明らかにした補助金の名称や目的を交付要綱に定めるべきである。

### （2）補助対象事業

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象事業として、「（1）学校又は地域における人権教育に係る研修会、人権に係る相談会等の開催、（2）学校に在籍する児童又は生徒を対象とする人権に関する学習に関する指導」（第2条）と定めている。

実績報告書によれば、活動内容として、学習支援（定期テストの勉強）、ロシア音楽コンサート、LGBTの講演会等が含まれていた。

#### 【指摘 学校指導課】

学習支援（定期テストの勉強）、ロシア音楽コンサートは、上記の補助対象事業には該当しないのではないかとと思われる。LGBTの講演会は、一般的な意味での人権教育に該当するが、本補助金における人権教育は、上記のとおり、同和問題に関する偏見・差別を解消することを目的としているため、やはり上記の補助対象事業には該当しないと思われる。

交付要綱で定めた補助対象事業にのみ補助金を交付すべきである。

### （3）実績報告

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、対象事業にかかる「講師謝金、消耗品その他の市長が必要と認めた経費」とされている。

令和元年度決算報告書によれば、870,000円の補助金のうち、消耗品費が合計315,514円であるところ、その内訳は「DVD、用紙代」、「信号変換コンバーター、ファイル等」、「記録用ビデオ、記録用カメラ、SDHCカード」、「用紙、インク、記念品代等」とされているのみで、使用目的の詳細が不明であった。

【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

【意見 学校指導課】

支出の内訳と使用目的が明確になる報告書を提出させることが望ましい。

(4) 補助の見直し

【事実関係】

交付要綱には、本補助金の目的は「小中学校における人権教育を地域ぐるみで推進する」と記載されているが、事業評価シートには、成果指標として「地域ぐるみ学校人権教育推進委員会の参加校数」、「参加者数」が用いられている。

本補助金は、平成 26 年度から開始されており、少なくとも 5 年間は 870,000 円が交付されている。870,000 円の算定根拠は不明であり、補助金の申請額が予算額と同額となっている。

【規範】

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5 年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

【指摘 学校指導課】

「参加校数」は当初より決まっているのであるから、それを成果指標とするのは明らかに不適切である。このような指標で評価していることは、補助目的を踏まえた費用対効果の検証がなされていないことを推認させるものである。

適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、上記（1）で述べたように補助の目的と補助金の在り方を適切に設定した上で、それを踏まえた補助対象事業、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定し、補助の必要のある額を交付するように見直すべきである。

## 97. 岐阜市読書サークル協議会活動推進事業補助金

<概要>

所管	市民協働推進部 図書館 ※令和元年度は、教育委員会 図書館
説明区分	団体育成補助金

交付先	岐阜市読書サークル協議会 ※構成員は、読書サークル（46 団体）の会員である。					
対象事業	文学旅行、文学講座の開催、機関誌の発行等					
根拠規定	岐阜市読書サークル協議会活動推進事業補助金交付要綱					
交付目的	岐阜市民の読書活動を推進することにより、生涯学習の機会を提供し、及び市民協働を推進する（要綱の文言）					
開始年度	昭和 50 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000
	決算	103,000	103,000	103,000	103,000	103,000

#### < 監査の結果 >

##### (1) 補助対象事業

##### 【事実関係】

本補助金の交付目的は、「岐阜市民の読書活動を推進することにより、生涯学習の機会を提供し、及び市民協働を推進する」ことにある。

交付要綱では、補助対象事業は、次のとおり定められている。

「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」

「読書を通じて地域の文化活動を推進する事業」

「市民の読書活動を支援する事業」

「その他市長が市民の読書活動を推進するため必要と認める事業」

実際に行われている事業は、文学旅行、文学講座の開催、機関誌の発行等である。文学旅行[御上神社・石山寺・建部大社（京都府大津市他）]は、各読書サークルの会員のみが参加している。文学講座は誰でも参加できるようにはなっているが、結果としては、ほとんどの参加者は各読書サークルの会員である。機関誌も、各読書サークルの会員に交付されている。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

##### 【意見 図書館】

市は、各読書サークル間の親睦・交流を図ることが、市民の読書活動を推進することになると考えているようである。本団体は、文学旅行や文学講座のように読書サークルの会員が参加する事業のほか、市民に向けた活動も行っているようであり、そういった活動であれば、市民の読書活動を推進することになると理解できるが、各読書

サークル間の親睦・交流を図ることが市民の読書活動を推進することになるというのは、直ちには受け入れ難い。

「市民の読書活動を推進する」という交付目的で、「読書サークル相互の提携協力の促進に関する事業」を補助対象事業とすることはやめることが望ましい。

## (2) 補助の見直し

### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、本補助金は昭和 50 年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の上限を予算の範囲内としているだけで、具体的に設定されていない。本団体からの交付申請額は予算額と同額である。少なくとも直近 5 年間は金額が変動していない。金額（予算額）の算定根拠はない。

同団体は、収入として、会費 103,500 円、受講料 850,000 円等があるが、補助対象経費の算定において、これらの収入は考慮されていない。

支出合計 1,015,746 円に対し、補助金額 103,000 円と、補助率は 10%と低い。

本団体の報告書や決算書を見る限り、その事業のほとんどは、各読書サークルに所属する会員に向けられた事業である。

### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で 3 年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

### 【意見 図書館】

現状を見る限り、各読書サークルの会員となっている者しか補助事業の効果を得ていないと受け取らざるを得ない。「市民の読書活動を推進する」という目的のために、「各読書サークルの会員の集合体である任意団体」に対して公金である補助金を交付する公益上の必要性が認められるのか、市民に理解されるだけの合理的な説明を書面に残すことが望ましい。

### 【指摘 図書館】

公益上の必要性が認められるとしても、団体の運営補助ではなく事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民の読書活動を推進する」という交付目的を達成する手段として必要かつ有効といえる補助対象事業を具体的に定め、補助対象事業毎に補助対象経費を具体的に定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定すべきである。

## 98. 岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金

### <概要>

所管	教育委員会 社会・青少年教育課 ※令和元年度は、教育委員会 青少年教育課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜市視聴覚教育連絡協議会 ※構成員は、視聴覚機器等を利用して生涯学習活動や地域ボランティア活動をしている各校区の団体、営利を目的としない一般視聴覚サークル、クラブ等である。 ※事務局は、社会・青少年教育課にある。					
対象事業	映像コンクール、小中学生写真コンクール、子ども写真教室の開催、会報の発行等					
根拠規定	岐阜市視聴覚教育連絡協議会補助金交付要綱					
交付目的	視聴覚教育の推進（要綱の文言）					
開始年度	昭和 29 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	決算	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

### <監査の結果>

#### (1) 補助対象事業

##### 【事実関係】

交付要綱では、本補助金の目的は「視聴覚教育の推進」（第1条）とされ、交付の対象は「(1) 視聴覚教育に係る指導者及び協力員の育成、(2) 視聴覚教育を実施する団体間の連絡調整、(3) 視聴覚教育の推進を目的とする会議及び研修、(4) 視聴覚教育に関する調査及び研究、(5) 視聴覚教育に関する広報及び啓発、(6) 市長が視聴覚教育の推進に必要と認めた事業」（第2条）とされている。

子ども写真教室は年に1回のみで開催である。映像コンクールは成人の応募者が多い。

##### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

テーマ別マニュアルでは、『補助事業等の内容』『経費の配分』『執行計画』は、いず

れもあらゆる補助事業等について、その適正な執行を確保するために必要不可欠なものであるとされ、特に『経費の配分』は、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な『費用の配分』をいい、交付決定にあたって重要な審査項目であるとされ、補助対象とするものの要件を個別・具体的に定めることとされている。参考例として挙げられている交付要綱では、個別具体的な費用が補助対象経費として定められている。また、補助対象事業完了時に事業費に増減が生じた場合、補助確定額が明確に確認できるよう、補助対象経費の詳細が分かる内訳等を添付することが望ましいとされている。

交付要綱（本補助金では実施要綱）は、上記の要請を達成するために重要な規範となるものである。交付要綱の記載が抽象的では、個々の職員の判断によることになり、手続きの公正さが確保できない。

**【指摘 社会・青少年教育課】**

対象事業は、(1)ないし(5)のいずれにも該当しないように思える。映像コンクールの開催は、交付目的である「視聴覚教育の推進」との繋がりが希薄である。

交付要綱において、交付目的に沿った補助対象事業及び補助対象経費を具体的に定めるべきである。

(2) 補助の見直し

**【事実関係】**

交付要綱には、本補助金の目的は、「視聴覚教育の推進」と記載されているが、事業評価シートには、成果指標として「補助金額」、「団体総事業費に占める市補助金割合」が用いられている。

本補助金は昭和 29 年度から開始しており、長期にわたっている。

補助金の額は 100,000 円で固定化されており、算定根拠は不明である。

**【規範】**

補助金等ガイドラインでは、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

**【指摘 社会・青少年教育課】**

上記の成果指標は明らかに不適切である。このような指標で評価していることは、補助目的を踏まえた費用対効果の検証がなされていないことを推認させるものである。

適切な成果指標によって事業評価を行うとともに、補助の目的と必要性に即した具体的な補助対象事業及び補助対象経費に対して補助の必要のある額を交付するように見直すべきである。

## 99. 岐阜天文台天文教育振興補助金

### <概要>

所管	教育委員会 科学館					
説明区分	団体育成補助金					
交付先	公益財団法人岐阜天文台					
対象事業	天文教室の開催、天文台の一般公開等					
根拠規定	岐阜天文台天文教育振興補助金交付要綱					
交付目的	市民を対象とする天文教育の振興（要綱の文言）					
開始年度	平成9年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
	決算	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000

### <監査の結果>

#### (1) 実績報告

##### 【事実関係】

交付要綱では、補助対象経費は、「器材費、教育教材費、広報費、印刷費、市長が必要と認める経費」とされている。

実績報告書に添付されている収支計算書には、補助対象経費にかかる科目として「器材費」、「教育教材費」、「広報費」、「印刷製本費」が挙げられているものの、それらの詳細は不明である。

##### 【規範】

テーマ別会計マニュアルでは、補助金等の使途明細として総事業費を割り振った具体的な費用の配分は、重要な審査項目であり、十分な精査が必要であるとされている。

実績報告は、補助金等が交付目的に従って補助対象事業のために適正に使用されたのかを審査するとともに、補助対象事業によりどのような効果が得られたのかを確認及び評価し、次年度の予算作成、補助金等の見直しを実施するために極めて重要な手続である。

##### 【指摘 科学館】

上記の収支計算書のみでは、本補助金が正しく補助対象経費に使われたのか明らかでない。

補助対象経費に該当する支出については、詳細な内訳を作成・提出させるべきである。天文教室の開催に関する費用を補助対象事業とする場合には、開催された天文教室毎の収支報告をさせるべきである。

## (2) 補助の見直し

### 【事実関係】

市は、本補助金を団体育成補助金と位置付けているが、平成9年度から開始しており、長期にわたっている。

交付要綱では、補助金の額について、「予算の範囲内」と定められているのみであり、金額の算定根拠はない。本補助金が開始された平成9年度以降、金額が変動しておらず、前年踏襲である。

令和元年度の収支計算書によれば、補助金額を超える756,185円の繰越金がある。

見直しチェックシートでは、「自主運営に委ねることが可能」とされている。

### 【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。また、「効果・経済性」の見直し基準の考え方として、補助目的を踏まえた費用対効果が概ね検証することができ、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか（効果の程度）、その効果の程度の評価結果を踏まえ、交付されている補助金額の妥当性を判断する（補助効果と補助金額の比較）、5年を超えている補助金は形式的・習慣的に補助されていると判断することができる（形式的、習慣的）と示されている。

### 【指摘 科学館】

補助の必要性を検討し、廃止も含めて見直すべきである。仮に、補助の必要性が認められるとしても、事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、「市民を対象とする天文教育の振興」という交付目的のために必要な補助対象事業を具体的に定め、補助対象経費、一定の補助率、補助上限額を具体的に設定すべきである。天文教室に参加料等の収入がある場合には、同収入も考慮して補助金の額を算定すべきである。

## 100. 日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター事業運営負担金

### <概要>

所管	経済部 産業振興・企業誘致課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課
説明区分	諸負担金
交付先	独立行政法人日本貿易振興機構岐阜貿易情報センター

対象事業	県内企業に対し輸出支援、海外展開支援、人材活用及び育成、活動成果の普及を行う					
根拠規定	なし					
交付目的	市内地場産業が世界市場に積極的に進出できる環境を整えることで、貿易振興を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 11 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000
	決算	2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000	2,040,000

<監査の結果>

(1) 支出の必要性

【事実関係】

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）岐阜貿易情報センターに対して負担金を支出する意義としては、市によれば、設置当初は、全都道府県にJETROの支部の組織があるわけではなかったところ、市にJETROの支部組織として「岐阜貿易情報センター」が設置されたことが大きかったとのことである。

負担金の額は、少なくとも上記5年間は204万円で変わっていない。

【意見 産業振興・企業誘致課】

市にJETROの支部組織があること自体は、有用性があると思われるが、その組織維持のために、市が負担金を支出しつづければならない意義が問われる。決して少なくはない負担金額である。

市の負担割合の変更の協議を求める等も行い、毎年度、支出の必要性・相当性を検証し、その過程を記録に残すことが望ましい。

## 101. 岐阜県発明協会事業負担金

<概要>

所管	経済部 産業振興・企業誘致課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課
説明区分	諸負担金
交付先	一般社団法人岐阜県発明協会
対象事業	発明の奨励、先端技術の奨励、知的財産権の活用支援、特許情報の提供等（発明奨励事業、発明普及事業、特許情報提供事業、支会における各種研修会等の開催）

根拠規定	なし					
交付目的	市内業者の競争力の強化、市内の未来を担う人材の育成（事業評価シート）					
開始年度	昭和 62 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	決算	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

<監査の結果>

(1) 支出の必要性

【事実関係】

市は、一般社団法人岐阜県発明協会に対して、昭和 62 年度から、負担金を支出し続けている。少なくとも上記 5 年間は、金額に変動がない。

【意見 産業振興・企業誘致課】

市が、同協会に負担金を支出し続けている意義は、少なくとも現時点において明らかでない。おそらくは、毎年度支出し続けていることから、前年踏襲で支出が続けられたものと思われる。

毎年度、支出の必要性・相当性を検証し、その過程を記録に残すことが望ましい。

## 第9 事業・個人

### 102. コミュニティバス運行補助金

#### <概要>

所管	都市建設部 交通政策課 ※令和元年度は、企画部 交通総合政策課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	株式会社日本タクシー					
対象事業	コミュニティバス運行事業					
根拠規定	岐阜市コミュニティバス運行補助金交付要綱					
交付目的	高齢者等交通弱者の日常生活の維持が困難である状況にかんがみ、路線バスによる公共交通サービスがなされていない地域内の移動手段の確保及び交通不便地域の改善策の一環（要綱の文言）					
開始年度	平成18年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	208,259,000	208,306,624	210,205,000	216,028,000	226,123,000
	決算	162,322,108	190,568,639	197,548,457	194,040,172	215,267,345

#### <監査の結果>

##### (1) 補助の見直し

##### 【事実関係】

岐阜市では、平成17年4月に路面電車が廃止となり、市内交通の主役をバスが担うこととなった。これに伴い、岐阜市では高齢者等交通弱者のモビリティを確保するため、コミュニティバスを整備することの必要性が高まっている。

こうした中、補助金の額は増加傾向にあり、令和元年度の補助額は2億円を超えている。補助対象経費は、人件費、ガソリン代、車両代、維持費である。

交付要綱では、補助金交付を受けようとする運行事業者に対して、「経費削減及び増収を図るための事項を記載した収益改善計画書」の提出を義務づけている（要綱第6条第2号）。このため、運行事業者から収益改善計画の提出はあるが、毎回その内容がほぼ同一のものとなっている。

##### 【意見 交通政策課】

収益改善計画書の内容が毎回ほぼ同一であると、提出義務があるから提出しているだけというように見られてしまう。収益改善計画には実効性のあるものとなるような記載を求め、これに対して実質的な検討を行うことが望ましい。

なお、この事業の必要性は理解できるが、ただ年々補助額が上がってきていることは看過できることではなく、これまで通りの収支改善の取組みでは限界ではないかとも思える。他の市町村においても苦勞している事業だと聞き及んでいることから、他の市町村の取組みも参考にして、収益向上のための実質的な検討をされることを望む。

### 103. BRTシステム導入事業費補助金

#### <概要>

所管	都市建設部 交通政策課 ※令和元年度は、企画部 交通総合政策課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	岐阜乗合自動車株式会社					
対象事業	路線バス利用環境整備事業					
根拠規定	岐阜市BRTシステム導入事業費補助金要綱					
交付目的	バス交通における幹線・支線・コミュニティバスが連携した公共交通ネットワークの確立に向け、幹線・支線へのバス路線再編の推進を目指す中で、幹線軸の強化策としてBRT（走行環境の改善による定時性・速達性の確保及び車両設備の高度化により、利便性・快適性を向上させたバスシステムをいう。）の導入の推進を図る（要綱の文言）					
開始年度	平成25年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	1,537,500	—	—	—	7,000,000
	決算	1,537,500	—	—	—	5,763,900

#### <監査の結果>

##### (1) 相見積もり

##### 【事実関係】

バス案内用システム導入費として、バス事業者に対する支出する補助金である。

令和元年度においては、バス事業者が、①バス案内表示設備新設工事と、②既設案内板撤去工事を外注したことに對し、補助金支出がなされているが、当該バス事業者と受注工事業者との間では、一者随意契約となっており、相見積もりは取られていない。

この理由としては、①バス案内表示設備新設工事に関しては、設置予定場所付近には、すでに運行情報案内板が設置されており、その機器との間で表示内容に乖離があると不都合が生じることから、既設の運行情報案内板設置業者と同一業者が望ましいとされたこと、②既設案内板撤去工事一式に関しては、設置業者と同一業者に依頼することが望ましいと判断されたことであつた。

【意見 交通政策課】

補助金額の適正性を検討するためには、外注先へ支払う金額が適正であるのかが問われなければならない。市としては、相見積もりをとって受注工事業者を選定するよう働きかけることが望ましい。

104. 中小企業振興補助金

<概要>

説明区分	団体事業補助金
根拠規定	岐阜市中小企業振興補助金交付要綱
交付目的	本市の中小企業団体が中小企業者の振興を図る

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	せんい祭りの開催 ※法人の会員企業が一般消費者を対象にお値打ち価格で商品を提供するイベント（4日間）					
交付目的	J R 岐阜駅前繊維問屋街地区の賑わいの創出及び繊維問屋街の売上向上につなげる（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	決算	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	駅前セールの開催 ※法人の会員企業によるセール事業（42日間）					
交付目的	J R 岐阜駅前繊維問屋街の賑わいを創出し、問屋街の誘客力向上を図り、売上向上につなげる（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 15 年度					

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,200,000	1,000,000	700,000	500,000	400,000
	決算	314,992	268,864	110,323	104,004	107,470

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	ア・ミューズ岐阜の開催 ※法人の会員企業が製造した春夏の最新製品のファッションイベント（2日間） ※岐阜県が実施する中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付対象となっている。					
交付目的	岐阜アパレル業界の振興と活性化を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
	決算	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,863,000

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	ギフコレウィークの開催 ※法人の会員企業が製造した秋冬の最新製品の展示会（5日間） ※岐阜県が実施する中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付対象となっている。					
交付目的	岐阜アパレル業界の振興と活性化を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 23 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
	決算	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,416,000

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	ファッションセミナーの開催（4回）					
交付目的	付加価値の高い商品を企画・開発することにより、岐阜アパレル産業の活性化を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	決算	340,817	341,967	342,126	345,433	249,514

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	一般社団法人岐阜ファッション産業連合会					
対象事業	学生のデザイン画の募集及び制作衣装の公開コンテストの開催					
交付目的	岐阜ファッション産業界の振興と人材育成（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 21 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
	決算	193,981	173,374	250,000	134,526	250,000

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	岐阜市専門学校連盟 ※構成員は、飯原服装専門学校とコロムビア・ファッション・カレッジの2校である。					
対象事業	学生の作品の発表会及び展示会の開催					
交付目的	岐阜ファッション産業界の振興と人材育成（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 21 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	500,000	500,000	300,000	300,000	250,000
	決算	134,639	152,000	177,000	185,543	167,797

## <監査の結果>

### (1) 補助金交付対象団体

#### 【事実関係】

交付要綱では、補助金交付対象となる団体として、協業組合、事業協同組合、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、中小企業者 20 人以上で組織された中小企業体、地場産業の発展を目的とした中小企業団体、専修学校及び各種学校で組織された団体、商店街振興組合連合会が共催する事業を実施するために組織された団体、岐阜県中小企業団体中央会、一定の要件を満たした一般社団法人等とされており、その対象団体は広く、繊維産業に限定はしていない。

しかし、本補助金の公募はなされておらず、同じ業界の中小企業により構成される団体で、補助金が交付されているのは、一般社団法人岐阜ファッション産業連合会と岐阜提灯協同組合のみである。

#### 【指摘 産業振興・企業誘致課】

伝統産業であることは間違いないが、公平性の見地からすれば、特定の産業に偏ることなく、広く中小企業団体に本補助金の利用を周知し、中小企業の振興を図ることが求められる。

本補助金の補助金交付対象団体を公募すべきである。

### (2) 補助対象事業（せんい祭り）

#### 【事実関係】

市は、せんい祭りに対する補助金を、交付要綱の補助対象事業のうち、「にぎわいを図るために実施する事業」と取り扱っている。この場合、補助率は、補助対象経費の3分の1以内となる。

駅前セールに対する補助金を、交付要綱の補助対象事業のうち、「団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業」と取り扱っている。この場合、補助率は、補助対象経費の5分の1以内となる。

#### 【指摘 産業振興・企業誘致課】

いずれの事業も、繊維問屋街にある中小企業者の売上向上を目的とするものであるが、補助対象事業の取扱いが異なっているし、にぎわいの創出は本補助金の交付目的にそぐわない。

せんい祭りに対する補助金は、「団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業」とし、補助率は補助対象経費の5分の1以内とすべきである。

### (3) 補助対象経費（ファッションセミナー）

#### 【参考報告】

せんい祭りに対する補助金及び駅前セールに対する補助金において、決算書の費目の内訳を精査し、内訳毎に補助対象経費か補助対象外であるかを判断し、補助対象経費を確定していた。費目毎にしか補助対象経費の該当性を確認していない補助金がほとんどであったので、適切に補助対象経費の該当性を確認している例として、参考報

告とする。

**【事実関係】**

ファッションセミナーに対する補助金として、249,514円を支出しているが、その補助対象経費とされたものの中には、講師謝礼3回分としての1,039,334円が含まれている。1回の出演につき34万円相当の講師を、1年に3回も招聘しているイベントとなる。

**【意見 産業振興・企業誘致課】**

有名デザイナー招聘のため、費用が高額となることはやむを得ない部分もあるが、市が公金として補助金を支出する以上、講師謝礼額として公益的見地からみて説明可能な相当額の範囲内であればならないと考える。

予算書で計上されている金額であっても、事業に目的、内容、効果に照らし、金額の合理性、相当性を判断することが望ましい。

(4) 事業中止の際の決裁（ア・ミューズ岐阜）

**【事実関係】**

ア・ミューズ岐阜は、令和元年度、コロナ渦対応のため、事業が中止となった。

当該補助金額確定の決裁書類上には、鉛筆書きで「事業中止による経費は本来認めないが、今般の急激なコロナ感染拡大防止の観点から急遽中止した為、今回は補助対象経費として認めることとする」とのメモ書きが付されているだけで、そのメモ書きには署名や日付の記載がない。

**【指摘 産業振興・企業誘致課】**

誰の判断かも不明な書類となってしまうている。特に、実施できなかった事業に対する支払を決定するという「例外」判断であることから、その過程が分かるような書類として作成すべきである。

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	柳ヶ瀬ジュラシックアーケード実行委員会					
対象事業	柳ヶ瀬ジュラシックアーケードの開催					
交付目的	商店街の来街者を増やし、賑わいを創出し、商店街と中心市街地の活性化を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成22年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	900,000	900,000
	決算	1,000,000	1,000,000	1,000,000	900,000	900,000

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	美濃中山道ふるさとまつり実行委員会					
対象事業	美濃中山道ふるさとまつりの開催					
交付目的	東西加納地区及び岐阜駅周辺の賑わいの創出と活性化（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成2年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	810,000	810,000	810,000	810,000	810,000
	決算	810,000	810,000	810,000	810,000	810,000

<監査の結果>

(1) 交付目的と事業評価（柳ヶ瀬ジュラシックアーケード実行委員会・美濃中山道ふるさとまつり実行委員会）

【事実関係】

上記の補助金は、いずれもイベントを開催するものであり、賑わいの創出を目的とするものである。事業評価シートも、成果指標として、イベント当日の来街者数を用いている。

交付要綱は、補助対象事業に、「商店街振興組合連合会が共催する事業を実施するために組織された団体がにぎわい創出を図るために実施する事業」、「市長が特に必要と認めた事業」を定めており、柳ヶ瀬ジュラシックアーケード実行委員会に対する補助金が前者に、美濃中山道ふるさとまつり実行委員会に対する補助金が後者に該当するとしている。

しかし、交付要綱は、本補助金の目的を「本市の中小企業団体が中小企業者の振興を図る」としている。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第232条の2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第3条）。

【指摘 産業振興・企業誘致課】

補助金の交付目的が交付要綱の交付目的と整合していない。交付要綱において、「本市の中小企業団体が中小企業者の振興を図る」目的の補助金の補助対象事業として、「にぎわい創出を図るために実施する事業」を加えること自体が適切ではない。その結果、交付目的に照らした事業評価もなされていない。

にぎわいの創出という補助金の交付目的に即した別の交付要綱を作成すべきである。柳ヶ瀬ジュラシックアーケードに対する補助金については、商店街の活性化に特化し

た補助金交付要綱を作成することが考えられる。この場合、まちづくり事業課の所管する岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金交付要綱との調整を検討されたい。

【意見 産業振興・企業誘致課】

イベントの日限りの賑わいの創出では、補助金の有効性が低い。イベントを行なった結果、賑わいの創出がなされているかどうか、事後的に、継続的な調査、検証をすることが望ましい。

(2) 補助の見直し（美濃中山道ふるさとまつり実行委員会）

【事実関係】

美濃中山道ふるさとまつり実行委員会に対する補助金は、平成2年度から継続しており、長期にわたっている。

経緯としては、JR岐阜駅南口広場が完成した際に、市から地元へ100万円を負担するので何か盛り上げるイベントを行ってほしいと依頼したことにある。その後、90万円、81万円と予算額を減らしているものの、少なくとも直近5年間、同一の金額を交付しており、前年踏襲である。

交付要綱における具体的な根拠はなく、「市長が特に必要と認めた事業」としており、補助限度額も補助率も定められていない。市と対象団体の協議により、補助率を支出額の2分の1としている。他方、同じように、「にぎわい創出を図るために実施する事業」の補助率は補助対象経費の3分の1以内とされている。

【指摘 産業振興・企業誘致課】

対象団体から交付申請を継続する意向があるのか、市として補助金を交付する公益上の必要性が認められる事業なのか、事業内容及び収支内容の見直し、適切な事業評価を行った上で、継続するのであれば、上記のとおり別の交付要綱を作成し、補助対象経費、補助率、補助限度額を具体的に設定、補助の必要のある額を交付するようにすべきである。なお、令和3年度から中止予定とのことである。

所管	経済部 産業振興・企業誘致課					
交付先	岐阜商工会議所					
対象事業	商店街振興組合が先進商店街を視察する					
交付目的	商店街活性化のノウハウを学び、共有して計画を立案し取り組むことで、商店街の魅力を向上させ、恒常的な賑わいを創出する（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成27年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	決算	300,000	6,189	100,000	100,000	0

<監査の結果>

(1) 交付要綱 (先進商店街視察)

【事実関係】

本補助金の交付要綱の交付目的は、「本市の中小企業団体が中小企業者の振興を図る」ことにあるが、市は、本補助金の交付目的を、にぎわいの創出としている。

また、市は、本補助金の補助対象事業を、交付要綱で定められている「商店街活性化研修支援事業」「商店街振興組合連合会が実施する研修事業」に該当するものとしている。

【指摘 産業振興・企業誘致課】

本補助金の交付目的が交付要綱の交付目的と整合していない。

「本市の中小企業団体が中小企業者の振興を図る」目的の交付要綱において、「商店街活性化研修支援事業」が補助対象事業に加えられていることも疑問である。

本補助金については、にぎわいの創出という補助金の交付目的に即した別の交付要綱を作成すべきである。例えば、上記の柳ヶ瀬ジュラシックアーケードに対する補助金とともに、商店街の活性化に特化した補助金交付要綱を作成することが考えられる。この場合、まちづくり事業課の所管する岐阜市中心市街地まちづくり活動事業補助金交付要綱との調整を検討されたい。

(2) 事業評価 (先進商店街視察)

【事実関係】

事業評価シートでは、成果指標として、参加した商店街振興組合の数を用いている。

視察の結果について、報告書の提出は受けているが、視察の効果の検証がなされた形跡はなかった。

【意見 産業振興・企業誘致課】

視察がなされた結果、その報告書の提出を受けるだけでなく、視察の効果の検証を行うことが望ましい。

所管	経済部 労政・経営支援課					
交付先	岐阜商工会議所					
対象事業	経営改善に関する相談・支援等					
交付目的	中小企業への相談・指導体制と創業・経営革新への支援体制の充実を図る (事業評価シートの文言)					
開始年度	昭和 62 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
	決算	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000

所管	経済部 労政・経営支援課					
交付先	柳津町商工会					
対象事業	経営改善に関する相談・支援等					
交付目的	中小企業への相談・指導体制と経営革新への支援体制の充実を図る（事業評価シートの文言）					
開始年度	平成 18 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	10,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
	決算	10,000,000	8,880,000	8,880,000	8,880,000	8,880,000

< 監査の結果 >

(1) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況（岐阜商工会議所・柳津町商工会）

【事実関係】

平成 23 年度の包括外部監査にて、効果検証をすべきとの意見が付されていたところ、市は、アンケートを実施し、結果を分析するとの措置を公表していた。

しかし、現在、アンケートが行われておらず、効果測定も行われていない。

【指摘 労政・経営支援課】

事業の有効性の確認のために、措置状況報告のとおり、アンケートを実施し、結果を分析する効果測定を行うべきである。

(2) 補助対象経費（柳津町商工会）

【事実関係】

補助対象経費は、経営改善普及事業に要する経費であり、管理費（職員人件費、事務費）も、経営改善普及事業の管理にかかるものに限られる。

柳津町商工会の経営改善普及事業収支決算書によれば、管理費の職員人件費 3,687,189 円、事務費 2,342,606 円とされており、市は、これを補助対象経費としているところ、柳津町商工会全体の収支決算書によっても、これと同額が計上されている。

ちなみに、岐阜商工会議所の経営改善普及事業収支決算書によれば、管理費の職員人件費 203,386 円、事務費 1,540,651 円とされている。

【指摘 労政・経営支援課】

補助対象経費とすべきでない管理費（職員人件費、事務費）を補助対象経費としてしまっている。岐阜商工会議所と比較しても、過大な補助対象経費を認定していることになる。適切に補助対象経費の確認をすべきである。

### (3) 補助金の額（柳津町商工会）

#### 【参考報告】

交付要綱で、補助額を「補助対象経費から手数料その他収入、国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額」と定めており、実際にも、費目毎に、予算額から国、岐阜県の補助額等を控除した残額を補助対象経費としていた。収入を考慮しないで補助金の額を算定する補助金が多いので、参考報告とする。

#### 【事実関係】

交付要綱で、補助限度額を岐阜商工会議所 14,000,000 円、柳津町商工会 9,000,000 円と定めているが、補助率の定めはない。

岐阜市中小企業振興補助金交付要綱取扱要領では、「経営指導員に要する人件費と相談・指導に要する経費を合算した額」を補助金の額とすると定め、前者は、経営指導員等の人数に単価を乗じた額、後者は、会員数に基づく基準件数に応じて設定した額（相談・指導実績件数が基準件数を下回った場合は減額）から算定することとしている。

市は、上記のとおり収入を控除した補助対象経費を算出しているものの、そこから補助金の額を算定することはせず、取扱要領の算定額と交付要綱の限度額の低いほうとして、岐阜商工会議所 14,000,000 円、柳津町商工会 8,880,000 円と決定している。

	岐阜商工会議所	柳津町商工会
収入控除後の補助対象経費	24,516,967	9,464,113
取扱要領の算定額	23,280,000	8,880,000
交付要綱の補助限度額	14,000,000	9,000,000
補助金の額	14,000,000	8,880,000

#### 【指摘 労政・経営支援課】

上記のとおり、柳津町商工会の補助対象経費は、組織全体の人件費及び事務費が含まれているので過大となっている。その額と取扱要領の算定額と差額が 584,113 円しかないことから、取扱要領の算定額が補助対象事業に要する実際の経費と乖離しているものといえる。

事業内容、実際に要した経費、収支及び財産の状況等を考慮して、一定の補助率を定め、補助対象経費を積算して、補助する必要がある額を交付するようすべきである。取扱要領の算定額を用いるのであれば、柳津町商工会については、基準額を見直すべきである。

### (4) 補助の見直し（柳津町商工会）

#### 【事実関係】

岐阜市と旧柳津町が合併したことに伴い、岐阜商工会議所と柳津町商工会という、基本的な機能を同じくする組織が二つ存在する。

市は、経営改善普及事業補助金として、岐阜商工会議所（構成員 3,822 名）に対しては 1400 万円、柳津町商工会（構成員 720 名）に対しては 888 万円の支出をしている。

【指摘 労政・経営支援課】

旧柳津町との合併に伴って、商工会議所及び商工会の二つが存在することになったのはやむを得ないとして、同様の機能を有する団体に補助金をそれぞれに支出し続けることは、大きな無駄が生じていると言わざるを得ない。実際に、構成員比においても、柳津町商工会には、岐阜商工会議所に比べ多大な援助をしていると言わざるを得ない。

市としては、両団体の機能の違い等も考慮しながら、その援助割合に合理的な説明がつく程度の援助額となるようにすべきである。

### 105. 農林水産関係振興補助金

<概要>

所管	経済部 農林園芸課
説明区分	団体育成補助金
根拠規定	岐阜市農林水産関係振興補助金交付要綱
交付目的	岐阜市の農林水産業の振興を図る（要綱の文言）

交付先	岐阜市農業青年会議（構成員：市内で農業を営む青年）					
対象事業	交流会、イベント等への出展、視察研修					
交付目的	市内農業青年の自主的な活動を通じて、農業知識の習得と農業者間の交流を深め、組織強化により、あらゆる情勢に対応できる農業づくりを進めると同時に地域農業の振興に寄与する（個別調査票の文言） 農業知識の習得、各団体との交流等により、昨今の社会情勢に対応しうる農業の実践等を目的とした、本市農業青年の自主的な活動組織である岐阜市農業青年会議について、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援すること（事業評価シートの文言）					
開始年度	昭和 63 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000
	決算	111,000	111,000	111,000	111,000	111,000

交付先	岐阜市園芸振興会（構成員：市内農業者 のべ 820 戸）
対象事業	岐阜市園芸振興会 9 部会（果樹・花卉・いちご・だいこん・ねぎ・たまねぎ・施設・えだまめ・ほうれんそう）の連絡協調と生産活動

交付目的	農業技術の高度化、生産の集団化若しくは生産性の向上を図る目的で結成される農業者の研究集団又は農家経営の安定等を図る（事業評価シート の文言）					
開始年度	昭和 40 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000
	決算	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000

< 監査の結果 >

(1) 補助対象経費（岐阜市農業青年会議）

【事実関係】

岐阜市農業青年会議の収支決算書によれば、事業実施費として、35 万円として計上されているが、その詳細としては、「交流会・視察研修会開催等」として、具体的には「居酒屋」の名称や、浜松への支出が記載されている。

【規範】

地方自治法では、普通地方公共団体は、「その公益上の必要がある場合」においては、補助をすることができる（第 232 条の 2）。

岐阜市補助金等交付規則では、補助金等に係る予算の執行は、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならないとされている（第 3 条）。

【指摘 農林園芸課】

補助対象経費は、要綱上「団体等の活動及び運営に要する経費」とされているが、単なる懇親会的な場に支出されるべきではないことは当然である。参加者から会費を徴収しているとのことであるが、現状の収支決算書の記載では、そのような場への補助金支出がなされているのではないかと受け取られかねない。

補助対象経費の該当性を適切に判断したことが分かる書面を作成しておくべきである。

(2) 実績報告（岐阜市園芸振興会）

【事実関係】

岐阜市園芸振興会は、9 部会が分かれて活動している。各部会に交付されている部会事業費の合計は 3,085,061 円であり、支出合計 3,810,631 円の 8 割を占めている。

しかし、収支決算書では、各部会の「直接事業費」として記載されているだけであり、何の経費に使ったかは明らかでなかった。事業報告書でも、各部会の事業内容の記載はあるが、どの事業に何の経費を使ったのかが明らかでなかった。

【指摘 農林園芸課】

各部会の事業毎の経費を把握できる実績報告を提出させるべきである。

### (3) 補助の見直し

#### 【事実関係】

岐阜市農業青年会議という団体に対して、岐阜市が、昭和 63 年度から継続的に団体育成補助金として、支出しつづけている。

岐阜市園芸振興会という団体に対して、岐阜市が、昭和 40 年度から継続的に「団体育成」補助金として、支出しつづけている。

#### 【規範】

補助金等ガイドラインでは、「必要性」の見直し基準の考え方として、団体育成補助金で3年以上継続して補助を受けているものは、事業補助に切り替えていく等自主運営に向けた見直しが必要であり、育成補助としての終期は到来しているものとして判断できると示されている。

#### 【指摘 農林園芸課】

「団体育成」補助金としての性質は、その名称のとおり、当該団体の「育成」のために支出されるものであり、補助金として支出するのであれば、当該団体の「育成」の必要があるかを、毎回、検証する必要がある。昭和 63 年から継続して支出されているとすれば、既に「育成」段階を終えたことを推認させる事情となるが、少なくとも、「育成」の必要性を何ら検証しないまま、漫然と「団体育成」補助金として支出し続けることは改めるべきである。

いずれの補助金も事業補助に切り替えるべきである。そして、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即して具体的な補助対象事業及び補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額も具体的に設定すべきである。

## 106. 公衆浴場設備改善対策事業等補助金（経営安定化）

### <概要>

所管	健康部 生活衛生課					
説明区分	諸補助金					
交付先	一般公衆浴場					
対象事業	公衆浴場経営安定化対策事業					
根拠規定	岐阜市公衆浴場設備改善対策事業等補助金交付要綱					
交付目的	公衆浴場の経営の安定を図るため（要綱の文言）					
開始年度	昭和 53 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	決算	20,000	20,000	20,000	30,000	30,000

<監査の結果>

(1) 平成 23 年度包括外部監査の措置状況

【事実関係】

(H23 意見) (補助の必要性)

補助金支出先は毎年同じであり、経営努力を行ってもなお経営状況が良くない場合に限り、補助を行うことが望まれる。

(措置状況)

浴場営業者に対し経営努力を促すには、補助金交付申請時に、どのような経営努力を行ってきたか、また、どのような経営改善を行っていくか確認することが有効であると考えられる。現在、確定申告書を提出させて、経営状況を確認しているが、今年度から「経営努力の内容を示す書類」も提出させることとする。

(措置状況の確認)

経営努力の内容を示す書類の提出は確認したが、努力の内容が経営状況に反映されたかどうかは確認できなかった。担当課としては、申請時に状況確認は行っているが、経営指導までは行っていないとのことであった。

【意見 生活衛生課】

長期にわたり行ってきた補助のため、経営努力についての改善を促し、自立への道筋をたてることが望ましい。

厚生労働省「浴場業の振興指針」にあるように、組合や県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用を促す他、地域の街づくりへの積極的な参加や環境負荷の少ない設備投資、災害時の被災者支援等の地域貢献策等、相談窓口としての役割も果たすことが望ましい。

## 107. 被災農業施設復旧等支援事業補助金

<概要>

所管	経済部 農林園芸課 ※令和元年度は、農林部 農林政策課
説明区分	団体事業補助金
対象事業	岐阜市被災農業用施設復旧等支援事業（被災農業者向け経営体育成支援事業）
根拠規定	経営体育成支援実施要綱、県事業の運用、岐阜県補助金等交付規則、岐阜県農業振興事業補助金交付要綱、岐阜市補助金等交付規則、岐阜市被災農業吉節復旧等支援事業補助金交付要綱、岐阜市被災農業吉節復旧等支援事業補助金交付要領
交付目的	平成 30 年台風第 21 号による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体の農業用機械、施設等の復旧等に要する費用を補助することにより農業者等の農業経営の安定化を図る（要綱の文言）

交付先	農産物の生産に必要な農業用機械、施設等に関し平成 30 年台風第 21 号による農業被害を受けた旨の証明を市長から受けた農業者等（5 名）（園芸）					
開始年度	平成 30 年度					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	123,363,000	7,194,963
	決算	—	—	—	11,442,229	7,194,963

交付先	農産物の生産に必要な農業用機械、施設等に関し平成 30 年台風第 21 号による農業被害を受けた旨の証明を市長から受けた農業者等（3 名）（水田）					
開始年度	平成 30 年度					
金額 （円）	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	21,288,000	5,332,290
	決算	—	—	—	2,215,392	5,332,289

< 監査の結果 >

（1）消費税課税事業者の確認

【事実関係】

消費税の課税事業者か免税事業者かで取扱が異なるとされているが、その確認をどのようにしたのかの確認資料が存在しない。

【意見 農林園芸課】

判断資料として、青色（白色）決算書（課税、免税）、消費税申告書や届出書（原則、簡易）等の提出を求めることが望ましい。

## 108. 市民活動支援補助金

< 概要 >

所管	市民協働推進部 市民活動交流センター ※令和元年度は、市民参画部 市民活動交流センター
説明区分	団体事業補助金
交付先	市民活動団体（岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした事業を実施する団体で、5人以上で組織され、その過半数が岐阜市内に在住、在勤又は在学をする者である団体）（31 団体）

対象事業	下記のとおり					
根拠規定	岐阜市市民活動支援補助金交付要綱					
交付目的	地域社会の課題解決を目的とした事業を実施する団体が実施する事業を支援することによって、協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持つ個性豊かな地域社会を実現する（要綱の文言）					
開始年度	平成 16 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	4,000,000	4,000,000	4,320,000	4,320,000	4,400,000
	決算	4,000,000	3,983,000	4,320,000	4,320,000	4,400,000

番号	団体（会員数）	事業内容	補助金額
1	一般社団法人（11人）	産後ケア講座（3回）	200,000
2	任意団体（10人）	子育て講演会（1回）	35,000
3	任意団体（24人）	離乳食講座（13回）	200,000
4	一般社団法人（7人）	小児の皮膚に関する研修会	70,000
5	特定非営利活動法人（300人）	親子スポーツ教室（3回）	80,000
6	特定非営利活動法人（10人）	子ども減災教室（3日間）	79,000
7	特定非営利活動法人（20人）	母親の防災に関する講座・交流会	186,000
8	任意団体（30人）	家庭での教育に関する講座（3回）	200,000
9	特定非営利活動法人（2,947人）	絵本読み聞かせ会（16回）	200,000
10	任意団体（11人）	チェス教室	83,000
11	任意団体（5人）	子どもロボットプログラミング塾（1回）	80,000
12	任意団体（5人）	子どもプログラミング道場（8回）	56,000
13	任意団体（60人）	子ども劇場の舞台の事前お楽しみ会	80,000
14	特定非営利活動法人（10人）	ひきこもりに関するラジオ番組放送（5回）	80,000
15	特定非営利活動法人（10人）	ひきこもりに関する交流会（3回）	200,000
16	任意団体（63人）	若者によるラジオ番組制作	200,000
17	任意団体（10人）	食育セミナー・食事会・コンサート（1回）	80,000
18	特定非営利活動法人（20人）	子ども・無業者・独居者の食堂	200,000
19	任意団体（68人）	フードイベント（1回）	200,000
20	特定非営利活動法人（5人）	婚活相談・マッチングイベント	200,000
21	任意団体（5人）	LGBTに関する交流会（8回）	43,000
22	任意団体（5人）	学校の働き方改革の事例共有会（1回）	80,000

23	任意団体（12人）	コミュニケーション力育成セミナー（4回）	200,000
24	任意団体（8人）	異業種交流会（1回）・企業説明会（1回）	200,000
25	特定非営利活動法人（10人）	起業講座（5回）	164,000
26	任意団体（60人）	狂俳の発表会	200,000
27	特定非営利活動法人（28人）	動物避難所開設訓練（2回）	200,000
28	任意団体（5人）	犬猫に関するパネル展示（3回）	80,000
29	任意団体（60人）	大仏殿境内での祭り（2日）	164,000
30	特定非営利活動法人（150人）	ゆかた祭りとスタンプラリー（1回）	200,000
31	任意団体（6人）	まちづくりの改善方法の選考表彰	160,000

### <監査の結果>

#### （1）補助対象事業及び補助の必要性

##### 【事実関係】

交付要綱では、「地域社会の課題解決を目的とした事業」を補助対象事業としている。

具体的な補助対象事業は、条例に基づいて設置されている市民活動支援事業審査委員会において、書類審査及び企画コンペティションを経て決定されている。

令和元年度の補助対象事業は、上記のとおりである。

各々の補助対象事業の報告書を見る限り、①当該補助対象事業において、「地域社会の課題」は具体的にどのようなものなのか、②どのようにして「解決」するのか、③どのようにして「協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現する」という交付目的が達成されるのか、明らかでなかった。

事業評価シートでは、資源投入により産出した活動の指標として「応募件数」、これによってもたらされた成果の指標として「採択件数」が用いられており、上記番号31の事業を400万円以上の公金を支出して補助する必要性や有効性は、明らかではなかった。

##### 【意見 市民活動交流センター】

各々の事業内容が市民活動支援事業審査委員会において検討及び評価されていることは素晴らしいことであるが、補助金として交付する以上、交付要綱で定めた補助対象事業に該当することの説明、交付目的に照らして補助の必要性のある事業であることの説明等補助金の交付手続としての適正さが明らかとなるような記載を書面に残しておくことが望ましい。

## 109. 家庭用次世代自動車充電設備（V2H）普及促進補助金

<概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	建設補助金					
交付先	岐阜市家庭用次世代自動車充電設備普及促進補助金対象者 (個人又は個人事業主、法人、区分所有建物管理者)					
対象事業	(1) V2Hシステムを市内の住宅に新たに設置する事業 (2) V2Hシステムを備えた市内の建売住宅を購入する事業					
根拠規定	岐阜市家庭用次世代自動車充電設備（V2H）普及促進補助金交付要綱					
交付目的	本市における次世代自動車の普及の促進を図り、地球温暖化対策を推進する (要綱の文言)					
開始年度	平成29年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	—	2,000,000	500,000	500,000
	決算	—	—	200,000	0	200,000

※V2Hとは、家庭から車、車から家庭への双方向の充電ができる設備で、家庭用コンセントに比べ充電時間が短くて済む、停電の際車に蓄えた電力を蓄電池として使えること等からメリットがあるが、機器購入・据付工事費用が高価である等のため、普及が進んでいない。令和元年度申請2件の例では、機器購入・据付工事費用（税抜）で88万円、106万円程度であった。

岐阜市では平成29年度から補助制度を開始し、1件の上限10万円で、平成29年度2件、令和元年度2件の交付を行った。

## 110. 地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金

<概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	建設補助金					
交付先	岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金対象者 (個人又は個人事業主、法人、区分所有建物管理者)					
対象事業	(1) 地中熱ヒートポンプを市内の建物（温室を含む）に新たに設置（ヒートポンプ及び熱交換設備のみの設置を含む）する事業 (2) 地中熱ヒートポンプシステムを備えた市内の建売住宅を購入する事業					

根拠規定	岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金交付要綱					
交付目的	本市における地中熱ヒートポンプシステムの活用を促進し、もって低炭素社会の実現及び地球温暖化の防止を推進する (要綱の文言)					
開始年度	平成 27 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	4,000,000	4,000,000	3,000,000	1,500,000	1,500,000
	決算	400,000	0	500,000	1,000,000	500,000

※令和元年度で終了

※平成 27 年度、平成 28 年度は上限 20 万円で補助が行われたが、初期費用が多額なためか申請件数が伸び悩んだため、平成 29 年度からは上限を 50 万円とした。交付件数は、平成 27 年度 2 件、平成 29 年度 1 件、平成 30 年度 2 件、令和元年度 1 件であった。件数等検討した結果、令和元年度で当該補助金制度は終了となった。

### 111. ゼロエネルギー住宅普及促進補助金

<概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	建設補助金					
交付先	岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金対象者 (個人又は個人事業主、法人)					
対象事業	(1) 補助対象機器・設備を市内の住宅に新たに設置する事業 (2) 補助対象機器・設備を備えた市内の建売住宅を購入する事業					
根拠規定	岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付要綱					
交付目的	高効率な省エネルギー機器・設備を設置する者に対し、当該省エネルギー機器・設備の設置に要する費用を補助することにより、家庭からの二酸化炭素の排出量の削減を図る (岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付要綱より)					
開始年度	平成 29 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	6,125,000	5,750,000	8,536,000
	決算	—	—	2,859,000	4,390,000	3,487,000

※国の補助金額の 1 / 10 以内の額を（上乗せして）補助する補助金である。

## 112. 家庭用燃料電池普及促進補助金

### <概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	建設補助金					
交付先	岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助金対象者 (個人又は個人事業主、法人、区分所有建物管理者)					
対象事業	(1) 補助対象システムを市内の住宅に新たに設置する事業 (2) 補助対象システムを備えた市内の建売住宅を購入する事業					
根拠規定	岐阜市家庭用燃料電池普及促進補助金交付要綱					
交付目的	地球温暖化の防止を推進し、持続可能な低炭素社会を構築する (要綱の文言)					
開始年度	平成 26 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	20,000,000	20,000,000	6,430,000	1,500,000	1,600,000
	決算	11,800,000	11,797,000	3,161,000	978,000	727,000

※国の補助金額の 1 / 10 以内の額を（上乗せして）補助する補助金である。

### <監査の結果>（上記 109～112 の補助金共通）

#### （1）補助金検討チームの活用

##### 【事実関係】

「家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金」について、平成 29 年度補助制度を開始し、1 件の上限 10 万円で、平成 29 年度 2 件、令和元年度 2 件の交付を行った。

3 年目となった補助金について補助金検討チームからのアドバイス等がなされたか確認したが、特にコメント等はないとのことであった。

##### 【規範】

平成 26 年 4 月 25 日決裁の補助金等ガイドラインによれば、新設から 3 年経過した補助金は、各部における「補助金等の見直し基準チェックシート」に基づく評価及び事業評価を実施した結果を踏まえ、補助金検討チームが補助事業の再評価を実施し、各部と検討チームの評価結果が異なる場合、補助金評価委員会が調査・検討し、各部へ意見書を提出、次年度予算に反映するとされている。

##### 【意見 低炭素・資源循環課】

補助金等ガイドラインでは、各部と検討チームの評価結果が異なる場合、補助金評価委員会が調査・検討するとの次のステップに進むこととなっている。各部と検討チームとの評価結果が同じ場合、3 年目を過ぎた補助金はその後毎年の各部での見直

しのみとなる。他部からのアドバイスや意見を聞く良い機会であり、結論は同じであっても意見等を聞くことにより、更によい形での補助金活用が出来ることも考えられる。

3年目の検討チームによる検討の機会を更に充実させ、改善につなげることが望ましい。

## (2) アンケート、状況報告の活用

### 【事実関係】

現在のところ、補助対象者へのアンケート、状況報告提出の求めの実施は行われていない。

### 【規範】

岐阜市家庭用次世代自動車充電設備（V2H）普及促進補助金交付要綱第9条（補助金の交付の条件）では、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとされている。

- ・市長が実施する消費電力、省エネルギー等に関するアンケートに回答すること。
- ・市長からV2Hシステムの運転状況について報告を求められたときは、その状況を報告すること

また、交付決定通知書（交付の条件）には、「必要に応じて行うアンケート調査その他必要な調査に協力しなければなりません。」と記載されている。

岐阜市地中熱ヒートポンプシステム普及促進補助金交付要綱第9条（補助金の交付の条件）では、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとされている。

- ・市長が実施する消費電力、省エネルギー等に関するアンケートに回答すること
- ・市長から地中熱ヒートポンプシステムの運転状況について報告を求められたときは、その状況を報告すること

また、交付決定通知書（交付の条件）には、「必要に応じて行うアンケート調査その他必要な調査に協力しなければなりません。」と記載されている。

ゼロエネルギー住宅補助金の交付決定通知書（交付の条件）には、「補助事業者に対して、必要に応じてエネルギー使用状況調査、アンケート調査その他必要な調査の協力を求めることがあります。」と記載されている。

家庭用燃料電池補助金の交付決定通知書（交付の条件）には、「補助事業者に対して、必要に応じてエネルギー使用状況調査、アンケート調査その他必要な調査の協力を求めることがあります。」と記載されている。

### 【意見 低炭素・資源循環課】

補助事業開始から3年～6年が経過している補助金であり、補助対象者も複数となってきている。

補助対象者へのアンケートを実施したり、状況報告を求めたりして、個別の補助事業の効果測定や今後の補助事業の形、新たな補助金制度検討への材料として活かすことが望ましい。

### 113. ダンボールコンポスト普及促進補助金

#### <概要>

所管	環境部 低炭素・資源循環課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に在住していること。 (2) 生ごみ減量カードを有すること。 (3) 当該年度の4月1日から翌年2月末日までに、市登録販売者からダンボールコンポスト消耗品を購入し、これを使用して生ごみの減量を実践すること。					
対象事業	ダンボールコンポスト消耗品を購入する事業					
根拠規定	ダンボールコンポスト普及促進補助金交付要綱					
交付目的	本市におけるダンボールコンポストによる生ごみの肥料化を促進し、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量を図る (要綱の文言)					
開始年度	平成29年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	—	—	2,778,000	2,842,000	1,312,000
	決算	—	—	354,560	416,710	470,970

#### <監査の結果>

##### (1) 補助金検討チームの活用

##### 【事実関係】

市民が、ダンボールコンポストを行うために必要な消耗品を購入した際、市が定額補助をする形で補助が行われており、平成29年度補助制度を開始し、令和元年度で3年目となった。

3年目の補助金について補助金検討チームからのアドバイス等がなされたか確認したが、特にコメント等はないとのことであった。

##### 【規範】

補助金等ガイドラインによれば、新設から3年経過した補助金は、各部において「補助金等の見直し基準チェックシート」に基づく評価及び事業評価を実施した結果を踏まえ、補助金検討チーム補助事業の再評価を実施するとされている。

##### 【意見 低炭素・資源循環課】

補助金等ガイドラインでは、各部と検討チームの評価結果が異なる場合、補助金評価委員会が調査・検討するとの次のステップに進むこととなっている。各部と検討

チームとの評価結果が同じ場合、3年目を過ぎた補助金はその後毎年の各部での見直しのみとなる。他部からのアドバイスや意見を聞く良い機会であり、結論は同じであっても意見等を聞くことにより、更により形での補助金活用が出来ることも考えられる。

3年目の検討チームによる検討の機会を更に充実させ、改善につなげることが望ましい。

#### 114. みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト 街角トワイライト整備事業補助金

##### <概要>

所管	市民生活部 防犯・交通安全課					
説明区分	団体事業補助金					
交付先	個人、自治会					
対象事業	防犯灯の設置					
根拠規定	岐阜市民みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト助成要綱					
交付目的	地域において積極的な安全活動を行う市民と市との協働により、ホッとできる安全で安心なまちづくりを進める					
開始年度	平成 15 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	975,000	975,000	1,425,000	1,425,000	1,425,000
	決算	933,500	701,600	836,400	681,400	648,000

##### <監査の結果>

(1) 平成 23 年度包括外部監査報告書の措置状況

##### 【事実関係】

平成 23 年度包括外部監査報告書における指摘・意見及びこれに対する措置状況報告は以下のとおりである。

平成 23 年度包括外部監査報告書	措置状況報告
照明の設置の必要性について、設置予定箇所の自治会長の承諾をえることとされているが、原則、夜間に現地調査を行い、岐阜市として防犯灯の必要性の有無を検討すべきである。(指摘)	当事業の条件である「民地内への設置」の確認や、「公益性の高さ」等、夜間に現地調査を行い、防犯灯の必要性の有無を判断する。

<p>補助対象となった照明のほとんどが、補助上限額である 10 万円以内で設置されており、設置費用の全額を岐阜市が負担している案件が多かった。</p> <p>受益者負担の原則に則り、補助金額の上限を引き下げることや、補助対象となる経費の一定割合を補助することにより、設置費用も一定の受益者負担を求めるべきである。(指摘)</p>	<p>平成 24 年度から、電柱等に設置する場合の補助金額の上限を 10 万円から 8 万円に引き下げたが、上限額以内で設置可能であり、受益者負担が維持管理費のみとなっているケースが多い。中核市の補助金交付状況を調査し取りまとめた結果を参考に、補助金額の上限や、受益者負担のあり方を再度検討していく。</p> <hr/> <p>中核市における補助の状況について調査した結果、回答があった 37 市のうち、7 割以上で電気代もしくは設置に係る補助が行われており、そのうち両方の補助制度がある市は 8 割以上に上った。本市においては、電気代等の長期的に続く維持費は設置者が負担しており、これらを総合的に勘案すると、一定の受益者負担がなされているものとする。</p>
--	--

上記のとおり、現在は、照明の設置にあたり夜間確認を行っているとのことである。補助上限額についての見直しが行われたが、見直し後もなお設置費用の全額を岐阜市が負担している案件がほとんどである。これについて、他の中核市との比較の結果、維持費を設置者が負担することをもって、相応の受益者負担がなされているものと判断したとのことである。

## 115. ブロック塀等撤去補助金

### <概要>

所管	まちづくり推進部 建築指導課
説明区分	維持補修補助金
交付先	ブロック塀等の所有者 (223 件)
対象事業	道路に面する高さ 60cm 以上、長さ 1 m 以上のブロック塀等の撤去
根拠規定	岐阜市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱
交付目的	地震によるブロック塀等の倒壊により通行者等が被害を受け、又は道路の通行の妨げとなることを防止する (要綱の文言)
開始年度	平成 30 年度

金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	37,600,000	41,700,000
	決算	—	—	—	37,600,000	28,258,000

< 監査の結果 >

(1) 適法性確認作業

【事実関係】

大阪府高槻市で起きたブロック塀の倒壊による事故を受けて創設された補助制度であり、交付要綱では、ブロック塀等の所有者、又は、「これらの者に準ずる者として市長が適当と認める者」に対して、補助金を交付することとなっている（第4条）。

【意見 建築指導課】

相続発生事案等、当該ブロックの所有者を法的に正確に確定することには困難が伴う事例も一定数存在すると思われる。その意味で、交付要綱第4条第2号の「これらの者に準ずる者として市長が適当と認める者」に該当事案が一定数存在するはずである。この場合には、「市長が適当と認める者」の判断過程を事後的に検証できる資料を残しておくことが望ましい。

## 116. 建築物等耐震化促進事業費補助金

< 概要 >

所管	まちづくり推進部 建築指導課
説明区分	維持補修補助金
根拠規定	岐阜市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱
交付目的	既存建築物等の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進める（要綱の文言）

交付先	木造住宅の所有者					
対象事業	木造住宅の耐震改修工事					
開始年度	平成 17 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	57,500,000	35,385,000	30,330,000	25,275,000	15,606,000
	決算	20,274,000	21,796,000	15,845,000	11,241,000	12,619,000

交付先	特定建築物の所有者					
対象事業	特定建築物の耐震診断					
開始年度	平成 18 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	4,800,000	4,800,000	6,800,000	3,400,000
	決算	—	3,872,000	0	0	2,484,000

< 監査の結果 >

(1) 効率性

【事実関係】

木造住宅耐震改修について、平成 23 年度包括外部監査において、工事件数が少なく、当該補助金の効果が極めて限定的となっているため、その有効性を向上させることが望ましいとの意見が述べられていた。

これに対しては、岐阜市としては、無料耐震診断を受けた市民に対してアンケートを実施し、耐震補強工事を実施できない理由を調査する方策を講じたとのことであった。

しかし、そのアンケートがどのようなものであったか、現時点で確認できず、少なくとも課内で十分な引継ぎがなされていない。

【意見 建築指導課】

耐震化率の向上を目指すべく、市負担の無料耐震診断を利用しながら、工事をしない所有者に対してのアンケート（例えば、2、3年に1回）を実施することが望ましい。

【事実関係】

特定建築物の耐震診断について、具体的な利用例として、診断のみで終了し、具体的な施策（改修計画や施工）まで直結していない例があった。

【意見 建築指導課】

耐震診断のみの補助となれば、その目的である「耐震改修又は建替えの喚起」に必ずしも直結するものではない。「耐震改修又は建替えの喚起」に結びつけるべく、補助率の改定や診断後のフォローアップ等を検討することが望ましい。

## 117. 耐震シェルター等設置事業費補助金

< 概要 >

所管	まちづくり推進部 建築指導課
説明区分	維持補修補助金

交付先	木造住宅の所有者（1件）					
対象事業	耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」と判定された昭和56年5月31日以前着工の高齢者等が居住する木造住宅の所有者に対し、耐震シェルター又は防災ベッドを設置する費用の一部を補助する					
根拠規定	岐阜市耐震シェルター等設置事業費補助金交付要綱					
交付目的	地震時に迅速な自力避難が困難である高齢者等の防災意識の向上を図り、生命の安全を確保する（要綱の文言）					
開始年度	平成26年度					
金額 (円)	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	予算	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000	1,350,000
	決算	0	3,204,000	540,000	270,000	270,000

<監査の結果>

(1) 効率性

【事実関係】

木造住宅に耐震シェルター又は防災ベッドを設置するための費用の一部補助（上限27万円）するものであるが、平成30年度、令和元年度ともに利用件数が1件のみである。

【意見 建築指導課】

現状の利用件数のままでは、その目的である防災意識の向上、ひいては生命の安全の確保が図られるような利用とはなっていない。

より効果的な補助金制度となるよう検討することが望ましい。

## 118. 空き家改修費補助金

<概要>

所管	まちづくり推進部 まちづくり事業課 ※令和元年度は、まちづくり推進部 まちづくり景観課
説明区分	諸補助金
交付先	自ら定住するために購入した空き家の改修を行う者かつ2人以上の世帯に属する者で、市外からの定住者、子育て、新婚世帯（5件）
対象事業	市内の空き家を購入し改修を行う
根拠規定	岐阜県空き家総合整備事業費補助金交付要綱、岐阜市空き家改修費補助金交付要綱

交付目的	空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る（要綱の文言）					
開始年度	令和元年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	—	6,000,000
	決算	—	—	—	—	3,000,000

### 【監査の結果】

#### (1) 公平性

#### 【事実関係】

「岐阜市空き家改修費補助金交付要綱」では、その趣旨目的として、「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」ことが掲げられている（要綱第1条）

しかし、補助対象事業としては、あくまで「自らが定住するために購入した空き家の改修を行う事業」として、自己取得及び自己定住が前提とされている（要綱第3条）。

市によれば、自己定住を要件としているのは、営利目的（賃貸住宅）での補助利用を除外するため、自己取得を要件としているのは、短期間での転居を除外するためとのことである。

#### 【意見 まちづくり事業課】

例えば、子が定住するのだが子に資金がないために取得費を親が捻出するケース等も想定されるが、要件を満たさずに対象外となってしまう。

令和元年度から開始した補助金ではあるが、「空き家の流通及び活用を促進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る」という目的をより達成できるよう、自己取得及び自己定住に限定する要綱の見直しを検討することが望ましい。

## 119. はじめての就職定住支援金

### <概要>

所管	まちづくり推進部 まちづくり事業課 ※令和元年度は、まちづくり推進部 まちづくり景観課
説明区分	諸補助金
交付先	学業を理由に市外に転出した後、はじめての就職のため本市にUターンする者又ははじめての就職を機に本市の居住誘導区域外から内に転居する者（34名）
対象事業	学業を理由に市外に転出した後、はじめての就職のため本市にUターンする、はじめての就職を機に本市の居住誘導区域外から内に転居する

根拠規定	岐阜市はじめての就職定住支援金支給要綱					
交付目的	Uターン者及び居住誘導区域転居者の増加を推進し、もって本市の定住人口の増加及び人口流出の抑制を図る（要綱の文言）					
開始年度	平成 30 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	—	—	—	590,000	2,800,000
	決算	—	—	—	50,000	1,700,000

<監査の結果>

(1) 事後確認

【事実関係】

「岐阜市はじめての就職定住支援金支給要綱」では、申請の日から2年以上、Uターン者にあつては市内に、居住誘導区域転居者にあつては居住誘導区域に定住をしていない場合には、支給決定の取消しがありうる事が明記されている（要綱第6条）。

しかし、事後確認が十分になされていない。

【意見 まちづくり事業課】

要綱に、事後取消し条項が定められている以上、その取消事由該当性の調査方法について検討しておくことが望ましい。要綱に取消し条項があるからといって、平時から後追い確認を全件要求することは、当該確認調査へのマンパワーや事務費用を考えると現実的でない場合もあり得る。

この点も踏まえて、事後取消し条項を、どの場面で適用するものとして設けているのか、予め検討しておくことが望ましい。

## 120. 中心市街地新築住宅取得助成金

<概要>

所管	まちづくり推進部 まちづくり事業課 ※令和元年度は、まちづくり推進部 まちづくり景観課
説明区分	諸補助金
交付先	中心市街地（3期中心市街地活性化基本計画区域）において、自ら居住する住宅を建設又は取得するために金融機関と住宅ローンを契約した人（24名）
対象事業	中心市街地において、金融機関の住宅ローンを利用して自ら居住する住宅を建設又は取得する
根拠規定	岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付要綱

交付目的	中心市街地における良好な住宅の建設及び流通を誘導し、並びに子育て世帯の居住を促進することにより人口流入の促進及び人口流出の抑制を図り、もって中心市街地を活性化する（要綱の文言）					
開始年度	平成 23 年度					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	17,750,000	2,500,000	2,500,000	2,400,000	24,800,000
	決算	7,500,000	1,750,000	500,000	2,850,000	13,000,000

< 監査の結果 >

(1) 公平性

【事実関係】

「岐阜市中心市街地新築住宅取得助成金交付要綱」では、その趣旨目的として、「中心市街地における良好な住宅の建設及び流通を誘導し、並びに子育て世帯の居住を促進することにより人口流入の促進及び人口流出の抑制を図り、もって中心市街地を活性化すること」が掲げられている（要綱第 1 条）。

かかる観点から、岐阜市においては、「まちなか居住重点区域の新築住宅」を設定して（要綱第 4 条別表第 1）、当該区域内かつ新築住宅という制限を設けている。

しかしながら、実際の補助金受給者は、令和元年度でいえば、交付された全 24 件中 20 件が当該区域内の新築高層マンション居住予定者であった。

この理由としては、①まちなか居住重点区域内については、新築高層マンション建設が増加している一方で、戸建て用土地の流通性が低い地域であるという傾向のため、戸建て新築物件が少ないということ、②新築高層マンションの場合、ディベロッパーが率先して当該補助金の利用を広告していることが挙げられる。

【意見 まちづくり事業課】

現状の制度設計では、実質、新築高層マンション居住予定者のための補助金となってしまうている。しかも、中心市街地のマンション価格は上昇傾向にあり、当該新築高層マンション居住予定者には富裕層が多く含まれている可能性が高く、そういった購入者にとって、本補助金がプラスの材料ではあることは否定しないが、本補助金が当該マンションに居住しようという動機付けとまではなっていないと思われる。市によれば、マンション建設が増えているから補助の目的が達成できていると考えているとのことであるが、本補助金があるからマンションディベロッパーがマンションを建設したとは思えない。本補助金は、交付目的達成の手段として機能していないと考える。マンション購入者を利する結果になっているだけで、公平さを欠くとも受け取られかねない。

交付目的達成のための手段として機能する補助金の制度に改めることが望ましい。

## 121. 中心市街地活性化空き店舗活用事業補助金

### <概要>

所管	経済部 産業振興・企業誘致課 ※令和元年度は、商工観光部 産業雇用課					
説明区分	諸補助金					
交付先	商店街団体、商店街振興組合に加入する者、商店街振興組合連合会に加入する商店街振興組合以外の団体に加入する者のいずれかに該当する出店者であって、商店街団体から、その活動地区の賃借物件において補助事業を実施することが適当である旨の推薦を受けたもの (平成 28 年度分 3 店 (うち 1 店取消)、平成 29 年度分 7 店、平成 30 年度分 9 店、令和元年度分 6 店)					
対象事業	小売業等を営む出店者による空き店舗の賃借					
根拠規定	岐阜市中心市街地活性化空き店舗活用事業補助金交付要綱					
交付目的	商店街の活性化及びにぎわいの創出を図り、もって中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進する (要綱の文言) 空き店舗の減少により商店街の連続性を保ち、モールとしての魅力を維持することで、活力と賑わいのある商店街づくりを推進する (事業評価シート)					
開始年度	平成 9 年					
金額 (円)	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算	26,304,300	24,559,174	30,825,526	29,263,000	22,215,950
	決算	15,280,608	20,085,210	14,644,319	13,970,943	10,152,999

### <監査の結果>

#### (1) 経営相談の内実化

##### 【事実関係】

岐阜市では、その運用において、補助金を支出した事業者に対して、2、3年目に経営相談を受けさせ、その記録の提出をさせている。

##### 【意見 産業振興・企業誘致課】

事業を続けてもらうことが前提であるため、方法としては理解できるが、記録を見る限り、有用な内容となっているとは言い難い事例が散見された。

経営相談について、より有用なものとなるよう、更なる検証を行うことが望ましい。

## (2) 事後管理

### 【事実関係】

家賃補助を受けた事業者の中で、事業実績報告の提出遅延している者があった。その遅延理由については、業務多忙とのことであった。

### 【規範】

報告は補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。

### 【指摘 産業振興・企業誘致課】

家賃の収支を出すだけの内容であり、期限内に提出することができないほどの「やむを得ない事由」はないものと思われる。

期限内の提出を徹底させるとともに、期限を徒過した場合は、補助金交付決定の取消し等で対応すべきである。

# 事業評価シート

番号 -

## 【1.基本情報】

事業名					
担当部名		担当課名			
未来地図政策				政策コード	- - -
実施方法		補助の種類※		実施主体	
実施期間	年度～	年度	根拠法令 関連計画※		

## 【2.事業概要】

事業の目的					
事業の内容					
事業の 対象	何を				
	誰に (対象者・対 象者数)				
	どのくらい (具体的 数値で)				
令和元年度 (実施内容)					

## 【3.支出(行政コスト)】

(1)人にかかるコスト

	平成29年度決算額		平成30年度決算額		令和元年度決算額	
	人件費(千円)	人日(人)	人件費(千円)	人日(人)	人件費(千円)	人日(人)
正規職員	0		0		0	
嘱託職員	0		0		0	
アルバイト	0		0		0	
<b>計(A)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(2)物にかかるコスト

	平成29年度決算額(千円)	平成30年度決算額(千円)	令和元年度決算額(千円)
<b>直接経費【直接事業費】(B)</b>			
<b>直接事業費の主な内訳</b>			
項目			
減価償却費【施設管理】※(C)	平成29年度額(千円)	平成30年度額(千円)	令和元年度額(千円)
<b>計(D)=B+C</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(3)総コスト

	平成29年度決算額(千円)	平成30年度決算額(千円)	令和元年度決算額(千円)
<b>総事業費(E)=A+D</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 【4.収入】

	平成29年度決算額(千円)	平成30年度決算額(千円)	令和元年度決算額(千円)
<b>収入内訳</b>			
国庫支出金			
県支出金			
市債			
使用料・手数料			
その他			
<b>計(F)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 【5.収支】

	平成29年度決算額(千円)	平成30年度決算額(千円)	令和元年度決算額(千円)
<b>市負担額一般財源(E-F)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

**【6.コストバランス】**

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
事業受益者			
受益者数			
受益者負担額(千円)			
受益者負担率(%)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
受益者1人当たりのコスト (円、一般財源ベース)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

**【7.指標】**

アウトプット評価 (資源投入(インプット)により産出した活動(サービス))			
活動指標名			単位
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値			
実績値			

アウトカム評価 (アウトプットによりもたらされた成果)			
成果指標名			単位
	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値			
実績値			

**【8.評価】**

評価項目	評価	理由(可能な限り定量的又は定性的な指標を用いて説明)
<b>必要性</b> (①目的が市民・社会のニーズに合っているか) (②事業を市が担う必要があるか(民間・国・県)) ※【1】【2】から		
<b>効率性</b> (①費用対効果) (②他に効率的な方法がないか (広域・民間活用・市民協働)) ※【1】【3】【4】【5】【6】から		
<b>有効性</b> (期待した効果が得られたか 又は計画した将来に効果が得られる見込か) ※【2】【7】から		
<b>公平性</b> (受益者及び受益者負担は適正か) ※【2】【6】【7】から		
<b>【総合評価】</b> (現状維持・改善(統合・縮小含む。)-廃止)		

## 補助金等の見直し基準チェックシート

(行財政改革課へ提出する必要はありません。各部・各課で必要に応じて使用してください)

\*評価しない項目は空欄としてください。

事業名		事業番号			
見直しの視点		評価項目	評価点 入力欄		
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助目的の公益性</li> <li>・団体の公益性</li> <li>・補助事業の公益性</li> </ul>	・公益性が高い	(3)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益性がそれほど高くない</li> <li>・公益性がない</li> </ul>	(2) (0)		
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢の変化による必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的達成のため、補助を継続すべきである</li> <li>・既に目的を達成した、又は達成の見込みがない</li> </ul>	(2) (0)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助の必要性(社会的需要)が高い。</li> <li>・補助の必要性(社会的需要)がある。</li> <li>・補助の必要性(社会的需要)がない。</li> </ul>	(3) (2) (0)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終期が到来していない</li> <li>・終期が到来している</li> </ul>	(2) (0)			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能分担(民間と行政)の妥当性</li> </ul>	団体構成員の負担能力及び団体の自己資金の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、自主運営に委ねることは困難だが将来的には可能</li> <li>・一部自主運営に委ねることができる</li> <li>・自主的運営に委ねることが可能</li> </ul>	(2) (1) (0)		
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益対象者の範囲</li> <li>・類似団体、事業とのバランス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市民が対象</li> <li>・受益者の一部が限定されている</li> <li>・受益者が特定のものに限定されている</li> </ul>	(2) (1) (0)		
		他の同種類別の団体事業に <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金が交付されており、他に比べて多額ではない</li> <li>・補助金が交付されており、他に比べて多額である</li> <li>・補助金が交付されていない</li> </ul>	(2) (1) (0)		
効果 経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助効果の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助の充実を図ることにより、著しく事業効果が見込まれる</li> <li>・補助の充実を図ることにより、事業効果が見込まれる</li> <li>・補助の充実を図っても、事業効果がない</li> </ul>	(2) (1) (0)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助目的に沿った効果が上がっている</li> <li>・補助目的に沿った効果がそれほど上がっていない</li> <li>・補助目的に沿った効果が上がっていない</li> </ul>	(2) (1) (0)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率、補助額、負担の妥当性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・零細かつ少額補助でない</li> <li>・零細又は少額補助である</li> </ul>	(2) (0)	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・形式的、習慣的に補助されていない</li> <li>・やや形式的、習慣的に補助されている</li> <li>・形式的、習慣的に補助されている</li> </ul>	(2) (1) (0)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助効果に比して、補助金額が少ない</li> <li>・補助効果に比して、補助金額はそれほど多くない</li> <li>・補助効果に比して、補助金額が過大</li> </ul>	(2) (1) (0)		
		補助事業の目的が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県、本市の他部署における補助事業と重複していない。</li> <li>・国や県、本市の他部署における補助事業と重複している。</li> </ul>	(2) (0)		
	<b>&lt;追加項目&gt;</b>		評価点	入力欄	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性が非常に高い</li> <li>・緊急性が高い</li> </ul>		(2) (1)		<b>点数(小計)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜らしさが見受けられる</li> <li>・一部に岐阜らしさが見受けられる</li> </ul>		(2) (1)		<b>点数(追加)</b>	0
				<b>合計点数</b>	0
				<b>満点(追加項目を除く)</b>	0
				<b>評価割合(%)</b>	#####
				<b>総合評価</b>	#####
評価内容の概要					
見直し方法等 (Aランクを除く)					

\*零細とは、事業費に対する補助金の割合が1%未満のもの、少額とは1件当たり5万円未満のものとする。